

令和4年第3回伊仙町議会定例会

会期日程

令和4年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

令和4年9月6日開会～9月14日閉会 会期9日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	6	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○陳情 1件(陳情第9号 経済建設常任委員会へ付託)	
〃	7	水	本会議	○同意 2件(提案理由～質疑～討論～採決) ○報告 2件(報告～質疑～終結) ○議案 7件 議案第39号～45号(提案理由説明～採決) ○認定 6件 1号～6号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)	
〃	8	木	本会議	○一般質問(美島議員、福留議員、井上議員 3名)	
〃	9	金	特別委員会	○令和3年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (現地調査)	
〃	10	⊕	休 会		
〃	11	⊖	休 会		
〃	12	月	特別委員会	○令和3年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内審査)	
〃	13	火	特別委員会	○令和3年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会 (室内審査)	

"	14	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○全員協議会 ○追加議案同意 1件（提案理由～質疑～討論～採決） ○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会 	
---	----	---	-----	---	--

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和4年9月6日

令和4年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日） 午後1時30分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第9号 川内原発の20年延長運転に関する陳情書（経済建設常任委員会へ付託）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 議会事務局書記 芳田勇也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	久保等 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	稲田大輝 君
子育て支援課長	久保修次 君	地域福祉課長	大山拳 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	福島隆也 君
耕地課長	稲田良和 君	きゅらまち観光課長	上木博之 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	上木正人 君
社会教育課長	中富讓治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君	選挙管理委員会書記長	重村浩次 君
総務課長補佐	寶永英樹 君		

○議長（前 徹志議員）

会議に入る前に、伊田教育長から教育長就任のご挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（伊田正則君）

伊仙町議会議員の皆様、こんにちは。お世話になります。先日の議会で教育長の議案に承認していただきまして誠にありがとうございます。議員の皆様から承認していただいたということは、伊仙町の子供たちの健全育成や町民の生涯学習の観点からも期待を寄せていただいたと受け止めております。まだまだ我々、中で微力ではありますが、町民の皆様の期待に応えられるよう頑張っていく所存です。よろしく申し上げます。

私の教育行政に対する抱負、考え方をお話しさせていただきますと、先人たちが生きる礎にしてきた自然と共に生きる姿、自然の恵みに感謝し、自然を崇拜する中から生まれた感謝する心、謙虚である心、周りと協力して生きていく力と、時代が変わろうとも変わらない価値観を持っている、不易としている部分を受け継ぎ、子供たちが成長して大人になる頃の社会はコンピューターや通信機器のみならず、自動車や冷蔵庫など様々なものがインターネットに接続され、情報をやり取りする時代が来ると言われています。そんな時代に対応する能力を身に着けるためには、今学校で進めているGIGAスクール構想、タブレットの活用等のICT活用能力の向上は避けては通れない分野です。その分野を流行として捉えていきます。

この不易と流行のそれぞれの良さを生かしながら、各学校をリードしていきたいと考えています。議員の先生方から指導、協力いただきながら、伊仙町町民全体が豊かな教育を目指して取り組んでいけたらと考えています。どうぞ御指導、御協力をお願いしまして私の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○学校給食センター所長（森 一途君）

皆さん、こんにちは。8月1日をもって給食センター所長に任命された森です。給食センター運営に、またご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、議会におきましては誠実な答弁に努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

△開 会（開議） 午後 1時30分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、令和4年第3回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、福留達也議員、樺山 一議員、予備署名

議員に美島盛秀議員、井上和代議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日5月6日から5月16日までの11日間にしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月6日から9月16日までの11日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和4年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和4年8月分までの例月出納検査の結果について、閲覧を希望される方
は事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

6月議会終了後から本日までの行政報告をお手元に配付してありますけれども、細かい点につい
ては、なかなか全部話すことはできないんですけれども、主なことにつきまして説明をしていき
たいと思っております。

先ほど教育長が感動的な挨拶をしていただきました。伊仙町の歴史も踏まえて、これからこの町
は、ちょうど9年前に伊仙町制50周年の時に、南海日日新聞が独立復帰の町ということを高々に掲
げていただきました。それは、この町は自分たちのこの島を自分たちの力でこれからも作り上げて
いくと、そして独立復帰というのは、あのカムイヤキの時代に、この南西諸島を攻撃するぐらいの
機動力、それから政治力、軍事力があつた町だということになるわけでありまして。そのことが伊仙
町民の心の中に脈々と伝わってるんじゃないかと考えております。

そういった気持ちを持って、これから情報化の時代、そして教育の中においてもタブレットを使
いながら子どもたちが世界と交流できる時代になったわけでありまして、伊仙町が真摯の福祉を

持って、これからも大きく発展するように、皆さん方と一緒に取り組んでまいりたいと考えています。

それでは、6月15日に、鹿浦に走行が記念すべきマレーグループの創設、自動走行であります。このことを副会長はずっと大事にしております、今でもあれを自らの会社で維持管理をしている状況でございますので、行ってまいりました。個人のことでなくて、社会のため会社のためという哲学でずっと頑張ってきた。今奄美を代表する創業者の100周年でございました。

それから6月24日には、虹の会を中心とした方々、徳之島地区消防の方々も参加いたしまして、小原海岸のゴミゼロボランティア清掃会がございまして、これは、きゅらまち観光課の職員が下のほうまで子供も高齢者も下れるような既にそういうふうな道の整備をしてありました。そこで、多くの海洋の浮遊物が外国産のもたくさんありまして、持ち上げることができないので、船を使って前泊港から搬出したという状況でございました。

6月24日に、3町の新規就農者を励ます会がございまして、各町ともを2、3人でしたけれども、若い人たちが島で高い志を持って、そしてどんなことがあってもこの島で頑張っていきたいという心意気がありまして、大変喜んでおります。

6月29日は、徳之島ビルの株主総会がございまして、この中で徳之島空港ビルの建て替えの必要性があるということで、そこまで今回は言及をしておりました。具体的な工程等については、まだ未定でございます。

4月1日に、上木博之きゅらまち観光課長と一緒に、伊佐市のこのデベロップという東京に本社のある会社がトレーナーホテルを全国に急展開しております、大体30から40が損益分岐点があるということでもあります。この会社は伊仙町においても、町のほうから場所を今説明をしておりますけれども、条件はコンビニストアが500m以内にあるということでもありますので、そのような土地を今紹介をしている状態でございます。

それから7月4日に、区長会がございまして、阿権と西犬田布の新しい区長さんが任命されました。伊仙町出身の東伊仙の久保博樹さんという方が、むるし島帰らどうというアンケート調査を関西から来てやっていただきまして、Uターンの推進とか、町が大きな柱としてやっている人口問題に関しまして、都会から子や孫が島に帰ってくれるような受入れ体制をやっていきたいということでもあります。

7月13日には、県の公安協会の総会がございまして、懇談会の中で担当の方と一緒に面縄港についての要請を出しました。

7月15日には、井田教育長が伊仙町議会において承認をしていただきました。

7月21日には、県の空港港湾課長一行が来まして、伊仙町職員と視察とそして勉強会を行ったところでございます。

7月28日に、県の離島振興協議会懇談会が、この2年ほど開かれてなかった中で開催されまして、各離島の自治体の首長、そして県議会の離島行政議員連盟の方々が多数名参加した中で、いろんな

意見がございましたけれども、ある地元、郡内産出の県会議員から、人口問題についての議論の必要があるということで、意見がございました。そこで、私はその方の説明の補足として、これから人口問題が非常に重要であると前の議会でも述べたとおり、この4年間で日本の出生数は100万を4年前に切りましたけれども、今81万という出生数であります。これが今のペースでいきますと、大変厳しい状況になるというのは、ほとんどの方々が認識しているけれども、それは今のペースでいくということでもありますので、そのペースを止めることがマイナスペースを止めることが重要であるということで、伊仙町でそれを何としても全国のモデル地区になるような自治体にしていく可能性のある町であるし、また、町が人口増加ということを目指している以上、そのことを強力に推進していきたいと訴えてまいりました。

8月4日から日曜日を挟んで1週間ほど、東京のいろんな企業もあり、要望活動を行ってまいりました。8月4日には、先ほど申し上げたデベロップという会社本社に行きまして、そこでいろんな具体的な説明を受けまして、早ければ来年の8月までには、伊仙町のほうに30床から40のトレーラーホテルを作っていきたいということでありました。

それから、このカンバーランドジャパンという会社、これ逆に、神戸の震災のときからトレーラーハウスという形で全国展開、世界的にも展開する会社に行きまして、これはかなりトレーラーハウスでありますけれども、見た目はいろいろ組み合わせてしたりすると、高級な家にも見えますし、また、この内部もいろんなくっつけたり、そして止めた時に横の方にいろんな施設を補強していきますと、立派な家ができる。

トレーラーハウス、トレーラーホテルにしても、これは、原則は、場所はかなりの場所で建設じゃなくて、これはトレーラーですから置いとくことができるし、いろんな制限が少ないわけでありますので、移動は災害と災害対策の兼任と兼用するという形でのトレーラーハウスで、固定資産税などが発生しないわけでありますので、伊佐市もあれほど大きい町が大きなホテルがないということで、要望したそうでありますので、そういった形で伊仙町に来た人が、みんな伊仙町内で宿泊できるように、今後とも推進していきたいと思っております。

ついでに申し上げますと、最近、スポーツ少年団とか、それからこの前は、鹿児島商業と鹿児島女子高校の合宿が島でありましたし、このことも強引に町内居住を説明したら、宿泊していただくことになりましたし、今虹の会が中心となって、全国から視察に行きたいという高校生がいた中で、伊仙町で宿泊しなかったら、来なくてというふうな強気の返事したら、宿泊地を伊仙町に40人ずつ1週間に渡って宿泊ということもできるわけであります。伊仙町の民泊、民宿、連泊などを駆使すると、最低80の方が宿泊できるだけの場所があるということが証明されたわけであります。

今後とも、このようなデベロップとかカンバーランドなどを誘致しながら、また同時に多くの方々をもっともこの町に来やすいようなホテルの誘致などをやっていかなければならないと思っております。

8月10日に区長会がございまして、この中で、ある区長さんからクリーン作戦の参加が、子供た

ちがやはり少ないということで、教育委員会とも連携をとって、例えばある集落で小学生が何人おるかだとか、固有名詞を出すといけませんけれども、何人いるかだけは情報として与えていただけないかということで、これは教育委員会と相談して、例えばある集落に小学校5、6年生が何人いるかということなどは、区長としても把握していきたいということでございますので、このことは前向きに対応していく必要があると思っております。

8月22日には、面縄港整備に関する中央要請活動ということで、森山裕先生のところに外科医の有名な方も含めて要請活動に行っていました。この中で、前もって話をしてくれということがありました。それは、その島の港の歴史を知りたいということでありましたので、これを調べてみましたら、この琉球の北山の支配下にあった鎌倉時代前後のこの徳之島の琉球王国の支配下にあったのを、徳之島のメインの港は面縄港であるということが、これはカムイヤキなどを調べて、またデイゴの花が咲いているということで、面縄港とその次には山の港と、聞いていますので、これは浅い歴史の中で、面縄港が歴史的にも非常に重要な港であったということになりますので、ここを貨物港として開発していくということを今地方要請活動をやっている状況でございますので、これは、伊仙町にとってみたら、長い間の大きな願いでもありましたので、そのことを実現できるよう伊仙町議会の方々、また伊仙町民の方々、出身者の方々、またいろんな高速船などを通していきたいという方々も含めて、オール伊仙町でこれからも取り組んでいきたいと考えております。

それから、ルネッサンスという会社が早速島に来ていただけまして、これは先ほど東京行った時に行った会社ですけれども、結局、健康増進施設として、全国展開している日本で最も大きいグループの方含めて3人の方が来島いたしまして、ほーらい館も12年を過ぎまして、やはりスクラップアンドビルドという考え方がございます。マンネリ化した仕組みは壊して再度作り上げるという考え方でありますけれども、そういう立て直しをしていく状況が、今その時期ではないかなと考えておりますので、新しい先進的にやっている中央での方々の技術、指導法、健康増進のデータなどを駆使しながら、オンラインでの指導などもやっていることを取り入れていけば、そこの方々がびっくりしたのは、ほーらい館というこんな施設が、このように都会にもないような施設があるということでありましたので、ルネッサンスの方々も非常に積極的なご意見を出していただきました。

8月31日には、NTTデータの方々も5人もう町内居住を始めておりますので、来てこれからの会社のあの方向性などをやっていくことになっております。

それから、ここには書いてないんですけども、以前から、私のところに鹿児島までいろんな例えば今不妊治療とか、術後の管理とか、膠原病の方々も島で管理できないかという意見がございまして、このことを前から鹿児島大学と徳洲会、宮上病院でいろいろ話をしていた結果ですね、新しい院長先生は、婦人科の先生でございますので話をし、まずは口腔外科という医局は前も私が以前いたときにも、定期的に来ていただいておりましたけれども、口腔外科の手術をすると、もう最初は毎月行かなければいけないと、それから徐々に年に数回という形での定期点検が必要ですので、そういうことを10月の後半から島内で定期的に検証していくということで、この関係の方が30

人近くいらっしゃるそうですので、その方々にとっては大変朗報でございましたし、同じように今後、例えばいろんな血液検査のチェックのために、ホルモンの検査のために、島外に行って高い旅費を出していくという負担も、これから少なくなっていくのではないかと思うし、これから不妊治療が非常に重要な時代になってきますので、この医院長ともお話をし、今3人の産婦人科の先生がいらっしゃる中で、そういうことも今、町が助成するといっても年に2、3回の助成しかできない中で、やっていけたらと思っておりますので、出生率が高いということを高らかに言うのであれば、そこまでこの島で管理、治療できるような仕組みやっていくことが、行政においても重要でないかと考えております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第9号 川内原発の20年延長運転に関する陳情書

○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第9号、川内原発の20年延長運転に関する陳情書について議題とします。

令和4年第2回定例以降、これまで受理した陳情は2件です。

したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第8号は文書配付とし、陳情第9号、川内原発の20年延長運転に関する陳情書は、所管する経済建設常任委員会へ付託したので報告します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月7日午前10時から開きます。議事日程は本会議であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時00分

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和4年9月7日

令和4年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 同意第6号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 同意第7号 教育委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 報告第3号 令和3年度健全化判断比率（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第4 報告第4号 令和3年度資金不足比率（報告～補足説明～質疑～終結）
- 日程第5 議案第39号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第40号 伊仙町水道水源保護に関する条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第41号 令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第42号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第43号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第44号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第45号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 認定第1号 令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第13 認定第2号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第14 認定第3号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第15 認定第4号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第16 認定第5号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第17 認定第6号 令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算

審査特別委員会へ付託)

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 議会事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 同意第6号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意

○議長（前 徹志議員）

日程第1 同意第6号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和4年度第3回伊仙町議会定例会に提案いたしました同意第6号につきまして提案理由の説明をいたします。

同意第6号は伊仙町農業委員会委員として新たに森 清弘氏を任命いたしたく農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

森 清弘氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

同意第6号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

同意第6号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について質疑をいたします。

任命しようとする者について下に氏名が挙がっておりますけども、この方は農業の経験があるのかどうか、そしてどのような職業等を経験しているのかどうか、そういう農業経験とかはあるのかどうか、お尋ねいたします。

○農委事務局長（豊島克仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農業経験があるかということですが、その前に、現在、東部地区にある畜産会社に勤めていて、平日、6日間、そして、さらにその仕事の合間を縫って、朝、夕方、自分の所有している繁殖牛の餌をあげたり、世話をしたり、そしてまた、休みの日、農繁期になればジャガイモの栽培・出荷をしており、365日、農業に従事しております。

○14番（美島盛秀議員）

こういう農業委員とか専門的なこういう委員、こういう委員等を選任するときは町長の権限内で同意を求めることができるわけなんですけども、この本人とお会いして、そして、農業の経験やこれからの伊仙町の農業をどのようにしていくか、そういうこと等、町長は直に接触、話し合いなどをしたのかどうか。また、これは前任者の後任として提案されていると思いますけども、前任者が亡くなったということ等があると思うんですけど、そこら辺りの町長の認識をお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

森 清弘氏につきましては彼がもっとも若い頃からよくご存じであります。子の両親とか、そして、教育委員会でのいろんな子供のスポーツ大会などのリーダーとして頑張っておる中で、先ほど話したように、現在は畜産、多頭農家で共にやっている状況であります。また、ご自分の土地も活用していろいろ頑張っていることは間違いないと思いますので。

ただ、このことに関しまして本人には連絡いたしました。そして、ありがたく農業委員として頑張っていきたいということは聞いておりますので、農業の内容をどうしていくかということ、また伊仙町の農業をこれからどのように発展していくかなど具体的な詳細については話をしておりますけれども、今、東なら東地区で中心的なこれから活躍が期待される青年だというふうに私は認識しております。

○14番（美島盛秀議員）

59年生まれということですので、37、8ぐらいになっていると思いますけど、若い農業後継者を育成するという意味から非常にいい提案だったのではないかなと思いますので。

こういう委員等、あるいは町の報酬を頂くとか支払うとかいう、こういう委員を任命するときには、こういう人たちとの信頼関係、これが最も大事だと私は考えております。

町長も、いろいろ一般質問の中で答弁等を頂いたこともあるんですけども、町民との信頼関係あるいは各職員との信頼関係、こういう農業委員会との信頼関係、こういうことを今後考えながら指導に当たっていただきたいと思います。

以上で終わりにします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第6号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意を採決します。この採決は申合せにより、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（前 徹志議員）

ただいまの出席議員は、議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に井上和代議員、久保 量議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（前 徹志議員）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

配付漏れはなしと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（前 徹志議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	井上 和代議員	2 番	久保 量議員
3 番	大河 善市議員	4 番	杉山 肇議員
5 番	牧本 和英議員	6 番	佐田 元議員
7 番	清 平二議員	8 番	岡林 剛也議員
9 番	上木千恵造議員	10 番	永田 誠議員
11 番	福留 達也議員	13 番	樺山 一議員
14 番	美島 盛秀議員		

○議長（前 徹志議員）

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

投票漏れなしと認めます。

これから、開票を行います。

井上和代議員、久保 量議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（前 徹志議員）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち、賛成11票、反対1票。

以上のとおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第6号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意は同意することに決定しました。

△ 日程第2 同意第7号 教育委員の選任

○議長（前 徹志議員）

日程第2 同意第7号、教育委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

同意第7号は伊仙町教育委員として新たに芳村潔政氏を選任いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

芳村潔政氏の住所、生年月日などについては記載のとおりであります。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

同意第7号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

同意第7号、教育委員の選任について質疑をいたします。

教育委員の、私は適任者だと個人的には思いますけれども、選定基準、こういうような基準等が町長の元にあるのかどうか。

あるいは、我々の若い頃といいましょうか、以前は、学校、教職の経験がある人が多く教育委員に従事しておりました。今回、こうして見てみますと、一般からの選任が最近多くなって、一般のほうで3人で教職経験者が2人ということ等を勘案してみますと、非常に教育現場での経験上の実績等を踏まえたときになかなか難しい選択があるのではないかなど。

そういう関係上、教育行政にも支障等がある可能性も考えられますけれども、そういうところの町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

教育に関しましては、教職経験者が中心の教育委員から、国のほうで、文科省のほうで、民間の方々とか、それから保護者の代表であるとか女性の参加など方針が大きく変わってきたと思いますので、そういうことを基準にして選考している状況でありますので、例えば保護者の代表と女性の教育委員とが重なる場合もありますし、また有識者の方々も参加するというところで、もちろん教育

経験のある方々がある程度割合としては占めていかないといけないわけでありましてけれども、その辺の国の方針がそういうように大きく変わってきたということでありまして、その基準を参考にしている状況であります。

文科省のほうから例えば教育長は教育の中でお互いの考え方の中で決定していくということから首長の指名ということにも大きく関わってきますので、この辺の流れが時代に沿っていつているというふうな国の判断ではないかと思っておりますので、それに従って選任している状況であります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問に補足したいと思います。

教育委員の選任については、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議員の同意を得て任命するということになっておりますし、また委員の任命に当たっては委員の年齢、性別、職業等に著しく偏りが生じないように配慮するとともに委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないという法律もありますので、その辺を考慮しての今回の委員の選任でございます。

○14番（美島盛秀議員）

考え方自体、また選任の方法については分かりました。

まず、民間あるいは国の流れとしても、あるいは地方の流れとしても民間人の起用という流れにいろいろ他の面でも使われており、民間人の起用、人事案件等が出ていますけれども、例えばそういうようなことで、今、伊仙町の教育委員は5名。

5名の中で3人が、教育、学校関係に関係しなかった人なんだと思っておりますけれども、こういうような中で、教育委員会の中でいろいろ取組をしたりするときは、賛成多数とかいろいろそういうのはないと思っておりますけれども、学校教育、児童生徒の教育に当たってある程度の経験のある人が多くおったほうが私はいいのじゃないかなと個人的には考えますので、委員の定数、5人とありますけれども、6人とか7人に増やす方法があるんですかね。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問であります。組織ということで、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織するという規定でございますので、教育長を含めて5名で組織するということとなります。

先ほどの教育現場の経験者というところではありますが、この中で、また、教育長、それからもう1人の委員、その方々たちの意見等も重視して民間の方と協議してよりよい教育行政に努めていくものと確信しております。

○14番（美島盛秀議員）

今の現況では教育長を含めて教育委員は4名と。いろいろ会合等を進める中では教育長も交えて5人で協議をしたり話し合いをするということによろしいですね。

今、言ったように、経験した方が、今、伊仙町は教育長を含めて2人、一般から3名ということになりますけれども、伊仙町の条例で5名ということと思うんですけども、伊仙町の条例を変えて6人にするとか7人にするとかそういう検討等は考えられないですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいま申し上げました人数等の組織であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところに定められております。先ほど申しました委員が教育行政の出身者であるかどうかというところまでは記載してございませんので、この範囲をどうするかというところは人事権を持っている町長に委ねられるものと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

教育行政の法律の下で決められていくということなんですけども、その法律で5人と限定的な決まりがありますか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど申し上げましたとおり教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織するということがあります。

○14番（美島盛秀議員）

そうしますと、各自治体では定数を増やすとか減らすとかそういうことはできないという受け止め方でよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

その後にただし書というものがあるんですが、これについては地方公共団体の組合というものの記載でありますので、教育委員については前文の先ほど申し上げたとおりの組織だというふうに認識してございます。

○14番（美島盛秀議員）

なかなかお互い勉強不足でこら辺りまで承知できるような考え方はないと思いますけれども、今後、こういうこと等にも取り組んで。

私は、一番、地方においては教育が大事だと。あるいは、また、特に離島、実際に経験ができないいろいろな文化あるいは伝統的なもの、社会的な勉強をする場所が少ない。そういうこと等から考えれば、知識の深い教育委員を増やすとか、あるいはいろいろな方法を考えないと私は地方あるいは小規模町村辺りの教育の振興は図れないと考えますので、ぜひこら辺りを勉強して、委員を増や

してできるような教育をできるような考え方をぜひ努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいま美島議員のほうから意見があったんですが、今、学校現場については、部活動等も専門性とかいろいろありますので、地域の方に部活動の指導に当たってもらうとかそういうところも出てきており、また地域の文化・歴史とかに詳しい方に認識をまた子供さんの教育に充ててもらおうというところにも来ていますので、今、議員がおっしゃったことをまた考えてさらに教育行政を伸ばすように努力してまいりたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第7号、教育委員の選任を採決します。この採決は申合せにより、無記名投票によって行います。

ただいまの出席議員は、議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に大河善市議員、杉山 肇議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（前 徹志議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

配付漏れなしと認めます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（前 徹志議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	井上 和代議員	2 番	久保 量議員
3 番	大河 善市議員	4 番	杉山 肇議員
5 番	牧本 和英議員	6 番	佐田 元議員
7 番	清 平二議員	8 番	岡林 剛也議員
9 番	上木千恵造議員	10 番	永田 誠議員
11 番	福留 達也議員	13 番	樺山 一議員
14 番	美島 盛秀議員		

○議長（前 徹志議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

大河善市議員、杉山 肇議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（前 徹志議員）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票数10票、無効投票3票です。

有効投票のうち、賛成8票、反対2票。

以上のとおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第7号、教育委員の選任は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△ 日程第3 報告第3号 令和3年度健全化判断比率

△ 日程第4 報告第4号 令和3年度資金不足比率

○議長（前 徹志議員）

日程第3 報告第3号、令和3年度健全化判断比率、日程第4 報告第4号、令和3年度資金不足比率の2件を一括して議題といたします。

提出者より報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び報告第4号は、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率につきまして地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率9.7%、将来負担比率58.4%となっております。公営企業会計においては資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（前 徹志議員）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、報告第4号、令和3年度健全化判断比率について説明いたします。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。

令和3年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書4ページをご参照ください。

4ページ左側の表に一般会計等として一般会計等の実質収支額が5,901万3,000万円で黒字となっております。国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支も黒字であるため、成果説明書3ページの実質赤字比率と連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

成果説明書5ページをお開きください。

上段の①から⑭の指数により実質公債費比率が算定されます。この数値を算定式で求めますと令和3年度は8.62078となり、令和2年度においては10.04860、令和元年度においては10.43860となっており、この3年間で平均した数値9.7が実質公債費比率ということになります。

次に成果説明書6ページをご参照ください。

将来負担比率の状況でございますが、将来負担額として、地方債の現在高75億2,813万6,000円、債務負担行為に基づく支出予定額2億2,079万1,000円、公営企業等への繰出見込額14億4,783万5,000円、一部事務組合等への負担金4,012万9,000円、退職手当負担見込額7,113万6,000円の合計93億802万7,000円であります。

充当可能財源として、基金17億5,167万円、家賃収入等の特定財源5億1,110万1,000円、交付税で算定される基準財政需要額の算入見込額50億5,218億6,000円の合計額73億1,495万7,000円となっております。

将来負担額Aから充当可能財源等Bを差し引いた金額は19億9,307万円であります。標準財政規模Cから先ほどの実質公債費比率の状況の表中⑨⑩⑪算入公債費等の額Dを差し引いた金額が34億

784万9,000円となります。

表中、A－B 19億9,307万円からC－Dの34億784万9,000円を除いた数値が将来負担比率となるため、令和3年度決算における将来負担比率は58.4%となり、令和2年度より16ポイント改善がなされたこととなります。

令和3年度監査委員の意見書の9ページをお開きください。

下段になりますが、監査委員の意見書で「それぞれ改善されており、努力の成果が見られる。早期健全化基準団体以下で将来負担が軽減されるように、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得減少による経済状況を勘案し、将来負担率が増加しないように今後とも健全なる財政計画を推進していただきたい」との意見を鑑み、健全なる財政計画を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、報告第4号、令和3年度資金不足比率について説明いたします。

先ほどの成果説明書4ページをご参照ください。

右側の表に伊仙町上水道事業会計における剰余額を示しており、資金不足は生じていないことを報告いたします。

先ほどの監査委員の意見書の23ページをお開きください。

5の結びとして「令和3年度までの簡易水道と上水道の統合計画に基づき計画的な老朽施設の更新とダム・ため池以外の原水を確保し水質を向上させておいしい水を供給し町民の健康を守ることと平成30年度に改正された水道使用料の原価に基づいた段階的な改正や未収金の徴収に努力し今後も引き続き公営企業事業の目的に沿った計画の策定と対策を講じることを要望するものである」との意見に鑑み、今後、その対策に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

報告第3号、報告第4号について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、報告第4号の2件について終結します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第5 議案第39号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第5 議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第39号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第39号について、補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（橋口智旭君）

議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

改正内容としまして、条例中、第2条第1項中9,771万4,000円を7,881万5,000円に改めるものがございます。

基金残額が減額となった要因としまして、県の基金造成額1,890万円の返還及び利子1,000円の収入によるものです。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第39号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する

条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第40号 伊仙町水道水源保護に関する条例の制定

○議長（前 徹志議員）

日程第6 議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例の制定についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第40号は、伊仙町水道水源保護に関する条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第40号について、補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡俊樹君）

議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

同条例は水道法第2条第1項の規定に基づき、伊仙町の水道に係る水質の汚濁を防止し、正常な水及び水量を確保するためその水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的といたしております。

令和3年度3月定例会におきまして、去年の9月議会でご指摘のありました安心して飲める水道水を確保するという観点から、各自治体の事例を参考に課内で協議・精査し、本議会への提出となりました。

今後、町民にご理解いただくために広報誌への掲載も検討しております。

また、規制区域内で事業を検討されている方々とも十分協議し、町の経済発展に寄与しつつ町民の生活に安心・安全で質のいい水を確保できるよう努めてまいりたいと思います。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第40号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例の制定について質疑をいたします。

昨日、全員協議会の中で課長のほうから詳しく説明を頂きました。7か所、水源地の確保のために、そして町民においしい水を飲ませるといふことから条例を変えると。

畜舎あるいは環境整備のためにといういろいろの説明がありましたけれども、町民においしい水を飲ませるといふ観点からはこれはぜひやらなければならないと思いますけれども、今になって急にこういうことを出されても我々の議会としては迷います。

そうすれば、条例を制定すれば、今後、農業振興であれ、畜産振興、これに大きな影響を与える

ことになりかねない。農業立町である伊仙町、本当に畜産振興は鹿児島県でも1、2番を争うぐらいの畜産の町でもあり、畜産の島でもあります。そういう観点から考えてみますと非常に難しい判断ではないかと考えます。

そういう観点から、今後、今、言われたように広報誌ですとか、あるいは地域住民に理解を求めるといふことなんですけれども、こういうことを前もってして、そしてこういう条例を我々に提案、採決を求めるといふことであれば理解もできますけれども、何も音沙汰なしで急にこういうことをされても理解に苦しむわけなんですけれども、今後、住民説明会等、あるいはもっともっと効率的な観点から精査して。

法律は、これは国の法律ですので、机上論にしかすぎないと私は思います。こういう地方の地域の内容的にはしっかりと我々が意見を言わないと国ではここまで真剣には考えないだろうということ等を考えますと私は疑問がありますので、そこら辺り、町長、こういう条例を提案した経緯についてお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今、美島議員が話したとおり、奄美群島、畜産は大変伸びておりますし、伊仙町においても諸島外の方々を中心にかなり業者の要望等が出ております。

そういった中で、環境問題に関しまして、群島内のある地域では水質がかなりし尿等で汚染されているということがかなり懸念されている状況でもありますし、今後、町内における飲料水をどのようにしていくかということも非常に大事でありますので、徳之島ダムができてかなりの散水ができるようになってまいりましたし、それから、農家の方々がより安定した形で、スプリンクラーが、全島、全地域に散水できるように着々とペースを上げて、今、土地改良区からスプリンクラーからの散水を進めている状況でありますので、そのことを考えていくと同時に飲料水をどのようにして確保していくかということは、両方とも推進していくことが可能な状況になってくると思いますので、今回の条例の制定に関しましては、議員がおっしゃるにより早く提案すべきだったということでもありますけれども、いろんな国の政策、確かに地域とはマッチしないことが往々にしてあります。

ですから、そのことに関しまして、町で前もって水質汚濁に対応していくとか、それから畜舎の環境をいかにやっていくかということは、今まであまりにも制限がなかったために今のような状況、環境問題が出てきたということがあまり推定されていなかった中で、よりこれからの農業振興のためにも飲料水の確保のためにもどうしたほうが一番いい政策なのかを含めてやっていく時代になったと思いますので、答弁になったか分かりませんが、今現在、私はそのように考えております。

○14番（美島盛秀議員）

この条例制定においては、中部ダムの水を飲料水として使っているということが大きな原因だと思いますし、また他の水源の周辺のことも考えられますけれども、この中部ダムを建設するとき

あるいは中部ダムがオープンしたときから私たちは水の心配をしました。

そして、義名山の中部地区の飲料水をするとき大きな水を浄化するタンクを、2億ぐらいだったと思います。当時、上木議員が水道課長のときでした。

そういうこと等を考えながら安心して安全な飲料水を町民に供給しようということ等を真剣に議論しながら今日までやってきて、そして、水道事業については、西部から中部、東部と整備されつつあります。

そういう中で、飲料水は大事な生命にもつながることですので、水源の確保、このことをもっと真剣に考えて、馬根の中部ダムの水を利用しなくても、その水は畑の農作物に還元できるような方法で、飲料水を確保する水源地、原水を確保できる、そういう取組に今後努力していただきたいと思いますので、ぜひこの問題に対しては真剣にまた今後とも議論を続けていきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○13番（樺山 一議員）

議案第40号、伊仙町水道水保護に関する条例の制定について質疑をいたします。

先般、昨日ですかね、水道課長よりも説明を聞いております。そのときにも私は申し上げたんですが、なぜ今なのか、この条例がなぜ今制定して出されるのか。もう一度、お伺いいたします。

○水道課長（富岡俊樹君）

先ほどのお話にもございましたけれども、令和3年度第3回定例会、9月議会において議員さんの議論の中で指摘事項がありました。一部、抜粋して読ませていただきます。

悪臭とか濁りとかではなくて農業用で除草剤を使ったり、農薬を使ってそれがダムに流れ込んで飲料水として使用しているのはどうかと。そういうことをなくすためにも原水を取ってきてほしいということでお話がありました。

ただ、その次に検査をしているから大丈夫というわけじゃなく安心して飲める水道水の確保をお願いしますということでご指摘がありましたので、そこから各自治体の事例を参考にこういった水道水源保護の条例を課内で協議して精査した結果、1年かかりましたけれども、本議会に提出ということになりました。

○13番（樺山 一議員）

一般質問で指摘されたからしたということですけども、それはありがたいことですよ。我々も伊仙中部ダムのあれを水源としている水を使用しております。それはありがたいことだと私は思っております。

例えば、今、課長がおっしゃったように畑で除草剤を使用したりしていると。そうしたら、馬根・中山地区、あの辺でさとうきびをつくりませんか。それを規制するんだっただけですよ。

そして、最後の6ページに、規制対象事業場、7項目あります。8項目か。私は主に畜舎等を重点的に規制するのではないかと思います。伊仙町にはゴルフ場もないし。

ゴルフ場といえば、なぜゴルフ場を規制するわけですか。ゴルフ場は農薬を使うから規制するわけですね。さとうきび畑も農薬を使いますよ。除草剤を使ったり。だから、そういう規制ばかりじゃなくて。

この間、参考資料として水質汚濁防止法関係も提出していただきました。それと家畜排せつ物法等ですね。家畜排せつ物は経済課がもちろん担当するんじゃないかと思う。そして、水質汚濁防止法は環境課。

規制しようと思えば幾らでもこの法律でも規制できます。しかし、町の条例で詳細に規制すれば畜産をしている方々が牛小屋を増築したりすることも全然できなくなる。

この条例は、私は、例えば畜舎を造りたいと申請すればそれを役場の方々が断るための条例になるんじゃないかと私は心配している。できませんよ、こういう条例があるからと。

そして、条例をつくったばかりで罰則規定もして。一度だって、私、罰則をしているのを見たことないです。聞いたこともない。例えば、22年9月17日、ごみのポイ捨てと、牛、動物のふん尿の問題を条例化しました、我々議会が。しかし、牛が散歩の途中にふんをしても一度だって罰則をしたことがありますか。お伺いします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

おっしゃるとおり罰則規定を出したことは一度もないと思います。

○13番（樺山 一議員）

だから、この条例は役場の事務職員がいろいろ申請すれば断る条例になりかねないと私は思っております。罰則規定があれば、しっかり指導して罰則をしたり、条例に従って、するのがあなた方公務員の私は仕事だと思っておりますよ。

申請したのを断る。それは条例があれば簡単に断れますよ。例えば、農協の補助を受けて畜舎を造る、国の補助を使って畜舎を造る場合は造れませんよ、役所に造れませんよと言われれば。しかし、何にも補助を受けない、全て自己資金でどんどん好き勝手に造って、それをあんたなんか止められますか。どうですか。お答えください。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本条例で制定いたしますのは畜舎を造成できないといった話ではなくて適切な処理をする施設を設置していただきたいと。

例えば、家畜排せつ物法ですと10頭以上の飼養を行う場合には堆肥舎の設置等が義務づけられております。そういった設備、牛舎の下をコンクリート敷きにして流出させないとか、そういった対応を取れば、本条例の第6条にありますとおり、協議の上、建築はできていくものだと考えております。

○13番（樺山 一議員）

それは分かりますよ。だから、町に何も言わなくて自己資金でどんどんすればそれを罰則として撤去してくださいと言って撤去させることができますかということです、私が言っているのは。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本事例につきましては土地改良法に基づく事例だとか様々な問題が出てきております。そういった中でも原状復帰の指令を出した等々はございます。

○13番（樺山 一議員）

事例があるんだけど、全ての方にできないと私は思っています。これは、環境課、そして経済課と話をして、経済課で規制できるのは規制する。そして、環境課で規制できるのは規制する。それぞれの法律があるわけですから。

そして、それだったら、馬根・中山地区、各全所帯の排水、合併浄化槽がついていますか。例えば、そういう形で水源を守りたかったらその水源の上にある集落の全戸の合併浄化槽の推進、もちろん補助金ですればいいわけですから、そして牛小屋の浄化槽設置、それを順次進めていながらこういう条例は私はつくっていかねばいけな思っておりますが、そういう推進がこれからできて、そしてこういう条例をつくっていくほうが私はいいいんじゃないかと思っておりますが、どうですか。町長に私はお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの樺山議員の質問であります。今、水質汚濁ということでいろんな議論があるわけなんです。今、言ったダム、ため池等に流入するところの環境整備というところはもちろん推進していかなければならないと考えております。

また、今回、提出してあるこの議題についても、足りないところもちろんあるかと思うんですが、いかに水質を守っていくかというところでまた協議も進めなければならぬと思っておりますが、先ほど経済課長からもあったとおりそういった処理をできる施設を造れば畜舎を建設することもできるということでありますので、むやみに造るところをどうにか止めようとかそういうことじゃなくて水質を守るという観点で計上してございます。

また、いろんな議論を重ねて、これに足りないもの、またそれ以上に推進していかなければならない浄化槽問題等も協議して水質を守るという観点から議論ができればとも考えております。

○13番（樺山 一議員）

水質を守ることは本当に重要な問題です。水道課、そして環境課、そして経済課、そういう横のつながりを十分にして、水道課であれば水道審議委員会等で議論していただいてこういう形で条例を提出していただきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○3番（大河善市議員）

議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例制定についてお尋ねを。

昨日から課長の説明を聞いて、また議員2名の質問もありましたが、私も1点だけ。

今回、水道水源保護条例制定については水源確保から必要だと思っております。しかしながら、昨日から課長の説明を聞いても、住民説明会や水道審議会の開催等の手順等も踏んでいなく、課内では、1年以上前から、こういうこと、条例制定についてもんでやった。

その後に説明会とか審議会などを開いて手順を踏んで議会に提出できるのが私は筋だと思いますが、一番大事なことは大事だと思っておりますが、農家を困らすようなことをすぐこういうふうに制定するのは、私は、今回、一番問題じゃないかなと思っておりますが、ご答弁をお願いします。

○水道課長（富岡俊樹君）

大河議員のご質問にお答えいたします。

水道課の見解といたしまして、住民説明がまず先にないということでもございましたけれども、直接的に町民が負担するものではなく町民が使っている水質を保護するというで本議会に上げた後に広報誌等で住民に周知していこうと考えていたところでございます。

水道運営審議会に関しましても、設置の目的として町長の諮問に応じ、町の水道特別会計の運営に関し必要な事項を調査及び審議させるために設置いたしますということでもあります。これに関しても、本議会を通過後に、一応、審議会細かい調査・審議をしていこうかと思っていたところでございます。

その点に関しましては、我々も順序にそごがありますけれども、至らないところもあったかと思っております。またご審議よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○6番（佐田 元議員）

伊仙町水道水源保護に関する条例について質疑をいたします。

この目的、これははっきり言って確かに必要なことと思っております。しかし、先ほど大河議員のほうからも指摘がありましたが、順序が間違っているのじゃないかなという指摘でありましたが、私もそのように思います。

この7か所ですかね、この絵を見てもみますと、はっきり言って住民説明会また議会の皆さんに、はっきり言って場所は分かりますね。しかし、何番地から何番地とか、そういうのをもう少し詳細にやらなければ。

はっきり言って天城町のほうにも入っているし、徳之島町のほうにも入っていますし、伊仙町の住民の方はここに土地があるのかないのか、そういうところを調べた上でこういうような印をされ

たのか。

もう少し、こういう条例を上程するのであれば、我々議会は町民の代表でありますので、我々がもし聞かれてもその辺みたいですよとしかまず答えられないですよ。なら、もう少し詳細な資料を出してやっていかなければいけないんじゃないかなという思いがします。

これで、皆さん分かりますか、はっきり言って。これは誰がやったのか分かりませんが、これでは恐らく職員も分からないと思いますよ。どこからどこまで。どの辺、その近辺というのは分かりますけど。

しかし、これを見るとその土地をまたがっている可能性もある、これでは。だから、もう少し詳細なあれでこういうような条例また資料で提出してやっていけたらなという思いがします。

この印、これで、水道課長、はっきり言って場所ははっきり分かりますか。お答えをお願いします。

○水道課長（富岡俊樹君）

先日お渡しした町管内図に大まかな印がございます。これは、ある程度、大まかな、皆さん、この条例の制定に関してこういう箇所に大事な水源がありますよというのを示しただけでございます。この条例に第5条水源保護地域の指定とございます。

条例が決まり次第、町長、管理者からこの条例の中で立ち上げる水道水源保護審議会の立上げで意見を聞いて調査を行い、それと基に公示をするものと。町民に分かるような公示をするということとこちらのほうにうたっております。

もう一つ、徳之島町、天城町の広域水域が徳之島町、天城町のほうから河川がつながってきているということであります。それに関しても、第13条の広域水源保護の相互協力ということで他市町村広域供給団体に協力を要請し、またお互い要請があった場合にはそれに応じると。こちらのほうにも記載しております。

また、条例が制定され次第、徳之島町さん、天城町さん、JAさん、そういったところにも順次ご説明を兼ねてお伺いしていきたいと思っております。またよろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○5番（牧本和英議員）

同議案について質疑をいたします。

この条例の目的などは、この14名議員、全て理解しているものと本当に思います。ですが、今まで同僚議員からあったような指摘など重複するんですが、この条例をつくることによって、町民、農家で本当に困る方が出てくるというのは自分も思います。

水源地から何mとか何kmという、そういう基準があるのか。そしてまた「今、畜舎で飼われている牛、今やっている農家はいいですよ。今から建てるものに対して駄目ですよ」という基準、それは何なのかをお願いします。

○水道課長（富岡俊樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

水域、取水するところから半径何mとかそういった基準に関しましても、下のほう、河川の下流側のほうで水をくみ取っていると。上流に行けば、1 kmも2 kmも離れた上にだったら造っているんですよねと。そういうことになりかねますので、一応、審議会を立ち上げてそういうところも今から精査していくところでございます。

○5番（牧本和英議員）

今、飼っている牛なんかはどうなりますか。

○水道課長（富岡俊樹君）

今現在、既存の牛舎、建物等に関しましては、一応、あそこの既設替えというか、そういうことも現実的に不可能でございまして、そういう流出しない排出物の徹底した管理を、現在、既存の牛舎の方々にはお願いしていくところでございます。

この範囲が決まりましたら、一定区域の範囲でこういったお渡ししたルールを設けて牛舎を建ててくださいというような方向で進めていく。検討しているところでございます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問に補足であります。先ほど樺山議員の質問にもありましたが、既存の生活排水等についても、水質を守るために浄化槽の設置等という話がありましたので、今、既存の牛舎等についても、規模に応じた処理の仕方、これから条例で定めるところによります施設の規模によっての処理の仕方、その辺もまた調査して、そこについても改めていかなければならないという。それはまたどんな補助があるのか、それも検討した上で対応していかなければならないというふうに考えております。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。

立っている牛舎、堆肥場とかそういう汚濁が流出しないような設計の仕方を取っている場所はいんですが、本当に昔ながらの牛舎であれば、町の事業で造った古い牛舎は、ひび割れ等などをし、地下に流出するものだと思いますが、今、後継者として戻ってきている若者とか、そしてまた専門学校等に行って今から島で頑張ろうとしている若者たちにとって、本当に、これは、今現在している人の中もですが、死活問題になるんじゃないかなという思いがします。

そういったちゃんとした説明、またご理解をもらうためにも、農家がそういう設置をするわけではなくて、また行政も歩み寄って水質汚染関係に関して守るようなやり方、そういったものを考えてはいないのか、町長、お伺いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

議員の言われるとおり、既存の牛舎等々でございます。そういった中で、本条例が制定されること

によりまして、農林水産省以外の省庁からの補助金、また現在考えておりますのは畑かんの事業等を利用した水質保全、そういった事業も活用できないかということで検討しております。

○5番（牧本和英議員）

そういうことをちゃんと農家に理解してもらおう。また説明をちゃんと。こういうふうには場所は大体推定できるわけだから、地番で調べたら農家名が出るわけですので。全町民ではなく問題となっている地域の方々にまず最初にご理解をもらえるようなやり方で行かれたらいいと思うんですが、どうしても、この条例をつくったら次しますとかそういうになれば、もしその事業がならなかった場合、なるとは限らないわけだから、ならなかった場合はどうするのか。

またそういう問題もいろいろ出てくるので、住民説明をちゃんとした上でこの条例をまた再提案するとか、そういう考えをしていただきたい。また、そういう考えはないのか、お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問でございますが、水の質の確保というところでは皆さんご理解いただいているということで認識してございますが、何が先かということになったり、また個人個人を困らせるためにじゃなくて伊仙町の全体としての水の確保をどうするかというところが原点でございますので、逆に後継者の造る畜舎についても補助が出てそういったクリアできる施設等を造れば造れるというところでありまして、今議会でこの条例を制定いただいて、さらに足りないもの、またここはこう見直したほうがいいという意見も出てくると思うんですが、それがないと、つくった後に結局はまた駄目だったということがないように対応していきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

○1番（井上和代議員）

議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例について質疑をいたしたいと思っております。

今までお話を聞いていて、畜産系のお話を聞いて、それと、これからの農業というか、そういったものに対してそうだな、そうだなと思いつつながらお話を聞くところでありました。

ただ、私は家族を守る母親としてお話を聞きたい。逆にこのお話はどういうことなのかということでも聞いていきたいと思うんですけれども、もしこの条例が定まらなかったときに、今、こちらのほうで資料にあるこの絵の中で、もうあしたからでも牛舎が造れるという状態になるわけですね。そして、その中で、水質が汚染された場合、その場合はどういう形になるのかということをお

伺いしたいと思います。

○水道課長（富岡俊樹君）

仮に基準を超える数値が出た場合、その水域から水を取れなくなります。そうなってしまうと、長時間の断水を行った上で再検査を行い、県のほうの衛生課の示す基準に収まればまた再開という形になるんですけども、一旦、広まってしまって、その菌が、そう簡単にはけるといえるか、なくなることもないかと思えます。

大概、大まかに、今、塩素というのを混ぜて菌を殺菌、殺している状態なんですけれども、たまに水道に、薬、塩素くさい臭いがあるかと思えます。それは塩素が強く効いていて菌を殺しているという段階で、塩素も効かない流れ込みがあるのが、今、お話があった、人でもありますし、牛でも豚でも動物のお腹に入っている微生物が、クリプトスポリジウムという菌なんですけれども、物すごい塩素が効きにくいと。どうしてもできないということで長時間の断水、そうなれば町民に大きな不安、負担を与えることになります。

そうならないためにもこの条例をぜひ皆様の前で、今回、ご審議いただきたいと思って提案しているところでございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

畜産業のほうで経済課のほうにもお尋ねしたいと思えますけれども、今現在、この囲ってあるところにある牛舎のほうとかそういったものはそのままというようなお話があったんですけども、約で構いませんが、どれぐらいあるのか、お分かりになりますでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

堆肥舎を設置する義務につきましては、飼養頭数、牛の頭数が10頭以上の牛舎となっております。そこで、町内におきましては約60%から70%が同等規模の牛舎となっております。

○1番（井上和代議員）

そういうことではなくて、今現在、この丸を示してあるところがありますよね。この中に何軒ぐらい牛舎があるのかなということです。

○経済課長（橋口智旭君）

申し訳ありませんが、今の質問の件数については、現在、把握していないところでございます。

○1番（井上和代議員）

そうしましたら、何軒というのは不明かと思えますけども、ゼロではないということですよ。この中に1軒なり2軒なり、そんなに30も40ということではないかもしれませんが、あるということですよ。

私はそれを聞いて逆にびっくりします。私、先ほど昼ご飯を食べてうがい等をしましたが、その水を飲みながら、この水の上のほうには牛舎があり、その牛舎から流れたものがどれぐらいの量

入っているかは分かりませんが、水質検査では見当たらない部分であっても私はこれを口にしたのかなというふうに思いました。そうではありませんか。そういうことですよ。

先ほどおっしゃっていましたが条例ができたとしても今現在ある牛舎はそのままというふうなお話があったんですけども、それもどうかなというふうなふうに思いました。

牛舎はそのままでも頭数が増えるとか。昨日、頂いたこの資料の中に、こういうような状態にしてくださいというふうな感じで、不適切な管理ということで、牛ふんとかそういったもの、野積み、素掘りというんですか、私、これはよく見ます。こういう状態が今現在なされているようなことがあるところに水源があるということがなくはないと思うのであれば、私は、その水を、自分の子供、自分の孫に飲ませたくはないです。そうじゃないですか。

今までの質問の中にこれからの農業・畜産というふうなお話があり、これから畜産をする方に夢も希望もないのかのようなお話がありましたけれども、牛舎は建て替えができます。でも、人間の体は作り変えることはできないんじゃないですかというふうに思い。

あと、いろんな排せつ物の基準であるとかそういったもの、一応、こちらのほうにお示しいただいたものがあるんですけども、それを見ましたら、どれほどの畜産農家ができているのかなというところもあるかと思うんですね。

いろんなところでなぜ今なのだというふうなお話もあったりしたかと思うんですけど、水道課の課長さん、今、出していただいてありがとうございます。私は、今からでも、伊仙町の水、自分が飲む、私たちがこれから使用するであろうこの水を守るということに対して女性として母親として声を大にして言いたいと思います。牛舎は建て替えができるんです。そうではありませんか。

うちの娘がたしか社会教育のほうの寺子屋というものでいろいろ学んできた中で伊仙町の水というのはとてもいいものだよというふうなお話を聞いて私に自慢げに話していたことを私は今思い出します。

伊仙町は長寿の町ですよ。その町の中で、本郷かまとさん、それから泉重千代さん、何でこの人たちは長生きしたんだと。このことに対して一番知識があるんじゃないかと思うんですけども、町長さん、その辺、もう一度、教えていただくことができますでしょうか。

○町長（大久保明君）

まず、長寿の要因としては、伊仙町は隆起石灰岩の上に成り立っております。カルシウム、そしてマグネシウムが圧倒的に本島の水よりは多いということ、それから亜鉛とか鉄、鉛等も平均以上にあるということなどが骨を強くしたりしている最大の要因でありますので、島の高齢者は間違いなく骨が厚く、本土よりは厚い状況が骨折が少なかったりということなどに関連していると思います。

それから、朝からいろんな議論を聞きまして、経済課長のほうからこれから新築する牛舎に関しては牛舎の堆肥場の下にコンクリートを義務づけるという話もありましたし、先ほど話をしていましたら、今、既存の業者に関しても、先ほどの囲ったエリア以外でも河川の周辺に牛小屋はいっば

いあるわけですから、そこも改修していくように義務づけるというふうな話にもなっているそうでありますので、水道課と経済課などがしっかりと連携を取り合っていけば、これは補助事業もあるわけですから、その辺を活用していけば、これから新築しようという方々もそこはしっかりと理解して、環境問題が重要になる時代ですから、今年は鹿児島県で五十数年ぶりに肉用牛振興会が開催されて、農業生産額をさらに増やしていこうという状況の中で、守るべき点はしっかりと守りながら、国・県、またいろんな我々も補助事業を提案しながらいくことが、今、井上議員が話した子供たちへの指導も含めて、今、残念ながら、伊仙校区などではトルマリンを飲んでいる状況でありますので、トルマリンにもいろいろな弊害もあることも分かってまいりましたので、何としても浄水をしっかりと健全な形に持っていく努力はやっていくことが大事であるし、今まで、そのことの議論の中で、ダムの水ではなくて犬田布岳の水の直接引いていこうということで、水道課、建設課などでは、徐々に、そういう段取りというか、工事も進めておりますので、今回の提案ももちろん奄美群島全体を含めて国からの強い指導も含めた形であると思いますので、農家の方々に説明が先ほどなかったのではないかという話がありましたので、それはすぐ対応していきながらやっていくということで、農家の方々にもしっかりと十分に説明していかなければいけないと考えておりますので、今日、議会でもいろんな意見がもちろん出ましたので、そのことはしっかりと理解して対策をしっかりと立てながらやっていけると私は思っておりますので、今日、いろんな意見が出たことは本当に農家の方々のことをこれから若い農業をやるという方々のことを考えての意見でありましたので、それをもっともっと説明していく作業が当局にはあると思いますので、それを関係課が一丸となってやっていかなければならないというのは考えております。

以上です。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

条例のほうをまずは立てて、水を汚さないということをまずして、そして、それから、まだ今から牛舎を建てようかなとかいうような感じの、順番がどっちか、鶏が先なのか卵が先なのかという問題にもなるかと思うんですけども、まずは条例を決めていただいて、そして、今、伊仙町のほうで牛舎とかそういったものを建てるときに、補助金ですか、そういったものが受けられる受けられないが結局基準になっているような感じで聞こえてきたんですけども、そういうことではなくて、水源を守るということを踏まえた形の畜産、そういったものを進めていただくようなことで、この条例、今までのような曖昧なことではなくて、しっかりとした基準を持ち、そしてこれには水質汚染だとかいろんな基準があるんですけども、本当に守られている部分は多分少ないかと思うんですけども、その部分を多分心配されて水道課の課長さんのほうでもこの条例を出していただいたと思うんです。

その中には、先ほどから、いろんな質問、いろんなご意見がありました。私もそれを聞いていてそうだ、そうだとも思いました。それを踏まえた形で水を守ってほしい。私たちが口にするこの水

を守ってほしいと本当に思います。水源を汚されてから私たちはいろんなことを責めてももうそれを元に戻すことはできないんだと。

私は娘に言われたのがお母さん、その私販のミネラルウォーターじゃないけど、お店から買った水を飲むより伊仙町の水道から出ている水を飲みなさいと言われました。これをこれからも言ってほしいと思います。

また、そういうような形をしていくぐらい、私たち、この伊仙町の水は宝の水だと思います。それを汚さないような活動をしていく。それが、今、水道課の課長さんのほうで出していただいたことなんだろうなというふうに理解します。そういったことでよろしいでしょうか。水道課の課長さん。ありがとうございます。

声を大事にして言います。水を守ってください。水源地を守ってください。牛舎は建て替えができます。水の水源地は建て替えることができません。私はそう思います。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○7番（清 平二議員）

伊仙町水道水保護に関する条例について質問したいと思います。

この問題は私が前に一般質問したときが始まりだったということを知りましたが、今、思うには、この条例も通さなければいけない、またこの条例を通したら農家がどれだけ困るのか、私たち議員は踏み絵を踏まれているような感じがしますが、町長はどう感じているのでしょうか。

○町長（大久保明君）

先ほどご説明したとおり改修するにも国はそういうふうに指導しているそうでもありますので、そのことを国・県と共に議論しながら進めていくということが大事であります。そのことを農家の方々にも、新しくやる方はそうしないと許可が出ないような法律になってきているわけですから、そこも説明していくということでもあります。

ですから、議員一人一人が農家の方々と胸襟を開いてこういうふうにしてやっていかなければならないという国の法律が決まったということを説明していくということは踏み絵を踏まされているということとは違うと思いますので。

ですから、私もそうですけれども、その時代時代でいろんな法律が変わったりしますので、そのことをその集落の方々、町の方々、支持者の方々に説明していくというのは議会の果たすべき重要な役割であるわけですから、説得していくということはできると思いますので、やるかやらないか、踏み絵を踏むというふうなことでは決してないと思いますので、これからのまちづくりのために、未来の子供たちのために、そして、自然遺産になったこの島がカルシウムが豊かで石灰岩の中から出た水が長寿の水であるということをもっと誇り高く訴えていくことができるわけですから、逆にそうやって農家の方々にも、畜産も、これは奄美群島全体での大きな課題になっておりますので、

それを国と議論しながら我々の意見も通すということは、国からある程度の予算というものを我々は勝ち取っていかねば農家の方々も大変なことになるわけですから、そういうふうなことを進めていくときだと今考えています。

○7番（清 平二議員）

水道課長は、この1年間、課内で検討してきたということを盛んに言っています。私は課内だけでなく役場内で検討して私たちこの議会に上げるべきだったと思うんですけども、総務課長、どうでしょうか。その辺のところは、課内だけに任せたのか、役場庁舎内、課長会あたりでも議論したのかどうか、答弁をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど監査からの意見書にもあったとおり水質を守るということは前々からの課題であります。表流水を取るというところにおいても、検査したところ、伊仙を賄うほど、今、中部ダムの上流側の水量が足りないというところも懸念されるわけではありますが、前々から水質を守るというところについては課題になっております。

それにおいて水道課からそういう協議があったのかというところではありますが、私たち執行部と共にこの条例を上げてありますので、そこも協議してのことです。

○7番（清 平二議員）

水道課長は課内で検討したと言っていますが、それを総務課長は役場で検討したと言うんですけど、2人の言い分が違いますけども、どちらのほうが良いんですか。

○総務課長（久保 等君）

水道課においていろんな検討をして、それを、町長、私に上げて議論して、この条例を上げるのかどうかということは検討していますので、水道課の中でこのような対応がいいんじゃないかというところでの発言だと考えております。

○7番（清 平二議員）

住民説明会もしない、町長は説得できると思うんですけども、説明会もしないで畜産農家の方々を説得できるという言い方をしていますけれども、本当に説得できる自信がありますか、町長。

○町長（大久保明君）

今日、議会で可決していただいたら、即、これから各集落とか農業・畜産をやっている方々を中心として説得をできるだけ多くのほとんどの農家の方々に伝えるように説明していくことは十分できますので、やってまいります。

○総務課長（久保 等君）

議論の争点が若干違ってきていると思うんですが、別に畜産農家を苦しめるために私たちがこの条例を議会のほうに提案しているわけではございません。伊仙町の水を大事にするということは伊仙町民全体の健康や今後水質が悪くなった場合にどのような影響があるかという観点を持って今回

上程しているわけでありますので、農家の皆さんだけが理解して他の農家でない方々は理解がないというところも変でございまして、全体的にこういった説明はしていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

私も、一議員として、町民の代表として、町民に、おいしい水、安心して飲める水、こういうものを飲ませてほしい。それは願っています。また、反面、農家の方々の経済を考えるとそういうことができるのかどうかということ。

だから、そこで、一番いい方法は、原水が取れるのかどうか、その辺のところを検討したことがあるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど答弁の中でもお話ししたんですが、ダムの水では水質が悪いんじゃないかという前々からの議論もあり、上流側の表流水を取ることはできないかというところの調査もしていたんですが、その部分だけでは水量が足りないというところがありましたので、さらに安全な場所の地下水、それから表流水を利用した水の供給ができないかということも調査してございます。

その中で、一番、すぐ一、二か月でこれに対応できるということでもありませんので、それも考えて計画しながらこの条例のほうも上げているということでございます。

○水道課長（富岡俊樹君）

ただいまのご質問にお話しいたします。

水源を別に確保してくださいということで今お話があったんですけども、地下水、基本となる河川とかダムとかというのは町内にははっきり言ってない状態でございます、取れるところが。

地下水となると、今度、基準値を若干オーバーしてくる。面縄で取るのと犬田布で取るのじゃ水質も変わってきます。その地下水を掘るのにしてもお金がかかります。財源も厳しくなる。どこもかれこれも掘ってみてやということではございませんので、慎重に調査して実行していきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

集落内で地下水をとく言うんじゃないくて、しっかり、こういうのを出してくるんだったら、原水があつて、どのくらい原水が足りない。ただ「足りない、足りない」じゃなくて私たちにどのくらい足りないからやるとかそういう計画で持ってこないと。

100%原水でしなさいとそんな無理なことはいきなりお願いできないけれども、できるだけそういう努力はしてほしいと思うんです。そういう努力をしないでこう来て条例を持ってきていると思います。

私もこの条例に賛成もしたい、また農家のためには反対もしたい。今、私自身、両方の気持ちです。

もし、今、私にこれに投票しなさいというのとまた、両方とも丸とバツをするか、白紙にするか。

町民に私たちは説明できないわけですよ。農家のために説明できない。町民のために説明できない。非常に私たち議員を迷わせている条例じゃないかなと思います。

これを否決したら私たち議員が悪い。可決したら農家から批判を受ける。これは、もうちょっと住民のほうにちゃんと説明して、ある程度、説得してあげていただきたいと思います。

今回の昨日の説明書の中ですか、伊仙町管内でこういうところに網をかけるという話をしました。上げるんだったら、番地を入れて、こことこことこは網をかけますと言って網をかけてこないといけないのにこの丸が大きくなるのか小さくなるのか分からない。このところはどうやって区別をするのか、お尋ねします。

○水道課長（富岡俊樹君）

現時点で、取水、水をくんでいるところの地番は、一応、把握してございます。何番地で取っていますと。その周辺がまたなるとなると、今度、また、調査、所有者、それを照らし合わせていかないといけないもので、事務的にもすぐにはできないという状態でございます。

先ほどありましたように、農家の皆さんにも説明ができない、町民の皆さんにも説明できないということでしたけれども、我々、水道課として、町民の生活、町民の生活を守る水を保護していきたいという条例でございます。

町の経済発展のために農業振興も大事です。そこら辺はまた経済課さんのほうと常に連携いたしまして農家のためにも町民のためにも頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○7番（清 平二議員）

今まで畜産農家は非常に牛の値段が上がって行って力がついているように見えます。今日、競り市をしているそうです。そうしたら、ちょっとした情報によりますと40万しているのがざらだという話であります。

こういう中で、畜産農家の方々に、コンクリを敷いてこういうことをやるとか、しっかりとした、国の補助金、こういうものが取れるかどうか畜産農家に説明できるのかどうか。経済課長、お願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

下にコンクリートを引くとか堆肥舎を整備するといったもの、こちらにつきましては、家畜排せつ物法、法律に基づく基準となっておりますので、そういったところは遵守していただきたい。また、遵守させるためにも、我々、月に一度、県の家畜保健所に同行して衛生巡回調査等を行っているところでございます。

○7番（清 平二議員）

巡回等をやっているということですが、その中で守られていない農家があつて注意した農家があるかどうか、お尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

私が経済課長になってから1年半経過しますが、これまで10件程度そういった事案が出てございます。そのたびに県に同行いたしまして指導なりを行い、改善していただいているところでございます。

○7番（清 平二議員）

10件くらい指導したということですが、私が町内を見てみるとそういう畜舎は私は見たことがないんです。堆肥場はありますよ。畜舎を持っていて、牛が運動するところ、これにコンクリを敷いてしっかりしているところ、私には見当たらないんですけども、これも農家の皆さんとこういう住民説明会をして納得して。

本当においしい水を飲ませるというのも非常に大きな問題。私は、いいと思います。いいと思いますけども、反面、この条例、非常に私たちこの14名の議員の中で皆さんがどう思っているか。

みんな、いい条例だと思っていますよ。しかし、それが遵守できるかどうか。伊仙町の農業振興にどれだけダメージを与えるのか。そういうことを私たちは見せられているわけですよ。

そういうのを私たち議会に投げかけてくる前に、住民説明会もしました、畜産農家の皆さんも説得しました、そうして初めて私たち議会の中に提案するのが普通だと思いますけども、どうでしょうか。今、そのまま、私たちに、これを可決しなさい、否決しなさいということを問いただしているのかどうか、お尋ねします。

○水道課長（富岡俊樹君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお話ししたとおり住民説明会ということでありましたけれども、町民のほうに直接的負担がないことから、ここら辺は、一応、水道課のほうで条例を制定して住民に周知しようと。町民の大事な水を保護するという条例だということで、住民説明会、住民に周知するのは後になりますというような方向で検討したことでございます。

農業、先ほどもおっしゃいましたけども、農家の方にも、農業振興のマイナスということでもありましたけれども、我々としても経済課と連携して農家のマイナスにならないように努力して努めてまいりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

清議員、まとめてもらえますか。

○7番（清 平二議員）

はい。

農業振興に対してやるということですが、この条例を今回ここにして可決・否決ということ私たちに投げかける前に、再度、見つめ直して、そして住民がどうだったのかと意見等も添えて提案していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○11番（福留達也議員）

昨日の全員協議会での説明から今朝までにかけて先ほどから皆さんが指摘しているように今回は取り下げたほうがいいのかなと。そういったふうに、実際、正直、理解不足で思っていました。

午前中からずっといろんな方の質疑を聞きながら、なるほどと思う反面、昨日の時点で思っていたのは、水道課長が示した水源地辺りに新たに補助金なり何なりをもらって畜舎を造っていかうという方ができないとばかり思っていたんですね。

でも、先ほど経済課長の答弁等を聞きながら、浄化装置というのかな、コンクリ敷きというのかな、そういった水をきれいにしていく、そういった装置さえ備えれば、浄化槽付近、水源地辺りでも牛舎を新たに建てていく、これはできるということですよ。確認ですが。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本条例で指定します水源保護地域、この地域内におきましても、本条例第6条にありますとおり事業を行う者はあらかじめ管理者に協議をするということがございます。そういった中で畜舎の規模に応じて堆肥舎なりの整備をすれば牛舎を建築することは可能でございます。

○11番（福留達也議員）

はっきりと分かりました。今後、新しくこの条例が可決された後、造っていく方はきちんとそういった浄化設備なり何なりが備わっていないと造っていけないんですけども、殊、これまで水源地近くで既存の牛舎がありますよと。そういった人たちに関しては10頭以上だと県や国の指導があってこれを改善していかなきゃいけないと。そういった補助もあると。

じゃあ、9頭以下というのかな、10頭未満というのかな、そういった方もいると思うんですけども、こういった人たちにはどういった対応を取っていくんですか。

○総務課長（久保 等君）

午前中にも議論があったんですが、水源を守る流域、そこに入り込む流域という考えなんです、そこに当たってはまたその水質を守るために浄化槽等の新規導入等も考えていかなければならない。

そういった対応もするんですが、既存の牛舎についてもそういった水質を悪化させる要因になる可能性が高いので、そういうところも調査して、今後、環境保全という意味においても、処理の仕方、また補助を入れて施設の改修など、それも手がけていきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

これまではその規制がなかったわけですから、そういったところにも造られたわけでありまして。今後は、今、世界的に環境問題が厳しくなって、殊、水の問題に関しては、本当に20年後、30年後は中国あたりがどうなるのかと今言われているぐらい大変なことになっていくと思います。

また、ずっと畜産農家と一般住民のそういった方たちが対立するような構造で捉えている見方もあるんですけども、全然、両立していける、そういった条例だと思いますので、ぜひ可決した暁

には十分といろんな今指摘されたような課題を煮詰めて実施していただきたい。そのように思っております。

以上です。

○経済課長（橋口智旭君）

福留議員の質問の中でもございましたが、これまで堆肥舎の設備といった事業がほとんどなされておりました。そういった中で本条例などができてきますと、これまでなされなかった経緯といたしましては、なぜ堆肥舎が必要なのか、そういった観点でお答えするときに増築するためといった理由づけしかできなかったんですが、このような条例が設定されますと、町としての地域資源、水の資源、これを守るといった目的等も付加されて理由として提出することも可能でございます。

また、昨今、盛んにうたわれておりますSDGsまたみどり戦略等に乗っかってさらに要望活動を進めていきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第40号、伊仙町水道水源保護に関する条例の制定は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第41号 令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議案第41号、令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分についてを議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第41号は、令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第41号について、補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡俊樹君）

議案第41号、令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について、補足説明をいたします。

令和3年度上水道会計の純利益が992万5,114円発生しております。この処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、306万円を減債積立金、686万5,114円を建設改良積立金として積み立てることをご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第41号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第41号、令和3年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第42号 令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第9 議案第43号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第10 議案第44号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第11 議案第45号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（前 徹志議員）

日程第8 議案第42号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第9 議案第43号、

令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第44号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第45号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第42号から議案第45号までは、令和4年度伊仙町一般会計、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計、令和4年度伊仙町介護保険特別会計、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第42号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第42号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額72億5,533万5,000円に歳入歳出それぞれ7,964万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億3,498万円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたしますが、内容については6ページから8ページについて詳細に記載してございますので、そちらもご参照いただきたいと思います。

9款地方特例交付金、補正前の額88万9,000円に33万7,000円を増額し、補正後の額を122万6,000円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額32億3,326万4,000円に普通交付税2,564万8,000円、特別交付税509万4,000円の3,074万2,000円を増額し、補正後の額を32億6,400万6,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額4,342万9,000円に児童福祉費負担金25万6,000円、社会教育費負担金1万2,000円の26万8,000円を増額し、補正後の額を4,369万7,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,530万円に徳之島地域文化情報発信施設使用料14万円、畜犬登録手数料4万5,000円の18万5,000円を増額し、補正後の額を8,548万5,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額10億8,231万9,000円に特定地域づくり事業協同組合補助金359万4,000円、障害者自立支援給付審査支払等システム改修補助金6万6,000円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別交付金30万9,000円、農山漁村発イノベーション等整備事業交付金1,622万4,000円、町内観光地魅力向上事業補助金625万円の2,644万3,000円を増額し、補正後の額を11億876万

2,000円とするものであります。

15款県支出金、補正前の額5億2,257万2,000円に保育所等給食支援事業費補助金100万4,000円、農業次世代人材投資事業補助金314万4,000円、県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業補助金1,159万6,000円、県委託金の主なものとして海岸漂着物等地域対策推進事業費135万円等の1,741万4,000円を増額し、補正後の額を5億3,998万6,000円とするものであります。

16款財産収入、補正前の額1,508万1,000円に農産物売払収入59万5,000円を増額し、補正後の額を1,567万6,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額4億2,453万6,000円にきばらでえ伊仙応援基金繰入金200万円を増額し、補正後の額を4億2,653万6,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額5,955万5,000円に食育推進協議会過年度返還金29万2,000円、住宅退去時個人負担費用84万円、農業者年金農業受託収入20万3,000円等の166万1,000円を増額し、補正後の額を6,121万6,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額72億5,533万5,000円に7,964万5,000円を増額し、補正後の額を73億3,498万円とするものであります。

次に歳出について説明いたします。

予算書は5ページでございますが、歳出の詳細については9ページから23ページにかけて記載してございますので、そちらもご参照ください。

1款議会費、補正前の額8,626万7,000円に旅費75万円を増額し、補正後の額を8,601万7,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額13億9,779万7,000円に1,046万1,000円を増額し、補正後の額を14億825万8,000円とするものであります。

主なものとして、総務管理費の企画費において情報発信業務委託料115万5,000円、特定地域づくり事業協同組合補助金1,018万8,000円の計上によるものであります。

2款民生費、補正前の額15億6,844万1,000円に498万1,000円を増額し、補正後の額を15億7,342万2,000円とするものであります。

主なものとして、児童福祉費の私立保育所費において広域入所保育所児童保育給付費66万円、保育所等給食支援事業補助金160万8,000円を増額、子育て支援事業費において人件費等の増額、子ども医療費において義務教育就学児医療費90万円を増額等によるものでございます。

4款衛生費、補正前の額6億5,844万8,000円に724万円を増額し、補正後の額を6億6,568万8,000円とするものであります。

主なものとして、保健衛生費の予防費において新型コロナウイルス感染症医療機関初診料306万7,000円、新型コロナウイルス感染者等自宅待機者支援金134万円の増額、母子衛生費において島外旅費助成扶助費88万2,000円を増額、海岸漂着物地域対策推進事業費において重機借上料80万円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業において過年度分国庫支出金超過受入返還金71万

2,000円の増額計上によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額7億2,091万5,000円に2,249万7,000円を増額し、補正後の額を7億4,341万2,000円とするものであります。

主なものとして、農業費の園芸振興費において園芸品目生産資材助成167万4,000円の増額、生活改善センター運営費において備品購入費151万8,000円の増額、農業担い手育成確保事業において青年就農給付金300万円の増額、農山漁村発イノベーション等整備事業において農山漁村発イノベーション等整備事業交付金1,622万4,000円の計上、農地費の特定地域振興基盤整備事業において修繕料268万6,000円、重機借上料100万円、補修材料費50万円の増額計上によるものであります。

7款商工費、補正前の額6,222万9,000円に2,644万1,000円を増額し、補正後の額を8,867万円とするものであります。

主なものとして、商工費の商工振興費において新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業負担金194万9,000円、プレミアム商品券発行事業補助金1,319万2,000円の計上、観光費において看板設置委託料85万5,000円、映像制作委託料110万円、多言語化委託料495万円の計上、徳之島地域文化情報発信施設運営費において修繕料125万9,000円の増額計上等によるものであります。

8款土木費、補正前の額9億6,520万1,000円に217万5,000円を増額し、補正後の額を9億6,737万6,000円とするものであります。

主なものとして、住宅費の住宅管理費において修繕料280万円の増額等によるものであります。

9款消防費、補正前の額2億4,798万8,000円から消防自動車の車検等執行残15万9,000円を減額し、補正後の額を2億4,782万9,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額7億4,016万4,000円に525万9,000円を増額し、補正後の額を7億4,542万3,000円とするものであります。

主なものとして、教育総務費のICT教育推進事業において地域おこし協力隊の人件費等206万1,000円の計上、社会教育費の歴史民俗資料館費において需用費68万3,000円、展示資料制作委託料20万5,000円、備品購入費196万5,000円の増額計上等によるものであります。

歳出合計、補正前の額72億5,533万5,000円に7,964万5,000円を増額し、補正後の額を73億3,498万円とするものであります。

ご審議賜り、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここで2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第42号、令和4年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第43号、伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第43号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額9億7,089万4,000円から歳入歳出それぞれ731万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9億7,820万6,000円とするものです。

5ページをお開きください。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、補正前の額7億5,428万6,000円に1万5,000円増額し、補正後の額を7億5,430万1,000円とするものです。

増額の理由として、システム改修負担金の増額による特別調整交付金が16万5,000円の増額、医療費対策経費の減額による県繰入金（2号分）が15万6,000円の減額、特定健診事業6,000円の増額によるものです。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、オンラインシステム運用に係る中間サーバー運営負担金追加交付金として6,000円増額し、補正後の額を1億1,369万7,000円とするものです。

11款繰越金1項1目前年度繰越金については、令和3年度決算に伴う剰余金729万1,000円を増額し、補正の額を729万2,000円とするものです。

次に歳出について説明いたします。

予算書 6 ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、システム改修負担金として16万5,000円増額し、補正後の額を972万9,000円とするものです。

2 目国民健康保険団体連合会負担金は、オンライン資格運用に係る中間サーバー運営負担金として6,000円増額し、補正後の額を130万6,000円とするものです。

6 款保健事業費 1 項保健事業費は、健康増進課での保健事業として補正前の額1,677万1,000円に15万6,000円減額し、補正後の額を1,661万5,000円とするものです。

同款 2 項特定健康診査等事業費についても健康増進課での特定健診事業に係るもので、6,000円増額し、補正後の額を816万5,000円とするものです。

予算書 6 ページから 7 ページにかけて、7 款基金積立金 1 項 1 目準備金積立金は、国民健康保険事業特別会計内の差額調整として 6 万6,000円増額し、補正後の額を 6 万7,000円とするものです。

9 款諸支出金 1 項 6 目保険給付費等交付金償還金、7 目特定健康診査等負担金償還金、8 目保健事業分交付金償還金は、それぞれ令和 3 年度事業の実績に伴う償還金として、6 目保険給付費が467万1,000円、7 目特定健診事業が196万9,000円、8 目保健事業が58万5,000円、それぞれ増額し、合計722万5,000円増額し、補正後の額を873万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第43号について質疑を行います。

○1 番（井上和代議員）

議案第43号、令和 4 年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算について質疑をいたします。

6 ページのほうの 6 款 1 項 3 目 12 節の委託料のほうで頸動脈エコー検査委託料が三角ということはマイナスということですか。これは今年度はされていないということですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの頸動脈エコーの検査委託料に関しましては今年度は実施しないということで16万円落としてございます。

○1 番（井上和代議員）

去年、私と主人のほうでこれを受けたんですけども、これは、動脈硬化、そういったものが見つかるといふか、そういったものに少し注意されたほうがいいですよというような検査らしいんですね。

私の知り合いのほうは、たしか私のほうは補助のほうでそれを受けたんですけども、私の知人のほうは自費で毎年受けているんだと。引っかかっていることもあってその辺を気をつけているというようなことで、動脈硬化、自分では分からない部分なんで、この部分は続けてほしいなというところをお願いしたいんですけども、続けることはできますでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

確かに昨年度は実施しているみたいですけど、今年度に関しては実施しないということでこちら16万円落としてございますが、そういった受診される方がいるということで、今後、検討したいと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

どうしても、島の人というか、私たちは肉類とか豚系とかそういったものが好きで、こういったものに対して自分では本当に自覚がなくて、こういったエコーで示されると自分は今こういう状態なんだなということが分かりますので、こういった検査というか、そういったものをなくさずをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第43号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第44号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第44号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額8億9,301万8,000円に歳入歳出それぞれ1,420万円増額し、歳入歳出予算の総額を9億721万8,000円とするものです。

5 ページをお開きください。

2 款国庫支出金 2 項 2 目介護保険事業費補助金について、介護報酬改定に伴うシステム改修費として、費用総額 9 万円の国庫負担分 2 分の 1、4 万 5,000 円増額するものです。

4 款県支出金 2 項 1 目介護予防費補助金、県の内示額確定に伴い 38 万 6,000 円減額し、補正後の額を 29 万 6,000 円とするものです。

6 款諸収入 2 項 2 目雑入は、令和 3 年度の支払基金分の過年度精算金として 12 万 3,000 円増額し、補正後の額を 96 万 4,000 円とするものです。

7 款繰越金 1 項 1 目繰越金、令和 3 年度決算に伴う剰余金 1,441 万 8,000 円を増額し、補正後の額を 1,441 万 9,000 円とするものです。

次に歳出について説明いたします。

6 ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について、補正前の額 223 万円から 4 万 5,000 円増額し、補正後の額を 227 万 5,000 円とするものです。8 節旅費からの組替えと歳入で説明したシステム改修費での支出分を差し引き、増額しております。

3 款地域支援事業費 2 項 1 目一般介護予防事業費、県の内示額に伴い 38 万 6,000 円減額し、補正後の額 1,049 万 6,000 円とするものです。

4 款基金積立金 1 項 1 目介護給付費等準備金積立金は、令和 3 年度決算に伴う繰越金として 87 万円、介護給付費の過年度精算金分として 12 万 3,000 円、合計 99 万 3,000 円増額し、補正後の額を 99 万 4,000 円とするものです。

5 款諸支出金 1 項 2 目償還金、令和 3 年度の事業実績に伴う償還金として、地域支援事業費が 249 万 2,000 円、介護給付費が 1,105 万 6,000 円、合計 1,354 万 8,000 円増額し、補正後の額を 1,355 万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第 44 号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 44 号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 44 号、令和 4 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第44号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第45号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,437万1,000円に歳入歳出それぞれ239万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億9,677万円とするものです。

5ページをお開きください。

4款繰越金1項1目繰越金は、令和3年度決算に伴う繰越金として239万9,000円増額し、補正後の額を256万9,000円とするものです。

予算書6ページになります。

歳出についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額1億8,861万6,000円に239万9,000円増額し、補正後の額を1億9,101万5,000円とするものです。

理由として、療養給付費の過年度精算金として110万4,000円の増額、後期高齢者医療特別会計内の差額調整として129万5,000円の増額によるものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第45号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第45号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 認定第1号 令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第13 認定第2号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第14 認定第3号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第15 認定第4号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第16 認定第5号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第17 認定第6号 令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前 徹志議員）

日程第12 認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第13 認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第14 認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第15 認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第16 認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第17 認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第6号までは、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に提案のあった6件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

○2番（久保 量議員）

令和3年度歳入歳出決算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用実績についての説明をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいま久保議員からご質問がありました件について答弁いたします。

事業実績については、決算書を複数にまたがりますので、総括してご説明いたします。

令和2年度からの繰越事業といたしまして観光資源の映像化を行う映像産業を軸とした観光・産業振興と地域ブランディング事業365万5,627円、テレワーク環境サテライトオフィス整備事業2,598万2,000円、新型コロナウイルス感染症島外療養者帰島旅費助成事業8万1,410円、新型コロナウイルス対策検査時個人負担助成事業89万4,040円、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業3,002万4,121円です。

続きまして、令和3年度事業といたしまして、空港での検温を行う公共的空間安全・安心確保事業300万円、サトウキビ生産継続支援事業3,000万円、新成人応援臨時支援金事業753万4,870円、全町民へ商品券配付を行う令和3年度伊仙町生活応援事業1億248万3,334円、休業要請に応じた事業者への協力金を給付する新型コロナウイルス感染症対策協力金事業700万円、地方創生テレワーク推進交付金事業1,601万7,578円となります。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第12 認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第17 認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、日程第12 認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第17 認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの6件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に佐田 元議員、副委員長に樺山 一議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月8日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時48分

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和4年9月8日

令和4年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（美島盛秀議員、福留達也議員、井上和代議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
9番	上木千恵造 議員	10番	永田誠 議員
11番	福留達也 議員	12番	前徹志 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 議会事務局書記 芳田勇也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	久保等 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	稲田大輝 君
子育て支援課長	久保修次 君	地域福祉課長	大山拳 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	福島隆也 君
耕地課長	稲田良和 君	きゅらまち観光課長	上木博之 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	上木正人 君
社会教育課長	中富讓治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君	選挙管理委員会書記次長	春島弘明 君
総務課長補佐	寶永英樹 君		

令和4年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	第7波の感染が拡大し、収束の目処がつかない状況だが、現在の感染状況と、教育現場を含め今後の対策にどのように取り組むのか問う。	町 長 教 育 長
		2. 教育行政について	①現代社会における青少年育成は、幼少期の環境や生活習慣の影響が児童生徒の問題行動において、指導上もっとも重要だと考えている。 そのような中で、教育問題は大きな変革期が来ていると考えるが、校則の是正、貧困問題等の課題への取組みについて問う。	町 長 教 育 長
			②闘牛文化と教育環境への関係は、議論を深める必要があると考えるが、認識を問う。	町 長 教 育 長
			③小規模校の校舎建設計画について問う。	町 長 教 育 長
		3. 農業振興について	①春植え並びに夏植えの目標面積は達成できたのか問う。	町 長
			②さとうきび増産推進事業の予算は有効に活用できたのか問う。	町 長
			③さとうきび原苗圃委託料について問う。	町 長
			④園芸振興策として、価格低迷（下落）時の基金創設は考えられないのか問う。	町 長
		4. 漁業振興について	①海岸漂着物地域対策推進事業への取組みを問う。	町 長
			②農山漁村発イノベーション等整備事業について問う。	町 長
			③離島漁業再生支援推進事業の取組みについて問う。	町 長
④磯釣り場等の整備はできないか問う。	町 長			
5. 安倍元総理の国葬について	大久保町長、伊田教育長のそれぞれの立場での国葬の是非について問う。	町 長 教 育 長		
2	福留 達也 (議席番号11)	1. 役場新庁舎建築工事について	①現時点での進捗状況と完成時期について問う	町 長

2	福留 達也 (議席番号11)		②今後、建築資材等の高騰による建築費用の増加がありうるのか問う。	町	長
		2. 面縄港の施設整備について	①当該港を整備するにあたり、町としてどのような将来像を描いているのか問う。	町	長
			②施設整備に向けた課題について問う。	町	長
		3. 企業誘致の取組みについて	①先般、本町と(株)NTTデータオートモビリティジェンス研究所において「高齢者・障がい者向けの自動運転パーソナルモビリティ導入事業」の推進に向けた連携協定が締結されたが、今後本町においてどのような取組みが行われていくのか問う。	町	長
②企業が進出することにより、伊仙町と企業側それぞれどのようなメリットが考えられるのか問う。	町		長		
3	井上 和代 (議席番号1)	1. ごみ減量化対策について	①生ごみ対策の進行状況とこれからの流れ、実施時期について問う。	町	長
			②生ごみ処理以外のごみ減量化対策について問う。	町	長
		2. 集落活性化について	各集落の公民館は老朽化が進んでいるが、町としての対策を問う。 また、所轄する担当各課での管理状況把握はどのようになされているのか問う。	町	長
		3. 特別支援教育について	①小・中学校での特別支援教育はどのように取り組んでいるのか問う。	教 育	長
			②町として幼児教育の方向性をどのように考えているのか問う。	教 育	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀議員）

町民の皆さんおはようございます。伊仙町議会議席番号14番の美島盛秀でございます。町民の皆様の日ごろからの叱咤激励をいただいております。誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。今回は台風被害もなく、本当に安堵しているところであります。また、今定例会から伊田正則教育長が新たに同席されることになり、さらに伊仙町の教育行政の発展が期待されるところでございます。どうぞ精進いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問をいたしたいと思っております。5項目について通告をしておりますが、答弁者の皆さんにおかれましては、先ほどありましたように、マスクを外して明快に理解のできるような答弁をお願いいたします。

それでは、5項目について通告しております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

第7波の感染が拡大し、収束のめどがつかない状況ですが、現在の感染状況と教育現場を含め、今後の対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

2番目に、教育行政についてでございます。①現代社会における青少年育成は、幼少期の環境や生活習慣の影響が児童生徒の問題行動において、指導上も最も重要だと考えられます。そのような中で、教育問題は大きな転換期が来ているのではないかと考えているところであります。校則の是正、また貧困問題等の課題への取組についてお尋ねをいたします。

②の闘牛文化と教育環境への関係は、議論を深める必要があるかと考えております。このことにつきましても、徳之島は、他の市町村、全国で6か所ほど闘牛文化のあるところがありますけれども、ほとんどの県にはございませんので、特別な文化だと私は認識をいたしておりますので、そのことについては議論をする余地があると思われまので、どうぞ詳しくご答弁をいただき、議論を重ねていきたいと思っております。

③小規模校の校舎建設計画についてお尋ねをいたします。

次に、農業振興についてでございます。①春植え、並びに夏植えの目標面積達成はできたのかお尋ねをいたします。

②さとうきび増産推進事業の予算は有効に活用できたのかお尋ねいたします。

③さとうきび原苗圃委託料についてお尋ねをいたします。

④園芸振興策として、価格低迷、あるいは下落のときの基金創設は考えられないかお尋ねをいたします。

4番目に、①海岸漂着物地域対策推進事業の取組をお尋ねをいたします。

②農山漁村発イノベーション等整備事業についてお尋ねをいたします。

③離島漁業再生支援推進事業の取組についてお尋ねをいたします。

④磯釣り場などの整備はできないかお尋ねをいたします。

5番目に、今テレビや新聞等全国、あるいは世界に話題といたらおかしいですけども、いろんな批判等がございます。このことについては、我々国民一人一人、また、町民一人一人が真剣に考えなければならない今後の政治課題でもあると考えておりますので、町長並びに教育長のそれぞれの立場での国葬の是非についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問の答弁をお願いをして、2回目からは自席で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の御質問にお答えいたします。コロナは3年目に入りまして、第7波が今感染が進み、この第7波の特徴は報道されているとおり、感染力は非常に強いということで、患者数は第7波が圧倒的に多い状況であります。一方、重症化する割合は非常に少ないということでありまして、国も厳しい指導はしてこなかった状況になっておると思います。島内における感染症におきましては、後ほど、総務課長のほうから細かい数値を出して説明をしていきますので、そのことも踏まえて、また、皆さん方としては、いろんな議論ができると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問であります。今の感染状況ということについてですが、皆さんのほうに8月から9月における1日当たりの感染者数、それと8月、9月における島内全体の年代別感染状況の表をお配りしてございますので、それに沿って説明をしたいと思っております。

1枚目にあります8月1日からの感染状況であります。島内全体として8月3日が124名ということで、一番この感染が多かった日であります。

8月16日には、帰省している方々の中で感染している方が15名ということで、ここが一番の帰省している方の最大値であります。伊仙町におきましては、8月18日が42名ということで、一番感染が多かった日になります。水色で示している者については、後ろの9月1日からの感染状況にもあるんですが、感染者が10名以下になった日を示してございます。伊仙町としましては、8月に21日と28日、9月に入ってから10名以下という日が続いて、9月でいきますと伊仙町27名、徳之島町86名、天城町68名ということで181名という感染者でございました。

また、島内での全体の感染者数であります。4月が83名、5月が888名、6月651名、7月が1,154名、8月においては2,298名ということで、8月が一番感染が多かった月になります。これにつきま

しては、先ほどから出ていますな第7波の影響、それから帰省、行動制限等がないということで帰省される方も多かったことによって、この感染が広まったんじゃないかと推測しています。その中で、4月もなんですけど、10代、それから10歳未満という方の感染が約28%程度、それからその親御さんの年代と考えられます30代、40代で24%、程度、その中で、60歳代が15%という8月のパーセントが出ています。ですので、家族感染が多かったんじゃないかというふうに推測してございます。島内全体の感染実質についても同じよう傾向でありました。昨日現在で入院されている方12名、それから宿泊療養されている方が5名、自宅療養者が231名、合計248名であります。この感染がピークであった8月中旬ごろには、入院者が59名、宿泊療養が20名程度、自宅療養が五百何名というところの推移していたんですが、ここ8月末から9月にかけて感染者が少なくなったということで、この入院、それから療養、自宅療養については下がってきたところであります。

○教育長（伊田正則君）

美島議員のご質問にお答えします。

私は、学校現場に限ってお答えさせていただきたいと思いますが、まず、9月1日始業式での児童生徒の状況は、陽性者が13名、濃厚接触者が11名、教諭として教諭は養成者が2名、濃厚接触者が1名でした。基本的な対処方針に基づく対応の継続はこの後も必要だと考えています。具体的な対策として、小まめな手洗い、手や指の消毒、定期的な換気、場面に応じた正しいマスクの着用、人と人との距離の確保など、今までお願いしてきた基本的な感染防止対策の徹底を各学校にお願いしていきたいと考えています。また2学期は学校行事の多い学期ですので、事前準備とか、当日の実施等について、学校と連携、協力していきたいと考えています。

○14番（美島盛秀議員）

ただいま総務課長のほうからと教育部長のほうから説明があり、また資料等が出されておりますけれども、私がこのこのコロナの感染状況を1月から4月6日に発生した現時点から、見て、6月時点で450人前後、その後がちょっとわかりにくくて、8月、9月の状況は出ておりますけれども、徳之島3町では昨日の段階で5,298人という新聞の報道が載っておりました。そのうち、伊仙町が1,525人、徳之島町が2,553人、天城町が1,221人とこれは各町それぞれ、ある程度のずれはあるかと思えますけども、そういう数字で推移しているということでありまして、非常に今回の7波というのは、拡大がひどいといいたいまいしょうか、広がっていると収束がない、先が見えないというところがありますけども、この資料等を見て、9月には大分減少していると。8月16日のこれはお盆のことなんですけども、お盆の帰省客が多くて、人の出入りが多くて、こういう状況になったのではないかなと、そういうことで8月18日3日、4日後にはこれだけの人数が出たのではないかなということでありまして、やはりこの資料等を見ても、人の交流、やはりこういう3密の徹底ということは、これからも厳しくやっつけていかなければいけないんだと思うんですけども、毎日7月、8月、9月、防災無線で放送がされておまして町民の皆さんは徹底して周知をしているものと考えられますが、やはり今後もこの状況が収束は見られませんので、ぜひ続けていただいて、そしてもっと町民の皆さんに収

東に向かったの関心度を上げるような対策を執行部の皆さん、あるいは教育委員会の皆さんが一緒になって取り組んでいけたらと思いますけれども、やはり長期化してきますと、何かしら閉塞感が出て、もういやというような私自身そういう気持ちを持つことがあります。マスクを外したり、あるいはスーパー買い物に行くときにマスクを忘れてきたりとか、そういう危機が薄れてきているということは否めませんので、ぜひ、そこらあたりを何とかそういうスーパー、あるいは人の出入りの多いところとの連携もしっかり取って、町民の生命を守るような対策を講じていただきたいと思いますが、今後のその対策についてどのように取り組んでいく、計画等があるのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。昨日、国のほうでもこの感染者について10日間、当初2週間程度の療養をするということで、次、10日ということになりまして、昨日のニュース出ていましたが、感染して症状のある方は7日間に短縮していこうと。また、無症状の方は5日間に短縮していこうというニュースでありました。それについてもまたこの町内において感染が高かった7月から8月にかけてですが、やっぱりその重症化リスクの高い高齢者については、サロンや教室等を今重視しているところでございます。先ほど資料配りましたが、9月に入ってこの感染が10名以下、昨日、一昨日としては1名、2名、3名というところでありますので、この再開にまだ経済と感染、両面見据えてまずは対応していかなければならないと考えております。そこで、再開をして、健康、また持っていくというところと、第7波が来ても、時短要請、行動制限をしなかったということでありますので、1人ずつがこの感染等を増やさない努力を、感染防止対策をさらに徹底していくこともまた大事だと思いますので、先ほど言われました危機感を持った形の、みんなが危機感を持てるような周知も心がけて対応していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ただいまの答弁で、これ、療養期間の短縮ということ、対策を講じているということなんですけれども、これは、県や国の計画に基づいた町の判断だと受けとめてよろしいですね。

このことにつきましては、新聞や報道等で皆さん理解を示せると思っておりますけれども、やはりこのことも、防災無線で町民の皆さんに知らしめていただいて、その短縮された期間内でありませうけれども、感染防止には今後も3密を守れるようなことを広報なりあるいは防災無線なりで町内の皆さんに知らしめていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、このワクチンの接種率、あるいは医療費の件についてお尋ねいたしますけれども、私にも孫がいます、乳幼児から中学3年生までは無料ということでありませうけれども、とりあえず行って治療を、診察をする、疑わしい、熱が出た、あるいはPCR検査を受けなければいけない、診察と、そのときに、医療費を払うらしいですね。医療費を払ってその領収書をもって後日役場に行って、役場で申請をして、その保護者の通帳に振り込まれるということ、個人的に子供から聞きませうけれども、そのことについて、それで考え方でよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。徳之島町と天城町に関しては、1つの病院に関してですが、そういう対応をしているということでございます。伊仙町に関しましては、まだそういった方向で協議はしていませんが、今まだ病院のほうから請求をいただいて、支払いをしている状況でございます。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町においては、今私が言ったような領収書をもってそれで返しているということですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

伊仙町においてはまだそういったことはしていない状況であります。今後協議してそういうことも進めないと考えているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

ちょっと理解がしにくいんですけども、なぜそういうふうなことになっているのか、これ、県や国の見解はどうなっているのでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

初診料とか、前回6月にもありましたけど、そういった分に関しては、病院のほうから請求をいただいて、支払いをしているところでございます。そうした中で、またPCR検査に関しても、今現在は保健センターのほうで無料で実施しているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

この医療費につきましては、子供は無料ということなんですけども、その無料ということでも、初診料とか、医療費は払わなければならないのか、あるいはまたその国や県の医療助成の観点からコロナに関しては無料だというふうに理解をしていたんですけども、そこらあたりの説明をお願いいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

コロナに関する検査に関しては、病院のほうから請求をいただいて、町で支払いをしているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

支払いをしているということは、PCR検査は支払いをしていると。なかなか、検査、審査と、PCR検査の区別が理解しにくいところがありますけども、要するに、子供は無料で、一般はお金が必要だということよろしいですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

PCR検査に関しては、子供も大人も全ての方が対象になります。

○14番（美島盛秀議員）

なかなか理解がしにくいんですけども、また個人的にでもお尋ねしますので、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく、美島議員、休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保修次君）

美島議員のご質問にお答えいたします。

子供の医療費の助成事業ということに関して、子供に対する医療費を助成することにより病気の早期発見と早期治療を行い、健全な児童の心と体の育成を図ることになっております。

先ほど申し上げたとおり、一旦、窓口負担をしていただいて、その領収書をこちらのほうに持っていたいただいたら、その分、窓口負担分を口座のほうへ振り込むことになっております。

○14番（美島盛秀議員）

コロナは無償。一緒と考えていいの。

○子育て支援課長（久保修次君）

子供の医療費に関することですので、コロナも含めてのことです。

○14番（美島盛秀議員）

はい、分かりました。これは子育て支援課のほうで医療費の関連はありますので、今の説明で分かったわけなんですけれども、やはり私がいつも言っている役場職員の各課の連携関係しているわけですから、やはりこういう質問とかあるいはいろんな問題等が出た場合、それぞれが話し合いをしながら、町民の皆さんにしっかりと理解ができるようにしていただきたいと。我々議会としてももっとも勉強をしなければならないわけでありまして、そこらあたりの連携をしっかりと今後、取っていただきたいと思っております。

この件に関しましては終わりました、2番目の教育行政についてお願いをいたします。

○教育長（伊田正則君）

美島議員のご質問にお答えします。

伊仙町の児童生徒の定期的な生徒指導の調査がありますが、そこから見ますと問題行動や長期欠席者の理由を考えますと、家庭内での影響が大きいと思われまして。

学校での友達関係とか、また先生とのトラブルとか、部活動のトラブルとか、学業成績不振によるトラブルとか、こういうような原因で欠席者がいる数は、今のところ伊仙町はゼロです。それなくて、家庭内での生活習慣の乱れとか、保護者との関係による欠席者が多いと思われまして。

こういう問題に対しては、学校だけで対応するのは難しいだろうということで役場や社会福祉協議会、教育委員会、関係の施設、支援施設等と連携を取りながら、幅広く支援する必要があると

感じています。

児童委員、民生委員という名前が児童委員という名前で今活動をしていますけど、その児童委員とも協力し、事態把握と対策を考えていきたいと思っています。

それから校則については、プライバシーの侵害やジェンダー等の合理的配慮の下の各学校のブックと言われる校則については、是正するように国からも示されていますので、委員会としても注視し、是正が必要な校則については指導していきたいと考えています。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

この青少年育成における過程で、幼少期から乳幼児からのこの指導とあるいは児童生徒の指導といろいろ難しい点があるかと思います。そういう中で、以前私がお尋ねしたときに、いろんな学校行事とか学校運営は校長の範囲内だということで、あまり教育委員会のそういう町の教育行政に対するこういうこと取組が、あまり反映できないような受け取り方をしましたけれども、そこらあたりの点は、やはり町の教育育指針の沿ったそういう小学校・中学校では連携が取られているのでしょうか。

○教育長（伊田正則君）

お答えします。

学校運営については、もちろん学校長の責任の下で進められておるのは当然だと思っています。ですけど、先ほどの生徒指導の面についての学校だけで解決できない問題については、関係団体とかまたは行政とも一緒に連携しながら取り組んでいかないと、なかなか解決に向かっていかないと考えていますので、その分については連携を取る必要があると考えています。

○14番（美島盛秀議員）

この私新聞の記事を持っているんですけども、8月27日に出された文科省の有識者会議の回答版を校則是正に出されたということで、以前、私たちの頃は生徒手帳というのがあって、その中にいろいろ校則が書かれてありました。そういう時代ももう変わりました。

ですから教育も変わっていかねばいけないという思いで、先般の就任の挨拶であつたらうと考えまして、この校則是正の中で、特にこれからは生徒の意見が反映できるような指導をしなければいけないということなんですけれども、そのことに関しては非常に難しい点もあるかと思いません。

この件は生徒指導への立場からの校則是正だと考えますけれども、以前は帽子をかぶりなさいだとか、制服をきちんとしなさいとか、靴を曲げてはくなどか、いろいろありました。長髪、髪を染めるなどか、いろいろありましたけれども、それが個人的に厳しすぎるという観点も改正することは分かります。

しかし、以前はそういう厳しい規則等があつて、今の教育が成り立っているのではないかなという思いがするんですけども、そういう観点から、先般の教育長の挨拶の中で私の教育行政に対する

抱負といたしまして、生きる礎にいてきた自然と共に生きる姿、感謝する心、謙虚になる心、周りと協力して生きていく力、こういうようなことを書いて、時代が変わろうとしても変わらない価値、不易として受け継いでいきたいと書かれております。

最も大事なことだと、このことは私は道徳じゃないかなという思いがいたしますけれども、やはりこれからの子供の教育、特に、私たちこの徳之島こういう離島におきましては、いろんな文化とかいろんなそういう関係研修施設とか、学ぶ場が少ないわけでありますので、こういうこと等を踏まえながら、子供たちへの指導を道徳観点からしっかりやっていけば勉強にも学習も一所懸命していくのではないかなという思いがいたしておりますけれども、学校には余暇時間というのがあると思います。

また、今年からですか来年からですか、道徳は教科書でやるというカリキュラムでやるということ等を聞いたことがあるんですけども、その道徳教育についての教育長の考えをお尋ねいたします。

○教育長（伊田正則君）

お答えします。

道徳教育については、教科化されていて評価というか道徳での評価は文書で求める程度ですけど、小学校・中学校それぞれ教科化されていて授業の中で必ず位置づけると、一昔前、道徳の教科自体が軽く扱われてしまって、授業がきちんとなされていなかったりとかそういうのがあって、きちんと35時間の授業を実施しながら道徳心を育てていくというのは、以前よりも教科化されたことによって各学校には浸透しているじゃないかなと思っています。大事なことだなと思います。

○14番（美島盛秀議員）

もう私にも孫がいます、生まれて10か月ぐらいの孫がいるんですけども、もう毎日毎日行動が違ってきます、やることです。もうそれは幼児の変わりようというのは見ておって目にも分かるぐらい変わってきます。ですから、私はこの幼児教育から児童生徒の教育、この段階においてのそういう指導、学習はもちろんですけれども、道徳的観点を植え付けていくのは大事な教育だと考えておりますので、そういう観点で取り組んでいただきたいと思います。

あまり時間もございませんので、この校則是正について生徒の意見を反映するというところで、教員用の手引書等ができていくということなんですけども、やはり学校教育というのは地域あるいはPTA、学校この三者が一体となって取り組まなければならないことだと考えているところなんですけども、この回答前の学習手引きと、今回、回答された学習手引き等の粗筋についてぜひ議会にも印刷でも結構ですので、もらえたら結構かと思っておりますけれども、そういうことはやっても構わないものですか、どうでしょうか。

○教育長（伊田正則君）

ちょっと不勉強で申し訳ないですけども、今、議員から御指摘のあった資料についてちょっと把握していなくて、ちょっと勉強してそれが閲覧可能なかどうか、また後ほどご返事したいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひよろしく願いいたします。

それでは、2番目の闘牛文化と教育環境への関係は、議論を深める必要があると考えるということとでありますけれども、まず、町長にお尋ねをいたします。

○教育長（伊田正則君）

私が先にお話させていただきます。

先ほど美島議員からもご指摘がありましたけど、闘牛文化は先人たちが残してくれた生きる教材だと、そういう部分が多いなと感じています。

牛が目の前の敵から背中を向けない姿勢、子供たちには簡単に目の前の課題から逃げない態度を、その姿勢から学んでほしい。あとちょっと頑張れば勝利の手前があったらという体験から、夢を実現するためにはもうちょっと頑張る。子供にして見たらあと一問解いてから今日に勉強を終わりにするとか、もうちょっとあと10分机に向かって今日の勉強を終了するとか、もう少し頑張り欲をこの闘牛文化の牛がなかなか敵から背中を向けない姿から学んでほしいと思っています。

もちろんいろんな場面で闘牛の負の部分も指摘されますが、その部分も克服しながら、先人たちが苦しくても明日への希望を持っていろんな困難を乗り越えてきた。あと少しの頑張り、終わりの美学として伝えていけたらと思っています。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

ありがとうございます。この闘牛文化につきましては、私も本当に闘牛の大好きな一人です。私も幼いころから闘牛を親が切らしたことはありませんでした。高校を卒業するまで牛はいました。その牛を売って私は大学の入学金を作ってもらったという経緯からいきますと、非常にこの闘牛に対する愛着というのはあります。

しかし、時代が変わって、先ほども教育の変革期だということを申し上げましたけれども、闘牛をコロナということでこの3年は私は見ていませんけれども、闘牛を持たなくなってやめた、個人的にやめたというのはもう20数年になります。

そういう観点から全島一を持ってみたい。喧嘩の強い牛をもってみたいというのは今でも夢には持っています。しかし、今の教育のことを考えてみますと、非常に私は残念なところがある程度あるのではないかなと。例えば、先ほど私乳幼児から小学校・中学校の成長期における青少年育成の段階でのことを考えてみますと、あの小さい子供を牛に乗せる。そして「ワイド！ワイド」をする。非常にいい光景だとも思います。

その一方で、そういう今教育長がおっしゃれたような熱烈に自分の牛を応援したい。負けたら、また頑張らさんないかん。自分も頑張れる。そういう気持ちをいい方向に行けばいいですよ。私はそれが実現できれば立派な闘牛文化だと思います。

しかし、最近はいろいろここでは申し上げられないことでもありますけれども、いろんな非行に走

る。ギャンブル性の高い行動が見受けられるということ等を聞くと、非常に残念な思いがして、そういう若い人たちが今後、この伊仙町徳之島を背負って担っていかねばならないのかなと思ったりするときに、それはごく一部ですよ、どうこの闘牛文化のことをいい方向に進めていけるかという議論を行わなければいけないと。

例えば教育委員会あるいは闘牛を持っている人たち、あるいは闘牛協会、いろんな関係機関等を含めた、そういう有識者会議みたいなのを開いて、ぜひこの闘牛文化の灯を消さないような、そしてその闘牛が子供たちの今後の青少年育成にすばらしく役立つような、そういう闘牛文化にしていきたいと思うわけなんですけども、町長、このことに関して町長は大の闘牛ファンでありますので、町長の認識もお尋ねしたいと思います。

○町長（大久保明君）

通告にはなかったんですけども、美島議員がおっしゃるとおり、この光と影があるわけです。その影の部分をいかに縮小していくかということでもありますので、なくさみ館ができたときに、当時の徳之島所長さんが、場内でそのことを何回も何回も初めてオープンするときですけども申し上げていました。

そのとき不思議なことが起こりまして、拍手がいっぱい出ていろんな声も出て、そしたら所長さんは闘牛を見に来るのは非常に少なかったんで、そのことを後で又聞きしたら、勘違いしていたんです。あれは、そのような拍手もそれからいろんな大声出したりするのも、これはそんな話はやめろっていうふうなことだったと今も思います。

例えば来賓が来て話をすると、すぐ拍手が起こります。あれは早く話をやめてくれということなんですけども、それはそうですけど、先ほど申しあげたマイナスの部分はいかに目指していくかということでもなくさみ館は、建設のときに県からも財務省からも厳しく指導を受けまして、ですから伝統文化等の情報は新施設ですということで、他の闘牛以外のこともやらなければいけないようになっておりますので、しかし今のところ闘牛以外での申込みは年に数回しかない状況でありますので、あそこが今回は自然遺産で去年ポーランド祭というのをやって、やっぱり会場でなければできないような大きな祭、イベントができました。

これからは自然遺産の県がこの前600人以上の規模で、伊仙町で11月に自然遺産に向かったのシンポジウム行うということになってはいますが、それも「なくさみ館」でやっていただきたいというふうに今考えております。

これは、例えば牛にふんの問題もかなり子供たちがスコップを持ってついて回るとかということなども、かなり進展してきますたけど、またそうでない牛主の方もいますので、その辺を闘牛協会自身が先頭に立っていくことは絶対必要だと考えておりますので、そういった細かいところからやっていかなければなりません。

そのことをさらに、今日あえて美島議員が非常に重要な質問をしていただきまして、そのことは三町の闘牛協会、そして関係した方々、旅行会社などを含めて進めていかなければいけないと思っ

ております。

ただ、最近のいろんな話では、子供たちが場内に入るとか、それから散歩をさせるということにも危険だというふうな意見も出ておりますけれども、その辺は動物愛護も含めてこの事故があったんです、何回か。いろんな死亡事故などがあって、ああいうこともさらにいかにして防止していかんという事、大変ネガティブな発信になるわけですから、そういうことも含めて影の部分はいかに縮小していくかという事が最大の課題であるし、そうすれば闘牛文化はさらに光り輝いていくわけですので、そういうことを闘牛協会だけでなく、例えば、伊仙町においてそういう闘牛に関する条例等を議員の方々と一緒になって作り上げていくということは、大変有効であると思うし、今、この教育長も本当にこれはプラスの部分は、教育長がここまで強調したということが、今までなかったことでありますので、そのことを私も闘牛協会と話を進めていきたいと思っておりますので、そのときはまた議会のほうからの要望書をなどがあれば、うまく進むのではないかと思います。

○14番（美島盛秀議員）

ありがとうございます。条例制定等もやりたいという考えで、前向きな姿勢が見えたと考えております。

この闘牛におきましては、徳之島、奄美、世界自然遺産に登録されました。また、日本で6か所だったですか、闘牛文化のあるところは。そういう中で闘牛サミットも行われております。この闘牛サミットあるいは、これは私はこういう文化を広めていく、いい意味で文化を広めていく、お互いの交流事業だと考えますので、世界自然遺産に登録になったということで、観光面にもこの闘牛は生かして行けると、そういう中で、「あっ、徳之島の闘牛は条例も作ってある」と、「すばらしい文化が引き継がれていく」と、こういうことも私はまた世界自然遺産になった観点から、すばらしい闘牛の普及につながるのじゃないかなと思っておりますので、こういうことが全国に広がって、そして全国とあるいは世界と交流ができるようなすばらしい闘牛文化にしていきたいとお願いをいたしたいと思っております。

次に、3番目の小規模校の校舎建設計画についてお尋ねをいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

美島議員の小規模校の校舎建設計画について等にお答えをいたします。

本町の学校施設は小学校8校、中学校3校、幼稚園3園、1園が今休園中でございますが、完了いたしております。

多くの学校施設が昭和30年代から50年代に建設をされてございます。全体の67%が建設から30年以上経過をしてございます。

特に、喜念地区、馬根地区、阿権地区の小規模校と呼ばれる学校の校舎は老朽化が進行している状況でございます。今後、改修や建て替えの時期を迎えるとしております。

町の公共施設等総合管理計画によりますと、学校施設は耐震診断を実施し、診断結果は基準を満たしてございます。これからの施設は維持管理や修繕、改修等の経費が増大することが見込まれる

ことから、効率的な学校施設の維持管理、修繕及び改修を計画的に進めていく必要があると思っております。

○14番（美島盛秀議員）

この小学校の小規模校の校舎の建て替えということについては、今までも多くの同僚議員の中からも質問等がありました。私もありますけれども、この校舎、特に、私の阿権小学校私が小学校2年生のときですので、もう63年ですか、62年たっていると思います。それと同時に喜念小とか、あるいは馬根小、鹿浦小もじゃないかなと思いますけれども、その当時は生徒数も100人以上いましたし、これからその計画をするに当たっては、やはり生徒数が少ないわけですので、その生徒の数に合わせたような財政面を考えて、そうすれば私は早急にできるのじゃないかなと。

あまりにも規模の大きいような、大きいに越したことはないんですけども、やはり生徒数等を考えてやれば、私は予算を半分ぐらいで済むのじゃないかなと思いますので、私、早急にできると思います。

そういしないと、伊仙小学校、面縄小学校、犬田布小学校は新しいというか、10年程度たっていますけれども、10年前から新しい校舎で勉強ができた。そういうところで学んだ児童が、また3中学校も新しい、一緒に小規模校の古い教室から行った子供たちが、平等に本当に学習ができるだろうか。

私の阿権小学校の実情校を見たときに、いろいろ空き教室は複式ですので、半分以上、空き教室といったらおかしんですけども、いろんなパソコンとか最近の指導、あるいは図書室だとか、いろいろ利用価値はあるんですけども、そういうことを考えた上で、私は今後校舎建設にはしていただきたいと。予算に配慮しながら早急に校舎建設を進めていただきたいと思っておりますけれども。

例えば、新庁舎には4億円もの追加補正をしたり22億円もかけてやるのに、せめてその何%とか割合かを小学校建築回していただければ、私は非常に地域の住民も喜んでいただろうかと。

新庁舎が建ったから、そのために子供たちが学習意欲がわくとか、あるいは生活面での状況がよくなるかということ、私には決して考えられません。そういうことから早急な校舎の建設が必要だと思っておりますけれども、そこらあたり教育長あるいは町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

この文部科学省が、今までの校舎の基準をもう変えていくようになりますので、それはいろんな情報を聞いた。全国どこでも小規模校は子供が減ったから統合しようということで、その統合し過ぎて、ますます地域が疲弊したということが、文科省もそのことはもう認めるようになってきておりますので、そういった中で、この今いろんな民間の方とお話をしますと、例えば体育館も含めてですけども、鉄骨で立方体のような形、三角じゃなくて上が丸いのではなく、そういうふうな仕組みでかなり安い形で作るような状況になってきたと。

校舎をいろんな基準を少し縮小して理科室、家庭科室、音楽室とかあるのも共有できるような形に設計していけば、かなりコストが下がるということで、いろんなさらにそこに今と同じような補

助率でやっていけば、相当安くできるだろうということで、今そういうような資料を教育委員会の中でも進めておりますので、ただ、喜念小学校は今までの基準でも申請して工事もこれから計画も立っていこうという、それ以後はいろんな話が出まして全国でいろんなケースがありますけども、例えば、体育館は頻繁に使うのでなければ、複数の学校で共有することもできると。

それが制度上問題なくなってくるだろうというふうな話になっておりますので、そういう情報を集めながら、次の、今教育委員会と話をしているのは、そういう仕組みの中で喜念小学校以降は検討をしていこうということであります。

同時に、各大規模工事も次の問題は体育館でありますので、体育館を鉄骨式でやっていくということは、これはもう町がそういうふうな時代になってくる状況ですので、今までかなり県から指導を受けまして、この学校を維持するという点に関して、相当、統合しなさい、統合しなさい、したほうがいいんじゃないですかという話ありましたけども、時代が大きく国・県の考え方も地方が存続するためには、学校が必要だというふうな認識になりつつあると思いますので、それに対するいろんな推進するような事業等は大胆に変わっていくんじゃないかと思っておりますので、そういった制度を活用しながら進めていけたらと、今考えております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀議員）

今の答弁を聞いていますと、いろいろ補助金とか、交付金とか、長い、もう10年後になるような話としか私は受けとめられません。そういうようなことで、そういうようなことじゃなくて、やはりこの時代の流れに乗って、統廃合して、そうすれば今資材が大分高騰しているでしょ。統廃合したら、半分で済む、財政面も十分行ける。早急にできると。喜念小は計画に載っているような、聞きますけども、たとえ阿権とか馬根、あるいは鹿浦統廃合することによって早急にできる、例えば馬根とか、阿権とかを、今年は馬根、来年は阿権とか、来年は鹿浦とか、年度越しにできればいいんですけども、2年後とか3年後になれば、10年かかる。そうしているうちに、校舎の崩落。コンクリートの崩落などで子供たちがけがでもしたら、大変なことになりますよ。ですから、早急にそういう検討委員会などをつくって、統廃合のことも考えながら、こうした校舎建設には、早急に進める必要があると考えますので、ぜひ、このことをお願いして、次に入りたいと思います。

3番目の、農業振興についてお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

農業振興につきましては、具体的な数字を経済課のほうでまとめておりますので、少しだけ話をしていきたいと思います。令和2年度の伊仙町の農業生産額は、54億4,886万、それから令和3年度が56億5,635万9,000円という形で、2年連続50万を越したということは、50億ですね。すいません。伊仙町が農業生産額50億ということを経年目標を定めました。それから、今回4回目ぐらいになると思うんですけども、数値目標を出すことがいかに重要であるかということを感じております。もちろん災害とか、台風とかありますし、TPPのときにも、いろんな議論があつて、この一部の農家の方々は、島牛が外国にどんどん売れるのであれば、いいのではないかとというふうな意見もございましたし、それから、バラ商も、いろいろ加工して外国に販売したほうがいだろうというふうな意見もございまして、結果としてそのTPPは、日本は離脱したんですけども、TPPのような形に、今世界が流れが出てきていると思います。いろんな子牛もだんだん流通が中国などに行くようになってきたとそういう大きな流れの中で、伊仙町の農業生産額は伸びています。また、来月は鹿児島県において50数年ぶりに畜産の振興大会が開催されますし、今、鹿児島県も20年前は農業生産額3,000億円を目標としましたが、畜産のバレイショも含めて伸びた結果、5,000億を突破する勢いに今なってきたおる、北海道に次いで2位という過去も、鹿児島県の今までは茨城、千葉県と競争していましたが、2位を確保したという、県全体の農業施策もあつて、伊仙町も今伸びてきていると思います。具体的なことは課長のほうから答弁していただきますけども、農業研修センターにつきましては、所長が農業に非常に先進的な方に代わりまして、今、都会から出身者の出身の方々とか2世が自分の親の土地を何とか活用して、農業にこれからは人生を費やしていくという方々が増えてまいりまして農業研修センターが今多くの方がこれになったということなども出てまいりました。今後、農業施策の内容については経済課のほうでもいろいろ考えていますので、そのことをしながら、ただし、国産コーヒーもなかなか思うようにいかない状況でありますけれども、参加する方が増えてきておりますので、そういう時代の変化、気候変化などを我々はまたチャンスだというふうな形で新しい農業づくりを進めていけるのではないかと考えております。

それから、農家の方々に対するいろんな補助に関しましては、新しい制度が作り上げつつありますので、そういうことも含めて、伊仙町の農業をさらに発展させるようにしていかなければならないし、いろんな大きな課題は、高齢者の農家の方々が非常に厳しい状況にあるということと、それから、若い方々が農業に参加するとき、その先ほど申し上げた農業支援センターに来る方々の年齢が、その方々にいろんな農業器具の補助をするときに、年齢が49歳までとなっていますけども、これは、課長も含めて、我々と交渉して、県も60歳までは助成金が出るような形になってきたと考えていますけど、ただ、国のほうがまだ動かないという状況になっているし、コロナ禍で食糧安全保障ということが言われておりますので、そういった中で、我々はそういうことをある意味では、不謹慎かもしれませんが、チャンスと見て、この島の農業をこれからも多方面にわたって挑戦するつもりで、そして若者がもっと参加できるように、高齢者が生産に関わることができる

ように、障害のある人も永さんに関わることができるような仕組みをつくっていくことを目標としてやっていけると確信しております。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の春枝並びに夏枝の目標面積は達成できたのかとのことでございますが、こちらにつきましては、どの作型においても、目標面積に達してはございません。

まず、負の要因といたしまして、植付け時期になりますとやはり収穫、管理作業、また園芸の収穫時期、最盛期ということで、競合による労力不足が原因となっております。また、プラスの要因といたしましては、高い株出しの技術の向上、例えば畝幅を140cmで定植する。また、スクープの導入などにより、株出しの回数が増えてきたところでございます。我々対策といたしましては、増産推進事業、また南西糖業の資金などを活用しながら、新植面積の拡大に取り組んでいるところでございます。

また、令和4年度現在進めております夏植えに向けまして、新植に対する補助率を大幅に上げて、現在新植面積の拡大について取り組んでいるところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

先ほどの町長の答弁で54億、56億と、農業生産額が上がっている。50億の目標は達成できています。さらに私は上を目指して推進をしていかなければいけないのではないかと。永良部は伊仙町の倍ほどあるわけですから、そういう上を目指して、今後農業振興に努力していただきたいということをお願いいたします。

今課長のほうからありましたけども、春植えの面積、夏植えの面積、数字でわかっていたらお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。直近ですと令和4年の春植えの実績が205ha、令和3年の夏植え、昨年の夏植えが70ha、現在推進しております令和4年度の夏植えにつきましては、こちら農家の申告ベースでございますが、81haの新植を見込んでいるところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

この数字から見ますと目標が達成できていないというわけなんですけども、春植えの目標が300haだったです。夏植えの目標が150ha、大分目標には達成していないわけなんですけども、この春植え、あるいは夏植え、達成させるための努力をどうすればいいか、お互いで考えなければならないのではないかなと思います。そういうこと等含めて、2番に移りたいと思いますけども、2番のさとうきび増産推進事業に予算は有効に活用できているのかということ、6月の答弁内容ですけれども、この肥料の補助では反収が上がったというのは1つも見受けられないと。だから、夏飢え型に変えていくという答弁があったんですけども、私はこの肥料は最も農家にとって大事な資材だということだと考えております。そこで、先日農協でこの皆さんの手元に配ってあります肥料の単価表をもらってきました。2枚目、下から10行目ぐらいは、奄美オール14というのがありますけども、ここ

らあたりからはさとうきび用の肥料であります。オール14というのは、本当に1,700、1,800円の一番安いさとうきび用の肥料でした。これが、もう数字が出ているように、非常に高くなって、消費税込みの3,740円になった。1,840円も上がっている。考えられないような高騰ぶりです。こういう数字を見てみればわかるんですけども、春植え、夏植への推進にもB B 400、5,100円、これ、以前は3,070円だったと思います。このようにして1.5倍上がって、消費税込みの5,610円、これの半分でこの推進事業に活用してやっているわけなんですけども、この夏植えができなかった人たち、例えば、株出し、こういった人たちは、肥料はこの値段でしか買えないわけなんですよ。この上がった値段で。予約肥料で去年で指定予約していた人は去年の単価で取れますけども、これ、私は考えてみたときに、倍近く上がっているのもあります。次のページのばれいしょ特号。先ほど54億、56億の農業生産額達成ができたと言っておりますけども、やはりこういう肥料が高騰する、そうすると、農家の皆さんは、本当に農業に取り組む真剣みが出てくるのでしょうか。もうやめたい、しかし、牛はある、生き物はある、畑は荒らしたくない、何とか頑張らなければいけないという切実な思いが私にはひしひしと感じられます。私自身そうです。さとうきびをつくっていますから。ジャガイモやショウガも少々つくっています。そういうようなこと等を考えると、やはり、私はこの肥料の大事さ、これに対する助成事業というのは、最も大事な農業振興には必要なことだと思っております。と、思って、明日の現地調査で堆肥センター等々も視察をするわけなんですけども、堆肥も大事でしょうけれども、このさとうきび増進事業1,400万ぐらい、これが対助成額ということを知っておりますけども、私はこういう助成を、堆肥はもちろんですけども、普通の一般化学肥料、これに対してもっと補助率をこの県や国の補填するためには、町単独の補助事業が大事だと考えられるんですけども、今、国が上がった分の70%を保障すると。あるいは、県が15%、県もそういう方針で今進めていると。あとの15%は、各自治体が進めてほしいということで、徳之島町、天城町はもう既に昨日の新聞で15%あたりを助成するということを行っております。このこと等を踏まえて、肥料への補助率町単で上げることができるのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。まずもって6月議会で発言させていただきました肥料の助成による反収向上、こちらにつきましてもは、6月議会でもお答えいたしましたとおり、過去何年間かで徳之島全体におきまして10億円程度の補助金を獲得し、肥料の助成を行ってきたところでございます。その中におきましては、反収向上の成果は見受けられなかったということでございます。また、肥料の価格高騰につきましても、春夏新植時におきましては、我々この増産推進事業以外で糖業振興会のほうで農水省、国のほうに直接公募型の事業を行いまして肥料の助成を行っているところでございます。価格高騰につきましても、先ほど議員からありましたように、国が70%、県が残りの15%見るということで、現在我々も県のスキームの作成を待っているところでございます。しかし、先ほどの新聞の報道にございました天城町、徳之島町の件につきましても、私のところではちょっと把握していない状況でございます。天城町につきましても、肥料高騰対策というこ

とではなく、物価価格対策といったことで7月のほうで臨時議会を持ったということは伺っておりますが、徳之島町におきましては、昨日の朝の打ち合わせの段階で、そういったことはまだ検討していないといったお答えをいただいているところでございます。

こちらにつきましても、残りの負担分については、3町それぞれ足並みをそろえる必要もあるかと思っておりますので、今月の21日に3町、またJA、肥料会者等々集まって、事務打ち合わせをすることとしております。

○14番（美島盛秀議員）

この糖業問題におきましては3町足並みをそろえて、以前の価格で購入できるような、そういう補助金をお願いしたいところでもありますけども、町長、そのあたり、財政生面においてどうですか可能なのか、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

経済課長のほうから、明快な答弁してありますので、私もそのように考えておりますし、いついかなる時に何を優先順位をかけて投資するかということが最も重要なことですから、今においてこの高騰している中において、これからどういう状況に変化していくかわかりませんが、3町一体となってやるというふうに先ほど課長が答弁したとおりでありますので、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀議員）

国が70%、県が15%、あと残りの15%は町が補填をします。それで去年並みの価格を保障したいということだと受けとめております。ありがとうございます。

3番目のさとうきび原苗圃委託料についてお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

③の委託料についての質問でございますが、こちら、春夏1haずつ程度原苗圃を設置しております。その中で、農家のほうに原苗圃を設置しております。その中で、農家のほうに原苗圃の設置委託料といたしまして、肥料などの資材費、農薬などの資材です。それと管理費、農地の借上げ費等をお支払いしているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

この事業は、非常に大事だと私は思います。これ、この種苗は、種子島の試験場でさとうきびの花から直接取って、培養で新しい種子をつくり、何の混じりけのない純粋な種だということで、非常にいい苗だということで県や国が推進したものだと思います。それで、これからも予算は増やしてもっと新しい種苗でさとうきび振興につなげていけたらと考えているところなんですけども、私が実際にさとうきびを作って、古いきびで種をやると全くこれの半分もできません。また地元で植えた春植、まあまあ新しい春植です。これで植えてもそうこの種みたいなみたいなのはできないとまた農家の皆さんに聞いても、そういう答えが出ます。それで、この事業、これ言いたくないんですけども、糖業振興会のほうからお願いされまして、ジャガイモを植えた後に植えてくれないかと

言われまして、2反申し込みました。そうしたら、あなたあの人だったら、町で決済ができそうにないと言われて、会社のほうから糖業振興会のほうからちょっと名前を変えて誰かに譲ってもらえませんかと言われました。これはどういう決済をするのかわかりませんが、以前にもビールハウスやカボチャの園芸振興等で決済ができなかったということもありますけども、町長は、私の一般質問で12月、3月、ノーサイドで行くという答弁をしております。それは、みんなわかっていることでもあります。しかし、町長、私が申請すれば決済をしないんですか、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

明快にノーサイドで、これは、町のあらゆる判断するときの最も重要な判断基準にしていきたいと思えます。それは、例えばいろんな分析をしたり、評価をしたりということもあるわけでありますので、いかにしてノーサイドにした効果を出していくかということが重要ですので、あるところに行くのと断られたとか、そういう話は、私のところには全く来ておりませんので、そのようなことがあってはならないことですから、厳しく指導していきたいと思えます。

○経済課長（橋口智旭君）

すいません。補足をいたします。確かに、前回の委託農家の名簿出たときに議員名前がございました。その中で、私のほうで指示をいたしましたのが、議員自らがこの業務委託を受けることになると地方自治法第92条の2項に定める議員の兼業禁止事項に抵触するのではないかと懸念が持たれましたので、お断りさせていただいたという趣旨でございます。

○14番（美島盛秀議員）

議員がそういう補助金を申請できないということですね。簡単に言えば。

○経済課長（橋口智旭君）

地方自治法92条の2項、読み上げさせていただきます。

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をするもの（省略します）たることができないと書かれておりますので、そのことについて抵触する恐れがあるのではないかと懸念がありましたので、私のほうでどうにか遠慮していただけないかということで原料事務所のほうにお答えさせていただいております。

○議長（前 徹志議員）

休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

先ほどの町長の答弁に、日本がTPPを脱退しているという発言、答弁がありましたので、脱退はしていないということで訂正をいたします。

○町長（大久保明君）

私が先ほど間違った発言をした、突然の議論の中で勘違いをしたことをおわび申し上げます。

それと、伊仙町の農業生産額が種子島の半分というのもあれも大きな間違いですから、和泊町と比べて付度のないような農業生産額で、徳之島3町においては圧倒的に今、農業生産が伸びておりますので、そのことを申し上げて、訂正いたします。

○議長（前 徹志議員）

美島議員の一般質問を再開いたします。

○14番（美島盛秀議員）

先ほどの課長の答弁でよく理解ができました。一生懸命勉強しているね。ありがとうございます。

それで、こういう農業振興においては、ロシアのウクライナ侵攻で本当に今、食糧危機ではないかなと考えております。10数年、20年前から、必ず、食糧危機は日本は来るということを専門家たちが言っていましたけれども、まさにその食糧危機の始まりがこのウクライナ侵攻ではないかなと思っております。そういう観点からして、今後の農業振興というのは、最も大事な町の政策に上げるべきだと私は考えます。

そういうこと等を含めて、この南西諸島、沖縄までサトウキビというのは本当に基幹作物でありますし、大事な作物だということをみんなで認識して農業振興をしていただきたいと。南西糖業が発行しているなんせいという小紙がありますけれども、そこに新美本部長が、40年前から交付金は上がっていないと、それを40年前みたいな、みんなで運動をしなければ、値上げの運動をしなければいけないのではないかという挨拶の中に言葉ありました。まさにそのとおりだと思います。物価がどんどん上がっているながら、このサトウキビだけは40年間上がっていない。非常にこの南西諸島、サトウキビ農家にとっては苦しい農業を強いられている。生活の水準もそれなりに低いのではないかなという考えがありますので、町長は糖業振興会の会長でもあります。農業振興のために糖業、この交付税を上げる運動を全群に広げていってほしいと思いますけれども、そういう気持ちを持って、皆さんにお願いしていただきたい。また、全群のサトウキビ振興協議会がありますので、そこらあたりでも各機関と一緒に、また取り組んでいただきたいと思いますので、町長の考えをお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

交付金の価格についてでございますが、我々、様々なところでそういった議論も展開しております。一昔前につきましては、単価値上げの要求、要望活動等中央行政と行っておりましたが、現在、そういった活動はしておりません。ここでまた改めまして、鹿児島県だけでなく沖縄県の産地も含めた形でそういった中央要請とできたらという議論を行っているところでございます。

また、要請に関しましても、行く際の我々としての武器、そういったものもつくらなければなら

ない。そういったところで、やはり反収向上を目指しているところでございます。国の中の議論におきましては、まず単収を上げてからそういった要望をしてくださいといった意見も強うございますので、反収向上に向けた取組も、現在、推進しているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、町長もこの点を踏まえまして、こういう機会があることに全群町村会の会辺りで取り組んでいただきたいと思いますので、お願いいたします。

次の園芸振興につきます基金の創設の考えはないかということでもありますけれども、これについても先ほどの肥料価格の表で示されているように、ばれいしょ特号1,930円上がっております。

こうしますと、これは農協の単価であって、馬鈴薯農家さんは個人的にも仕入れができる定量でありますけれども、恐らく、これと変わらない値段だろうと考えます。ジャガイモの単価が、キロ当たりの単価が230円とか50円とか300円となっても、それより低くなってしまいます。あるいはまた、いろんな気象条件等によって100円を切る、あるいは50円、30円というときもありました。こういうとき等にほいって、やはり基金を創設する。100円以下になった場合には、基金を取り壊して皆さんに基金で補助するという、こういうことは考えられないかお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

園芸振興策の価格低迷時の対策といたしましては、当初予算のほうにおきまして、成果物安定化協会基金といったものを予算組みさせていただいております。こちらについて、馬鈴薯の価格等が下落した際には保険適用となり、農家のほうへ現金が補填されるといった仕組みとなっております。また、その他園芸につきましても、生産を拡大を目指しまして共販数値等上がってくれば、そういった基金へのまた対応も、今後、JAと一緒に検討していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

この安定基金というのは、値段がどれぐらいを目安にやっているのか、そういう基準がありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

こちらの基金の発動時の要件といたしまして、過去9年間の取扱いの平均価格、こちらの85%を下回った場合に発動するとなっております。

○14番（美島盛秀議員）

恐らく、この基金の発動は、私は今までなかったんじゃないかなと。といいますのは、個人に出荷している人が多くて、農協に出荷、あるいは出荷証明あたりが取れるような、そういうことに対しての何%、85%ですか、下落、そういう基準と、そういう試算が可能ですかね。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

基金の発動につきましては、直近におきましても何度か発動しております。その際に、各地方公

共団体に対しまして協会のほうから負担金の請求がある、といったことでお支払いしているところ
でございます。しかし、この基金に加盟している者が、現在、JAの共販に限られる者となっております
ので、各商系につきましてもこういった対応を取れないかどうか、今後、協議してまいりた
いと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

やはり生産農家、個人的な、そういう個人差があったり、あるいは規制のない中での農作物でも
あると。ですから、農協に出荷している人に限られていると思いますけれども。私は、個人で馬鈴
薯を収集、買い付けている、あるいは、というのは農協と、それから個人と、約半々の生産量じゃ
ないかなと思いますけれども。そうしますと、個人の荷出し、出荷していつている農家さんはそう
いう基金が受けられないということは、そこに差が出てくるんだと思いますけれども、そういうこ
と等起きないようにやはりお互いが連携をして平等にできるようなシステムづくり、そこら辺りも
やはり行政も、あるいは農協や、あるいは生産者と協議を重ねるような、そういう機会をつくって
いただきたいと。協議会みたいなのをつくっていただきたいということをお願いしたいと思いま
す。

それでは、農業振興については終わります。

次に、漁業振興についてお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

それでは、美島議員の4番目の①海岸漂着物地域対策事業への取組についてということについて
お答えいたします。

海岸における良好な景観の維持及び環境の保全を目的として、県の海岸漂着物地域対策事業を活
用して、現在、12の海岸のパトロール及び漂着物の回収処理に当たっております。回収した漂着物
については、仮置場に搬入して、分別をして、クリーンセンターまたは産廃業者にて処理を行って
おります。昨年度の回収実績として、漂着ごみが228 t、軽石が91.5 tとなっております。

○14番（美島盛秀議員）

その海岸漂着物対策推進事業におきましては、当初で2,400万だったですかね、の当初予算で、
半年以上たっていますけれども。よく漂着物を拾ったり、漂流した木を積んだり、回収をして走っ
ているのを見ます。そういう中で、去年は軽石問題が発生して、その軽石がまだ漂着しているの
ではないかなと。あるいは海岸に打ち寄せられているのではないかなということ等を考えながら私も
海岸を見たりしました。ほいで、港は魚釣りの好きな人に呼ばれて見に行ったとき、釣り場として
港を利用しているんですけれども、見に行ったら、物すごい漂着物がありました。軽石を含めてい
ろんな家庭用品とかプラスチック類、もう一面に広がっていました。あれは先月の20日頃じゃなか
ったですかね。ほいで、その後、台風の後にもまた行ってみましたが、もう全然なかったんですけ
れども。このようにして、漂着物というのはあっちこっち、波によっては、あるいは風の向きによっ
ては流されたりしていると。そういうところを、順次、監視をされているのかどうか。また、今
の段階でのこの予算の執行率等はどういう状況にあるのかお尋ねをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

先ほども申しましたとおり、毎日パトロールを行っております、ひどいところについてはもう優先的に回収のほうを行っております。予算の執行状況についても、今現在、漂着物が50 t、回収が30 tの回収を行っております。今年度です。

○14番（美島盛秀議員）

パトロールをずっと行っているということですが、パトロールをしながらその漂着物の回収をしている。事業としては順調に、計画どおり進められているということですのでよろしいですね。

それでは、2番目の農山漁村発イノベーション等整備事業について、これは全協でも、全員協議会で説明等もありましたが、再度、お尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

農山漁村発イノベーション等整備事業、こちらは、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用した事業となっております。その中でイノベーション等整備といたしまして、定住促進対策型、交流対策型ということで申請を行う予定としております。

事業の内容といたしましては、農山漁村の自立及び維持発展に向けて地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住、交流の促進、また、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工、販売施設、地域間交流拠点等の整備を実施するということになっております。

○14番（美島盛秀議員）

私は勘違いしております、これは農山漁村ですから、林業や漁業にも自由にできる、枠の広い事業だと思っておりましたが、この資料と、あるいは説明を聞く中で法人、あるいはそういう法人化された企業、そういうところでしか活用できないという受け取り方をしておるんですけれども、そういうようなことになると、この林業とか、あるいは漁業、個人、個人で船を持つとってやっている漁師といいたいまいしょうかね。例えば、伊仙町の漁業集落のことなどもありますけれども、こういうことには活用できないという、そういう規制等があると考えてよろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本事業は、まず、県もしくは市区町村におきまして地区の活性化計画を策定いたします。その計画が農林水産省の認可が下りれば、それ以降に事業を実施、進めていくということになります。

事業実施主体といたしましては、県、市区町村もしくは農林漁業者の団体等になりますので、任意の団体等をつけていただければ事業は受けられると認識しております。

ただし、先ほど議員からありました漁業集落、こちらは別の国庫交付金を活用した事業を行っておりますので、なかなか採択は難しいものだと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

そういう任意団体、あるいは法人、そういう組織には利用ができると。そういう計画を町が立て

て、そして国に申請をして、その分の補助事業を交付してもらおうということ。そうしますと私、個人的なことになりますけれども、任意団体でサトウキビ生産組合を組織しています。そういう、例えば、ほとんどハーベスター事業は、そういう個人事業の任意団体だと思います。そういうところも可能だということによろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

議員の質問にお答えいたします。

まず、ハーベスター事業等を行っている団体でございますが、この事業におきましては、地域の資源、農業を活用しながら、その地域の定住や交流の促進、交流人口や雇用の増加を目標とする事業となっておりますので、単純に機械の導入だとか機械の更新に充てるための事業といった枠組みではないということをご理解いただければと思います。

○議長（前 徹志議員）

美島議員にお伝えします。あと時間が5分でありますので、まとめていただきますようお願いいたします。

○14番（美島盛秀議員）

分かりました。

それでは、次の釣り場の整備ということなんですけれども、去年、今年、コロナが非常に拡大をして、春休み、夏休み等、都会からの子供やお孫さんたちがふるさとに帰ってきます。そうしたら、親や祖父母を連れて、海釣りに行きます。私も行きましたけれども、そういう声を聞いていますと、非常に、先ほどから言っていた漂着物とか、あるいは釣り場の足場が悪いとかいうこと等を聞きます。一定した釣り場、港で行けば安心かもしれませんけれども、手すり等がなくて危険度が増してくる。そういうような釣り場を、釣りを、磯釣りを目的とした釣り場の整備、観光事業に結びつけることなどは考えられないかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えします。

島内において、釣り場という設定をしているところはないわけなんです、そういった活用をしたいという声が多いということも理解できますが、都会でいいますと、堤防みたいになるのを造って釣り場に設定しているところも多々あるんですが、ご存じのとおり、台風が襲来して高波も押し寄せる地区でありますので、磯のほうを改修してということも海岸法等々に引っかかるとも考えられます。

今、現在ある漁港、それから港湾の堤防についても、以前は釣り等の禁止ということもあったんですが、それがちょっと改善されているところ等もあるということで、その辺また、この後、建設課長にも答弁していただきますが、そういったところを活用して、転落防止等のことがないように、そういったことができないかというところを、また今後、協議してまいりたいと考えております。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

建設課で管理している港湾区域においては、以前にも質問があったように、港湾法で制限されております。しかし、国の指針がちょっと出ておりまして、航路、船の航路に支障がない場合はそこに施設等ができるというガイドラインができております。ですので、この水域占用の許可に当たっては国、県に相談しながら、できれば整備をしていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

やはりこういう整備をすると、こういうことには規則だとか、決まり、あるいは予算等が関わりますので今後の課題だと思いますけれども、やはり人口増、そういう旅行者、あるいは地元でIターン、Uターン、こういう人たちの中で魚、磯釣りというのは、非常に多くなってきております。そういう観点からしても必要ではないかと思っておりますので、そういう規則とか、そういうのをしっかりと精査をして、そういうこと等を踏まえて、今後、取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

最後の一問一答で。もう時間ですので。お願いします。

○14番（美島盛秀議員）

それでは、5番目の今、非常に問題となっております統一教会と政治家の問題、これは非常に、我々素人では判断が難しいところでもありますけれども。しかし、国のことでありますし、お互い国民の税金を使うという考え方からしてもいろいろな批判や、あるいは意見等があると思っております。そういうことに対して安倍元総理の国葬問題、どう向き合っていくのか、取り組んでいったらいいか。あるいはどういう認識を持っているのか、町長、それから教育長のそれぞれの立場でお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

今この国葬問題については、いろんな議論が沸騰しております。私、まずは個人的な考えを申し上げますと、安倍総理は日本の歴代総理の中で2期をした合計が最高に長く総理を努めました。そしてその2期目に多くの、国際的な外交においては大変な評価を受けております。あらゆる、トランプ大統領とかいろんな方々。それプーチン大統領とも数多く対応されて、交渉して、いろんな方々、世界のリーダーの中でも、それは長期やったということが信頼を勝ち得た中での、いろんな外交問題に関しては本当に世界から多くの追悼の言葉が来ていることが示すように大変な評価を受けていることは、これは国民ほとんどが同じだと思います。

この国葬としたときの経費に関しましては、これは政府が提案している予算も、これはかなり圧縮できるのではないかと思います。そういったコロナ禍の中で葬儀をできなかった方々、家族と対面もすることができなかった方々の思いなどいろいろあると思っておりますので、そのことを鑑みて国葬をやることは、これは外交に関しましていろんな組織、アメリカと、それからインド、日本の新し

い枠組みもつくりましたし、まずおっしゃった協定もやってきたということは、もし総理を続けていたら、北朝鮮とも国交をできるかどうか分かりませんが、ただ、我々が非常に印象に残っているのは、総理になる前に小泉総理と前国家主席に会ったときに、拉致被害者は亡くなったという話を聞いてすぐに、逡巡している小泉総理にもう日本に引き揚げようということを進言したときのあの決断はなかなかできるものではないと思いますし、それは、岸、佐藤元総理も含めて、そのような考え方が血となって流れているということだと思いますけれども、そういう意味においては大変な功績をしたと思います。

ただ、個人的には、森友学園での件に関して、自死した方に対して、やはり大いに関係があったわけですから、その辺のところの発言がなかったことは非常に残念に思っております。是非を問うということですが、これは是か否かということは私は言えません。私の一人間としての、一人の、国民の一人としての発言でございますので、そのように思っております。

○教育長（伊田正則君）

美島議員のお答えになるかどうか分かりませんが、この場面で公人としての私の考え方を表明するというのが正しい答弁の仕方かどうかというのが私の中で疑問ありますので、控えさせていただきます。

○14番（美島盛秀議員）

この問題に対しましては、それぞれ個人の意見は述べられないようでありますけれども、やはり大きな問題でありますし、私は、この前の稲盛和夫さんが亡くなったときに、あの人は二大政党を希望して、あんな政界や財界にも影響を与えてきた人だということで、当時の新進党やいろんな政治の流れをつくっていった一人だったと思います。

そういうことで、政治というのがどう流れていくのか。あるいは我々個人的にもこの政治には非常に興味があります。ですから、町民を守る、国民を守る、そういう観点からこれからも注視して、私も個人なりに考えてまいりたいという気持ちがございます。

お互いが払っている税金で、この前、昨日の試算で16億6,000万ですか。あるいは40億、50億かかるんじゃないか。裏ではブラックマネーという、こういう動きがあるんじゃないか。だから、はっきりとその額を示しなさいということ等を言っている専門家もいらっしやいます。ですから、終わってから幾らだったとかじゃなくて、お互いやはりこういうことに注視しながら、町の財政を預かる者の一人として、真剣にこの税金問題対策、こういうことにも取り組まなければならない、大きな責任を私たち国民一人にもあると考えますので、どうかご理解をいただきまして、今後の町政発展のためにも自民政権、あるいは今、二大政党制のことも言いましたけれども、こういう政治の流れも私は取り組んでいきたい、考えております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

次に、福留達也議員の一般質問を許します。

○11番（福留達也議員）

皆さん、こんにちは。11番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、令和4年第3回定例会において一般質問を行いたいと思います。

通告してありました3項目について伺いたいと思います。

まず、役場新庁舎建築工事に関して伺います。

現時点での進捗状況と完成時期について伺いたいと思います。

次に、今後、建築資材等の高騰による建築費用の増加があり得るのか伺います。

次に、面縄港の施設整備について伺いたいと思います。

まず、当該港を整備するに当たり、町としてどのような将来像を描いているのかを伺います。そして、この施設整備に当たっての課題等についても伺いたいと思います。

次に、企業誘致の取組について伺います。

まず、先般、本町と株式会社NTTデータとの間において、自動運転の推進に向けた連携協定が締結されております。今後、この連携協定の締結により、本町においてどのような取組が行われていくのかについて伺いたいと思います。

最後に、これらの企業が本町に進出することによって、伊仙町と企業側、それぞれどのようなメリットがあるのかを伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留議員の新庁舎建設工事についてでございますけれども、先ほどもいろんな議論が出ました。淡路大震災、その後、東北大震災、それから熊本を中心とした大きな地震の中で、特に熊本地震のときは、幾つかの自治体の庁舎が使用不可能になりました。そういったこととか東北の震災でも多くの庁舎が使えなくなったことなどを踏まえて、この庁舎建設に関しましては、国が今までは全て自己資金でありましたけれども、それを交付金事業など、いろんな津波対策などかなりの補助が出るようになった中で、各自治体、今が大きな庁舎建設の時期だということで、全国的な開始、新施設が始まっております。

そういった中で、伊仙町においても昭和37年に完成いたしました伊仙町庁舎を、そういった意味も含めて、この数年間議論した中で、今工事だという、そういう決定をしたところでありますので、今後、この庁舎が大きな予算をかけるのではなくて利便性のいい、効率的なそういう、そして多くの方々が集えるような庁舎を中心に建築や設計も進んでいくと思いますので、そのようなことで決断した次第でございます。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

福留議員の役場・新庁舎建築工事について、現時点での進捗状況と完成時期について等という質問であります。現在、工事全体の進捗は、8月末時点で17%であります。よって、当初の工期で

はちょっとできないものであると判断をして今、工事監理、それから請負業者に完成時期についての精査等をしてもらっているところでございます。

○11番（福留達也議員）

現時点、8月末の時点で17%の進捗状況だと。予定どおりではなく、少々遅れ気味だと。当初、契約したときには、令和4年12月、今年の12月に完成だという話でありました。遅れ気味ということで年内は難しいんだろうなと思っておりますが、通常だと年明けて令和5年3月31日いっぱいぐらい、そういったふうになっていくのかなと思っておりますが、実際、この工期がきちんと終わるのはいつ頃分かって、議会に報告できるんですか。

○総務課長（久保 等君）

そのことについて打合せをしているところですが、9月末、10月初め頃には全体のこの工程等が見えてくるものだろうと思っておりますので、そのときにまた議会のほうにお知らせをしていきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

ほぼ正確な工期が9月の中旬から10月の初旬に分かると。その後に臨時議会なり何なり開いて工期の説明をしていくんでしょうけれども。このことを、この工期が、万が一、年度またぐようなことがあった場合に、先ほど町長が言われた有利な補助金等があって工事が始まっておりますけれども、これらの返金というのかな、返さなきゃいけない、そういった問題は生じることはないんですか。

○総務課長（久保 等君）

当事業においては、実施設計の段階から完成までを継続、繰越しという形の継続予算でありますので、これが令和5年の、令和4年度の末、令和5年3月31日を過ぎたとしても、交付金等に支障を来すことはございません。

○11番（福留達也議員）

最悪、年度をまたいで3月末超えて4月になったとしても、補助金の返還、返還命令とかそういったことないということ。工事着工当初からいろんな障害として、岩盤が硬いと、基礎工事、あるいはくい打ちの作業等で難航しているという話は聞いておりました。そういった中で言われていたのが、今中心となってやっている業者さん、物すごい機動力があって、型枠職人というのが物すごい足りなくて、なかなか進まないという状況があったということなんですけれども、そういった人たちを何とかかき集めるというのかな、増員してやり遂げていくんだろうなと期待しておりましたけれども、それはかなり難しかったということでもありますか。

○総務課長（久保 等君）

我々執行部としても、当初の発注段階においても、当業者がそういった機動力にたけているという判断でございましたが、コロナということを言いますとまたお叱りを受けるかもしれないんですけど、6、7月、沖縄のほうでは5,000人を超える感染者が出るなど、そういったところも人夫をそ

ろえることができなかったという点も聞いてはいますが、それにしてもまた、島内でそういったことができる方たちをもっと精力的にできる可能性もあるということで、そういうことも申入れをしてございますので、今度の9月末あたりの精査において、そのようなこともさらに話を深めて、皆さんにご報告できるようにしたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

そうですね。確かに、沖縄からそういった技術者を招集というのかな、来ていただいてという話を聞いていたんですけど、今聞きながら、そういえば沖縄も大変な状況であったなと今、思い出したところでもあります。

この工期が遅れているということでもありますけれども、工事を進めるに当たって、その工程会というのをやられていると思いますけれども、これはどういったメンバーで行われて、また、そういった場ではどのような話し合いがなされているのか。また役場側としては、またどのような要請をしているのか、もしよければお願いします。

○総務課長（久保 等君）

現場において、こういった建築工事や他にも工程会議というものが設けられているわけなんですけど、その中で出席者について全て私がちょっと覚えているわけじゃないので、その辺は各業者のほうから現場代理人等が出席してこの会議が行われるわけではありますが、その中でこの現場との連携が必要というところも多々ございますので、他の工区との連携、例えば、外構工事と本体、それから基礎工事等が遅ればまたそれに影響されるわけですので、その辺の協議もしてきたところがございます。今回、工期が遅れがちというところでありましたので、その辺も先ほど申し上げましたとおり、もっと人夫を集める努力等をしていただきたいという申入れもしてございます。

○11番（福留達也議員）

そういった工程会議の中で、要するに、遅れたということで、議会側もなるべく早くそういった新庁舎を見てみたいなという思いが結構あると思うんですけども、実際、働いている職員というのかな、行政側として事務執行にしても支障が来たりとか、そういったことはないのか。例えば、今度の4月、来年4月には町制施行60周年式典も行わなきゃいけない、そういった兼ね合いもあったと思いますけれども、仮に、これが3月中に、今年の12月中、あるいは3月いっぱいできちんと終わるんであれば、そういった式典と完成祝賀会と同時にすることによって喜びも二重になるし、経費的にも半減で、ほぼ半減で済むんじゃないか、そういった経費削減的な意味合いからも事務執行に支障を来してきていると思いますが、こういった要望等は強くしておりますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいま福留議員から意見があったとおり、当初の段階で4月の第1週に戦艦大和の慰霊祭を含めた60周年記念、それからこの庁舎の落成式ということも見据えた形でこの計画もあったわけなんですけど、4月の初旬に県議選の選挙があるということで、その60周年については、またその翌週へ延びたところではありますが、これが3月ぎりぎりになると、そこで引っ越しも完了しなくてはなら

ないというところでありますので、その辺が今後の予定がそのとおりに行くのかというところがありましたので、60周年記念と落成式については別にしなければならぬのかなというところで今、協議を進めているところであります。

○11番（福留達也議員）

分かりました。

これ仮に、3月中に終わらなくてもその補助金の返納はないと言うんですけども、工期的にきちんきちんとそれを結んでいったら、それを超えるようであれば、業者さんに対してペナルティーというのかな、違約金というのかな、そういったことは発生していくんですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど申しあげましたとおり、工期について、これが繰越しという形ではなくて逡次継続予算ということですので、もし皆様にお諮りをして、この工期というのを法が認めれば、ペナルティーというところはなくなるのかなというふうに私は考えております。

○11番（福留達也議員）

仮に、そのペナルティーがないとしても、実際問題、今、本当であれば60周年、町制施行60周年と同時にできればよかったわけですよ。こういった意味合いからも、今後は工程会議なり何なりのときにやはりきつく、うるさく、そういった工期を守って、事務執行に支障を来さないように強く要望していただきたいと思います。

次の資材高騰の件、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

福留議員からありましたその企業の努力というところは、少なくともそれを要望して、またそこも見えるような形で反映するのが妥当だと考えていますので、それについても要望を重ねていきたいと考えております。

次の今後、建築資材等の高騰による建築経費の増加があり得るのかという質問にお答えします。

この工事契約条項において、発注者または受注者は工期内で請負契約提携、その日から12月を経過した後に、日本国内における資金水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができると記載してございます。これは、当初の契約から12か月を超える契約工期のことを指してございます。

このことについては、外構工事において、本来、工事等との影響により工期の変動がありますので、12月を超える契約、当初から超える契約となっております。その中で申請、要望等があれば、また協議をして、協議を行いたいと考えております。

また、この1期工事が終わった後に解体をして2期工事ということが控えてございますが、この2期工事については、単価が今、前の設計をした段階での単価を適用してございます。この発注が令和5年度というふうになりますので、その際に、その単価がこの高騰の状況により変動していればそれを適用せざるを得ませんので、そこについては単価の上昇等も見込まれるわけなんです、

それを上がると下がると今の時点でお答えできませんので、一度、その変更が生じて単価が変わる、変わって上下することはあり得るというふうに考えております。

○11番（福留達也議員）

今の説明だと契約して1年以内だと資材高騰の影響は受けない。1年以上であると、仮に、社会情勢等によって資材が高騰したら請求されてしまう可能性もあるということ。今、1期本体工事に関しては、1年以内でありますからそういった請求は来ないと。外構工事に関しては、1年以上過ぎてしまう工期でありますから、外構工事と本体第2期工事、この2つに関しては、そういった請求をされる可能性もあるということ。実際、資材の高騰というのは材木だと思いますけれども、外交に関してはそれほど材木の高騰とかは影響はないと思うんですけれども、2期本体工事、ここのに関しては、結構、そういった材木類が使われて影響はあるんですか。

○総務課長（久保 等君）

2期工事につきましては、材木というよりも鉄骨も含んでおりますので、その辺の、昨今の単価が上昇している傾向を見ますと、それが幾らで止まるというところもなかなか想定できないところありますので、その発注時点の単価を適用すると、若干、上がる可能性もあるし、下がる可能性もあるというところですので、そこについては、必ず、この当初、見据えた金額で全てが決まるというところではないのかなというふうに想定していますが、これが大幅に変わるということはないと思っております。

○11番（福留達也議員）

分かりました。今ちょっと間違ったところが材木だけじゃなくて、鉄骨とかそういったのもあるということでありました。

いろんな社会情勢によって、社会情勢の変化による資材高騰に関しては、議会のほうも、この前のような何か忘れて追加の補正をお願いとかそういったのに関しては厳しく指摘すべきだし、されても仕方ないと思うんですけれども、高騰、こういった社会情勢の変化による資材高騰、こういったものに関してはそれほど議会もうるさく言わないと思うし、また言ってもいけないのかなと思っております。

今後は、50年後、100年後を見据えた伊仙町のシンボルでもあるこの役場庁舎であります。安易な突貫工事などによる不備が発生しないよう、きちんと業者さんと打合せは行いながら、確実に完成することを要望し、次の質問に移りたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（福島隆也君）

福留議員の面縄港の整備について、町としてはどのような将来像を開いているかとの問いにお答えします。

この面縄港についてですが、平成3年度にも要望した経緯がありました。町民にとっては長い間、抱いていた計画が進みつつありますが、今は要望活動の段階でありまして、まだ事業化にはなっておりませんので前置きをしておきます。

この主な面縄港を商港にするに当たって、県、国に要望書を提出しております。その内容を読み上げたいと思います。

1、面縄港を流通拠点とし、アクセスの有利性、面縄港背後地を利用した安全性、利便性を整備する。

2、食料自給率の向上を目標とし、食料や物資を安全に保管できる倉庫を整理し、災害や気象状況の変更に迅速に対応できる施設を整備する。

3、物流機能整備のため、将来、大型船舶でも寄港可能な水深で公共ふ頭を整備する。

4、流通の港整備に伴い、港湾関連産業立地の環境づくりを行い、本港の周辺地域の産業立地を核とする。

5、世界自然遺産の登録の島として、奄美群島リゾート構想のネットワークの拠点とするための整備を行う。

6、住民に親しまれる港湾環境と伊仙町の海の玄関港としての良好な環境を創出する。

以上、要望してきました。基本的に面縄港の果たすべき役割、安心安全、物流、産業、交流、にぎわい、持続可能な地域、港としての内容が面縄港の将来整備していきたい将来像であります。

○11番（福留達也議員）

ありがとうございました。具体的で創造しやすい将来像だと思いました。

次の質問にもある課題とも重なる部分が多いと思われるので、この将来像の問題を聞きながら課題等も同時に幾つか聞いていきたいと思います。

今、課長のおっしゃった2点目の食料自給率の向上を目標とし、食料や物資を安全に保管できる倉庫を整備し、災害や気象状況の変動に迅速に対応できる施設整備を行う、こういったことがありました。

先週発生した台風11号の影響で、約一週間程度船便が欠航し、食料不足に悩まされた住民の方が多かったかと思っております。昨日あたりからやっと下りの定期船が就航してホッとしたのもつかの間、また、2、3日後には台風12号がやってくるとの天気予報であります。

今、描いていただいた2点目の食料自給率のところで、倉庫を整備し、気象状況の変動にも対応していく、そういったのを整備していきたいとありましたけれども、これは言ってみりゃ船が仮に

一週間、10日来なくても、スーパーとか、コンビニとか、本当に空っぽでありましたけれども、こういったところにも対応できるような、そういった倉庫等を考えているのか伺いたと思います。

○建設課長（福島隆也君）

先週の台風で一週間近く船が寄港できないということで、島民の皆さんが食料の確保ができないというのが課題であります。

今まで、亀徳港、平土野港に寄港できなかった回数、令和元年度が21回、令和2年度に18回、3年度に49回と、年々多くなっている状況であります。

現在、亀徳港には大型冷蔵冷凍庫等がないと聞いておりますので、この面縄港の背後地を利用して大型冷蔵冷凍庫の整備ができたらと思っております。

○11番（福留達也議員）

できると、本当に、非常にありがたいと、今、聞きながら思います。こういったのを設置していくためには、どういったことが課題で何をクリアしていけば設置が可能になっていくんですか。

○建設課長（福島隆也君）

課題としては、背後地の地権者の同意を得るというのと、あと、港を整備するには、港を使う港湾会社等がないと港の意味がありませんので、その辺の要望活動等を行っていきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

ぜひ、そういった対応を取って、本当に台風が来て、船便が欠航して、大変な思いをしないような、そういった地域にしていきたいと思っております。

ついぞと言ったらあれですけども、今は受け入れる、そういったことの話でありましたけれども、受け入れ側ばかりではなくて、例えばマンゴーとか、パッション等、出荷時期に本当に台風と重なって何日も出荷できずに困って、生ものでありますから傷んでいくと、せっかく大切に育てた果物が出荷できなくて困っていると、そういったのにも対応できる保管庫というか、冷蔵庫とか、そういったのも検討できるんですか。

○建設課長（福島隆也君）

港湾とは関係ないんですけども、大型冷蔵庫、冷凍庫というのは、農協さんとか、果実等を扱っている業者さんが出資してもらう形になると思います。その辺は、農協、また、物流関係の会社等と相談しながら、補助事業があればそういう事業に乗せてやっていきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

ぜひ、それを強く要望していきたいと思えます。

それと、またちょっと話はずれていくんですけども、郵便のゆうパックとか、あれは航空貨物では全然取り扱っていないらしくて、手紙類以外しか乗せていないんですけども、船は止まっているんだけど飛行機はどんどん離着陸できるという状況があります。航空会社に、今、島には4便ぐらい鹿児島から来ていますけれども、そういったときの空席状況等を鑑みて、何かそ

ここに航空貨物として10席程度、席はいいですけど、幾つか貨物として運搬できないか、そういった要望というのはどこにしていって、実現というか、可能性はどのように捉えておりますか。

○町長（大久保明君）

航空貨物に関しまして、コロナが発生したときに、県がコロナの患者さんのあれは航空貨物でできないというふうに保健所が言いました。そしたら、いろいろJALに問い合わせるとそういうことはない。航空貨物というときに、機内の持ち込むというふうに理解したようですので、航空貨物として運ぶことはできると。人が持ち込むことはできないということでしたので、県も航空会社もそのことを認識していなかったということも、当初、そういうことも明らかになりました。

例えば、今回のコロナ禍の中で全日空がとったことは、席のうしろ3分の1は貨物として航空貨物をやるということを実行いたしておりますし、そのとき、JALはそういうことはなかなかしないわけです。ですから、非常事態のときにはあらゆることが柔軟に対応できるのは、JALは日本のシンボルだということですが、そのようなことに甘んじて、本当の必要なときに稼働しないということは今までもあったわけですから、例えば航空貨物を、マンゴーでも、パッションでも全部遅れるようにできるかどうかは航空会社との交渉になりますので、そのことも強力に進めていけるとは考えておりますので、今後、面縄港は、先ほど倉庫のことがありましたけれども、特にうちの購買者の方々が困っているのは、抜港があるということは前もって分かるけれども、そうではなく突然抜港になったとか、それから、炎天下にコンテナの中で牛を、大変疲労が重なってくるというときに、やはりこれは大きな待機場などが絶対に必要ですから、そのことなどを考えたときに、面縄港の場所としたら、例えば大きな台風とか、津波とか来て、面縄港、亀徳港や平土野港は波が登ってくることもあるわけですから、そういうことのないような立地条件があるということなど、それから、先ほどもお話にあった大型冷凍庫はJAと協力してやっていくということもありますけれども、ガスとか、いろんな方々と話をして、例えば南西糖業がこれから1工場になる可能性はあるわけですから、そのときに新しい出荷の方法は、トラックでざらめを直接船に搬入することです。そういうことなど、今の徳之島の環境を見たときに、面縄港はあらゆる可能性、今までの課題を解決できる港に設計していくことができるし、それは必ずやっつけていかなければならないことだと思っておりますので、今後、県ともいろんな課題について交渉しながら考えていきたいと思っておりますので、今回、県との勉強会、そして、今日、行政報告で説明したとおり、この前は伊仙町議会、福留建設副委員長も含めて中央要請をやってまいりましたので、今後も必要性については、あらゆる可能性があるわけで、そして、運搬運送会社の方々ともしっかりと交渉をしていくということが今後大事であると思っておりますし、自然遺産になったときの頃、島伝い観光に関して、これは定期航路の港は接岸できないわけでありますので、各島の港のある自治体などの連携などもしっかりとやっつけていけるとは考えておりますので、先ほど課長があったように、長い間の、20数年の要望活動でありますので、時代が面縄港を必要だというふうな流れが大きく出てきていると思うし、そういう流れは作り出していかなければならないわけですから、町を挙げて、伊仙町議会を挙げて、全力で

取り組んでいけると考えております。

○11番（福留達也議員）

今の航空貨物の件からこれから聞こうと思ったことを全て答えていただいたんですけども、生産者の困った声を聞くと、どう改善していったらいいんだろうか、航空貨物として有効できないか、そういったことが思い浮かんできたんですけども、全日空はきちんとしていると、JALに関してはなかなかそういった対応を取れていないと。町長とよく要望活動に行っていますんで、本当に島の困っていることを訴えて、ぜひ、そういったことも実現して生産者が暮らしやすい、そういった地域にしていきたいと思っております。

先ほど建設課長が述べていただいた将来像の3点目の物流機能整備のために、将来、大型船でも寄港な水深で公共ふ頭の整備をするということがありました。いろいろ、これから国や県と交渉していくんで、細かなことは言いづらい部分もあると思いますけれども、先ほど抜港回数が年々増えていっていると。抜港になるのは、冬の北風が強い、そういった時期だと思います。そうしたところを考えると、この面縄港は島の南面にあると。北風の影響も少なく、天城、平土野、亀徳が首肯できない、抜港しようというときにこそ本当に活用できる、そういったときにも利用できるかと考えておりますが、こういった可能性というか、将来、定期戦も就航できる、こういっためど、応えられるようであればよろしく申し上げます。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

今、亀徳港に寄港している客船を面縄港へというのは、今のところはまだ考えておりません。今現時点では商港として整備するつもりであります。今後、要望等があれば前向きに検討していきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

聞いたのは、亀徳港、あるいは裏航路としての平土野港を面縄港に持ってきてくれじゃなくて、そういったところが北風が強い冬の時期に抜港するような状況のときに面縄港を利用できる、そういった港まで作り上げることが可能ですかということですが。

○建設課長（福島隆也君）

水深にもよりますが、結局は予算的なものもあります。今、整備するのがマイナス5.5mという推進で設計しております。これが客船、今、亀徳港についている船等々はマイナス7.5以上の推進でないと入れないと聞いております。その辺の整備は、今後また検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○11番（福留達也議員）

分かりました。いろんな順序、手続きがあると思いますけれども、最終的にはそういった定期船も就航できる、それぐらいの港を期待しておきたいと思えます。

先ほどの、今度は5点目の世界自然遺産登録の島として、奄美群島リゾート構想ネットワークの

拠点となるための施設としていきたいということもありました。これは先ほど町長が言ったように、構想船の導入等、そういったことになっていくのかと想像しておりますけれども、具体的にどこからどこまで、どういった感じでのその高速船を描かれているのかお聞きしたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

前回、要望書を作ったときに、奄美群島全域、できれば沖縄までの就航を考えております。というのは、高速船でありますと沖永良部までは1時間ぐらいで就航できると思っておりますので、その辺を利用して、観光の起点として整備していきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

沖縄まで1時間で行けるということですか。永良部までね。沖縄までどのくらいですか。

○建設課長（福島隆也君）

その辺は高速船の性能によりますので、その辺は追ってまたお知らせしたいと思います。

○町長（大久保明君）

高速船は、普通は定期航路には接岸できないわけでありまして、国頭とかやんばる、それから、名護の裏にある運天港と、それから、国頭、何か知らんけど与論は定期船が行つとるけども与論の名前も出ておりました。あとは、港としたら知名港、そして、面縄、そして、これも名前が出ておりましたが、平土野港は定期航路が来ていることは来ています。喜界島、それから、平土野、その辺の港が出ているし、それから、大島運輸の、ある会社が今、屋久島まで定期的に行っています。人もつれて。屋久島につくけれども、そこから種子島、そして、鹿児島までは地元の旅客会社があるんでそこまでは参入できないということであるし、しかし、熊毛にある旅客会社も延ばしていつて、高速船の走行距離は奄美まで来るためには燃料が足りないというような話もありますけども、それも、技術的にもそういうことは可能になってきているようですから、そこまで含めた島伝い観光ということも、空の観光と海上の観光ということは同時にこれは成り立つんではないかと思っております。

○11番（福留達也議員）

分かりました。希望としては、鹿児島から種・屋久に行っているような高速船トッピー並みのスピードが出て、快適な、そういった高速船が就航してくれたらと思っております。

そしてまた、世界自然遺産になったということで、いろんな方が入ってくるんだらうと思いなながらも、奄美大島本島だけの独り勝ち状況であると。そういった中で、奄美を奄美群島全体の受入れ窓口として、大島本島からどんどん各島伝いに移る交通手段を充実させたらどうかということで、船便なり、飛行機便なりを増便したらどうかというのもなかなか進んでおりませんが、今後、この高速船を1つの起爆剤にできるように活動していただきたいと要望しておきます。

次の施設整備に当たっての課題、今と重なることもあると思うんですけども、課長のほうからあればよろしくをお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

②の施設整備に向けた課題について問うにお答えします。

7月に、伊仙町公民館において面縄港の事業化についての勉強会を行いました。出席者が県の港湾空港課長、係長、徳之島事務所の建設課長、港湾係、町からは建設課、経済課、総務課が出席して勉強会を行いました。

その中で、県の港湾課から幾つかの指摘事項がありました。

1つに、事業化に必要な効果が見込めるか。また、地元の理解や同意は得られるか等々、質問等がありました。効果についてですが、今、物流の搬入搬出、各農産物の統計を、今、集計中であります。また、面縄港の位置は子牛の競り市場からのルートが安全に輸送できる五ラン線等があり、また、バレイショ等の出荷量も伊仙町が郡内で1位であるということでありますので、農協や個人事業者に港を使ってもらうことで効果は出るだろうと思っております。

また、地元住民の説明回答も開いて理解を得たいと思っておりますので、よろしく願います。

○11番（福留達也議員）

先日、森山代議士への、先ほど町長もおっしゃっていた森山代議士への要望活動に私も参加させていただきました。言われたことが、年間を通して適量の運搬物があること、そして、荷物を運ぶ港湾業者がいること、この2点は絶対条件だとおっしゃっておられました。

そこで具体的な運搬物として、この徳之島の基幹作物というのか、サトウキビ、バレイショ、生産牛というのか、子牛がメインとなる農畜産物であります。

そこで、それぞれについて幾つかお聞きしたいと思います。

まず、農産物としてのサトウキビ関連についてでありますけれども、現在、南西糖業は、伊仙、徳和瀬、2工場体制で稼働しておりますが、さきの美島議員の質問の中にもあった南西糖業産が出されている南西通信、そこに書かれていたことが、年々増産量が減ってきていると。このままだと本当に1工場体制になるのかもしれないと、そういった危惧が、心配がされておりました。今後、経済課長を中心に増産活動を一生懸命して、そういったことをして実現できて2工場体制が維持できればいいんですけども、万が一、1工場体制となった場合に、面縄港を考えた場合に、伊仙町としてはどうしても伊仙向上を存続しておきたいということになると思うんですけども、これは先ほど町長も南西糖業の件をお話しておりましたけれども、これを引きとどめておける有効策というか、確証というか、望みというか、そういったことは何かありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

もし、1工場になった場合の対策でございますが、工場の規模からいきますと、伊仙工場のほうが、日量の圧搾できるサトウキビの数量は規模としては大きくなっております。また、工場排水につきましても、冷却に使う水の引き込みにつきましても、伊仙工場のほうが海に面しているということでかなり有利になるだろうと考えてはおります。しかしながら、輸送の部分については、現在

であれば、やはり亀徳港に整備されているプラントに近いということから、亀徳、徳和瀬工場を残すといった可能性もなきにしもあらずだとは考えております。

○11番（福留達也議員）

今の課長の話であれば、規模とか、工場排水の問題、それに関しては有利だと。じゃ、面縄港がきちんと整備されていくのであれば、十分に伊仙工場を存続させていける可能性は大きいということですね。分かりました。

次に、バレイショに移りたいと思います。

バレイショの生産量は郡内でも伊仙町が圧倒的に多いと言われております。以前から聞こえてきている話で、喜念にある旧競り市場跡にJAあまみさん、JA天城、徳之島、それぞれまた工場を出す天城町、伊仙町、徳之島町で大きな選果場を作るという話があって、本当に五ラン線を経由して面縄港にも近いんだとおもってございましたけれども、この話は、ちょっと今、不安定になってきているといううわさを聞きますが、そこいらあたりはどうなんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

合同選果場の件につきましては、去る5月30日のほうでJAあまみにおきまして建設委員会が設けられたということで伺っております。その中におきまして、農家との合意が得られなかったとか、徳之島、天城、両事業本部における温度差がある中での建設への取組に疑問が生じるといったことで白紙となったと伺っております。

○11番（福留達也議員）

課長の聞いている範囲で、それぞれ農協の合意、やりとりが難しくなったとか、農家さんの同意が得られなかった、この話をいろいろ聞きながら、これは解決して、もう一度仕切り直してできる、できない、そういったところの感触はどうなんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当説明会の中でも私のほうから指摘させていただきましたが、合意を得られなかったという基準が本町のほうにも要望活動としてまいりましたし、徳之島町、天城町のほうへも町長のほうへ訪れて3町の園芸振興会長、また、バレイショの生産組合の会長、それぞれ同行した中で要望活動を行っております。そういった中で、合意が得られなかったという基準がちょっと我々にも理解できなかったことがありましたので、そういった精査のほうをJAへもう一度申し込んでほしいところがございます。そういった中で、本計画を再度設計し直して、輸送料等問題もございしますが、そういった部分につきましては、各行政のほうにおいて支援をするといった方向性までも固めておりましたので、もう一度話を立て直す必要があるかとは考えております。

○11番（福留達也議員）

ぜひ、この面縄港がそういった貨物輸送港としてできれば、伊仙町だけではなくて天城町も含め

た徳之島全体が発展していく可能性が大きいと、そういったこと等を説得しながら、ちょっとこれは語弊が分からないですけれども、こういった3町でいろんなのを仕上げようというときに、やはりそれぞれの地域エゴが出てきやすくなると思うんですけれども、そういったところを、それ以上のメリットがある、そういった説得を粘り強くして、ぜひ、こういったのは当初の計画どおり喜念の上にできたらと思います。

今回の面縄港に関しては、絶対条件と言われているのが積み出す荷物があるかということも1つの大きな要素でありますから、そこいらあたりを十分考えて、粘り強い交渉をして成し遂げていただきたいと思います。

畜産に関しては飛ばします。

仮に、面縄港が順調に進んで完成したとした場合に、財政面の点からちょっと聞きたいんですけれども、これは町の港としたほうが伊仙町としてはメリットが大きいのか。あるいは国、あるいは県、そういったところに管理させたほうがいいのか、ここいらあたりはどのように考えておりますか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

この面縄港について、今、町が管理している港なんですけど、港に船が入る場合は1 t当たり幾らという使用料をもらいます。また、野積場といって物を置く場所、平米当たりの値段も、今、条例の中では決まっておりますので、伊仙町としては財源が入ってくる。また、普通交付税も港の大きさによって変わってきますので、その辺も加味されると思いますので、伊仙町の港として整備したほうがいいのかと思っております。

○11番（福留達也議員）

使用料あるいは普通交付税の算定基礎になってメリットもあると。仮に、災害等が起きた場合、そういった補修等を考えた場合にもそのようなことが言えるわけですか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えします。

災害についても、県も町も災害の率はほぼ変わりませんので、どの港で災害が起きてもその適用はあると思います。

○11番（福留達也議員）

分かりました。軽い想像的なことで考えて、作ったはいいけど、国や県が管理したほうが伊仙町の負担が少なくなるのかなと、そういったおぼろげな考えでありましたけれども、実際はそうでもない、町の港としてずっと管理していく、そういったのもいいということでもあります。分かりました。

○町長（大久保明君）

この件に関しましていろいろ相談をしている中で、当初は町の管理としながら、将来、もっと規

模の大きい港にするんだったら県の管理という形に移行することも視野に入れた形で交渉を続けてほしいということでしたので、先ほどのような意見になったわけでありますので、最終的な目標は、いろんな船がこの面縄港に多く来るような形にするように、皆さんとともに頑張ってもらいたいと思います。

○11番（福留達也議員）

先日の東京の要請活動で森山代議士もおっしゃっておいりました。年間を通しての適量の運搬物があること、そして、荷物を運ぶ港湾業者がいること、この2つの絶対条件をクリアし、面縄港が整備されるなら、10年、20年先には全く違う光景になっていると。この森山代議士は、これまで全国の港湾整備にかかわってこられた有力な代議士でありました。この代議士の言う言葉が本当にうれしく思った次第でもありました。この機会を生かして、長年の念願であったこの事業、今、町長がおっしゃったように、オール伊仙町で取り組んで、ぜひとも実現させていきたいものであります。

では、3点目の企業誘致の取組についてお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

3点目の企業誘致の取組についての①のご質問に答弁したいと思います。

今回の自動運転に関する実証事業の説明を行う前に、NTTデータ様の進出に至った経緯からご説明いたします。

同社におかれましては、東京都で行われたサテライトオフィスセミナーへの参加及びオフィスなどの職場環境を直接視察する目的で行われたおためしサテライトを経て、今回、本町のサテライトオフィスに拠点を設けていただくことになりました。

一方で、本町といたしましては、サテライトオフィスの開設のみならず、地方創生に関する総合戦略の具現化を図ることを踏まえ、誘致する企業の選定基準を町としてあらかじめ定め、特に本町の掲げる各種施策で官民連携を必要とする事業及び企業側の事業目的など総合的に判断し、その上で、双方の共通課題として導き出されたことは、地域課題の解決に特化した事業であり、大きく分けて、伊仙町にとって必要な課題として少子高齢化に対する住環境の向上と地域の存続、SDGsを見据えた持続可能なまちづくり、技能のある関係人口の受入れと社会事業化に寄与するものと期待され、とりわけ、本町においては、点在する集落の交通手段の確保は喫緊の課題であると認識しており、免許を持たない高齢者及び障害者、そして、児童が生活、通学に必要な交通手段の確保は、今後の人口動態を見据える中で、全国に先駆けて取り組むべき事業であるとしてNTTデータ様とも合意形成が図られ、自動運転に関する実証事業に取り組むこととなりました。

今後の取組につきましては、令和4年度から令和6年度まで自動運転システムを搭載した実装車両を活用し、サテライトオフィス及び旧農業高校のグラウンドを拠点にシステムの研究、改良を繰り返し行いつつ、同時に安全性の確保も追及する作業を行うものとしております。その後、安全性とシステムの制度が担保され次第、山間部、農村地など道幅の狭い道を想定した公道で試走を行い、実用化に向けたノウハウを蓄積してまいります。

令和7年度以降は、当初3年間で蓄積したノウハウを生かして、事業性やビジネススキームを検討するため、実用化に向けた事業化推進協議会を、任意団体でありますけれども設置する予定としております。

なお、今回の実証事業におきましては、先般の全員協議会でご説明したとおり、未来技術社会実装事業の採択に伴い、国交省、警察庁、総務省、厚労省、経産省、それぞれ自動運転に関する担当部署の課長級で構成する地域実装協議会の技術的な助言を3年間にわたっていただきながら、伊仙町、国、NTTデータ、3者で実用化に向けて取り組んでいくところであります。

以上です。

○11番（福留達也議員）

令和4年から令和10年まで壮大なことが行われるのかと思って聞いておりました。

伊仙町に進出したということは、サテライトオフィスがある、障害者雇用の場がある、あるいは農高グラウンドが、広いグラウンドがある、そういった環境が同時に備わっている、そういった環境面があったということもあって伊仙町に進出してきたと思われま。

今後、今、課長がおっしゃったように、令和7年度から道交法も改正され、NTTデータが開発した技術なり、データなりを使用して、無人自動車が町内の高齢者あるいは障害を持った方、そういった人たちを乗せて走る光景が、令和7年度以降、伊仙町内で見える光景があるということですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和7年度以降におきましては、今、道交法がレベル3ということで、自動運転ということになりますけれども、今の自動運転システムは、運転手が要る中での自動運転システムで、法律ののっかって公道で走っているんですけども、7年度以降にその道路交通法がレベル4という形にランクが上がりましたら、今回、我々が実装事業として取り組んでいる無人での車で公道を走ることが認められるということで、それにつきましては、一番は走れることと安全性を担保することと合わせて、それが1つの経済として成り立たないといけない。特に、今、国交省とか、国のほうで、我々が事業を申請するに当たって問われているのは、自動運転をすることによってビジネスが成り立つのかどうかということ、そこら辺も問われていますので、そこら辺も、この任意団体を含めて国と協議を重ねながら、事業スキーム、ビジネススキームを構築していきたいと思っています。

○11番（福留達也議員）

未来創生課を中心に一生懸命取り組んでこういった事業を引っ張ってきた、そうなのかと思って聞くんですけども、今言ったように、NTTデータさんが来て、いろんな研究開発をして、それを基に無人自動走行が始まると。いつも、はたと疑問に思っていたのが、それをすることによって町内にどういったメリットが還元できてくるのかと、なかなか理解できなかったんですけども、最後におっしゃっていた経済効果を発揮するようなことをまた考えていくとおっしゃっていますけど、今は検討中でしょうけど、具体的に何かあるのであれば、どういったことをすれば、どういっ

た感じで伊仙町に恩恵が来るのか、そこいらあたりをもし分かるようであればお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この自動運転を行うことによつての本町のメリットなんですけども、まずは地域課題の解決ということで、課題の解決に向けて優先的に取り組んでいきたいと思っています。今回、国のほうで採択されました目的であります高齢者、障害者の方の交通手段の確保、まずはそこから取り組んでいきたいと思っています。

自動運転と言いましても、規模もありまして、今、福岡のほうの一民間企業ではバスの自動運転化を図って、それで経済的な効果を得られているということで実例がありますが、我々本町におきましても、バスではなくて、まずはマイクロモビリティという小さな軽自動車レベルのもので集落と集落の間を自動運転が走って、個々のニーズに沿った形で交通手段の確保ができれば、1つの費用対効果としてメリットがあるかと思っています。

と同時に、今、長寿子宝社とかが走らせていますコミュニティバス、そこら辺は、今、複数の方が乗って集落のほうを回っていますけども、それがマイクロモビリティを使うことによつて、さらに細かいところにまで入って行って、住民のニーズに対して的確に対応できるんじゃないかと思っています。

○町長（大久保明君）

先般、NTTの方と色々な話をしたときに、沖縄県において、自動運転の小型の車の製造を沖縄県でやっていきたいというふうに話しているようでございますので、これは特殊な車でありますので、まだ大手の会社に取り組んでいない状況だそうです。ですから、そういう新しい新興勢力である、そういうイノベーションというか、そういう会社を若手が作っているそうでありますので、その方々と近いうちにお会いして、徳之島でも全面的に、伊仙町でも体制を整えて協力していきたいという話をしていきたいと考えております。

先般、島内において、高齢者の運転で2の方が亡くなったという悲惨な事故もありますので、そういうことも含めて、この新しい事業所がどのような形で考えているかも含めて、一度、相談にいつてきたいと思います。そうした場合に、大量生産ということができるといふかは、それは全く未確定ですけれども、当初の試行錯誤しているような車は、外国でもまだはっきり決まっていないそうでありますので、そういうことをまた挑戦していきたいと。そうすれば、その車が面縄港から大量に島外に搬送、輸出することができるのではないかというふうな夢みたいな話をこの前考えましたけれども、しかし、夢は実現する可能性はありますので、これは思いっきり挑戦していきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

課長の話を聞きながら、ちょうどおっしゃっていただいた、今、子宝社の巡回バスがある、それとどう重なるのかと思ったら、それ以上にきめ細かなニーズにこたえた対応ができるということ

あります。それと、事故防止につながる、そういったことになっていくということなんでしょう。

最後の町長の自動車を輸出できるくらいの町になれば、それはまた夢が膨らみます。

このNTTデータさんは、そういった経済の循環をどう構成していくか、そこいらあたりも考えていくということなんですけれども、今のところは、令和10年以降もこの伊仙町にとどまってそういったことをしていられる予定なんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

NTTデータさんにおかれましては、先ほどから議論されている内容が実用化するまで、ここに腰を据えて町と一緒にやっていくということで、今後、必要な経費もいろいろと出てくると思います。また、全員協議会でもご説明しましたけども、今、国が出しているデジタル田園都市構想交付金とか、そういったものも、いろんな形で各地方にデジタル化を進めようということである事業が出ているということもNTTデータさんは承知していますので、そういったものを活用しながら、地方に元気をつける、活性化をしていろいろな地域課題を解決し、またそれが国、ひいては世界にそこら辺のノウハウを共有できたらということで、高い志を持っておりまして、その始まりが伊仙町であるということで、お互い共有しておりますので、そこら辺を一緒に志を持って対応していきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

こういった無人自動車の運転の研究、これは全国において4か所しか、こういった自動運転によるデータ取得の作業はしていないと、その4か所の中に選ばれて伊仙町が頑張っていると、本当に大変名誉なことだと思います。そして、今、課長がおっしゃったように、大きな志を持ちながらやっていただけたらと思っております。

これまでも誘致活動でいろんな企業が伊仙町に進出してきております。日本マルコさんとか、モスク・クリエイションさんとか、業績を聞くと、当初の人員確保は当初の予定よりは劣っているんですけども、業績自体は本当に好調で順調だと聞いております。

現在、伊仙町の職員がモスク・クリエイションの東京本社に出向しておりますけれども、優秀な職員が行っていると聞いております。彼はこういった業務をして、こういった貢献を伊仙町にしているんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

1名、未来創生課所属の職員が、今言われたモスク・クリエイションのほうに出向に行っておりますが、主に情報発信の強化ということを目的として勤務しております。やはり、地方創生といえど、まだ首都圏に一極集中というのは、根本的な解決はなされない中で、他の自治体と合わせてどういった形で情報発信が強化できるといろいろ考えた中で、この間も清議員から質問があったんですけども、いろんなホームページとか、SNS、ウェブとか、そういったデジタル面での人材育成

を伊仙町はしないといけないということもあります。それを受けて、我々もそういった専門のプロがいるところで直接的な指導をいただき、また、ただノウハウをここに持ってくるだけじゃなくて、実際にそういったところに携わり、いろんなシステムを構築してやっていくような形で、今、やっております。

直近の実績としましても、ディスカバー徳之島という、この間、JAが日本橋のほうでやりました部分についても、直接そこで情報発信をしたり、あと、今回、補正予算にも計上させていただきましたが、伊仙町の公式ラインを作る予定にしております。その公式ラインの作成に当たっても、その職員が先頭に立って従事しているということで報告を受けていますので、そういったところで情報発信を、他自治体より先駆けてどんどん進めていきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

分かりました。情報化社会の中で、東京にしながら、先端の企業にしながら情報発信の在り方、作り方、そういったのを勉強して持ち帰ってくるということでもあります。分かりました。ぜひ頑張ってくださいと、聞きながら思っております。

人口減少社会の中、東京一極集中の是正ということで、日本全国において地方創生の取組が行われております。けれども、なかなか成果が上がらないといわれているという報道もよく耳にしております。これまで地方創生の取組として未来創生課が中心となって人口増加のまちづくりを掲げて頑張ってきております。そしてまた、着実な成果も残していると思っております。

日々の業務をこなしながら、課長として国や県の臨時交付金の在り方など、今後、こういった点をどのように改善したら、より事業の成果が上がるのかといろいろ考えていると思いますけれども、課長がダイレクトに感じるそういった点があればお聞きしたいと思っております。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、地方創生の件について問われているんですけども、まず、国が日本全体の不平等をただすことを目標として、先ほどからあるように、首都圏への一極集中の歯止めを作るべく、地方創生の根本となるまち・ひと・しごと総合戦略というものを作らないといけないということで、我々本町も作ってきているところであります。現在2期目ということで入っておりますが、本町においては、大きく人口増加を目標としてやっておりますが、国としても、地方全体に共通して言えることは、4点ほど上げてありますが、1点目に、稼げる地域を作り、安心して働けるようにすること、2点目に、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくること、3点目に、結婚・出産・子育ての希望をかなえること、4点目に、人が集い、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるということで目標を定めております。

それを受けて、全国の地方自治体が地方創生の関連事業として日々奮闘しておりますけれども、本町において、今、問われていることについて、今後、企業誘致をさらに進めていかないといけないと思っております。その企業誘致をしっかりと根づかせることで、まず、基幹産業である農業とか、

そこら辺とデジタル化、そういったところの部分で寄与できたらと思っているところでありまして、また、交流人口、関係人口、定住人口の増加につながるものと考えます。

その流れを作るための役割の一部を我々はになっていると思いますけども、常日頃言われている各課、部局との連携を強固にして、各課で掲げる課題、解決するべく持っている課題に対して、我々未来創生課として何が必要なのかというのをいち早く察知して、それを補完するべく、また、議員の皆様方の政策論議を活発に行われることを参考にしつつ、そして、ひいては住民の皆様方の満足度と信頼度を高めることが、さらなる相乗効果が期待されるものと考えておりまして、いろいろありますけども、この地方創生につきましても幅広く事業がありますので、数打ちや当たるとかじゃなくて、そこら辺の連携を密にしながら的確に、財政も考慮しながらやっていきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

ありがとうございました。頼もしくもあり、力強くもあり、ありがたいと聞きながら思っておりました。

まちづくり、人づくりはなかなか一朝一夕には成果が上がらずに、辛抱強く続けなければならないことだと思います。事業を行うに当たって、これまで交わることとなった数多くの方々との出会いや知見を大切に、その中からヒントを見出し、今後のまちづくりに生かしていただきたい。そして、地方創生のトップランナーとしてますます頑張っていっていただきたい、そのような思いであります。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、福留達也議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上和代議員）

皆さん、こんにちは。伊仙町議会1番、井上和代でございます。令和4年度第3回定例会一般質問を行いたいと思います。

徳之島のほうが自然遺産になりまして、気持ちも新たに、自然のことを考え、そして、未来の子供たちのほうに美しい徳之島を残すという機運が上がっている今、ごみの問題やリサイクルの意識を上げながら、我が町をどうするか、どうよくするかということ、ごみの問題、未来の子供たち

のことをいろいろと考えて、これから活動をしていきたいと思います。

今回、私のほうで出しました質問のほうを読み上げていきたいと思います。

1、ごみ減量化対策について。

①生ごみ対策の進行状況とこれからの流れ、実施時期について問います。

②生ごみ処理以外のごみ減量化対策についてお伺いいたします。

2、集落活性化について。

各集落の公民館は老朽化が進んでいるが、町としての対策をお伺いします。また、所轄する各担当課の管理状況、把握はどのようになされているのかをお伺いいたします。

3、特別支援教育について。

①小・中学校での特別支援教育はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

②町として幼児教育の方向性をどのように考えているのかをお伺いいたします。町長並びに教育長のほうにお伺いをしていきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。次回からは自席にてお伺いしますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○町長（大久保明君）

井上議員の質問にお答えいたします。

まず、生ごみに関しては、いろんなアプローチは模索をしてきました。

先般、コンポストの導入をして、いろいろ対応したこと、その前は、段ボールによるコンポストなどを実験してる中で、私自身が考えたことは、伊仙町は豊かな土地があるので、コンポストそのものも、やはり湿気があったり、なかなかうまくいかないような感じが個人的にはしてはますけれども、日置市との今、連携を取りながら、日置市からも伊仙町に来ていただきまして、バガスによる堆肥はかなり効果が出るような状況にもなっておりますので、今後、細かい分類をさらに進めていくと同時に、これから徳之島広域連合の焼却炉は、1炉という形でやってくことがもう決定しておりますので、それに向かってまだまだ立ち遅れてる状況を、一刻も早く3町で協力してごみの減量化に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

あと、担当課のほうからまた詳細について答弁をしていただきます。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

井上議員の1番目のごみの減量化対策についての①生ごみの対策の進行状況とこれからの流れ、それから、実施時期等についてお答えいたします。

日置市との連携協定に基づき、6月に生ごみの堆肥化、よかん土システムの実証実験を行いました。日置の竹チップを活用したパターン、サトウキビバガスを活用したパターン、バガスと竹チップを混合したパターンの3つのサンプルにて行いました。1か月間、毎日の温度変化など情報共有や、それを受けての酵素の投入や攪拌の指示など、日置の方々と経過観察を行いました。その結果、

どのパターンも安定した温度変化と発酵を保っていたため、伊仙町でも日置市で行っている堆肥化は可能と判断いたしました。

今後、この堆肥化を進めていく上で、女性の力が必要になるということで、先方の日置市からも、ぜひ視察に来ていただきたいということでありましたので、女性連の日置市の視察を検討しております。また、事業を進めていくとなると、施設の確保や重機等の機材の整備、運営に関わる経費などの問題がありますが、できるだけ早い時期に実施していきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。私も日置市のほうからいらしていただいて、よかん土のほうを見に行かせていただきました。そのときに、ちょうど広域連合のほうの機会がありましたので、天城町の議員さん呼び込んで、そちらのほうで、こんな状態だよということで、お話をしながら見てきたところです。そのときに、500kgの生ごみを分解させてということでしたけども、本当に小さな山が一山あるぐらいで、500kgの生ごみがこの中で消化されたのかと思うようなところまで小さくどうか、分解されてきてました。

これを進めていく中で、施設が必要だよということと、それから、粉碎機というんですか。そういったもの、そして、攪拌する重機というか、そういったもの等が必要になるかと思うんですけども、そういったもののこれからの流れというか、そういったものがどういうふうになっていくのかなということと、今おっしゃっていただきました女性連のほうの協力が必要ということですが、どの辺まで協力をするのかと。私が混ぜるのかという話なんですけど、そういったところの女性連がどこまでやっていくのかということと、これを町として、今、堆肥センターがありますけれども、堆肥センターのようなああいう施設まで造っていくのか。各集落で自分たちでよかんどを造りなさいというような形で持っていくのか。その辺のところも、最終、最終というか、流れを決めてあるのであれば、そういったところもお伺いしたいなと思うんですけど、どちらのほうでよろしいでしょうか。きゅらまちさんでよろしいですか。よろしく申し上げます。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

施設の確保、それから、重機とかについては、今、検討中でありまして、まだ全然めどが立っていない状況であります。

それから、女性の力というのは、生ごみを扱ったり、水分を取ったりとか、そういうことで女性の力が必要ということで、こういうふうになってると思うので、それから、女性の方にこの制度を理解していただくとか普及が早いということなども、日置の方がおっしゃってございました。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。その出来上がったもの、そういったものの活用っていうものもあるかと思うんですけども、こちらのほうにある堆肥センターのあの量ではございませんので、これをどういうふうな活用にしていくのかなということだと思っただけなんです。それに対して、家庭菜園であるとか、あと、各学校のほうで、もう用務員さんの方が本当にきれいに花を咲かせているところが、

もう本当に目について感心させられるところなんですけれども、やはり1年間に大体、ちょっとお伺いしたのでは、1万円ぐらいの腐葉土というんですか。ああいったものとか、そういった肥料のほうをやっぱり買うらしいんですね。そういうのであれば、そういったところにもお使いできるのではないかなということと、あと、きゅらまち観光課という名前で、この伊仙町のほうには、伊仙町の花壇というものがいまいらないような、あるようになっていく感じだと思うので、きゅらまち観光課のほうでそういった園芸科というか、そういったものがあつたりとかして、そういったものを活用しながら、花の植え替えであるとか、そういったものにも使っていただけるような形なんかもできればいいんじゃないかなと。あと、経済課のほうでも、こういうものにも使えるよというような、もしあれば、そういったもので家庭菜園とか、そういったものに使っていただくような、これ作るだけでは、結局駄目なわけですよ。それを作った後に、どういった形で使用していくのか、どういった形で処理していくのかというようなことまで、一つの流れとして完結していただきたいなというふうに思います。

大崎のほうでは、たしか菜の花畑を作って、そして、それで油を作り、そして、ディーゼルカーみたいな、何かそういったような感じの一つのサイクルをつくってるようなお話も聞くんですけれども、そこまで考えつつ話を進めていただきたいなと、逆にそういったお話が聞ければよかったかなというふうに思ったところです。そちらのほう、またいろいろな情報がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。こちらのほうに携わっている職員の方、もう毎日行きながら写真を撮り、もう熱心してるかと思しますので、その若い力のほうを、これから希望を持って見守りたいなというふうに思いました。

私のほう、なるべく短めにしていきたいと思しますので、ちょっと早口になりますけれども、次、リサイクルのほうというか、2番目のほう、そちらのほうをお話いただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

2番目の生ごみ処理以外のごみ減量化対策について問うについてお答えいたします。

伊仙町では、現在、徳之島愛ランド広域連合において、資源化されている品目の分別に取り組んでいるところであります。最近では、ごみやリサイクルに対する一人一人の意識というのは高まってきていますが、資源物以外の混入もあり、リサイクルに回せないという事例も多くあります。

今後は、分別の周知徹底を図っていき、リサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、現在取り組んでいる品目以外にでも資源として活用できるものはないか、そういうものを広域、2町と協議を進めて、資源として活用できることで、ごみの減量化を図っていきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今、私の手元に徳之島3町のごみの搬入実績ということで、平成24年度から令和3年度までのほうの実績がずっと書いてあるんですけれども、多少は減ってます。逆に増えている部分も多少あつたりとかするんですけれども、伊仙町のほうで令和3年度のほうに、資源ご

みのほう少し増えてきてるんです。私も実感しました。っていうのが、こちらのほうにあるペットボトル。このペットボトルのほうで、今まではもうこの状態が出てたんですけども、徳之島町さんは早い時期から、このペットボトルのほうの上のほうのプラのほう、これには、今、このペットボトル1つに対して、プラのごみと、それからペットボトルと、2つの部分があるわけですよ。それで、こちらのほう、この透明になってる部分がペットボトルとして、資源として集められている。この部分だけを集められてるのが徳之島町さんでした。徳之島町さんの資源ごみの部分では、もうこれが透明ですから、もう見るからに徳之島町さんのペットボトルの資源ごみだなというふうに分かるぐらい、この状態が出てました。これをこの状態にしてなかったら集めてなかったそうです。そこまで厳しくされてるわけですよ。伊仙町と徳之島町さんでは人口のほうもかなり違うと思いますけれども、それが徹底されてたわけです。伊仙町さんと天城町さんのほうは、見るからにこの2つは伊仙町さんと天城町さんだなんていうふうに分かるというのが、今、私が話しましたこちらのほうですよ。こちらのほうが結局一緒になって袋に入ってたという状況なんですけれども、こちらのほうだけが、最近伊仙町さんのほうも資源ごみのほうに入ってた、そして、私は目手久地域のほうですけども、目手久地域のほうでも、これだけが資源ごみに入ってたときに、うれしくて思わず写真を撮りました、私は。目手久のほうもこういうことができるようになったんだねと思いながら、しました。ただ、今ちょっと、私、ここのほうに少し、コーヒーが少し残ってるんですけども、これもきれいに、少し水でゆすいでくれるとありがたいかなと思います。

それで、問題は、私の手に持ってる、この右手の部分のこれは、よく皆さんがビニール袋とか、こういったものをごみを見るときにあるプラのほうの、プラって片仮名で書いて、矢印のほうで四角く囲っている、そのプラのごみなんですよ。プラスチックの資源ごみだよということなんですけれども、これ集めてないんです。伊仙町さん、天城町さん、徳之島町さん、3町集めてません。他の都道府県というか、そういったところも集めてないところもあるんですけども、今、この徳之島、世界自然遺産という形で、自然を守っていかなきゃいけない、なんですけども、これ燃えるごみに燃やしてるわけですよ。資源であっても燃やしてる。燃やすということは、今言う脱炭素のほうには反対の形で、空気を汚す部分になってるかと思うんですけども、私はこれを資源として、この島から出したいんです。この出したいものの足かせがかなりあるということをお伺いして、その部分をいろんな形で皆さんにお助け願ひ、そして、これを実現していきたいと思うんです。

このことを、少し急ですけども、未来創生課の課長さんが少しこれが島から出せない理由がご存じだということで、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、お話いただける場所、よろしくお願ひいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、井上議員からご質問いただいた内容については、現実そのとおりでありまして、我々そのプラスチック類、そういったものに対して、資源ごみについてはどうにかできないか、流通できない

かということであったんですけども、これまでもそこにいる職員、そして、我々がいる間4年間、いろんなリサイクル会社ですとか、あと、流通するための運送会社とか、あと、中間取引する業者さんとか、もうとにかく方々を当たりました。共通して言えるのは、やはりそのコストですね。それを島外に出すに当たってのコストが、やはり採算性としては取れないと。ただ、原料として使えることは使えるということで、お話をいただきました。

一度、県庁の環境のほうの所属してる課のほうに、町長も総務課長も私も一緒に行ってお願ひしたことが一つありまして、それは、鹿児島県として、一番離島を有する県でありますけども、一番困ってるのは、ごみの問題だということで、それに対する、まあ資源ごみとかは、特にそれに対しての輸送コスト助成とか、そういったものを県として国に働きかけていただけないかということで交渉はしました。が、しかし、そういった事例はないということで、前例踏襲型で、それについては、なかなかいい回答がもらえなかったんですけども。

ただ、こないだちょうどテレビを見てる中で、宮城県のほうで地域おこし協力隊の25歳ぐらいの方が移住をしてまして、そこでもやっぱり廃棄物の処理に困ってると。何に困ってるかという、廃棄するテグスがあるらしいんですよ、カツオとかの漁をするための。それが何か、年間、メーターにしたら150kmぐらいの量の廃棄するテグスが出てくると。そのテグスはナイロン製で、それを不純物を取って、それをこういったジャケットとか、作業着とか、漁協組合の協力を得ながらやると。それについて、またブランド化をして、いろんなところで売出ししていくという、いろんな対応策をしてるので、今、SDGsとかいろいろやられてますけども、そういった先進地もあるんだなということで、こないだ感心したところなんですけども。

これからそういった資源ごみを有益に有価物として出すためには、まずは、コストの問題。これは徳之島だけじゃなくて、県内全部の地域がそれは感じてることだと思いますので、そこら辺を共通課題として新たに要望することが一点。これは実務だけじゃできないので、政治力でももって皆さんで協力してやっていただきたいのが一点と、あと、その取引先ですね。その資源物を何にするか。やっぱり日置市においても、よかん土システムについては、生ごみを取ることによって、それに対する協力金とか、そういった形でリターンがあるので、協力する機関が増えてきたということで、持ちつ持たれつしながらやるのが一番の早道だということで聞いてますので、そこら辺も含めて、これから企業もちょっと当たってみる価値はあるんじゃないかなと思ってます。

あと、もう1つは、資源物にするための、ある程度量も定時定量確保しないといけませんので、やはりそこら辺も含めて、いろいろと検討をしていかないといけないなということが、私の経験上、今言えることだと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。大変勉強になりました。

このプラスチックのプラの部分、今、ごみを減量するとしたら、もう本当に瓶とかペットボトル、段ボール、缶、発泡スチロール、そういったものっていうのは、ある程度皆さんの周知があり、そ

して、ちょっと頑張れば、ちょっと多く出てくる。ただ、本当に少なくするという形で行けば、今、私が剥がしたこのプラ、これを大幅に焼くことをやめるというような形で持っていかないと、本当に減らないかと思うんですね。それで、今お話があったように、ごみとして出すということも、まあ私はそれしか頭になかったんですけども、それを商品化として出すという考え方もあるんだなということ、今お聞きして思ったところです。いろんなところをまた手探りをしながら、また私のほうも情報を持ってきたいと思います。

ただ、今おっしゃっていただいたように、量ということを集めていかなきゃいけないということなんですけれども、今、私が剥がしたこの部分でも、この部分は、ただ単に剥がせばいいんです。ただ、このペットボトルの蓋、やっぱり少しだけでもコーヒーがかかっている、汚い状態になってくわけですね。そうすると、これを少しゆすいだりとかして、手がかかります。お菓子の袋であるとか、いろんなものが入ってたものということで、きれいな部分はいいんですけれども、やはり少し手をかけて、きれいな状態にして集めるという、この手順というか、これ、いきなり出しなさいでは無理かと思います。

それで、今は確かに燃やしてる時期なのかもしれませんが、やはり練習をする必要はあるのかなと。ちょっと汚い部分だったら、少し拭くとか落とすぐらいのような形で集めていく。だけど、もう本当にべったりついてるものを、スポンジを使って洗ってというところまでのことはしないで、きれいなものを取りあえず集めることをするような練習というか、そういったことは必要ではないかなと思うんですね。やはり商品として出すのであれば、商品として出せるものを私たちは集めていかないと、やはりSDGsじゃないですけども、継続してもうやっていくことができないかと思うんですね。そのことを、きゅらまち観光さん、もう本当に手があと2本、3本欲しいなと思ってるぐらいかと思うんですけども、そういったところも少し考えていただいて、私たち、さっきも言ったように、ペットボトル、この状態で出せたんです。っていうのは、皆さんがやはりこういったものの周知をしたりとか、いろんな形を皆さんで示してくれたから、伊仙町の町民は、やはりそれを受けて、そして、やっぱりついていってるわけですね。示してもらわなければ、私たちはついていけないんです。示していくためには、皆さんがある程度の基準を決めたりとか、ある程度の道筋を、こういうものはこうしてくださいねというような道筋をある程度つくっていただいて、そして、私たちはそのルールに乗れるような形の仕組みをつくっていただきたいなというふうに思います。

私、今、自分がこないだの6月の議会的时候に、これを集めるの大変なんですと、トレーとか集めるの大変なんです、資源ごみのあのごみの袋、ただにしてくださいよっていうようなお話をしていきましたけども、その前に自分でも集めてみました。これって、今、これって大きそうに見えるんですけど、もう本当に小さくすれば、もう本当に小さくなるわけです。それで、その部分を集めて、あの大きな袋に集めるっていうのは本当に大変なことです。私たちは大変であっても、お母さんたちは大変であっても、お母さん、おばあさん、子供たちは、今、自分の子供たちのことを考え、未

来のことを考え、今の自分の孫のことを考えれば、やっぱり頑張れると思うんですね。それにつられて、男性の方も頑張ってくださいね。そういった形で、皆さんで頑張れることを頑張らましようよということを、私は声を大にして言いたいと思います。

それで、道筋をつくっていただくためには、いきなりハードルを高くするのではなくて、少しずつ、この部分はこういうふうにして集めましようよとか、そういった形で一つずつ階段を上るような形で、最終的には、町長さんをはじめ、いろんな方にご尽力をいただいて、これ島から出しましようよ。

それで、この問題は、鹿児島県の離島の中で、徳之島だけが考えてる問題ではないと思うんですね。永良部、与論、そして、上のほうに行けば、奄美大島のほう、喜界のほう、小宝島のほう、こういったところは、どういうことをしてるのかなというふうに思ったりもします。焼けば簡単です。洗うひまを、洗ってっていうことを考えたら、もう本当に、え、と思うけれども、いろんなことを考えて、洗って集めるという作業を、やっぱり私たちはしていかなきゃいけないというふうに思いますので、皆さんのほうでレールを少しずつ伸ばすような形でつくっていただきたいなというふうに思います。要望ばかりで大変ですけども、私たちのほう、また協力ができる部分、そして、やる部分というのを、また、今ちょっとコロナ禍なので、女性連の集会等があまりありませんので、もしあったときには、私のほうもバッチをつけて、その場に行ってお話ができるようになりましたので、そういったところへ行ってお話をし、そして、協力をお願いしていきたいと思いますので、またそういったところをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、発泡スチロールトレイ。お魚とか、お肉とかが入ってる、あのトレイのほう、あちらのほうは本当に大変なんです。大変なんですけれども、大変だからこそ、集めさせてください。もう大変で、もう本当に洗ったりとかして、臭いがとか、乾くまでということをしないと集められないんですけども、面倒くさいともう一度思ってしまうと、ごみ箱に捨てます。ごみ箱に捨ててしまえば、焼くほうに持っていかれるということです。焼くものを少しでも少しでも減らせるように私たちを導いていただきたいと思いますので、きゅらまち観光さん、若い力を借りて頑張らせていただいて、そういったところをよろしくお願ひしたいと思います。

この辺でごみの問題、次回からも多分何回か来ると思いますので、今日はこの辺にしておきます。

そうしましたら、次、2番目のほう、集落活性化のほうについてお話をいただければと思います。

○総務課長（久保 等君）

井上議員の2番目の質問に答える前なんですけど、先ほどのごみの問題も、ごみの減量化に努めないといけないということで、町役場においても、ごみの出し方、過去、女性職員が、ペットボトルの出し方が役場自体がなっていないというクレームがありまして、その中で、実際そういった意見が出て、変わったという経緯がございますので、もっと情報発信に努めて、ごみの減量化に努めていくような町の発信力が必要かなというふうに感じていますので、また、その辺またご協力をいた

だきたいと思います。ありがとうございます。

集落の公民館の老朽化が進んでいるところの対策であります。今、5集落の公民館について改修済みであります。こちらとしては、緊急な避難時、台風とか、ほーらい館のほうに避難するのが逆におっくうだ、自分の地元で避難したいという声もございます。また、その老朽化した公民館を集落の行事等で使いたいんですけど、なかなかその改修ができてないので不便だという声、トイレの水洗化、その辺も目指してこの事業を始めて、今、5集落の公民館を改修済みであります。

今年度計画されているのが、東西の公民館、昔で言うコミュニティセンター、それと、西公民館であります。それと、喜念の生活館、この3件を改修するように、今、設計をして、設計が終わった段階のところであります。

今後の改修計画であります。この新耐震基準っていうのが、昭和56年の5月以前に造られた建物が前耐震基準であります。そういった公民館が多くありまして、今、老朽化してるそのところから先に改修を進めてるところではあります。ここについても、耐震基準が満たされてるのかどうかということも考慮する必要もありますので、今後そういったものも行いながら、各集落の公民館について改修を行ってまいりたいと考えてるところであります。

それにつきまして、また、今、避難所として発電機、それから、雨戸等も考慮した形で改修を進めていくわけなんです。実際に発電機等、あと、浄化槽に水洗化については、ほかの事業で既に入っていますが、耐震化の改修は、避難所の改修はできていないということもあります。今後そういったものが先に先行して、コミュニティ助成事業などを使って発電機を入れてあるところが4地区、それから、これ再度もう一回調べ直さないといけないんですが、改修はしてないものの、浄化槽にもう、浄化槽を入れて水洗化になっている公民館等もあります。そこについては、事業費が抑えられていくと思います。雨漏り等の対策、それから、雨戸、それから、床、中の施設等、それから、トイレ、キッチン、そういうところの改修を避難所として進めているところですが、今後そういった経費が抑えられると、事業費で3件、4件というふうに、新しい公民館については順次、今は2件しているところなんです。今後3件、4件というふうに手掛けていけるものだろうと思っています。また、この耐震化の基準等も考慮して、優先順位を決めて対応をしていきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今、私の手元に集落のほうの名前がずっとあるんですけども、コミュニティというのは、どこの集落という形ではなくて、東部のほうのあれですよ、公民館のほうになりますよね。それから、西公民館はやっぱり西公民館であって、西犬田布ということではないですよ、これは。ということは、集落のほうにある、まあ小さなと言ったらあれですけども、公民館があります。ああいったところの修理というか、そういったものというのを、これからしていただくことの質問というか、そういったことだったんですけども、というのは、今、私のほうが東目手久のほうにいますけれども、東目手久の区費が今、4,000円になります。4,000円のうち、ほと

んどが電気代で出て終わります。そして、あと、消耗品とかそういったものをする、あと、敬老会であるとか、いろんな年の祝であるとか、そういったところでちょっと寄附があつてついで、少しずつということなんですけれども、今、東公民館、シロアリの状態がすごいです。それをどうしたらいいものかというところで、この間いろいろ私たちのほうで考えたりはしたんですけども、この月々の、1年間、一家から4,000円ずつ集めるんですけども、それを幾らしたって、自分たちでシロアリのこういう薬品というんですか。そういうものもまいたそうです。それでもやはり追いつかなくて、そういったところがたくさんあるわけですね。これを私たちの力では修理ができないということで、私は、この辺はどういう形になっているのかっていうのが、今回の質問の初めだったわけで、それで、前回のたしか全員協議会だったと思います。その中でも、今おっしゃってたように、コミュニティであるとか、西公民館であるとか、たしか喜念集落のほうですね。そういったところが対象になってたかと思うんですけども、ということは、東公民館は、東目手久公民館はいつぐらいになるんだろうなというようなことを思いつつ、その辺もお伺いしたいなということなんですけれども、各集落のほうに公民館1つずつあるんです。あるんですけども、後からちょっとお伺いしようとは思ったんですけども、あの公民館、各課のほうでいろいろあると思います。うちは東目手久なんで、たしか教育委員会の管轄、社会教育のほうの管轄だったと思います。それで、上面縄のほうが経済課のほうの担当という形で、あと、個人っていうんじゃないですね、あれは。その集落でもう造り上げたというような公民館の建物もあるかと思います。そして、そういったもの全てに対してフォローしていただけるのか。多分今言ったように、東目手久のほうは社会教育さんのほうが力を入れて管理をしていただけると思うんですけども、そういった形で、今度は、それ以外のところ、ほかの課で、うちの担当っていうところがありますでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの井上議員の質問にお答えします。

私は、地域福祉課で管理してる施設が12か所ございます。地域福祉課で管理してるのは、生活館、そして、福社会館と呼ばれるものです。よく公民館と間違われやすいんですけども、そういった位置づけで私たちのほうで管理しています。管理についても、先ほどあったんですけども、修繕費等は、こちらのほうで軽微なものについては修繕をするようにいたしております。大規模改修になると、事業費を総務課のほうで予算を組んでいただいて、それを活用して改修をしております。鍵のほうも、管理等については集落に任せてますので、区長さんのほうに管理をさせている状況です。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。12か所というのには、ちょっと私もびっくりしました。今、私のほうに手元にある集落のほうで、大体26か所あるんですね。その中の12か所ということは、半分近くということで、もうかなりの管理になるかと思うんですけども、その区長さんたちは、自分たちの集落の公民館というのは、どこが管理をしてるというのは分かってらっしゃるということですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、隔月、2か月に1回という形で区長会を開催しているところなのですが、その際に、区長さんから自分たちの公民館、生活館、それから営農センター、青少年会館、それぞれどこが悪くなっているというところで報告もございますので、その担当課でそれを把握して、軽微、先ほど地域福祉課長からありましたが、軽微な修繕で済むものについては、すぐ対応を行い、大規模な改修に至っては、今回の事業を用いて改修を進めているところでございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。そうしましたら、大体区長会のほうで、そういったものを区長のほうで出していただいて、総務課のほうでやっていくという形になるわけですね。そういったところで、まあ全てって言ったらあれですけども、各課のほうである程度のところも把握をされてるのか、されてないのかというようなところもあるかと思うんですね。もう集落が使ってるたら、集落でもう管理をなささいよというのはあるかとは思いますが、私たち区長さんを踏まえていろいろお話をするんですけども、どこに窓口を持っていったらいいのかなというようなことが、やはりあるんですね。何かあったら、私のところは看板に青少年って書いてあるから、教育委員会であるよというのを最近知ったというか、何年か前に知ったんですけども、そういった形で、何かあったときの窓口というか、行く先をやっぱりある程度示していただきたいなというところがあって、そして、そこでそれでもできないのであれば、総務課さんのほうで大きなものが修理云々ということがあるのかなというようなことを思ったりするんですけども、今、各課のほうでおっしゃっていただいたところ、そちらのほうで1年に1回ぐらいは少しどういう状態なのかなという現状というか、そういったものなんかも見ていただきたいなというふうに思います。あとは、区長さんのほうに頑張ってください形ですかね。

それで、先ほど言いましたように、この区費のほうが電気料でほとんどという、もう十何万円という形で出ていくんです。それで、この徳之島というところはハブがおりますので、やっぱり私のところにも蛍光灯をつけてほしいというような要望があって、そういったものをつければつけるほど安全にはなるんですけども、区費の消費がかなり出てくるところではあるんですが。

それで今、ありがたいことにがんばろう集落という基金がありまして、そういったところで最近LEDというものをつけていいというような形で助けていただいているところではあるんですけども、今、各集落のほうで、ここもしたいな、ここもしたいな、30万円であるのであれば、ここまではしたいなということがあって。

ただ、このLEDというのはかなり高いんですね。もし30万円のこのがんばろう集落のほうでやるとしても10基つけられますか。10基つけられる。という形で、がんばろう集落のほうでやるということもあるのかもしれないですけども、ちょっと頑張ってこの辺の補助というか、そういったところのほうも考えていただくと各集落のほうはうれしいかなと。花の1つも2つも植えたいな

とは思いますが、そういったところに流れていく余裕がないというのが本音ではないかなというふうに思います。

私のメモの部分の集落のほうはこれで終わりましたので取りあえず終わりますが、ただ一つだけ、このがんばろう集落、ふるさと納税のほうの部分が大きいかということでお話を聞いたことがあるんですけども、もう本当にありがたいお話です。

こちらのほうは私も去年までちょっと携わっていた部分があるんですけども、一番初めて見たのが検福のほうで看板を見て、集落の名前が載っている看板を見たときに「これいいよね」というお話を聞いたときに、それががんばろう集落の事業だったというようなことがありまして、それから各集落のほうに大きな写真つきの案内板があったりとか、そういったことでこちらのほうを活用させていただいているんですけども、本当にがんばろう集落のほうでいろんなところの要望がかなえられていて、この部分というのはふるさと納税でということで、この場を借りましてふるさと納税のほうのお礼を申し上げたいというふうに思います。

そうしましたら、次の3番のほう、特別支援教室についてお話を頂ければと思います。

○教育長（伊田正則君）

井上議員の質問にお答えします。

特別支援の小中学校の取組ということですが、今現在、全ての小中学校に支援員を配置しまして、小学校では、低学年を中心に支援を要する子供たちの対応に当たっていると思います。また、中学校におきましては、学校との話し合いを持ちましてニーズに合わせた取組をしていると思っています。

具体的に言いますと、学校全般の支援というのは当然のことなんですが、授業時間の支援としては、板書したのを子供がきちんとノートにするかどうかとか、また理解度が低い子に対する支援とか、また学習態度、落ち着きがないとか、そういう子の支援とか、そういうようなことに当たっているんじゃないかなと思っています。

現在、阿権小学校の支援員が退職されたという関係で、ホームページ等で募集をしているということにも早急に対応したいなというふうに考えています。

以上です。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。私のほうの面縄小学校にも退職された先生がずうっといらっしゃって、もう本当にありがたいことでした。娘もそちらのほうで小さいときからもう本当に算数を見ていただいたりとかして、かなり助けられた部分があったんですけども。

今、支援員というのが不足をしているというか、なかなか成り手のほうがいらっしゃらないという状況ではあるかと思うんですけども、やはり低学年というのは先生の中でも小学校1年生というのは一番ベテランといったら変ですけども、慣れた先生が受け持つという学年だと思うんですけども、それほどやっぱり大変な学年だと思うんですね。支援員のほうは少ないとは思って

すけれども、少ないのであっても1人、2人いるのであれば低学年のほうから進めていっていただくような形になっているかとは思いますが、またそういったところをお願いしたいというふうに思います。

それで、いろんなところで学校を訪問している中で、そういうふうな先生がいて支援員の人がいるという形するのは低学年と。じゃあ、高学年のほうはということなんですけれども、たしか馬根小学校だったかなというふうに思うんですけれども、そのときの先生が教え合いというようなお話をさせていただいて、分かる子がまだちょっと分かっていないなという子に教えてとか、あと複式の場合は6年生が5年生を教えるではないですけれども、そういったところであるとか、いろんな形で教え合いという子供たちの中でのそういった流れというものがあるかと思うんですよね。

教えるということは分かっていないと教え切れないところがありますので、そういったものとかも子供たちの中で芽生えていくと両方、教え合う、教えられる、教えるという形で学ぶことができるのかなというふうに思いますので、またそういったところを伊仙町として、そういった流れをこの学校だけということではなくて、そういったところも見ていただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。

これが学校からとか、この伊仙町からとか、そういうことではなくて、子供たちの中から自然に出てくるのが望ましいですよと、そのときの主事の先生もお話をさせていただいていたように思います。そういった流れというか、子供たちのその中で出てくるそういったものを大切にしながら、教え合うというようなものを育てていけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

それで私のほう、もう少しいろんなことをお伺いしたことがあったんですけれども、中学校のほうにもそういう支援員とか支援教室とか、そういったものが欲しいよねというようなお話があったものですからお伺いしましたら、今現在は中学校のほうにも支援教室というものが設けられているということなんですけれども、これは学年で1教室ということなのか、1年、2年、3年を合わせた形で1教室という形で設けられている教室なのか、その辺のことを教えていただけますでしょうか。

○教育長（伊田正則君）

お答えします。

中学校の支援教室の知的障害の教室とか、あとは情緒障害の教室とか、そういう分け方をしている、そこは学年を問わないです。3学年の中で知的障害のある子供たちを1つのクラスに集めるという形になっています。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。ということは、少し学力のほうが遅れているというような形の子供たちは、どのような状況になっているんですか。そのまま教室で一緒に習って。今、支援員さんはいらっしやいませんよね、中学校のほうには。

○教育長（伊田正則君）

井上議員の質問にお答えします。

今、教育長のほうが答弁したとおり、各学校にそれぞれ1名ずつ支援員を配置しているということです。学年ごとではなくて。そういうことです。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。学年ごとではなくてということは、教科でということですか。

○教育長（伊田正則君）

ちょっと話が支援学級のことと、それから支援の中身のこととでちょっと分かれていますけれども、支援の中身としましては、その学校のニーズに従って例えば数学は何年生がちょっと弱いから、必ず例えば1年生の数学に入ってほしいとか、そういう学校からの要望に対して支援員が1年生の数字は必ず入るとか、空き時間については2年生の数字に入るとか、そういう形を学校のニーズに従ってやっていると思います。

私が先ほど申し上げたのは、支援に対する学級を設置する場合は、支援学級の中で知的障害の学級とそれから情緒障害の学級とか、また肢体不自由の学級とか、そういう学級にそれぞれ分かれていて、そしてそれぞれの学級が1つずつ独立して存在するということです。（発言する者あり）

○1番（井上和代議員）

いいですか、そのまま。

○議長（前 徹志議員）

はい。

○1番（井上和代議員）

小学校の支援教室のほうは今おっしゃっていたような形があるかと思うんですけれども、学ぶのが少し遅れているというか、そういった形の子供たちの教室もありますよね。その状態が中学校にあるのかな、ないのかなということなんです。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時40分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程のとおり議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

○1番（井上和代議員）

小学校のほうの支援員、支援教室等があるかと思えますけれども、中学校になりますと難しくな

る部分のほうが大きいと思いますので、中学校でもそういったところを手厚く指導できるような形の体制のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の、町として幼児教育の方向性について教えていただきたいと思います。

それで、この幼児教育というのが幼稚園、保育園、年中さん、年長さん、あと幼稚園児という形になりますので、そういったところもありますが、そちらのほうは後からお願ひしたいと思いますが、まずは教育長もしくは町長のほうで、幼児教育というものに対してどうのお考えがあるか、どういふふうなことをしていきたいかというご希望でも構いませんので、お話を頂ければと思います。

○教育長（伊田正則君）

幼児教育の方向性の質問でしたけれど、3点についてちょっとお話をしたいと思います。

まず、現在の小学校までの教育、幼児教育から児童期の教育ですけれど、この教育はまずは連続性がないといけないと。幼児時期から児童期に向けて共通認識をお互いに持ちながら、子供を育てていく必要があるだろうと考えております。

そこで、小学校に入学する前に体験入学を実施したりとか、また1年生と一緒に授業をしたりとか学校の散策をしたりとか、中学校では中1ギャップというんですけれど。小1ギャップを克服、解消するための取組が必要かなあと思っています。

また、幼少連携が必要で、幼稚園で学んだ子、また保育園で学んだ子が小学校へ上がる時のいろんな生徒指導上の問題とか学力の問題とか、そういうところの連携がないと小1ギャップにつながったりとか、そういうのも考えられますので、ここのところの話合い、お互いの連絡、共通認識は必要かなと思っています。

預かり教育も伊仙町の場合にはありますけれど、その預かり教育の中でも子供たちが遊びたい運動とか、またいろんな活動をしていますけれど、ここで大切だなあと思うのは、1日、自分が活動したところを文章やノートにまとめて表現活動を大切にしているということです。新しい教育課程の中でも自分の考えていることをきちんと言葉で表現するとか、また自分の言葉で自分の思いを伝えるとか、こういうところが苦手となっている、特に島の子たちはそういう表現活動を苦手としています。そこで、この預かり教育の中では、そういう表現活動を大切にしていとも取り組んでいるということは、すごくよいことじゃないかなあと思っています。

それから、伊仙町らしい教育も取り組んでいると思います。伊仙町は人が温かい、徳之島全体が温かいと思いますので、この幼稚園の中でも人との交流を大切にしている、いろんなところで人との交流を設けているというところがすごく大切なことかなあと思います。だんだん成長していく中で、やっぱり人との交流を通して優しくされることが人を許し合える心豊かな部分につながっていくと思っていますので、この伊仙町の人と関わることを大事にしている幼児教育というのは、すごくこれからも地域を挙げて大切にしてほしいなあと思っています。

具体的に言いますと、勤労感謝の日に商店街へ手作り作品をプレゼントしながら地域を回ったり

とか、またハロウィンで教育委員会や役場職員が協力して園児が仮装して訪問活動をしたりとか、いろんな地域の中で子供たちが触れ合って、地域で子供を育てるという活動を伊仙町はすごく大事にしているし、ここをまた伸ばしていけたらと思っています。

また、キノコにじいろクラブが伊仙町にはありますけれど、このキノコにじいろクラブとか役場の子育て支援課とか、この辺りの連携を図ることによって子育てする保育能力の育成にもやっぱり努めていかないと、子供が育っていく中でいろんな困難に差しかかったときに解決策を見つけることが難しいかなと思っていますので、こういう他の機関との連携とかいうこともお父さん、お母さん方が1人で悩むのではなくて支援する方法をお互いに勉強していくということも大切なあとと思っています。

以上です。

○町長（大久保明君）

幼児教育ということだけじゃなくて、今考えることは、この幼保連携という言葉が出たり、それから子供が上の子が下の子を面倒見たりとか、また母親が寝たきりなので子供が食事を作るといふ、そういうふうな貧困もかなり島でもそういうことが発生しておりますので、教育だけでなく、こういう子供たちをどのようにしていくかということ、これから大きな社会問題になっていくと思います。

子ども食堂がまだまだ島内ではあまりない状況ですけれども、都会ではそういうことが頻繁に行われておりますので、なぜそのような社会に今なっているかを考えていかなければならなくなりました。

ちょっと忘れちゃったけれど、上の子が下の子を見るために学校に行けないとかいうことが都会では大分頻発しているそうですけれども、我々が今考えなければいけないことは、この一部の富裕層と、昔は中間層といわれた人たちがほぼ貧困層に近い状況になってきているという社会を迎えておりますので、それに対しまして今度この子供たちを今、島では集落で放課後ワーカークラブに連れてきたりとか、そういうことができるわけでありまして、昔からあった島の高齢者が小さい子供たちにいろいろ教えていくとか、そういう古きよき価値観が必要ではないかなあと思っていたりしております。

今、突然当てられてよく分かりませんが、島でこそその子育ては今でもやはりしやすいほうだろうと思います。都会では本当に若い子供たちが学校に行けなかったり大分しているわけですから、そういう島の教育の可能性を売り出していくとするならば子供たちも大人も、そして地域も、あの島へ行ったら子育てしやすいというような島づくりをこれからもどんどんやっていけるような教育が進んでいけば、この町に親子して帰ってきたいという方々が出てくるし、そのための働く場所をどうするか、それから教育をどうするか、それから体力づくりをどうするかなど考えて、伊仙町の教育を新しい体制で伊田教育長の下でつくり上げていくことは十分可能であると考えております。

「子宝日本一のまち」と標榜しながら、名前だけだとか、いろいろ揶揄されることもありましたけれども、本当の意味でのよいまちづくりは教育であり、そしてここに多くの方々が来て教育を受けたいというまちづくりを目指していくことは十分できると思うし、今そういう大きな流れが生まれつつありますので、今後とも井上議員が今、出ているような発言をして積極的に環境問題についても今日いろいろ質問していただきまして、学ぶことの重要性を、これはごみ、先ほどのプラスチックの話もそうですけれども、他の地域でできることが伊仙町は本当に遅れていたなあというふうな反省もしておりますので、どうか教育問題もしっかりとなっていけるように、それはやはり集落が一丸となって子供たちを見守っていくということが最も大事じゃないかと思います。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。幼児教育というと、どうしても伊仙町のほうで子宝という形があるんですけども、今、私が感じているのはお金をあげているだけじゃないのと、支援をしているだけじゃないのというようなことを言われることもあるんですよ。そうじゃなくて、子供たちにこの伊仙町という伊仙のこの1つのくくりの中で独特の子育てというか、町ぐるみで子育てをしていただきたいというような、支援だけではない、そういう方向性を、子供が1人で自立という言葉が似合うようなことを教え育て、育てていただきたいということなんです。

それで今、教育長さんのほうでおっしゃっていただいたように、幼児期から、それから児童期のほうに移る、そういったところの連動であるとか、保育園をそのまま卒園して1年生に上がるというような形の流れがあったりするんですけども、その中で小学校に上がってしまえば、もう先生たちにお願ひするしかないというような形になると思うんですよ。それで、そのときに欲しいのは、椅子に座って先生の話が分かる子供たちにしてほしいということ、いろんな言葉をいっぱい持たせて、いっぱい感情を持たせて、いっぱい希望を持たせて小学校の1年生の椅子に座らせてほしいということ。そこまでのやっぱり育てというのは、この伊仙町のほうで私たち町ぐるみで育てていくということが、私は必要ではないのかなというふうに思います。

こちらのほうには子育て支援課というようなお名前の課もあるんですけども、それから長寿子宝社というところもあります。この中で学童保育というようなものがあって、そちらのほうで幼稚園児とかをお預かりをして、いろんな保育をしていただいていると思います。本の読み聞かせであったりとか、大人との触れ合い、そして親御さんが安心してお預けをして、そして働いていけるような環境というような形で伊仙町のほうで働いていただいているとは思いますが、もう1つ、子供自身のそういう情緒に対して訴えかけるような働きのことがあるのかなというふうに思うんですよ。

私もそうですけれども、例えばお年寄り小さな子供が入ってきたら、うれしそうに楽しそうに、私も小さな子供を少しでも見るとやっぱりかわいいなと、このときにお年寄りもうれしい顔をしますし、子供もおじいちゃん、おばあちゃんに抵抗なく話して行って、そして触れ合うという機会があるわけですよ。でも、こういうことがなければ、小学校、中学校となったときに、お年寄

りにスムーズに触れ合うことができるのでしょうかということです。

やっぱり小さいときからそういったことに対して話ができるおばあちゃん、おじいちゃんの手をつないでいけるというような行為がなければ、中学校でいきなりおじいちゃん、おばあちゃんの手をつなぐ、それはいろんな感情があると思います。恥ずかしいであるとか、話す、こういうコミュニケーション能力みたいなものがなければ、そういったところに働いていけないと思うんですね。

そういったところを小さいときから、やはり小さいながらにいろんなところで経験をさせ、そういったところもスムーズにいけるようなつながり、これは伊仙町さんだからこそこできるような活動というか、育てということになるのではないかなというふうに思うんですね。

今はこういうコロナ禍ではありますけれども、こういったものがなくなったときにぜひ、保育園、幼稚園の児童たち、こちらのほうには仙寿の里さん等ありますけれども、そういったところに行って、そういう無邪気な顔を見せるというような活動をさせていただきたいなど。そういうような、伊仙町さんだからできる、子供とそれから年配の方、お年寄りとの交流とか、そういったものが自然な形でできるような育てというような取組のほうもさせていただきたいなというふうに思います。

というのは、伊仙町さんのほうはいろんな社会教育のほうと、小学校に上がって中学校、その辺ぐらいまではもう本当に伊仙町さんの取組というのは、私は誇るべきものが数々あると思うんですね。例えば今、私はあちこちで今まで言ってきましたけれど、英語検定、数学検定、漢字検定の補助というものがあります。これをどこかの研修会で言ったらば、そのことが果たしか天城町さんも取り入れているのではないかなというふうに思います。

そういった形で、この伊仙町さんから出たというものもかなりあるかと思うんです。その中で親子チャレンジも私は大好きで、親子チャレンジで子育てをさせていただきました。ちょっと外れますけれども、親子チャレンジ、今年はどういった内容があるか、お名前だけで結構ですので、教えていただいてもいいでしょうか。

○社会教育課長（中富譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度は合計8回、計画しております。この8回のうち現在2回は開催済みで、1回は新型コロナウイルスの影響で中止となっております。

中身は、6月18日に夜行貝のアクセサリ作り体験、こちらは6月18日に中止になったんですけれど科学の祭典、8月27日、親子でアウトドアチャレンジ、こちらは追い込み漁となっております。9月3日、かけっこ塾、申し訳ございません、こちらも台風の影響により中止となっております。10月15日、親子ものづくり体験、11月19日、親子で自然体験、12月10日、コーヒー染め体験、2月26日、ホエールウォッチングとなっております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。親子チャレンジ、今おっしゃっていただいたもの以外のものでも今までこの何年間、もう何年になるでしょうね。もうかなりの年数そういった形で毎年いろんな形でやっていただいていると思うんですけども、あと東大ネットワーク、インターネットを使った取組で東大生のほうと数学と英語もしていますか。

そういう形でこれはインターネットで使ってやっているんですけども、今のサテライトオフィスの前の段階のことだったと思います。そういった形でインターネットを使用して近くにいないくても、そういったことが使用できるというもの、それから移動図書館の「はこぶっく」もうこれも本当に初めは移動図書館が小さくてと思って私も、ちょっとうっと思ったんですけども、今、図書館のほうでそのお話を聞いたら、この大きさを今はよかったよと、小さな道でもいろんなところに取りあえず行けると。身軽に行って、そして利用できるという形でもう毎日のように本の入替えをして、今日は鹿浦小学校の昼休みの時間に行くとおっしゃっていましたかね。本当にいろいろなところへ行って、そして本を毎日のようにいろんな形で中身を変えてということをやっていると思います。ここまで、もう本当に手厚くされているというような形で伊仙町さんのほうはやられているんです。

ただ、幼児教育に対しては学童保育ぐらいかな。というふうに思っちゃったりするんですけども、強いて言えば、子ども劇場というのがあります。子ども劇場のほうは年に1回だったと思えますけれども、伊仙町さんに来て、そしてそれを10万円、20万円という形で補助のほうをしていただいて、そして小さな子供が親子連れでそれを見に行くというような形で、今、私が思っただけではこの部分だけかなというふうに思います。この子ども劇場のほう、本物を見る機会というものは、子供にどれだけの刺激を、どれだけの感情を与えているのかなというふうに思ったら、やはりこの部分はかなり大きいところがあるのではないのかなというふうに思います。ぜひ執行部のほうも小さいお子さんがいらっしゃる親御さんがかなりいらっしゃるかと思うんですけども、子ども劇場のほうに来られたときには子供と一緒に本物を見る機会を持っていただきたいなというふうに思います。

それで、この子ども劇場のほうは本当に年に1回なんですよね。集まる人たちがいなければ、そのままその人たちだけで見るとは思いますが、これをもう少し広げていただいたら、もう少し子供たちの情緒のほうにも働きかけができるのではないのかなというふうに思います。

町ぐるみで大人と触れ合う中で育てていける、育てていくということ、その育てるという意味がいろんな形であるかと思いますが、大人が手を差し伸べて、その温かさを伝えるような形の育てというものを幼児のほうに、小学校に上がるまでの幼児のほうに取組をしていただく、そして伊仙町さんらしい、伊仙町だから、伊仙町さんは、というような言い方ができるような形としていただければいいなというふうに思います。

今どういう形の子育て支援をしているか、子育て支援課のほうにもお聞きしたいかと思ったんで

すけれども、今、私がお話しした以上のものがあるようでしたらお話しいただきますけれども、よろしく願いいたします。

○子育て支援課長（久保修次君）

ご質問にお答えします。

放課後児童クラブのお話が出ましたので、その事業説明をしたいと思います。

放課後児童クラブの目的としまして、保護者が労働等により家庭にいない児童に対して、発達段階に応じた遊びや生活が可能となるように保護者が安心して児童を育てられる環境の整備に努め、児童の健全育成を図り安心して児童を預けられる、子育てと仕事の両立を支援することを目的とし、実施しております。

保育内容につきましては、日常は宿題の学習支援や図書館と連携しながら、本の読み聞かせ、硬筆教室、地域住民との連携で制作教室の実施、健康増進課との連携で食育の推進、調理実習や歯科指導・歯科講和も行っております。また、野菜の収穫体験や四季の行事なども実施しており、長期休業中はバルーン体験、避難訓練、園外保育を実施しております。

今後も、このような活動を通して児童の健全育成を図り、安心して児童を預けられる環境整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。親御さんのほうも、そういった形で見守っていただくことにありがたく思っていると思います。また、私のほうからもお礼を言わせていただきしたいと思います。

幼児のほうをやはり1人で置くという、小さな子たちをそのままという形であれば、お仕事のほうとか、そういった部分にも差し支える部分があるかと思えますけれども、町のほうでお預かりをしていただけるということで、その中での活動というものもしっかりとさせていただいているように感じました。

何回も同じようなことを言ってしまうかもしれませんが、伊仙町で小学校に上がるまでの子供たちを育ててほしい、どのような形で育てていくかということに対して、どういう刺激、どういう環境、どういうことができるのかというようなことを少し考えていただいて、またいろんなところでそういうお話を聞かせていただければうれしいかなというふうに思います。

鹿児島県のほうも、幼児教育に力を入れるというようなお話がありましたけれども、そういったところもしていただきたいと思います。

小学校に上がりましたらば、もう学校にお任せになります。そして、小学校5、6年生になって学力を上げてくれ上げてくれと教育委員のほうに言われても、もうその段階ではというようなお話もあるかと思えます。もう少しその前の段階の小学校に上がるまで、言葉をいっぱい持たせて、ランドセルの中にはその子の表現する言葉をいっぱい持たせて、そして言葉だけでなく気持ちも乗せて、小学校のランドセルを重たくして入学をさせてあげていただきたいなというふうに思います。

その一環を今「はこぶっく」という活動でしていただいている中央図書館の職員の方に、本当にありがたく、うれしく思うところです。

これで、私のほうの質問等を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

明日9月9日は、令和3年度各会計歳入歳出決算審査、特別委員会による現地調査になります。委員の皆様は、現地用の制服を着用の上ご参集ください。

なお、9時30分より全員協議会を行いますので、よろしくお願いたします。

また、この後、陳情審査を行いますので、経済建設常任委員の皆様は委員会室へご参集ください。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時10分

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和4年9月9日

令和3年伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和4年9月9日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 令和3年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（2名）

9番	上木千恵造 議員	12番	前徹志 議員
----	----------	-----	--------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 議会事務局書記 芳田勇也 君

～令和3年伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ただいまから、令和3年伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和4年5月7日の本会議において付託されました令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は本日9月9日から14日までの6日間、実質4日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書案のとおり議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

次は、9月12日月曜日、午前10時より本議事堂において令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査を行いますので、午前10時までに本議事堂にご参集ください。

なお、この後、現地調査となりますので、役場正面玄関前のバスにお乗りください。

以上です。

散 会 午前10時03分

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和4年9月12日

令和3年伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和4年9月12日（月曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第2 認定第2号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第3 認定第3号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第4 認定第4号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第5 認定第5号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第6 認定第6号 令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（2名）

9番	上木千恵造 議員	12番	前徹志 議員
----	----------	-----	--------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 議会事務局書記 芳田勇也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	久保等 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	稲田大輝 君
子育て支援課長	久保修次 君	地域福祉課長	大山拳 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	福島隆也 君
耕地課長	稲田良和 君	きゅらまち観光課長	上木博之 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	上木正人 君
社会教育課長	中富譲治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君	選挙管理委員会書記次長	春島弘明 君
総務課長補佐	寶永英樹 君		

～令和3年伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。
審議を始める前に、本日は、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算
についての補足説明のみを行います。

説明をする際は、歳入歳出それぞれ各款項目順に各課長により決算書並びに主要施策の成果説明
書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、
特に、徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

日程第1 認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。今、伊仙町の監査委員が上木職務代理者として、そして、重村職務執行者
という形で継続をしていますけれども、重村さんの任期が6月で切れている中で、こういう体制で
やっております。

ただ、このことを継続していくわけにはいきませんので、この間、いろんな人選について、いろ
いろ打診をしたり、いろんな方々の意見を聞きながら選定した中で、本議会終了時に新しい、重村
さんの代わりの職務執行者を皆さんに提案したいと思っておりますので、そのことを御理解いた
だきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時46分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に続きまして会議を開きます。

先ほど町長の説明に対して、質疑があれば許可いたします。

○14番（美島盛秀議員）

先ほどの町長の話の中に、監査委員が決められなかったという話が、説明がありました。そのこ
とについて質疑をいたします。

いろいろな資料等、あるいは地方自治法等を私も見てみました。全員協議会でも、この件は取り
上げて話し合いがされました。

そこで、任期が6月25日までとはっきりしていたわけなんですけども、この監査が始まった6月

の末辺りと思いますけれども、この監査をやったのはいつからいつでしょうかね。

○選挙管理委員会書記次長（春島弘明君）

お答えいたします。

令和3年度決算審査につきましては、監査委員のほうで、8月16日から8月19日まで審査実施しております。

○14番（美島盛秀議員）

監査の時期が8月の16から19、4日間ですね。この間に監査をしたということは、6月から1か月以上、約2か月以上、3か月近くあります。そういう中で監査委員が1人欠員しているというのにもかかわらず監査をさせた。しかし、その監査委員においては、監査をする、後任が決まるまでは監査する責任がある以上、監査をしても構わないと、その監査の結果については違法性はないという認識をいたしております。

しかし、この資料によりますと、監査の慎重な実施を期するとともに、監査の社会的信頼性を確保するという意味から、監査委員の定数の充足を待って行うことが適当であると、監査委員を置いてからやるのが適当だと、これは常識で考えてもそうじゃないかと思えます。

ということは、8月16日に始まって9月の今日まで1か月ちょっと、まあ足りないですけど、あります。その間には決められる時間は十分にあったと思う。

また、これは議会の承認が、認定が必要ですので、臨時議会等を開かないとできないわけでありまして、臨時議会を開く期間も十分あったと私は思っております。

また、さらには、7月15日には臨時議会も開きました。そのときには、既に任期が切れているということは分かっていたはずであります。

そこで、選挙管理委員会事務局にお尋ねします。このことを、任期が6月25日で切れていますがということ等を執行部のほうに連絡をしてありましたか。

○選挙管理委員会書記次長（春島弘明君）

お答えいたします。

4月の人事異動で、監査、選管のほうで監査、今まで議会のほうで監査委員会は兼務でしたけれども、選管のほうに4月から監査が兼務が移りましたので、その事務引継ぎの中で、監査委員は任期が切れるので執行部のほうに連絡をお願いしますという引継ぎがありましたので、5月の末辺りに、6月議会もありますので、その任期が切れますので、監査委員のほうをよろしく申し上げますとは伝えてあると思えます。

○14番（美島盛秀議員）

引継ぎの中で、任期が6月25日に切れるから、そのことも伝えてあると、5月の末頃に伝えてある。もう5月ですよ。その6月25日までは約1か月、それにもかかわらず6月議会にも提案がなかった。さらに、7月の15日の臨時議会にもなかった。その後もなかったと。であるその監査が始まるという前に、他の委員のほうから、直接町長に電話もあったはずですよ。個人的にもそういう連

絡もしたということも聞いております。そこまでみんなが心配をして、大事なことをやらないで、法的に違法性はないと言っているんですけども、そういう町長の認識が、私には全く理解ができないわけでありますので、なぜそういう提案できなかったのか、そういう識見といい人材が見つからなかったというのが理由みたいだと思いますけれども、このことに関しては、個人的に私は、しづらみがあったからじゃないかと思っておりますので、そういう点を含めて、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

この任期が、任期8年という形で6月に切れるということは承知しておりました。しかし、先ほど申し上げたように、1つは人選の問題で、これはかなりやっばり、その監査委員の、また役割が非常に今まで以上に複雑になって重要になってきたということも考えた場合、本当にそれらを、複雑になった監査をしっかりと、これは大変な量もあるし、そして、それをやり遂げるだけの経験と、そして能力がある人でなければ、これは務まることできないというふうに認識をしておりました。

そういった中で、先ほども申し上げたように、あらゆる町内の方々、人選については、多くの方にお願いをしたり、かなり優秀な方々にもお願いをしてみました。

ただ、そのことに関して、非常に、監査は非常に大変なことだというふうな認識が逆にあって、引受けてもらえない方が大分いましたので、そういった中で、今、4月の臨時議会の話もありましたし、その間、多くの方々に打診したことは、これは打診してまいりました。

その結果、いろんな監査委員の立場というのは、例えば行政とのいろんな連携している方々は適当な人がおると思ったんですけども、それは町から補助金をもらっている以上、できないとか、それから、かなり優秀な方にもお願いしたんですけども、その方は、今はいろいろ個人的にも大変忙しいとか、町の環境問題にも非常に、今、一生懸命やった中で、理解はできるんですけど今回はできないという話などがありました。

そういった中で、いろんな立場でいろいろ考えてみた場合に、あらゆる人に打診した結果、つい数日前に、この人は適当だという方が、本人もそのことを理解していただきまして、今、説得をしていますので、先ほど申し上げたように、このこと到大変苦慮した結果でありますので、そのことを、本来は臨時議会等で、もしくは6月議会で真摯に議会に説明をしていくということがなかったという件に関しましては、私ども今、反省をしておりますので、そういった紆余曲折あった中で、今議会中に新しい監査委員の方を提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

町長の今の言葉からして、私は、反省はしているけれども、こういうことに対しての町民に対するおわびと言いましょか、陳謝というのが全く感じられない。そういう危機感というのが全く感じられないと私には受け取られました。

議会というのは、議会、執行部、教育委員会は、これそれぞれの独立した機関ですよ。そのために議会には議長として、あるいは教育委員会の教育長として、あるいは町長、副町長、総務課長なりがおって、その中でいろいろと合議をする、そういう全く過去に信頼関係がないから、こういう結果を私は招いたと考えております。

やはり議会というのは、妥協の産物と言われるように、いろいろ妥協するときには妥協しなければいけない。それには信頼関係がなければいけない。このことを私は申し上げておきます。

そして、最終本会議に町長はこのことを提案をすると言いました。なぜ、最終提案することができたのに、この議会が始まる前に、今回は決算審査特別委員会もありまして、決算の9月定例議会だから、監査委員の1人が欠員で大変迷惑をかけていますと。その中で、法的に違法性はないから、皆さん、御審議をよろしく申し上げますと、提案するときに、私は、町長の本当の、町のトップであれば、それぐらい私は考えなければいけなかったと私は思うわけなんです。本当に残念でならない。これ、こういういろんなこの問題に対して、事件が発生したのは昭和26年度ですよ。私生まれる前にこういうのが出て、いろいろ法律を改正したり、いろんな法律の中に前例として出てきている。この議場の中に昭和26年生まれというのは1人しかいないと思いますけれども、ほとんど知らない。若い職員の皆さんだから。

だから、こういうこと等をしっかりと認識をする、それには、やはり町長の補佐役として副町長がないのも大きな問題なんです。それも上げ切れない、もう2年も空白、そういう信頼関係を取り戻す、そして、町長のこのことに対しての、私は町民に対する陳謝の言葉はないか、また陳謝するつもりがあるのかお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

私は、先ほど6月議会、また臨時会で提案しなかったことはおわび申し上げますと話しましたので、町民の方々も今日これを聞いているわけでありますので、伊仙町議会、このように大変厳しい状況になってまいりましたのは、ひとえに私の指導力が足りなかったことが最大の原因であります。

ですから、このことを糧として、さらに、この伊仙町は、昨日も各中学校や、中学校行ったら、伊仙中学校も、それから徳之島高校も、犬田布中学校の校長先生、3人全てが、伊仙町はずばらしいと、このように毎年のように子供たちが増えてきている学校は県下で全くないというふうなお褒めの言葉も頂きました。私は、そのことには、人口増加に関しては全身全霊でやってまいりましたし、これからも、それをどの町にも負けない、そして日本一の町にしていくという決意をしております。

ですから、町民の方々が喜んでいるわけでありますので、総合的に見たら、まだまだ、もちろん私にも欠陥もあります。副町長不在ということも大変気にしておりますし、県の方からも副町長が必要ではないかという県職員の派遣の話もあります。私は、個人的な私の人格の問題かもしれませんが、なかなか副町長と連携するということができない、そういう過去の思いもあります

し、また、これは本当に信頼できる方を探していかなければならないとは考えておりますので、そのことは今後、前向きに考えてまいりたいと思います。

伊仙町議会も、この今回の監査委員の件にしても、本当に皆さん方が厳しく町政を監視していることには改めて感謝申し上げますし、そのことが伊仙町の発展につながっていくということは、私も十分理解をしておりますので、今回、先ほど申し上げたように、6月議会で提案しなかったということを、そしてその間、本当に数多くの方々に打診した結果、なかなか伊仙町議会の中で監査をするということに対して説得ができなかったのも、私の至らない点が出たと思いますので、今後はそういうこともしっかり反省して、皆さんと共に、さらにさらにすばらしい伊仙町をつくってまいりたいと思いますので、町民の方々、総力を挙げて、この町をどこからも信頼できるまちづくり、今まで以上にやってまいりたいと覚悟しておりますので、どうか今後とも町民オール伊仙町でやってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

今回のこの点に監査委員が提案できなかったということに関しましては、それは私の不徳の致すところでありますのでお許し願いたいと思うし、今後このようなことを絶対ないように頑張ってみますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○14番（美島盛秀議員）

20年か21年になりますけれども、町長をして指導力はなかったということを自分で認めているわけです。私は、全部が全部悪いことだけとは言いません。こういう、やるべきことはきちんとやってくださいと。また、信頼関係も薄かったと、信頼関係を取り戻すと言っています。まあそういうことを一つ一つ申し上げても時間がありませんので申し上げません。ただ、町長のエゴだけで、私はこういう行政を動かしたらいけないということを申し上げて、私の質疑を終わります。

○町長（大久保明君）

私は、決して自分のエゴのために町長としてやっていくわけではありませぬので、今の私がエゴでやっているということは取り消していただきたいと思ひます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務課より、順次、補足説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

それでは、認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

説明に入る前に、成果説明書の17ページをお開きください。下段の一時借入金状況の表であります。借入年月日が令和4年3月8日、返済年月日が令和3年というふうになってはいますが、すみ

ません、1か月間の借入れをしまして、これ令和4年4月の7日ですので申し訳ないんですが、訂正を令和4年にしていただきたいと思います。

それに引き続きまして、借入額の上の段に括弧して1,000円という単位が書いてありますが、これを1,000円を消して単位を円というふうにしていただきたいと思います。この借入額と支払利息については、そのまま合っていますが、この年月日と単位が間違っておりますので訂正をお願いします。

それと、この利率の0.09というところも0.15に修正をお願いします。この利率については、この支払利息は0.15で計算してありますので、この金額については、そのままでございます。

その下、予備費の充当状況であります。起票年月日が令和3年3月31日となっております、これを令和4年のほうに修正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、決算書60ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、1、歳入総額74億6,350万6,000円、歳出総額72億871万6,000円、3、歳入歳出差引額2億5,479万円であります。この中から翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費繰越額1億4,061万2,000円、繰越明許費繰越額5,516万5,000円合計額1億9,577万7,000円となり、実質収支額5,901万3,000円。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を3,000万円といたしました。

続きまして、総務課所管事務について説明いたします。決算書5ページ下段から7ページにかけて、成果説明書については10ページをお開きください。また、総務課関連の歳入としましては、成果説明書22ページから28ページに詳細を記してございますので、そちらもご参照いただきたいと思います。

2款地方譲与税であります。1項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税1,897万3,000円、2項自動車重量譲与税、これは町道等の延長、面積より案分して交付される自動車重量税5,425万1,000円、4項森林環境譲与税の60万7,000円を含め、前年度比1.5%増の7,383万1,000円となっております。

3款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分されて交付されます。令和3年度の交付額は、前年度比13.3%減の19万6,000円となっております。

4款配当割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和3年度の交付額は、前年度比23.8%増の81万8,000円となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡における所得等の金額に対して課税される県民税を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。令和3年度の交付額は、前年度比70.1%増の113万6,000円となっております。

6款法人事業税交付金、これは県に納付された法人税を基に、当該市町村の経済センサス基礎調

査の従業者数で案分して交付される交付金であります。令和3年度においては282万8,000円となっております。

7款地方消費税交付金、これは国勢調査時の人口及び経済センサス基礎調査の従業者数により案分して交付されます。令和3年度の交付額は、前年度比9%増の1億3,666万円となっております。

8款環境性能割交付金、これは県に納付された自動車税環境性能割額を町道の延長及び面積により案分して交付されます。令和3年度の交付額は、前年度比35.5%増の421万2,000円となっております。

決算書7ページに移ります。

9款地方特例交付金、この特例交付金は、交付率が低く、財源を圧迫すると見込まれる交付金を補うものであり、令和3年度は、個人住民税減収補填交付金、自動車税減収補填交付金、軽自動車税減収補填交付金を対象にされた特例交付金に加え、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填として、固定資産税減収補填特別交付金であります。令和3年度の交付額は、前年度比40.4%増の355万6,000円となっております。

10款地方交付税、これは、普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであります。令和3年度の交付税額は、前年度比7.8%増の35億6,967万9,000円となっております。

11款交通安全対策特別交付金、これは道路交通法の規定により、罰則金に係る収入を財源として道路交通安全施設の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として交付されるものであります。令和3年度の交付税額は、前年度比0.4%増の118万5,000円となっております。

決算書8ページに移ります。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料に駐車場使用料の77万7,000円が含まれております。2項手数料1目総務手数料に臨時運行許可手数料71件分の5万3,250円が含まれております。

15款県支出金2項県補助金7目消防費県補助金7,820万4,000円については、奄美群島防災関連施設整備事業の予算であり、繰越分の歳入であります。3項県委託金1目総務費県委託金5節権限移譲委託金47万8,000円のうち、公有地に関連した事務の権限移譲委託金4万円が含まれております。

決算書12ページの8目消防費県委託金1節権限移譲委託金1万7,000円については、火薬類取締法に関する事務の委託料であります。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入956万7,473円のうち、駐在所敷地貸付、N T T無線局敷地貸付、道路占用料、町有財産使用料の309万9,473円が含まれております。2項財産売払収入2目物品売払収入8万8,000円については、公用車の売払代金であります。これについては、水道課所有の2 t ダンプを売り払いしてございます。

17款寄附金1節一般寄附金の5万円については、個人の方から世界自然遺産登録に係るお祝いとしての寄附金でございます。2節指定寄附金1億1,035万1,000円に、個人の方から前里屋敷の維持等に関する指定寄附金として100万円が含まれております。

決算書13ページに移ります。

18款繰入金 2 項 1 目基金繰入金 2 節きばらでえ伊仙応援基金繰入金7,314万2,260円に、ふるさと納税活用事業分として2,079万6,869円を繰入れしてございます。

19款繰越金 1 項 1 目繰越金5,962万570円については、令和 2 年度からの繰越金であります。

20款諸収入 3 項 1 目 1 節総務管理費雑入1,729万6,285円に、主なものとして公益財団法人県市町村振興協会からの宝くじ交付金311万5,666円が含まれております。

決算書14ページに移ります。

9 目消防費雑入 1 万7,908円については、消防団員等福祉共済事務取扱交付金や消防団員福祉共済制度返戻金があります。

21款町債、令和 3 年度において、9 億1,765万4,000円の借入れを行っております。成果説明書15ページから18ページにかけて、地方債の借入実績、現在高、借入先別利率別現在高、年度別償還状況等を示してございますので、ご参照ください。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。

成果説明書12ページをお開きください。

まずは、各課共通する人件費について説明いたします。

1、人件費の内訳、(1) 議員委員等報酬手当につきましては、議員、農業委員、教育委員、監査委員、会計年度任用職員の報酬であり 2 億1,456万1,000円、(2) 特別職の給与につきましては、町長、教育長の給与であり1,456万1,000円、(3) 職員給与 5 億9,146万1,000円、(4) 職員共済組合負担金 1 億3,153万4,000円、(5) 退職手当組合負担金 1 億3,943万9,000円、(6) 災害補償費81万5,000円、(7) その他2,573万3,000円。令和 2 年度より減額となった要因としましては、副町長不在によるものでございます。

成果説明書14ページには、1 の議会費から10の教育費までで費目ごとの人件費を示してございます。総額としまして11億1,810万4,000円、前年度比1.5%の減となっております。

続きまして、総務課関係事業費の歳出について説明いたします。

決算書16ページから18ページにかけて、成果説明書につきましては22ページから30ページにかけてでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費については、庁舎全体に係る維持管理経費であります。8 節旅費につきましては、普通旅費、特別職旅費、研修旅費等であります。不用額につきましては、コロナ禍で出張の中止等があったためでございます。10 節需要費につきましては、コピー用紙等の消耗品、庁舎の光熱水費、条例追録費等で1,244万5,786円、不用額につきましては、条令追録件数が令和 2 年度より減少したことに伴う経費減が要因であります。11 節役務費については、切手・レターパック等の通信運搬費、電話料、各種手数料等で241万4,378円、12 節委託料については、宿日直警備、高圧電気管理、健康診断、公会計制度導入指導助言等の委託で2,239万7,848円、13 節

使用料及び賃借料については、コピー機、印刷機、高速カラープリンター等の使用料で189万8,623円、18節負担金補助及び交付金については、県町村会、郡町村会、防犯連絡協議会等への負担金、がんばる集落支援事業補助金等で641万3,560円、24節積立金については、減債基金へ3,201万8,000円の積立てを行いました。25節寄附金については、大島高校選抜高校野球大会出場寄附金として20万円の寄附を行いました。

2目財産管理費10節需要費については、燃料費、公用車車検、庁舎の修繕等で76万3,240円、11節役務費については、市町村建物共済分担金、市町村自動車損害共済分担金、全国町村会損害賠償保険料等で662万7,179円、12節委託料については、浄化槽管理委託料で36万1,768円、公共施設等総合管理計画見直しに伴う委託料368万5,000円を令和4年度に繰越明許として繰越しをいたしました。13節使用料及び賃借料については、駐車場用地借上、国有林野借上、重機借上料等で174万7,630円、14節工事請負費については駐車場整備工事費で87万3,400円、15節原材料費については駐車場整備用盛土材等で48万6,030円、17節備品購入費については防犯カメラ資材購入で131万5,160円であります。26節公課費については、公用車車検時の重量税であります。

3目交通安全対策費8節旅費については、交通安全指導員の研修旅費等で10万3,180円、10節需用費については、新生生の黄色い帽子等消耗品費で8万4,134円、13節使用料及び賃借料については、ガードレール、転落防止柵、カーブミラー設置にかかる重機借上げ料で63万500円、15節原材料費については、交通安全施設用のガードレール等の材料費で198万275円。

4目電算システム費11節役務費については、総合行政ネットワークシステム使用料、クラウド回線使用料等で182万6,470円、12節委託料については、電算システム保守、電算システム改修、プリンター保守、パソコン設定、ホームページサーバーシステム、コンビニエンスストア収納代行等の委託料で1,004万7,774円、13節使用料及び賃借料については、住基ネットシステム機器、総合行政ネットワーク機器、コンピューターウイルス対策ソフト、総合行政システム機器リース、仮想デスクトップ環境構築機器リース等で1,578万1,227円、17節備品購入費については、49台のパソコン購入で457万3,910円、18節負担金補助及び交付金については、市町村総合行政システム負担金、中間サーバープラットフォーム利用負担金、自治体クラウド負担金等で1,650万1,400円であります。

5目男女参画事業費12節委託料については、男女共同参画基本計画策定委託料267万3,000円であります。

決算書20ページ、成果説明書27ページをお開きください。

15目庁舎建設事業費11節役務費については、庁舎建設に伴う土地登記手数料40万3,000円、12節委託料については、庁舎建設事業実施設計委託、地質調査委託、現庁舎解体設計委託、電算システム移設、情報ネットワーク構築等設計支援委託で6,207万6,000円、14節工事請負については、庁舎建設工事第1期の前払い金であります。

決算書31ページ、成果説明書は28ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費4目予防費12節委託料1,443万3,797円に、300万円の徳之島空港検

温作業委託料が含まれております。

17節備品購入費については、医療従事者使用施設として喜念バンガローの空調等の備品27万6,000円であります。

決算書48ページから49ページ、成果説明書29から30ページをご参照ください。

9款消防費 1項消防費 1 日常備消防費については、徳之島消防組合の事務執行経費を負担割合に応じて、1億2,383万5,000円の負担金を支出してございます。

2目非常勤消防費については、災害時等から町民の生命と財産を守るという消防の使命の下、消防防災全般にわたる政策を実行するための経費といたしまして、人件費269万4,400円。8節旅費70万4,120円の執行残につきましては、出勤回数減や訓練活動等の自粛等によるものでございます。10節需要費については、65万4,090円の支出。執行残につきましては、出勤回数減や訓練活動のコロナによる自粛等によるものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、市町村消防補償等組合負担金、離島緊急医療対策組合負担金等で271万9,291円であります。

3目防災まちづくり事業費12節委託料については、避難所施設改修事業の設計委託料繰越分358万6,000円、防災無線管理委託202万4,000円の合計額561万円であります。次年度への明許繰越額1,600万円につきましては、避難所施設改修に伴う設計委託料であります。

14節工事請負費につきましては、下検福、東伊仙西の避難所施設改修事業の繰越分2,959万8,000円、耐震性貯水槽整備事業の繰越分9,715万8,160円の合計額1億2,675万6,160円であります。次年度への明許繰越額1億4,500万円につきましては、避難所施設改修事業に係る工事請負費であります。

決算書53ページをお開きください。

10款教育費 4項高等学校費 1 目高等学校総務費18節負担金補助及び公金912万8,520円のうち300万円の樟南第二高等学校校舎改築事業補助金が含まれております。当校の校舎改築要した事業費の返済補助として、伊仙町においては令和元年度より予算化してございます。

決算書59ページをお開きください。

12款交際費については、元金7億7,045万4,393円、利子4,289万6,594円、総額8億1,335万987円の元利償還を行いました。

成果説明書16ページをお開き、下段から3段目をご参照ください。

地方債現在高の状況について、令和2年度末現在高として73億8,093万6,000円、令和3年度発行額9億1,765万4,000円、令和3年度元利償還額8億1,322万3,000円、令和3年の末現在高として2%、1億4,720万円増の、75億2,813万6,000円となっております。

成果説明書17ページをお開きください。

年度末工事代金の支払い等で、一時借入れを行いました。その状況を記載してございます。

令和4年3月8日、10億円の借入れをいたしまして、返済年月日令和4年4月7日1か月間の借入れを行っております。支払利息としましては、12万7,397円でございます。

その下、予備費充当状況の表をご参照ください。

令和4年3月31日、徳之島ほーらい交流ひろば「ほーらい館」運営繰入金としまして52万4,323円、感染症対策に伴うほーらい館使用料の減少を一般会計繰入金をもって補填するためでございます。

以上、決算についての総務課関係の説明をいたしました。

よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時より全員協議会、その後、会議を再開いたしますので、委員の皆様は午後1時までに委員会室へご参集ください。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時10分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、未来創生課より補足説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

未来創生課より、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書8ページをお開きください。

成果説明書におきましては、31ページから36ページが未来創生課所管の業務の成果説明書となっておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料について、収入済額1,181万4,779円のうち、未来創生課が所管する主な使用料として1,103万7,779円がIRU及び芯線使用料の収入であります。

13款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料について、糸木名集落にあります企業用誘致促進施設の使用料として360万円の収入であります。

決算書9ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金について、収入済額2億4,324万4,337円のうち当課が所管する主なものとして地方創生推進交付金が2,498万2,630円、高度無線環境整備推進事業が756万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億5,289万4,000円、地方創生テレワーク交付金が800万8,789円、収入がそれぞれございました。

決算書10ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金について、1節総務管理費補助金として、令和3年度地方公共交通特別対策事業補助金が322万9,000円、鹿児島県移住就業起業支援事業費が45万円、収入がそれぞれございました。

決算書11ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金について、収入済額2,156万9,078円のうち、当課

が所管する主なものとして、令和3年度奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業費が14万9,078円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業が8万円、収入がございました。

15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金4節統計調査費委託金として、主に令和3年度経済センサス活動調査費53万4,000円の収入がございました。

決算書12ページ、成果説明書31ページをお開きください。

17款寄附金1項寄附金1目寄附金2節指定寄附金について、ふるさと納税に該当するきばらでえ伊仙応援寄附金が、1億925万1,000円、対前年度比マイナス346万4,616円、令和3年度の申込件数として5,846件、対前年度比プラス1,043件増加であります。企業版ふるさと納税が10万円、この10万円につきましては地方創生推進事業の子育て事業に充当しております。前里屋敷の地権者より備品購入を行うための指定寄附として100万円収入がございました。

決算書13ページをお開きください。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金2節きばらでえ伊仙応援寄附金繰入金について7,314万2,260円のうち、当課の所管するものとして、ふるさと納税に関する事務費及び返礼品に対する費用として5,234万5,391円を繰入れしております。

20款諸収入1項延滞金加算及び過料1目延滞金及び過料につきましては1節延滞金の収入済額72万4,774円のうち、主なものとして令和2年度IRU芯線使用料支払い遅延に伴う損害金として26万9,700円の収入がございました。

20款諸収入3項雑入1目総務費雑入1節総務管理費雑入について、収入済額1,729万6,285円のうち、主なものとして過年度IRU芯線使用料は1,100万7,649円の収入がございました。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。決算書18ページから19ページ、成果説明書は32ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費7目文書広報費10節需用費におきましては、毎月3,600部発行している広報いせんの印刷製本費が主なものとして挙げられます。

2款総務費1項総務管理費8目企画費についてご説明いたします。

10設需用費の主なものとしてサーバー室の光熱費及び光ファイバーの引込み工事、台風災害張替工事等による修繕費などがございます。

同款12節委託料の主なものとして、光伝送路施設保守委託料1,260万1,044円、令和3年度伊仙町公衆無線LAN保守委託料69万8,500円、ジーボンシステムOLT保守委託料165万円、令和3年度伊仙町生活応援商品券事業における商工会への商品券発行業務委託料299万6,000円が挙げられます。

同款13節使用料及び賃借料については、電柱使用料648万2,431円が挙げられます。

15節原材料費につきましては、D-ONU装置光ファイバーの受信をするための装置の補修に資する費用が挙げられます。

17節備品購入費につきましては、広報用カメラ及びレンズの購入費として挙げられます。

18節負担金補助及び交付金も主なものとして、各種協議会への負担金及び令和3年度コミュニテ

イ事業補助金として令和3年度におきましては糸木名集落に250万、移住就業企業支援事業補助金として首都圏からの単身移住者に対して60万円の支給、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金として13万5,785円、令和3年度伊仙町生活応援商品券事業補助金9,585万6,848円が挙げられます。決算書19ページ、成果説明書33ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費9目企業誘致対策事業について、説明いたします。

12節委託料の主なものとして、高圧電気管理委託料29万400円、浄化槽管理委託料18万3,348円、消防設備点検委託料8万3,600円が挙げられます。

10目きばらで伊仙町生活応援寄附金事業について、7節報償費につきましては返礼品代の分として3,081万1,276円が挙げられます。

11節役務費返礼品の送料など通信運搬費として717万8,991円、ふるさと納税広告料34万2,000円、ふるさと納税収納代行手数料696万3,149円が挙げられます。

12節委託料ふるさと納税管理システム保守委託料179万5,179円、ふるさと納税告知ツール保守更新委託料29万1,610円、ふるさと納税支援サービス業務委託料244万5,696円が挙げられます。

24節積立金につきましては、令和3年度においては総額1億925万1,000円を積み立てております。

決算書20ページ、成果説明書34ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費11目地方創生推進事業についてご説明いたします。

1節報償費から4節共済までは会計年度任用職員の人件費であります。

8節旅費の主なものとして、昨年11月25日に東京新橋駅前のニュー新橋ビルにて首都圏の企業を対象に参加人数20社、計40名を対象にサテライトオフィスセミナーを開催し、伊仙町への進出を前向きにご検討いただくにあたって、未来創生課職員においてサテライトオフィスの概要や受け入れに向けたプレゼンを行うために派遣した費用であります。

2款総務費1項総務管理費12目地域おこし協力隊推進事業について。

地域おこし協力隊につきましては、令和3年度時点で2名の人件費、活動に関する事務経費、先進地事例視察研修費の費用として挙げられます。具体的には令和3年度における当課所属の地域おこし協力隊2名については、1名は2020年4月から2022年3月の2年間活動され、主にふるさと納税に関する業務、空き家及び移住定住に関する業務に従事し、空き家バンク登録に向けた空き家物件の確保及び斡旋について、SNSを活用し、大きく貢献していただきました。

もう1名につきましては、2021年4月から現在に至るまで、主に町内の農産物を活用した特産品の研究・開発を行っており、シナモンを使った加工品や紅茶類を開発し、ふるさと納税の返礼品の一部として取扱い、本町発展に大きく寄与していただいているところであります。

14目長寿と子宝の町でサテライトオフィスについて、ご説明いたします。

8節旅費の主なものとして、お試しサテライトの参加に伴う2社分の費用弁償33万5,774円、サテライトオフィスセミナーへの参加及び誘致候補企業との交渉に資する職員の普通旅費48万5,760円

が挙げられます。

10節需用費につきましては、サテライトオフィスのパンフレット作製に伴う費用29万5,240円、サテライトオフィスの床張替えに関する修繕費42万8,000円が挙げられます。

12節委託料につきましては、サテライトオフィスセミナー開催等、企業誘致に資する各種支援事業業務委託料に対して286万円、令和2年度繰越し事業としてサテライトオフィス整備における管理委託料として69万3,000円、テレワーク環境サテライトオフィス備品整備業務委託料として506万円が挙げられます。

14節工事請負費につきましては、旧農業高校4階に整備されたテレワーク環境、サテライトオフィスの改修工事費として2,022万9,000円となります。

決算書は21ページになります。

18節負担金補助及び交付金につきましては、町内への進出企業1社に対して25万円を支給、バリアテレワークセンター開設支援として1,157万2,764円が挙げられます。

決算書の21ページ、16目集落活性化推進事業についてご説明いたします。

同項目につきましては、平成25年に寄附された阿権集落にあります前里屋敷の整備に関する決算であります。

14節工事請負費3,927万2,000円につきましては、前里屋敷本体改修工事及び外構工事の費用であります。

17節備品購入費128万5,900円につきましては、屋敷内のエアコン、冷蔵庫ほか電化製品等の購入及びダイニングテーブル、アクリルパーテーションの購入費であります。

決算書24ページ、成果説明書35ページをお開きください。

2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費につきましては、9目経済センサス活動費までは主要統計調査に関する事務経費として挙げられます。

決算書40ページ、成果説明書36ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費19目ふるさとレストランプロジェクト事業費について。同項目につきましては1次、2次産業従事者、その他所に関わる町民のものづくりに対する意識改革や知識・技術の習得、また関連する情報の提供を支援し、特産品のブランド価値の向上、販路の拡大、税収の確保の3つを目的としております。

12節委託料186万1,244円は、同プロジェクトの目的を達成するための業務委託料であります。

決算書43ページ、成果説明書36ページをお開きください。

7款商工費1項商工費3目消費者行政強化費について、7節報償費3万8,500円は、弁護士無料相談会開催に伴う弁護士への報償費であります。

以上が、未来創生課の歳入歳出決算についての説明であります。ご審議賜りますようお願いいたします。

〇くらし支援課長（稲田大輝君）

続きまして、くらし支援課の令和3年度一般会計歳入歳出決算書の補足説明を行います。

決算書の5ページになります。成果説明書は37ページから43ページになります。ご参照ください。

5ページの各税の歳入の補足説明をいたします。

款1項1から4の各町税の歳入についての補足説明を行います。

項1目1個人町民税の現年度分調定額1億3,344万140円に対して収入額1億3,066万305円、滞納繰越分調定額1,165万6,540円に対し、収入額135万549円です。

次に、目2法人町民税について説明します。法人町民税現年度分調定額1,063万8,000円に対し、収入額1,050万6,200円、滞納繰越分調定額66万7,500円に対し、収入額10万円です。

続きまして、固定資産税現年度分調定額1億1,151万8,500円に対し、収入額1億697万6,800円、滞納繰越分調定額2,316万9,456円に対し、収入額374万5,100円です。国有資産税等所在地市町村交付金現年度分調定額109万300円に対して収入額109万300円です。

続きまして、軽自動車税環境性能割現年度分調定額128万6,500円に対し、収入額128万6,500円です。

軽自動車税種別割現年度調定額3,214万6,000円に対し、収入額3,042万7,700円です。滞納繰越分調定額655万2,526円に対し、収入額192万2,226円です。

続きまして、たばこ税現年度課税分5,187万9,529円に対し、収入額5,187万9,529円になります。町税の合計額として調定額3億8,404万4,991円に対し、収入合計額3億3,990万209円です。前税現年度分滞納分合わせての徴収率が88.5%、前年度87.65%と比較して若干徴収率は向上しております。

徴収率のほうは向上しているんですけども、滞納未済額がまだ4,000万近く残っているもので、今年度もまた滞納整理等、力を入れて未済額が減収していくよう努力していきたいと思っております。

続きまして、歳出について説明したいと思います。決算書の22ページをお願いします。

2款3項1目18節負担金補助及び交付金、すみません、戸籍住民基本台帳経費の中の負担金及び補助金になります、の中の繰越明許の部分29万7,000円です。これは、昨年度予算措置のほうしたんですけど、今年度のほうでマイナンバーカードを使っての転入転出をワンストップ化できるというシステム構築になります。翌年、5年の3月31日までは整備できるように今、計画しているところです。

続きまして、28ページ、3款民生費1項の社会福祉費13目住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業です。これ、令和3年12月10日に本町において住民税の非課税世帯に対する一律10万円の給付金に対する事業のものです。この事業に対しまして、3年度内で1,549件の申請があり1億5,400万円の給付をしたところであります。このうち7,720万円は3年度から4年度に繰越し、今年度9月末までで給付できるように、今またさらにまだ申請をしてない方とか、連絡を取れない方に通知を送り直して申請を受けているところです。令和4年分としては227件の申請を受けております。

以上、くらし支援課からの説明を終わります。

○子育て支援課長（久保修次君）

令和3年度一般会計決算書の子育て支援課関連の補足説明をいたします。

まずは歳入から主なものを説明いたします。

決算書7ページ、成果説明書は58ページから62ページになります。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、収入済額1,123万9,540円は、保育所に入所している児童の保護者負担金です。収入未済額25万6,380円につきましては、本年度8月で14万5,500円が納入されており、残りの3世帯分11万880円につきましては、通知書・納付書を随時発送し、督促に努めております。

同款同項2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金、収入済額277万7,339円のうち3万9,397円は、養育医療費自己負担金になります。

決算書9ページをお開きください。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金、収入済額2億7,437万8,924円の内訳は、子どものための教育・保育給付費市立保育所分1億2,654万6,652円、子どものための教育・保育給付費認定こども園分6,593万7,273円、児童手当国庫負担金8,189万4,999円になります。

同款同項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、収入済額3,586万8,879円のうち25万6,500円は養育医療費の国庫負担金になります。

同款2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金、収入済額1億5,027万900円の内訳としまして、子育て世帯への臨時特別給付金1億2,300万円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金40万円、子ども・子育て支援交付金1,043万4,000円、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金17万3,000円、特別児童扶養手当事務交付金1万8,480円、子ども・子育て支援事業システム改修補助金88万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金1,315万円、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金31万2,000円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別交付金が190万3,420円になります。

同款同項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、収入済額2,933万円のうち14万8,000円は母子保健衛生費国庫補助金になります。

決算書10ページをお開きください。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節児童福祉費負担金、収入済額9,824万3,181円の内訳は、子どものための教育・保育給付費市立保育所分5,179万1,261円、子どものための教育・保育給付費認定こども園分2,759万6,921円、児童手当負担金1,885万4,999円になります。

同款同項2目衛生費県負担金1節保健衛生費負担金、収入済額14万1,875円のうち10万6,875円は養育医療費の県負担金です。

同款2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、収入済額245万8,000円のうち141

万4,000円はひとり親家庭医療費助成事業補助金になります。

同款同項同目 3 節児童福祉費補助金、収入済額1,102万7,000円の内訳としまして、子ども・子育て支援交付金8,660万円、多子世帯保育料軽減事業費負担金32万5,000円、こども医療費助成事業補助金199万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金 5 万円となっております。

同款同項 3 目衛生費県補助金 1 節保健衛生補助金、収入済額1,464万3,900円のうち 7 万2,900 円は離島地域不妊治療支援事業補助金になります。

決算書14ページになります。

20款諸収入 3 項雑入 6 目民生費雑入 1 節児童福祉費雑入、収入済額129万5,796円の内訳は、児童手当負担金過年度生産国庫追加交付金14万円、子どものための教育・保育給付負担金令和 2 年度精算分が84万5,060円、子どものための教育・保育給付負担金過年度精算分追加交付分が31万736円となっております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。決算書29ページ、成果説明書は58ページから62ページになります。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費12節委託料、支出済額728万3,983円の内訳としまして、西伊仙児童クラブ管理運営委託料578万6,110円、子育て支援病児保育委託料149万7,873円、不用額35万2,017円の内訳は、西伊仙児童クラブ管理運営委託料29万9,890円、子育て支援病児保育委託料 5 万2,127円の執行残であります。

19節扶助費、支出済額 2 億5,835万5,000円の内訳としまして、被用者児童手当給付費8,763万円、非被用者児童手当給付費3,181万5,000円、児童手当特例給付費16万円、子育て世帯生活支援特別給付金1,280万円、子育て世帯への臨時特別給付金 1 億2,595万円となっております。

成果説明書59ページになります。

同款同項 2 目市立保育所費18節負担金補助及び交付金、支出済額 3 億7,083万7,730円の主なものとして、市立保育所運営経費 3 億6,893万4,310円、保育士処遇改善臨時特例事業補助金176万420円、放課後児童支援員処遇改善特例事業費14万3,000円となっております。

不用額182万2,270円については、年度末に確定する法定価格等を反映させた各園からの給付請求の一部に返納戻し入れがあるため発生するものであります。

同款同項 3 目子育て支援事業費 1 節報酬費、支出済額174万8,892円は、子育て世代環境教育推進事業地域おこし協力隊の報酬費です。

12節委託料、支出済額2,148万4,831円は、親子ネットワークがじゅまるの家に委託している子育て支援推進事業366万4,880円と、長寿子宝社へ委託している放課後わくわくクラブ推進事業費1,781万9,951円になります。本事業は、子育て中の親子を対象に各種イベントを開催し、不安・孤立感を解消するものであります。

19節扶助費、支出済額445万円は出産祝い金になります。

成果説明書60ページ、3 款民生費 2 項児童福祉費 4 目乳幼児家庭全戸訪問事業費、支出済額17万

1,098円は助産師さんへの報酬費等乳幼児全戸訪問に関わる経費であります。

決算書30ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費5目こども医療費19節扶助費、支出済額1,321万5,145円の内訳としまして、ひとり親家庭医療費助成事業282万9,390円、こども医療費助成事業435万3,975円、こども医療費助成給付事業219万9,167円、義務教育就学時医療費助成事業383万2,613円になります。

決算書32ページ、成果説明書は61ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費6目母子衛生費12節委託料、支出済額432万6,116円の主なものとして、医療機関に委託する妊婦・乳幼児健診審査及び新生児聴覚検査委託料431万8,116円と妊婦歯科検診委託料8,000円です。不用額38万884円は本事業に関わる執行残になります。

18節負担金補助及び交付金、支出済額626万1,906円の主なものとして、産科医確保支援事業補助金600万円、不妊治療支援事業旅費助成15万1,906円、母子・乳幼児管理システム保守負担金11万円です。

19節扶助費、支出済額149万6,768円の主なものは、養育医療費助成事業扶助費51万8,658円、ハイリスク妊産婦旅費扶助費74万6,840円、母子栄養ミルク扶助費18万8,790円、妊婦健診給付費4万2,480円になります。

以上、子育て支援課の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会書記次長（春島弘明君）

それでは、選挙管理委員会の令和3年度の決算について、補足説明いたします。

まず、歳入について。決算書10ページをお開きください。成果説明書は112ページです。

歳入について。3項国庫委託金1目総務費国庫委託金2節選挙費委託金476万333円、これは衆議院議員選挙費に係る収入でございます。

次に、歳出について説明いたします。決算書22ページから24ページをお開きください。

4項選挙費1目選挙管理委員会費1,053万7,297円は、主に選挙管理委員会委員報酬及び職員給料手当等でございます。

次に、2目選挙啓発費は4万1,478円です。主な支出は負担金補助及び交付金としまして、県明るい選挙推進協議会への負担金1万4,000円でございます。

次に、3目衆議院議員選挙費は、支出済額471万6,133円でございます。

次に、4目町長選挙費は、支出済額403万8,962円の支出でございます。

24ページをお開きください。

5目町議会議員選挙費は415万736円の支出でございます。これらの選挙費の主な支出は、選挙投票事務に係る職員手当が主なものでございます。

以上、選挙管理委員会の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時08分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域福祉課より補足説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

令和3年度一般会計決算地域福祉課に係るものについて補足説明をします。

成果説明書は44ページから57ページをご参照ください。

主に、決算書での説明をいたしたいと思えます。

歳入につきまして、決算書、7ページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項1目1節老人福祉負担金は、徳之島老人ホーム入所措置費として950万5,925円の歳入となっております。

8ページから9ページにかけて、14款国庫支出金1項1目1節社会福祉費負担金は、国保基盤安定負担金が999万1,356円、障害者自立支援給付金等負担金1億1,346万1,087円、障害者自立支援医療給付等金負担金797万4,173円、障害児給付費事業負担金2,233万2,747円の合計1億5,375万9,363円の歳入となっております。

同款2項国庫補助金2目1節社会福祉費補助金1億7,124万8,579円のうち、地域生活支援事業費補助金として208万8,000円が含まれております。

2節老人福祉費補助金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金として1,156万3,200円の歳入となっております。

決算書10ページになります。

15款県支出金1項1目1節社会福祉費負担金は、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付金等負担金、障害者自立支援医療給付等金負担金、重度心身障害者医療費助成金、障害児給付費事業負担金、それぞれの事業の合計1億2,871万5,705円の歳入となっております。

2節老人福祉費負担金は、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金として3,097万6,546円の歳入です。

同款2項県補助金2目1節社会福祉費補助金245万8,000円の中に、地域支援補助金として104万4,000円が歳入として含まれております。

2節老人福祉費補助金は、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者軽減措置事業補助金、介護保険低所得者保険料軽減負担金交付金、元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金の合計718万9,279円の歳入となっております。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金1,464万3,900円の中に、地域自殺対策に係る事業費として68万6,000円が含まれております。

決算書11ページになります。

3 項 2 目 民生費 県委託金 1 節 権限移譲委託金 23 万 5,000 円のうち、障害者を支援するための法律に関する事務の権限移譲委託金として 5 万 5,000 円が歳入として含まれております。

決算書12ページから13ページになります。

18 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 後期高齢者保険医療特別会計繰入金は、予防重視一体的事業として 475 万 1,000 円の歳入となっております。

決算書14ページになります。

20 款 諸収入 3 項 6 目 2 節 社会福祉費雑入及び 3 節 老人福祉費雑入は、各種事業の実績に伴う精算返還金として、2 節 社会福祉費雑入が 157 万 2,953 円、3 節 老人福祉費雑入が 237 万 2,803 円の歳入となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

決算書26ページからになります。

3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉費総務費は、27 節 繰出金において、国保特別会計事務費繰出金の人件費の減額が主な理由として 144 万 3,992 円の不用額が出ております。

2 目 社会福祉費施設費、主なものとして、10 節 需要費において、管理施設の光熱水費や修繕費としての支出 89 万 8,781 円であります。不用額はその実額に応じて支出したための執行残となっております。

決算書27ページになります。

3 目 老人福祉費 27 節 繰出金は、介護保険給付地域支援事業、介護保険事務費、低所得者介護保険料軽減措置、それぞれの事業実績に応じて合計 1 億 4,204 万 8,920 円の歳出、295 万 2,080 円の不用額となっております。

4 目 後期高齢者医療 27 節 繰出金についても、後期高齢者医療事業の実績に伴うもので、不用額 227 万 5,250 円のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費が実績に伴い、226 万 71 円となっております。

6 目 障害者福祉費 19 節 扶助費は、障害者自立支援給付費事業など 8 つの事業、計 2 億 8,319 万 3,625 円の歳出となっており、それぞれの実績に伴い、不用額が大きくなっております。

8 目 重心医療費 19 節 扶助費、重度心身障害者医療助成金として 1,599 万 6,561 円の歳出となっております。

決算書27ページから28ページになります。

9 目 地域包括支援センター運営費 10 節 需要費、内訳として、公用車の修繕費と車検整備費の費用として 37 万 6,000 円の歳出で、不用額は修繕費の執行残となっております。

10 目 元気度アップ地域包括ケア推進事業は、高齢者の社会活動などに付与するポイントを商品券化する事業として 88 万 5,358 円の支出となっており、不用額は実績に伴うものです。

決算書30ページになります。

4 款 災害救助費 1 項 災害救助費は、災害等がなかったため大きな支出はありませんでしたが、10

節需用費において、避難所用のカセットコンロなどを購入しております。

決算書32ページ33ページ。

4款衛生費1項7目地域自殺事業対策は、11節役務費において、個別相談に係る広告料や電話相談の費用として14万9,912円の支出となっております。

以上、地域福祉課における一般会計決算についての説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、健康増進課。伊藤健康増進課長、補足説明をお願いいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

補足説明に入る前に、先週の9月7日の会議でありました令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算の中で井上議員からの質問がありました頸動脈エコー検査の実施について、今年度は実施しないという答弁をいたしました。5月、7月に実施しました厚生連健診のオプションの中で個人負担を頂きまして、5月が67名、7月が28名、合計で95名の方が受診いたしました。申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

それでは、健康増進課分の令和3年度歳入歳出決算について補足説明いたします。

成果説明書は63ページから65ページになります。

決算書7ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金2項負担金2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金、収入済額のうち273万7,942円は、各種健診の自己負担金であります。

9ページをお願いいたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、収入済額のうち3,561万2,379円は、新型コロナワクチン接種事業に関する国庫負担金であります。

次に、同款2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、収入済額のうち49万7,000円が感染症予防事業の新たなステージに入ったがん検診と風疹検査に関する補助金で、824万5,000円が新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する国庫補助金であります。

10ページをお願いします。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金、収入済額のうち57万5,000円が健康増進事業の県補助金になります。

11ページになります。

同款3項県委託金2目民生費委託金1節移譲委託金23万5,000円のうち16万円は、医療関係各種及び調理師、栄養士免許申請事務の権限移譲に係る県からの委託金であります。

次に、歳出になります。

決算書31ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費4目予防費の10節需用費135万9,436円については、各種予防接種のワクチン購入費やコロナ感染症対策事業費として、各種消毒や衛生用品等購入の実績による不用額と

なっております。

12節委託料において、309万7,203円は、主に予防接種委託料において、日本脳炎ワクチンが全国的に少なく接種率が下がったため、不用額が多くなっております。

次に、34ページをお願いします。

4款1項11目新型コロナウイルスワクチン接種事業12節の委託料の259万8,621円は、ワクチン接種の実績に伴う執行残となっております。

以上、健康増進課分の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、きゅらまち観光課よりご説明、補足説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

それでは、きゅらまち観光課関連の補足説明をいたします。

まず、歳入を説明いたします。

決算書、8ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料1節観光使用料の233万9,116円は、徳之島なくさみ館の施設使用料になります。

同じく2項使用料2目衛生手数料1節衛生手数料の28万2,400円は、犬猫の登録手数料及び狂犬病予防注射の済票の交付手数料になります。

9ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち2,044万円は、合併浄化槽設置に係る国からの補助になります。

10ページをお願いします。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち1,331万円は、合併浄化槽設置に関わる県からの補助になります。

11ページをお願いします。

15款3項県委託金3目衛生費県委託金1節保健衛生費委託金の2,424万7,000円は、海岸漂着物対策事業の歳入になります。

13ページをお願いします。

20款諸収入3項雑入2目衛生費雑入1節保健衛生費雑入の209万6,440円は、ハブの買上げの県負担分及びヤスデ駆除の薬剤購入に関わる個人負担分になります。

以上、歳入になります。

続きまして、歳出のほうを説明いたします。

決算書31ページ、成果説明書は87ページから91ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費2目環境衛生費7節報償費の415万2,000円は、ハブの買上代になります。

18節の支出済額のうち4,127万1,000円は、合併浄化槽設置の補助金になります。71基の補助を行いました。

決算書33ページをお願いします。

同じく8目海岸漂着物地域対策推進事業については、2,734万2,789円の支出となっております。228tの漂着ごみ及び軽石の回収処理をいたしました。

決算書34ページをお願いいたします。

4款衛生費2項衛生費1目清掃総務費12節の委託料のうち910万5,250円は、脱炭素型地域づくりモデル形成事業の委託になります。町内の年間CO₂の排出量の調査や町にあった再生可能エネルギーの調査など現状分析を行いました。

決算書43ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費1目商工振興費については、マイナポイントの申込み支援員に関わる経費、それから18節については、プレミアム付商品券発行事業に300万円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して町独自の給付金に700万円などの支出をいたしました。

2目観光費については、新型コロナウイルス感染症の影響によりトライアスロンやほーらい祭りなどの各種イベントが中止になっております。

12節のうち1,654万9,121円は、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業委託料として支出しております。ワーケーション、企業研修、学生研修などの企業団体にモデルツアーを行っていただき、地元関係者などとのワークショップを行い、実現可能なツアーの企画検討を行いました。

18節のうち1,347万6,000円は、おもてなし周遊クーポン券補助金として島内で宿泊し、かつ、町内の観光に関するアンケートに協力いただいた方にクーポン券を配布し、町内の誘客を図ることでコロナへの影響が甚大な観光商工業の事業者の支援を行いました。

決算書44ページをお願いします。

5目世界自然遺産推進事業につきましては、外来種対策、希少種調査及び委嘱、ロードキル対策、また子供たちへの環境保全の意識醸成として、島内全小中高校生への徳之島の貴重な動植物が載ったイラストつきの下敷きの配布などに支出しております。

以上、きゅらまち観光課関連の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、農業委員会より補足説明をお願いいたします。

○農委事務局長（豊島克仁君）

それでは、農業委員会の令和3年度歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書、歳入につきまして、11ページをお開きください。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費補助金1節農業委員会補助金、収入済額は832万3,946円となっております。内訳といたしまして、農業委員会補助金223万1,613円、機構集積支援事業補助金184万6,000円、農地利用最適化交付金424万6,333円となっております。

続きまして、同じページ、15款県支出金3項県委託金4目農業水産業費県委託金2節権限移譲委託金、収入済額14万2,000円のうち農業委員会の分といたしましては、5万7,000円の地方に関する事務の権限移譲交付金になります。

続きまして、14ページをお開きください。

20款諸収入4項受託事業収入1節農業費受託事業収入、収入済額は55万7,800円となっております。内訳としまして、農業者年金、業務受託収入55万2,800円、農地売買等事業業務受託収入5,000円となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

決算書35ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節報酬838万7,000円、これは、農業委員会会長及び委員、推進委員の報酬になります。

12節委託料63万8,000円は、農地基本台帳システムデータ照合作業やシステムのバージョンアップ作業になります。

18節負担金補助及び交付金38万8,700円は、主なものとして、農業会議所及び奄美地区農業委員連絡協議会の負担金になります。

続きまして、成果説明書111ページをお開きください。

農業委員会開催状況につきましては、毎月15日前後が開催日となっております。主な議題としては、農地法第3条許可申請の議案、農地法第4条、5条許可申請を議案として主に取り扱っております。令和3年度の農地法第3条許可申請は、88件、37万7,249m²が売買及び贈与での申請となっております。農地法第4条許可申請は、9件、8,173m²、農地法第5条許可申請は、5件、6,735m²が転用されております。

農用地料集積結果につきましては、56件、34万3,117m²となっております。

農地の利用関係をめぐる紛争につきましては、令和3年度は、境界線等の和解の仲介申立てがなかったため、ゼロ件となっております。

農業者年金加入につきましては、令和3年度の加入がゼロ件、受給者数が125名となっております。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、経済課より補足説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

経済課所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

歳入について、決算書による説明をいたします。

6ページをお開きください。

2款地方譲与税4項1目1節森林環境譲与税、収入済額60万7,000円は、令和3年度におきまして、全額を基金へ積み立てし、本年基金を活用いたしまして、木材利用の促進や普及啓発を目的とした

備品の導入を計画しております。

8ページをお願いします。

12款分担金及び負担金2項5目2節畜産業費負担金、収入済額238万1,400円は、畜産関係の各種資機材の導入助成事業を実施した際の農家負担金でございます。

11ページをお願いします。

15款県支出金2項4目農林水産業費県補助金、継続費及び繰越事業費1,045万6,000円は、奄美農業創出緊急支援事業の実施による令和2年度からの繰越しでございます。

2節農業費補助金、収入済額4,589万2,761円、主なものとして、農林水産物輸送コスト支援事業、奄美農業創出緊急支援事業、農業次世代人材投資事業、他にサトウキビ優良飼料確保事業、鳥獣被害対策事業、産地生産基盤パワーアップ事業等、各事業の実施による歳入が含まれております。4節林業費補助金、収入済額49万3,560円は、森林環境直接支援事業及び里山林総合対策事業の実施による歳入、5節水産業費補助金、収入済額177万800円は、離島漁業再生支援事業及びサンゴ礁保全対策事業の実施による歳入でございます。

3項県委託金4目1節農業費委託金、収入済額706万4,000円は、奄美群島移動規制害虫特別防除事業受託による歳入、2節権限移譲委託金、収入済額14万2,000円のうち6万5,000円が、有害鳥獣に関する事務に対する歳入でございます。

12ページをお開きください。

16款財産収入2項3目1節生産物売払い収入、収入済額41万6,964円のうち21万914円が農業支援センターの農作物売払いによる収入でございます。

20款諸収入3項3目農林水産業費雑入1節農業費雑入、収入済額442万6,022円、主なものとして、鹿児島地域振興公社からの農地中間管理事業事務の受託、味の素AGF株式会社からの徳之島コーヒー生産支援プロジェクト負担金の歳入がございました。

2節畜産業費雑入、収入済額1,165万7,000円は、畜産基盤再編総合整備事業に関する農家負担分でございます。

3節水産業費雑入、収入済額7万円は、漁業集落支援事業に関する違約金でございます。

14ページをお開きください。

6節糖業振興費、糖業費雑入、収入済額1,140万9,016円については、糖業振興会において発生した使途不明金の額であり、本年8月5日をもって訴訟提起いたしております。

続いて、歳出の説明をいたします。

決算書36ページ、成果説明書68ページからとなっております。

6款農林水産業費1目農業費4目農業総務費、主なものとして、10節需用費は、白菜の施設設備及び周辺の整備、特産品加工工房の修繕、その他消耗品、燃料費等で支出しております。12節委託料は、コーヒーの現地栽培技術を確立するために農業開発総合センターへの業務委託、13節使用料及び賃借料については、白菜のレジ及び公用車のリース料等の支出。17節備品購入費は、白菜にお

いて、業務用冷蔵庫やウォシュレット、ガス給湯器の更新を行っております。18節負担金補助及び交付金は、環境にやさしい農業推進事業において堆肥散布助成を行っており、400万円の支出、その他徳之島地域営農推進本部や廃プラスチック処理連絡協議会等、各団体への負担金及び補助金として支出いたしております。

5目特殊病害虫防除対策費、こちらはカンキツグリーニング病の根絶を図るため調査及び防除に係る経費、また、ミカンコミバエ等の侵入警戒トラップ調査を行っております。10節需用費は、防除用の薬剤の購入。12節委託料は、調査及び防除等のシルバー人材センターへの作業委託でございます。

6目糖業振興費11節役務費、12節委託料は、種苗対策として原苗圃の設置を行っており、種苗の運搬費用と原苗圃設置の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の主なものとして、パーベスター料金の一部助成、また面積拡大、定期管理等の推進を目的とし、総額6,000万円の助成、増産推進事業として、各種機械作業の助成や堆肥散布の助成、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して、堆肥の散布助成を行ったところでございます。明許繰越1億2,660万円は、産地パワーアップ事業実施に伴う令和4年度への繰越しでございます。

7目有機物供給センター管理運営費10節需用費は、主にアンモニアキラーやキンタイ等の薬品代。12節委託料は、施設の管理運営委託料としての支出でございます。液肥の散布状況につきましては、前年比71万5,400円増加するなど、品質の改善により、今後も散布面積、散布量共に増加傾向にあると考えております。

8目園芸振興費、主なものとして、18節負担金補助及び交付金において、カボチャ、実エンドウ等の園芸品目生産資材の助成、また、町園芸振興会への活動費助成を行っております。8節旅費については、先進地研修や馬鈴薯の消費地乖離、また、トップセールスを予定しておりましたが、コロナの感染拡大状況を鑑み中止しております。

9目畜産振興費、繰越額454万3,000円は、シリンダーカッター導入に係る令和2年度からの繰越しでございます。12節委託料におきまして、先ほどのシリンダーカッター及びスタンション、カウハッチの導入委託。18節負担金補助及び交付金について、主なものとして、優良素牛保留事業、畜産基盤再編総合整備事業、畜産資材導入補助、死亡獣畜処理費用等の助成及び負担金の支出を行っております。

10目生活改善センター運営費10節需用費において、消耗品や光熱水費としての支出。17節備品購入費において、ガスオーブン、高速度ミキサー、ミートチョップパなどを整備いたしました。

決算書38ページです。

11目農林水産物輸送コスト支援事業、こちら、事業対象の2JA、2団体に対し、農産物及び資材の流通経費の助成を行っております。不用額につきましては、馬鈴薯の価格の高騰により共販率が減少傾向にあったため、交付額のほうも多額の不用額が生じた次第です。

12目農業担い手育成確保事業、こちらは、認定農業者連絡協議会や4Hクラブ等、本町の農業を

担う農家、団体に対する支援、また技術、営農相談や新規就農者との個別面談による経営の確立支援、また、農業次世代人材育成投資事業を活用し、青年就農者に対し給付金を給付いたしております。

13目人・農地プラン推進支援事業、こちらは、人・農地プランの実質化に向け取り組んでおりますが、コロナ禍の影響により、なかなか地区での話合いの機会を設けることが困難であったため、担い手農家の情報等の落とし込みを実施したところです。本年度においては、残り2戸地区の実質化を行うこととしております。

14目農地中間管理事業、こちら、県地域振興公社から業務委託を受け、農地の集積・集約化に取り組んでおります。実績としまして、96筆、19.8haの利用権の設定を行ったところです。農地集積については、新たな交付要件地区の選定、確保を昨年度から引き続き行っております。

15目鳥獣被害対策事業、こちら、有害鳥獣駆除実績としまして、イノシシの成獣224頭、幼獣1頭の捕獲がございました。また、狩猟免許取得費用の助成や捕獲遠隔監視機器の導入、イノシシ対策資材購入費用の助成を行っております。

16目奄美農業創出緊急支援事業、繰越額1,045万6,000円は、ポテトハーベスター2台の導入に係る令和2年度からの繰越しであり、18節負担金補助及び交付金において支出いたしております。8節旅費については、各品目において、研修、先進地視察等の実施を計画しておりましたが、コロナ禍の影響により視察等を見送っております。繰越明許費2,000万円については、散水車の導入に係る令和4年度への繰越しでございます。

17目農業支援センター運営費、実績としまして、Aコープ横の圃場におきまして、様々な露地野菜の栽培展示の実施をいたしました。また、キノコにじいろクラブと連携した農福連携事業への取組、農業塾の開催、学校への出前講座等を実施し、年間を通してまた土壌分析の実施を行っております。

決算書42ページをお開きください。

3項林業費1目林業振興費、こちら、各事業を活用いたしまして、町有林の保育間伐の実施、また、馬根小学校において、松への薬剤の樹幹注入を実施いたしております。

4項水産業費1目水産振興費、こちらは、サンゴ礁のモニタリング調査等を通じた保全対策事業の委託、また、離島漁業再生支援事業を活用した漁港集落の活動に対する支援を行っております。漁業集落の活動として、稚魚等の放流による水産資源の確保、また、漁食文化の継承活動として、阿権小学校の児童に対しお魚教室を開催し、大変好評頂いたところであり、他の小学校育成会のほうからも開催の希望がございますので、継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上、経済課所管の令和3年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

続いて、耕地課より補足説明をお願いいたします。

○耕地課長（稲田良和君）

令和3年度一般会計歳入歳出決算書、耕地課関係について、歳入の補足説明をいたします。

成果説明書は84ページから86です。お目通しください。決算書7ページ。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農地費分担金、調定額612万6,000円に対しまして、収入済額163万1,957円、収入未済額449万4,043円、徴収率26.63%、滞納繰越分調定額4,808万9,672円に対しまして、収入済額516万7,281円、収入未済額4,292万2,391円、徴収率10.74%、両分担金合わせた調定額5,421万5,672円に対しまして、収入済額679万9,238円、収入未済額4,741万6,434円、徴収率12.54%となっております。畑地かんがい事業において、農家負担金、施工業者負担金については、引渡し後、負担金が確定することから、徴収率から比べますと、大幅に低い状況でございます。

続きまして、9ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金4目農林水産業費国庫補助金1節農地費補助金761万8,000円につきましては、水利施設等保全高度化事業補助金でございます。

続きまして、11ページ、15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金3節農地費補助金3,650万7,390円の内訳としまして、多面的機能支払交付金2,753万2,890円、多面的機能支払推進交付金80万1,000円、地籍調査事業補助金817万3,500円でございます。

続きまして、15ページ、1目過疎対策事業債3節農林水産業債、歳入済額1億5,020万円のうち、畑地帯総合整備事業4,700万円、水利施設等保全高度化事業費560万円、国営かんがい排水事業徳之島用水二期地区事業費4,940万円が含まれております。

13目緊急自然災害防止対策事業債1節緊急自然災害防止対策事業債1,720万円につきましては、東伊仙地区排水路工事費でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

決算書40ページ、成果説明書は、同じく84ページから86ページでございます。

6款農林水産業費2目農地費1目農業総務費10節需用費368万5,098円につきましては、地下水ポンプの電気料及び修繕費が主なものでございます。12節委託料568万1,160円につきましては、農道台帳作成委託料、面縄地区、事業計画、計画書作成業務委託料、町有地調査業務委託料でございます。14節工事請負費2,859万3,000円につきましては、東伊仙地区排水路工事、目手久地区の排水路工事費でございます。18節負担金補助及び交付金2億9,917万4,320円、主なものとしまして、多面的機能支払交付金町負担金、徳之島ダム基幹水利運営負担金、国営かんがい排水事業徳之島用水二期地区負担金でございます。

41ページ、2目特定地域振興生産基盤整備事業10節需用費1,455万1,545円につきましては、主に修繕費でございます。13節使用料及び賃借料503万円につきましては、補修費の重機借上げ料でございます。18節負担金補助及び交付金1億2,488万4,700円につきましては、畑総・畑かん事業の町負担金でございます。

3目ダム管理費10節需用費67万6,007円につきましては、ダムの光熱水費でございます。

41ページから42ページ、5目地籍調査事業費12節委託料618万6,000円につきましては、測量委託費でございます。13節使用料及び手数料110万3,520円につきましては、地籍調査システムの使用料でございます。15節原材料費21万7,800円につきましては、境界立会い用材料費でございます。18節負担金補助及び交付金13万7,000円につきましては、県、郡の地籍調査事業の協議会負担金でございます。

以上、耕地課関係の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、建設課より補足説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

それでは、建設課関係の令和3年度歳入歳出決算の主なものについて説明いたします。

決算書の8ページをお開きください。成果説明書は72ページからになります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、1節住宅使用料について、調定額9,890万9,320円に対して収入済額5,362万8,960円、収入未済額4,528万360円になります。収入未済額について、昨年度まで滞納分の合計が計上されているため高額になっております。

今後、決算監査で指摘されたように、滞納者に対しては民事調停などを行うとともに、死亡者等に関しては不納欠損処理を行っていきたいと思っております。

次に、9ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目国庫補助金、1節社会資本整備交付金、調定額1億6,030万4,000円につきましては、公的家賃低廉化事業及び道路整備事業の阿三中山線等の事業費に係るものであります。2節の防災安全社会資本整備交付金事業1億4,358万4,000円は、橋梁補修費、道路の舗装補修事業の事業費になります。

次に、12ページをお願いします。

15款県支出金、3項委託金、7目土木費県委託金、1節道路橋梁費委託金690万円は県道の維持管理費、2節の権限移譲委託金の12万7,800円は、都市計画法等の事務委託料になります。

14ページをお願いします。

20款諸収入、3項雑入、8目土木費雑入、4節の住宅費雑入47万7,500円は、住宅料入居時の保証費になります。今までは歳計外で処理していたものを一般会計に歳入として処理し、退去時の修繕費等に利用するものであります。

次に、15ページをお願いします。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債、5節土木費1億4,160万円、これは過疎対策事業費と防災安全社会資本整備交付金事業に充てるものであります。2目の辺地対策事業債4,570万円は、社会資本整備交付金事業に充てる事業債であります。3目の公営住宅施設整備事業債7,310万円は、公営住宅建設事業債に充てるものであります。

次に、歳出を説明いたします。44ページをお願いします。

主なものについて説明いたします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目過疎対策事業債の14 節工事請負費3,399 万6,500 円は、成果説明書72 ページの上欄の東伊仙東公民館横線他4 路線の改良工事になります。

12 節委託料230 万円及び14 節工事委託費の1,401 万8,000 円は、阿三中山線を予定しておりましたが、地権者との交渉に時間を要したため明許繰越になっております。

21 節補償補填及び賠償金314 万1,267 円、これは、阿三中山線に係る電柱移転補償費であります。2 目の道路維持費、10 節需用費1,973 万2,622 円は、主に道路の修繕費に係るものであります。令和3 年度は47 件余りの修繕を行っております。

12 節の委託料1,210 万2,000 円は、道路台帳作成委託料及び草刈り業務委託料になります。

13 節使用料及び賃借料127 万1,650 円、これは重機借り上げ料。

15 節原材料費は、主に道路補修材になります。

21 節補償費、補償補填及び賠償金の166 万9,800 円は、西伊仙、県道からA コープへの道の一部道路の拡張をした補償費になります。3 目県道維持管理費、12 節委託料444 万9,500 円、これは県道の草刈り委託料になります。

次のページをお願いします。

13 節使用料及び賃借料114 万7,200 円。これは、県道に係る高木の撤去に使用した高所作業車及びホイールローダの使用料になります。

次に、4 目社会資本整備交付金事業、12 節委託料6,009 万円、これは、阿三中山線、古里西伊仙線、サクマ板割線の設計委託料。14 節工事委託料7,755 万7,000 円、これは阿権馬根線、阿三中山線の改良舗装工事、伊仙馬根線の道路照明工事に係るものであります。

工事請負費において不用額174 万8,000 円は、入札時の執行残であります。16 節公有財産購入費、阿三中山線に係る用地購入費。21 節補償補填及び賠償金151 万3,814 円は、九電及びN T T の電柱移転料であります。

社会資本整備交付金事業において、明許繰越が6,310 万3,000 円と高額であります。この要因は、用地交渉を専門とする専門技術者等が不足しているものと思われまますので、今後、技術職員の育成に取り組んでいきたいと思っております。

次に、5 目防災安全社会資本整備交付金事業、12 節委託料2,043 万4,010 円は、防災安全社会資本整備交付金に係る測量委託料、上成川護岸復旧に係る測量設計委託料になります。不用額の4,400 万3,290 円は、橋梁調査委託料に特殊車両で調査委託料を組んでおりましたが、不用となったため高額になっております。

14 節の工事請負費1 億9,655 万3,900 円は、主に道路の舗装補修工事、橋梁補修工事費に係るものであります。繰越明許費2,500 万円は、木名袋橋1 号他1 橋の工事費になります。詳細は、成果説明書の72 ページから74 ページに記載しておりますので、お目通しください。

次に、47 ページをお願いします。

3項港湾費、1目港湾管理費、10節の需用費197万2,500円は、面縄港、鹿浦港に係る修繕費になります。主に物揚場の修繕になります。

次に、住宅関係の説明をいたします。

4項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費713万3,690円は、主に住宅の修繕費になります。12節の委託料746万200円は、主に住宅のシロアリ駆除委託料、住宅解体委託料になります。2目の公営住宅建設事業費、12節委託料1,784万4,600円は、喜念団地、阿三カシナトウ団地の設計委託料、地質調査、工事管理費になります。国庫補助分の5,548万3,390円を繰り越し、一般財源である131万1,078円を不用額で落としております。

14節工事請負費7,687万円は、阿三カシナトウ団地、西犬田布団地の敷地造成工事費、繰越明許費の1億9,240万6,000円は、崎原団地、西犬田布団地の工事費になります。成果説明書の75ページに記載しておりますので、お目通してください。

16節の公有財産購入費226万4,218円は、旧大久保団地の一部私有地の購入費になります。

21節補償費、補償補填及び賠償費71万4,482円は、旧大久保団地の入り口のブロック塀の補償費になります。3目の定住促進住宅運営費、13節材料及び賃借料2,180万2,464円は、定住促進住宅のリース料になります。

以上、建設課の歳入歳出決算の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時16分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会総務課より補足説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

それでは、教育委員会総務課の令和3年度歳入歳出決算について補正説明をいたします。

歳入より説明をいたします。決算書の8ページをお開きください。成果説明書は96ページから101ページでございます。ご参照いただきたいと思います。

12款分担金及び負担金2項負担金3目教育費負担金2節小学校費負担金20万3,600円は、日本スポーツ振興センター小学校分の災害共済の保護者負担分です。3節中学校費負担金9万5,400円は、中学校分の日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担分です。

続きまして、9ページから10ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金3目教育費国庫負担金1節幼稚園費負担金657万137円は、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園及び預かり保育の国庫負担分でございます。

下段のほう、お願いいたします。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 6 目教育費国庫補助金 1 節小中学校費補助金552万1,000円は、小中高度僻地修学旅行費、小中理科教育設備整備費、小中特別支援教育就学奨励費の補助金でございます。2 節高等学校費補助金306万4,000円は、徳之島高校に町内より通学している生徒を対象にしたバス通学費の補助金です。めくっていただきまして10ページ、4 節保健体育費補助金52万4,000円は、小中学校の入学時の心臓検診事業僻地児童生徒検診診断の補助金でございます。7 節幼稚園費補助金16万6,680円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。

15款県支出金 1 項県負担金 3 目教育費負担金 1 節幼稚園費負担金497万7,128円は、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園及び預かり保育による県負担分でございます。11ページをお開きください。6 目教育費県補助金 2 節保健体育費補助金14万円は、スクールガードリーダー活動に対する県の補助金でございます。

続きまして12ページ、16款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 1 節土地建物貸付収入、収入済額956万7,473円のうち640万8,000円が小中学校の教職員住宅の宿舍貸付収入でございます。下段のほう、2 項財産物売払い収入 3 目生産物売払い収入、収入済額41万6,964円のうち20万6,050万円は、伊仙小学校の太陽光熱発電の売電収入でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。49ページをお開きください。成果説明書は96ページから101ページでございます。支出の大きなものを説明させていただきます。10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費12節委託料、支出済額323万7,969円はごみ収集委託料、パソコン設定委託料、草刈り業務委託料、就学相談委託料、送迎業務委託料でございます。17節備品購入費119万9,880円は各小中学校パソコン購入費でございます。

開いて50ページをお願いいたします。中段辺りでございます。5 目学力向上プログラム 1 節報酬390万2,214円は会計年度任用職員、図書司書 3 名分の募集でございます。13節使用料及び賃借料支出済額1,490万2,064円は、電子黒板、無線LAN、校務用のパソコンのリースでございます。18節負担金補助及び交付金186万2,495円は、英検、漢検、数検の検定補助金でございます。

51ページをお願いいたします。2 項小学校費 9 目学校管理費 1 節報酬、支出済額884万7,484円は、各小学校の会計年度任用職員、用務員の報酬でございます。7 節報償費820万5,000円は各小学校支援員の謝金でございます。10節需用費2,694万1,913円は各小学校の光熱水費とそれぞれの修繕費でございます。11節役務費327万8,034円は各学校の電話料、各小学校教員住宅浄化槽定期検査手数料、学校消防設備、点検手数料でございます。12委託料174万4,688円は、各学校の浄化槽管理委託料、高圧電気管理委託料でございます。13節使用料及び賃借料478万3,785円は、各学校コピー機リース、印刷機リース、AEDリース、デジタル教科書リースでございます。52ページをお開きください。11目学校建築費委託料1,578万2,000円は、喜念小学校校舎建築に係る設計委託料、地質調査委託料でございます。

3 項中学校費 4 目学校管理費 1 節報酬、支出済額364万2,112円は、各中学校の会計年度任用職員

用務員の報酬でございます。7節報償費290万2,500円は、各中学校支援員の謝金でございます。10節需用費1,931万1,117円は、各中学校の光熱水費と修繕費でございます。11節役務費164万9,814円は、各学校電話料、各小学校住宅浄化槽定期検査手数料、学校消防設備点検手数料でございます。53ページ、12節委託料242万2,552円、各学校浄化槽管理委託料、高圧電気管理委託料、シロアリ駆除委託料でございます。13節使用料及び賃借料166万8,621円は、各学校コピー機リース、印刷機リース、AEDリース、デジタル教科書リースでございます。18節負担金補助及び交付金152万3,000円は、伊仙町中学校体育連盟の補助金でございます。5目教育振興費19節扶助費967万3,304円は修学旅行費の援助費及び準要保護生徒援助費補助でございます。

4項高等学校費1目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金912万8,520円のうち612万8,520円は離島高校生就学支援費でございます。実績といたしまして、前期が37名、後期27名、計64名の申請がございました。

5項幼稚園費4目幼稚園管理費18節負担金補助及び交付金1,643万4,535円は公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園の運営負担金でございます。

以上、教育委員会総務課の令和3年度歳入歳出決算について補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、社会教育課、説明をお願いいたします。

○社会教育課長（中富譲治君）

それでは、社会教育課関係の令和3年度歳入歳出決算について補正説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。決算書8ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料1項使用料5目教育使用料1節社会教育使用料108万9,047円は体育施設公民館使用料及び歴史民俗資料館の入館料でございます。

9ページをお願いします。14款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節社会資本整理総合交付金1億6,030万4,000円のうち、義名公園整備事業実施設計業務委託料1,049万7,500円が含まれております。同ページ6目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金325万9,000円は、町内遺跡確認調査事業及び文化財活用事業の国庫補助金でございます。

11ページをお願いします。15款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金1節社会教育費補助金15万5,000円は、町内遺跡確認調査事業県補助金でございます。12ページをお願いします。同款3項県委託金6目教育費県委託金1節社会教育費委託金1,163万7,000円につきましては、畑総事業に伴う埋蔵文化財調査事業の国庫の委託金でございます。その下2節権限移譲委託金2万円は、県青少年保護育成条例に関する事務の委託金になります。

14ページをお願いいたします。20款諸収入3項雑入4目教育費雑入1節社会教育費雑入23万9,000円のうち、23万5,000円は契約業者からの入金分でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について補足説明いたします。決算書48ページをお願いします。成果説明書は

102ページから109ページになります。ご参照いただきたいと思います。8款土木費5項都市計画費1目公園費12節委託料203万5,000円は、義名山公園整備事業大型遊具設計委託料になります。その下14節工事請負費5,505万5,000円は、義名山公園整備及び多目的広場整備事業費となっております。工事請負費の7,800万5,000円は明許繰越となっております。

続きまして、決算書54ページから55ページをお願いします。10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金180万3,400円は、地域女性連、PTAや連合青年団等各種団体の補助金及び県地区の負担金でございます。

3目学習支援プロジェクト事業費12節委託料666万710円は、現役東大生による遠隔双方向ライブ授業委託料、学習支援員委託料、いせん寺子屋講師委託料でございます。

4目社会体育費10節需用費693万6,465円は、主に総合体育館の光熱水費及び修繕費となっております。不用額の124万6,535円につきましては、新型コロナウイルスの影響による施設開放停止期間分の光熱水費の不用額でございます。14節工事請負費313万490円は、ゲートボール場の整地、トイレ目隠し、倉庫移設、電気工事及び総合体育館の手すり工事請負費でございます。17節備品購入費106万5,350円は、主に空手用マット、バレーボール用支柱の備品購入費でございます。18節負担金補助及び交付金1,008万7,702円は、町体育協会、町スポーツ少年団の補助金及び県地区の負担金でございます。

同ページ5目公民館費10節需用費96万3,178円は、主に光熱水費及び修繕費でございます。12節委託料90万2,356円は、新成人応援臨時支援金事業DVD作成委託料が含まれております。56ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金713万5,100円は、県地区負担金及び新型コロナウイルス対策新成人応援臨時支援金でございます。

7目図書室運営費13節使用料及び賃借料142万4,170円は、図書館システム使用料でございます。17節備品購入費647万1,000円は移動図書館車両購入費でございます。

8目歴史民俗資料館費10節需用費658万1,328円は施設修繕町指定文化財蔵屋敷跡修繕及び旧伊仙町史復刻印刷製本費が含まれております。12節委託料647万9,323円は、町指定蔵屋敷跡修復測量委託、展示資料政策委託、文化財保護草刈り委託、町文化遺産映像制作委託、町文化遺産資料デジタル化委託、町史編纂専門員調査委託料でございます。委託料の1,630万円は明許繰越となっております。

9目国宝重要文化財等保存活用事業費は、57ページにかけまして、国の補助を受け実施しております。主なものとして、町内遺跡確認調査の事務発掘作業員の報酬、発掘に係る測量業務委託等でございます。

10目県補助委託文化財調査事業費は、県の委託を受け実施しております。主なものとして、発掘整理作業員の報酬及び報告書作成委託等でございます。

11目青少年健全育成事業費ですが、毎月開催の親子チャレンジ教室を実施しているものでございます。

以上、社会教育課関係の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、給食センターより補足説明をお願いいたします。

○学校給食センター所長（森 一途議員）

給食センター関連のものについて補正説明をいたします。

まず、歳入につきまして説明します。決算書14ページをお開けください。20款4項1目5項教育費受託事業収入ですが、こちらは、パン及び米飯加工業務委託による収入でございます。

続きまして、歳出のほうにいきたいと思います。決算書58ページをお願いします。なお、成果説明の110ページをご参照のうえ、よろしく申し上げます。主な項目について説明します。

10款7項2目1節報酬について、支出済額1,757万3,763円です。内訳は、パン加工員3名、409万90円、運転士3名、421万3,957円、調理員7名、926万9,219円、この合計額となります。ぎりぎりの人数で作業をしているので、現在も人材不足が深刻な状況であります。14節工事請負費、パン発酵用のボイラー故障により、新しいボイラー設置が必要となったため、176万円支出済みとなっております。設置から3年度の末まで7種類、24回のパンを提供しております。17節備品購入425万7,000円であります。購入したのは、消毒保管庫2台、ガス改善釜1台です。食器やスプーンを食器籠に入れ消毒する機械や200人分のおかずをつくることのできるガス回転釜を新規導入し、給食の安全性に貢献したと考えております。19節扶助費、支出済額1,725万6,093円であります。児童470名、生徒227名及び教師129名分の令和3年度1年間の支出総額1,725万6,093円で、一部を町が負担したことによりまして、保護者の負担軽減につながったと考えております。

成果説明書の110ページをお願いします。下のほうの、下段の防災給食事業になりますけども、こちら、災害時に使用する防災給食を4月、五目御飯、10月と3月に救急カレーを購入して、救急カレー2回については1,760食分、町費46万5,192円を賄っております。1個240円の計算となります。

以上で、給食センターの説明を終わります。ご審議賜われますよう、よろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

補足説明を終わります。

日程第2 認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算において、地域福祉課に係る事業について補足説明をいたします。

決算書61ページと62ページになります。成果説明書は47ページから48ページになります。収入済額9億9,222万5,187円から支出済額9億3,903万2,819円を差し引き、歳入歳出差引残高が5,319万2,368円、そのうち4,590万円を基金積立金とし、残りの729万2,368円を翌年度繰越金としておりま

す。

決算書64ページをお開きください。6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、1節給付費の普通交付金として7億1,017万6,115円の歳入、2節特別交付金は保険者努力支援分交付金1,306万円、特別調整交付金、市町村分交付金2,964万円、県繰入金2号分交付金1,435万3,000円、特定健康診査等負担金521万2,000円の合計6,226万5,000円の歳入となっております。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、保険者努力支援分、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、それぞれの合計1億953万9,008円の歳入となっております。

決算書65ページになります。12款諸収入4項5目一般被保険者第三者納付金1節一般被保険者第三者納付金及び7目1節一般被保険者返納金は、第三者行為求償による歳入及び資格喪失者の返還金としての歳入となっております。

続いて、歳出について説明いたします。決算書66ページになります。1款総務費1項1目一般管理費は、一般事務に係る費用としての支出となっており、11節役務費において、令和2年度の繰越分と保険事業での支出がなかったことなどにより、40万3,299円が不用額となっております。

決算書67ページになります。2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費、5目審査支払手数料、それぞれの実績に応じ、合計5億9,968万2,060円の歳出、2,361万7,940円が不用額となっております。2項1目一般被保険者高額療養費として1億703万7,618円の歳出となっており、こちらも実績に応じて946万2,382円の不用額が出ております。

決算書68ページをお開きください。4項出産育児諸費は、出産一時金として実績に応じた歳出をし、210万円の不用額が出ております。5項葬祭諸費についても、実績に応じ、48万円の歳出となっております。7項傷病手当費は、コロナウイルスに感染し、その療養のために働くことができなくなった方への所得補償制度で3万7,917円の支出となっており、不用額はその執行残となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付費分1億3,185万4,927円、2項後期高齢者支援金等分4,380万4,844円、3項介護納付金分1,760万9,289円、それぞれを実績額として支出しております。

決算書70ページから71ページになります。9款諸支出金1目償還金及び還付加算金は過年度の実績に伴う精算返還金となります。地域福祉課管轄事業として、6目保険給付費等交付金償還金312万7,511円、9目その他償還金は令和2年度に療養給付費として歳出していたものの、その後、第三者行為求償の対象になったことによる返還金として1万9,200円となっております。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。ご審議賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

補足説明を終わります。

日程第3 認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書73ページから74ページになります。成果説明書は49ページから56ページとなりますので、ご参照ください。収入済額8億9,843万2,288円から支出済額8億6,601万3,538円を差し引き、歳入歳出差引残高が3,241万8,750円、そのうち1,800万円を基金積立金とし、残りの1,441万8,750円を翌年度繰越金としております。

決算書75ページをお開きください。1款保険料について、現年度分、滞納分、併せて1億963万9,850円で、現年度収納率が97.8%、過年度分が17.76%となっております。昨年度と比較し、現年分、滞納分、ともに徴収率は増加しており、今後も納め忘れを防ぐために督促の通知等を徹底し、年々収納率が向上するよう努め、くらし支援課と連携し、個別訪問や納税相談を実施していきたいと思っております。また、平成29年度から平成30年度までの時効消滅分320万8,020円を不納欠損いたしております。不納欠損をしないために、引き続き、介護保険制度の周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、施設と居宅の両介護サービスに係る費用のそれぞれの国の法定負担割合分の合計で1億5,160万円の歳入となっております。同款2項国庫補助金は、主に調整交付金と包括支援センター事業の収入となっており、1億2,941万5,705円の歳入となっております。

決算書75ページから76ページにかけて、3款支払基金交付金は、国庫支出金と同じく、介護給付費や包括支援センター事業収入として、支払基金から2億1,792万8,000円の歳入となっております。

4款県支出金は、主に2款国庫支出金で説明した介護給付費と包括での地域支援事業に係る事業、県法定負担割合分による歳入で1億2,212万2,175円の歳入であります。

5款繰入金給付費負担金地域支援事業、低所得者保険料軽減措置事業、事務費等の各種事業において、町が負担すべき法定負担割合分として一般会計からの繰入金1億4,204万8,920円となっております。

6款諸収入238万8,995円となっており、主に徳之島地区介護保険組合負担金返還金とプラン作成による収入となっております。

7款繰越金は、令和2年度決算剰余金2,328万8,643円の繰越金歳入です。

続いて、歳出について説明いたします。

決算書78ページになります。1款総務費1項1目11節役務費は、通信運搬費、電話料、口座振替手数料などの各種手数料の支出として46万3,671円支出し、10万4,329円はその執行残となっております。

決算書78ページから81ページにかけて、2款保険給付費、居宅や施設などの各種介護サービスに係る給付となっており、扶養額は全て実績に基づく執行残となっております。各種サービスにおいて給付費を予測することが困難となることから、不用額も高額となっております、款全体で7億9,059万6,169円、不用額が2,476万3,831円となっております。

決算書81ページをお開きください。3款地域支援事業費1項1目18節負担金補助及び交付金、通所型サービスや訪問型サービスの負担金として、介護事業所実績に応じ605万3,629円支出し、56万5,371円が執行残となっております。2項一般介護予防事業費1目7節報償費は、元気度アップ事業の実績額として117万5,000円支出し、執行残として36万5,000円となっております。12節委託料は、各教室及び地域からの委託料として432万円を実績に応じ支出し、79万5,000円が執行残となっております。

決算書82ページになります。3項包括的支援事業任意事業費1目18節負担金補助及び交付金について、システム更新負担金や国、県、地区への包括協議会費としての支出で109万8,180円の支出となっております。4目12節委託料は、独居高齢者や高齢者のみの世帯などへ食事を提供する配食サービスとして、実績額677万6,000円支出し、12万7,000円が執行残となっております。

続いて83ページになります。6目生活支援体制整備事業費12節委託料、生活支援コーディネーターによる地域での介護予防活動の支援や協議体の設立、社会支援マップの作成に係る事業として、長寿子宝社へ委託しており、毎月の実績に応じ327万268円の支出をしております。

決算書83ページから84ページになります。5款諸支出金について、保険料の還付金26万440円、地域支援事業過年度精算金返還金172万3,381円、介護給付費過年度精算償還金2,049万794円、介護保険組合負担金過年度精算返還金137万2,695円、合計2,384万7,310円の歳出となっております。

以上、介護保険特別会計の補足説明を終わります。ご審議賜われますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

補足説明を終わります。

日程第4 認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書86ページと87ページになります。成果説明書は57ページです。収入済額1億8,859万8,369円から支出済額1億8,619万8,281円を差し引き、歳入歳出差引残高が240万88円、差引残高全額を翌年繰越金としております。

歳入について説明いたします。88ページになります。1款1項後期高齢者医療保険料について、

特別徴収分、普通徴収分、併せて4,613万1,000円で、現年度収納率が99.36%、過年度分が43.45%となっております。引き続き、電話催告や納付相談を行い、収納率向上に努めてまいりたいと思います。

3款繰入金は、保健基盤安定事業や療養給付などの各種事業における町の負担分を繰り入れるもので、繰入れ合計1億3,090万8,750円の歳入となっております。

決算書89ページになります。5款4項受託収入について、主に後期高齢者を対象とする長寿検診事業や予防重視一体的事業の歳入として767万5,983円の歳入となっております。5項雑入療養給付費の過年度計算金として79万4,249円の歳入となっております。

続きまして、歳出について説明をいたします。決算書90ページになります。1款1項総務管理費は、被保険者証の入札、製本に係る10節需用費が5万8,575円、申請書等の郵送に係る通信運搬費として11節役務費は6万7,000円、13節使用料及び賃借料として5万9,868円が主な支出となっております。2項徴収費、主に11節役務費において、通知書や督促状の発送料や金融機関への口座振替手数料、交付金事務取扱手数料として22万2,502円の歳出となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の算定により療養給付費や保健基盤安定負担金、保険料特別徴収など、各種保険料を納付金として支出しており、合計1億7,565万6,091円の歳出となっております。また、実績に伴い、執行残が540万4,909円となっております。2項1目予防重視一体的事業費、事業に係る人件費が主で、27節繰出金も一般会計から支出した職員の給与分を事業完了後に一般会計へ繰り出すものです。

決算書91ページをお開きください。4款諸支出金1項1目22節償還金利子及び割引料、所得確定により還付や充当として29万600円、2項1目27節繰出金が療養給付費の過年度精算金として一般会計の繰出金79万4,249円の合計108万4,849円となっております。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

補足説明を終わります。

日程第5 認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

それでは、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

成果説明書は66ページから67ページになります。決算書93ページをお願いします。1款使用料及び手数料2,785万4,590円は、主に会費及び施設使用料になります。2款繰入金6,886万4,323円については、運営に関わる一般会計からの繰入金になります。4款諸収入766万3,890円は、ショップの

売上げ、そして百菜、法務局の電気代及び事業収入等であります。

次に、歳出になります。96ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1億380万803円は、主に職員給与とスタッフ報酬事業費、委託料が多い支出となっています。10節需用費で、光熱水費1,967万8,737円、燃料費で1,269万9,233円、修繕費が506万1,992円の支出となっています。12節委託料について、運転管理業務委託料が722万9,200円、浄化槽維持管理業務委託料が127万8,100円、観覧席保守点検業務委託料は38万5,000円、特殊建築物定期点検業務委託料は25万3,000円、各種インストラクター業務委託料は428万2,500円となっています。

2款1項1目健康増進事業費25万2,000円は、介護予防教室の健康運動インストラクターの報償費でございます。

3款1項1目文化事業費は、水泳事業において、子供たちの水泳教室を実施いたしております。

以上、補足説明を終わります。ご審議賜われますよう、よろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

補足説明を終わります。

日程第6 認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡俊樹君）

認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計決算の報告をいたします。

決算書のほうの1ページをごらんください。（1）収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入、第1款水道事業収益、予算合計2億8,954万6,000円、決算額2億9,126万7,939円、予算額に比べ決算額の増減172万1,939円とありますが、こちらは仮受消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が1,145万8,092円となっております。

次に、支出の部です。第1款水道事業費用、予算合計2億8,494万7,400円、決算額2億7,390万3,462円でございます。不用額1,104万3,938円、仮払消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が686万9,287円でございます。

次に、資本的収入及び支出のご説明をいたします。

収入第1款資本的収入、予算合計1億5,285万2,000円、決算額1億5,285万1,000円、予算額に比べ決算額の増減はマイナス1,000円でございます。

次に、資本的支出です。第1款資本的支出、予算合計1億8,945万9,600円、決算額1億8,889万3,929円、仮払い消費税及び地方消費税の額は895万4,454円です。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する3,604万2,929円は、当該年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整金743万9,363円と過年度分損益勘定留保資金2,860万3,566円で補填いたしました。

次のページをお開きください。

財務諸表、令和3年度伊仙町上水道事業損益計算書。

1、営業収益、営業収益の合計が2億882万5,920円でございます。2、営業費用の合計、2億5,227万8,813円となりまして、営業損失収支では4,345万2,893円の損失となっております。3、営業外収益合計、6,823万4,553円。4、営業外費用の合計1,485万6,546円、営業外費用の差引きが5,337万8,007円の利益となっております。営業費用と営業外費用の差引きで経常利益が992万5,114円となっております。この経常利益が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金7億7,973万5,557円を合わせ、当年度の未処分利益剰余金が7億8,966万671円でございます。

次のページをお開きください。

令和3年度伊仙町上水道事業剰余金計算書。当年度末の残高は、資本金が2億6,531万9,109円、これに資本剰余金の合計202万1,431円、利益剰余金の合計8億4,911万6,350円を合わせ、資本合計が11億1,645万6,890円となっております。

次のページをお開きください。

令和3年度伊仙町上水道事業貸借対照表をご説明申し上げます。

資産の部、固定資産の合計が34億8,659万5,093円でございます。固定資産と無形固定資産両方を含んでおります。

2、流動資産。(1)現金預金4億4,186万8,998円。(2)未収益と貸倒引当金の計が8,939万7,190円です。流動資産の合計が5億3,126万6,188円でございます。固定資産と流動資産の資産合計が40億1,786万1,281円となっております。

続きまして、負債の部です。

3、固定負債。(1)企業債16億60万6,631円。(2)リース債務349万9,603円で固定負債の合計が16億410万6,234円となっております。

4、流動負債。(1)企業債、(2)リース債務、(3)未払金、(4)引当金、(5)預り金、以上の合計、流動負債の合計が1億2,823万5,476円となっております。

5、繰延収益。(1)長期前受金13億7,573万2,918円。(2)収益化累計額マイナス2億667万237円、繰延収益の合計が11億6,906万2,681円でございます。固定負債と流動負債及び繰延収益の負債合計が29億140万4,391円となっております。

次に、資本の部です。

6、資本金2億6,531万9,109円でございます。

7、剰余金。(1)資本剰余金の合計が202万1,431円です。(2)利益剰余金。減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金の利益剰余金の合計が8億4,911万6,350円です。資本剰余金と利益剰余金を合わせた5億8,113万7,781円が剰余金の合計となり、さらに資本金と合わせた11億1,645万6,890円が資本合計となります。負債と資本の合計が40億1,786万1,281円でございます。

次のページをお開きください。

令和3年度注記表です。こちらのほうの(2)貸借対照表に関する注記。企業債の償還に係る他

会計負担金、貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は6億1,878万4,000円です。

(4) その他の注記。引当金の取崩し、貸倒引当金。当年度末において水道料金を不納欠損にするため、貸倒引当金110万5,000円の取崩しを行った。また、賞与引当金。当年度6月末において、職員の期末勤勉手当支給及びこれに伴う法定福利費を払うため、賞与引当金295万円の取崩しを行いました。

次のページをお開きください。

令和3年度伊仙町上水道事業報告。

(1) 総括事項については、決算報告と重複しておりますので割愛とさせていただきます。

(2) 経営指標に関する事項。下の表は経営指標の推移です。令和2年度に実施した簡水事業との統廃合により、借入残高や営業費用が増加する中、企業債償還や施設更新などの課題も増加したため、経営戦略に基づいた計画を実施し、経営の健全化を図りたいと思っております。

次に、15ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書です。こちらは、年度を通して動いた現金の動きを表したものでございます。一番下の資金期末残高とありますが、こちらが、先ほど6ページの貸借対照表の流動資産の現金預金となっております。16ページからの明細書となっておりますので、ご確認ください。

以上、伊仙町上水道事業会計の報告といたします。よろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

これで、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算に係る補足説明が全て終了いたしました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会とします。

次の会議は、9月13日火曜日、午前10時から再開いたします。

議事日程は、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までといたします。お疲れさまでした。

延 会 午後 4時15分

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和4年9月13日

令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和4年9月13日（火曜日） 午前10時03分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第2号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第3号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第4号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第5号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第6号 令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	8番	岡林剛也 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
13番	樺山一 議員	14番	美島盛秀 議員

1. 欠席議員（1名）

9番 上木千恵造 議員

1. オブザーバー（1名）

12番 前徹志 議員

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君 議会事務局書記 芳田勇也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明 君	総務課長	久保等 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	稲田大輝 君
子育て支援課長	久保修次 君	地域福祉課長	大山拳 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	福島隆也 君
耕地課長	稲田良和 君	きゅらまち観光課長	上木博之 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	上木正人 君
社会教育課長	中富譲治 君	学校給食センター所長	森一途 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君	選挙管理委員会書記次長	春島弘明 君
総務課長補佐	寶永英樹 君		

～令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時03分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ただいまから、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

日程第1 認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。議員の皆様は伊仙町議会会議規則第55条の規定に基づき、同一議題の質疑は3回までとなっておりますので、質疑は3回以内にまとめ、簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

また、執行部の皆様におかれましても答弁は簡潔明瞭に努めていただき、厳格な会議進行ができるようにご協力をお願いいたします。

それでは、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。

○3番（大河善市議員）

令和3年度の歳入歳出決算について、ページ数で33ページ、きゅらまち観光課長にお尋ねをしたいと思います。款4項1目8海岸物地域対策推進事業費2,734万2,789円について伺います。

この間、先週の金曜日、特別委員会でも現地視察等を行いました。漂着ごみについて昨年度の回収実績が528件処理をしたということを知っていますが、このごみの書類は現地で説明がありました。産廃業者さんのほうにお願いをして処理をしているということを知りたいんですが、その業者さんは島内で処理をしているのか、島外へ持ち出しをしているのか、まず伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

お答えいたします。処理の方法はその産廃業者の敷地内で最終処分していると思われま

○3番（大河善市議員）

これを聞いたのは、今日、朝、テレビを見ていて、離島はどこもこの漂着ごみの問題がやっぱり深刻ということで、テレビを見ていたのが、この問題について、長崎県ですか、対馬というところがこの問題を結構取り組んでいるということで経済課のごみの問題も島内で処理しているとこの間聞いたんです。島内でごみを処理するということは、処理、3か町がやはり出てきますのでいずれ大きな問題になると思うんですね。これは3町で取り組んで、どうにかしてクリーンセンターとも協議をして、島内に出る漂着ごみの処理については島内で処理等をして、向こうのものをみるとそれを燃料化しているという話があったんですが、こういうところも3町で勉強して視察等へ行かれて。これは、今、県のほうから補助金が出てしているからできると思いますが、ずっと毎年同じように出てくるわけですのでやはり島内で処理をして産廃業者に作業をお願いして埋立てをするんじゃないかと、そういう方法等も考えないか伺います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

お答えします。

私も今日ちょっと朝テレビを見まして、すごくいい取組をしているなと思ひまして。ですから、リサイクルセンターみたいなのを3町で建設して行って資源にしていくというか、そこで何か燃料にしているというようなことだったので、そういうものを、議員がおっしゃいましたように視察などを行って、そういうものを今後検討していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

私は広域のほうでも今回、質問を次にしますので、そういう3町で取組をして進めるようにぜひお願いしたいと思ひます。

続いて、経済課長のほうに。ページ数、39ページ。款6項1目15鳥獣対策事業費、節12の委託料100万について。

これはイノシシの防除柵について委託していると思ひますが、資料を見るとイノシシの防除柵については、平成30年に町内設置が終わったと言ひましたが、その翌年からこの委託契約が発生しているのか。また、委託契約者は個人と契約しているのか。町内の業者さん、また、シルバー人材センターと契約して事業をしているのか。また、どのような作業を年間して100万を支払っているのか、伺いたいと思ひます。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの委託料100万円につきましては、イノシシ侵入防止柵の修繕等、管理を行っていただいております。

委託している期間につきましては、すみません、手持ちの資料がございませんので後ほど調べてお答えいたします。

団体につきましては、設置柵周辺の任意の団体をつくっていただき、その団体に対しまして業務委託を行っているところです。

業務内容につきましては、防止柵の簡易な修繕及び周りの除草、雑木等の撤去などを行っていただき、適切な管理をしていただくような内容となっております。

○3番（大河善市議員）

この事業は3か町とも同時にやって、もう既に事業は終わって。これは聞くところ、国からの100%の補助事業だったと思ひますが、やはり委託契約料100万、高いか安いかわかりませんが、ずっとこれは続いていくわけですので、その辺の作業等もよく適正に。すみません、今の適正という。契約して、先ほど答弁して、柵の修理等も行っているし、山里に来て農家の方とか町民に迷惑がかからないような作業等の実施を行うようにまた指導等お願いをしたいと思ひますが、これについてお答えをお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本防止柵につきましては、3町で年度は違ひますが、整備しているところでございます。また、

この管理につきましては大島郡区内においてもほとんどの市町村で課題に挙がっているところでありまして、ほとんどの市町村で町単、町費を用いまして管理を実施いたしているところでございます。

本施設の修繕等を行わなければ、また、里のほうにイノシシが下りてきてしまうといった問題も懸念されますので、適切に管理していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

よろしく申し上げます。

続いて、総務課長のほうに49ページ、款9項1目3防災まちづくり事業について伺いたいと思うんですが。

これは、先週、特別委員会で現地視察等も行ったことを踏まえてお聞きをしたいと思いますが、現地で担当の方の説明、金額と議員に配られた資料等の金額、ちょっと私の聞き間違いかどうか、金額に違いがあったりするんですが、これについて説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの大河議員の質疑にお答えします。成果説明書の29ページをお開きください。

その下段のほうに奄美群島防災関連施設整備事業ということで改修工事下検福1,567万5,000円。それと伊仙2,959万8,000円という記載がありますが、この2,959万8,000円というのが下検福と伊仙の合計金額でありまして、申しわけないです。

この伊仙の「2,959万8,000円」を「1,392万3,000円」に訂正をお願いします。この記載している金額は2つの合計金額でありましたので申しわけありませんが、伊仙の工事費については「1,392万3,000円」でございます。ご訂正をお願いしたいと思います。

○3番（大河善市議員）

それから、各課の課長にお願いをしますが、業者の現地視察をする場合、この事業の明細が分かるような現場での対応方を次回からお願いをしたいと思いますが、総務課長に再度、下検福と東伊仙、どのような事業でと。やはり多額な金額が上っておりますので分かる範囲内で下検福はここここ、東伊仙はこういう事業をしたということの説明等、お願いしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当事業のほうが防災関連施設の整備ということでありまして、集落の要望も入るんですが、雨漏り、防水工事、それから、電気発電機を入れた形の停電の場合を想定した整備、それから空調機器の整備が主に中心な工事内容でございます。

○3番（大河善市議員）

一つの地区についてお伺いしたいと思います、大体の地区が公民館は1か所でそこが避難場所にも指定されていると思いますが、（1）地区には今回整備したところが公民館として使用していないように思えますが、そこを整備したということについてどういうことではないんですが、そこ

に購入した備品については集落が管理をしていないところを、これは行政の町のほうで、後、入れた備品等の管理をしていくのか伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

集落については工事で整備してございますものについては、備品ではなくて、集落のその施設に関する整備ということでございますので、そこについて備品管理はしないものと考えています。

特段、この整備事業の別に備品として購入してあるものについては、町と集落が連携を取って管理しなければならないものだと考えております。

○3番（大河善市議員）

すみません、ちょっと理解が。どこが発電機を両地区とも購入してあったんですが、うち1地区については集落が管理ということでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この集落の防災拠点の整備、関連施設の整備ということで、工事で入れている、整備をしているということでございますので、これを備品管理という想定ではなくて整備をしているということで、その集落についてそれぞれの管理はしなくてはならないと考えています。

またこれが多大な修理とかということになれば、役場についてもその整備、修理等に考えていかなければならないということの認識でございます。

○3番（大河善市議員）

これを聞いたのは3月議会でも質問したんですが、そういう機械を入れることはもちろんいいことなんですが、後の保守点検整備について問題になってくると思いますが、隣町についてはもう町のほうが専門の方を、電気保安管理者ですかね、そういう方と年間契約してこういう設備を、入れたものに対して保守点検等も行っているという時代もありますので、やはり多額の金額で購入しているわけでありまして、後々、購入して後で使い物にならないようなことが発生しないような対策は取っていただきたいと思いますが、これについてどう考えておるか、伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

失礼します。先ほど備品の管理ということで質問だと思つての答弁でございます。

この電気、保守管理という点についてはまた各集落でできないものと考えていますので、今、言ったような対応を取る必要があると考えております。

○3番（大河善市議員）

ぜひ今から年度ごとにいろいろこういう避難場所に指定されているところの整備ですので、発電機をぜひ必要だと思っておりますが、こういう多額の金額で購入しているわけですので、緊急時に使用できるような体制だけはぜひ取っていただきたいと思っております。

次、再度、総務課長に伺いますが、この避難場所整備事業については、令和4年まで既に整備箇所が決まっておりますが、令和5年度以降については、まだどこを整備するということは決まって

いないというふうに思っておりますが、ぜひ町のほうで指導して、2地区合併した集落等もありますので、そういうことも踏まえて。やはり集落で結構いろいろなことで活用している公民館で同じような年度でつくられていて、古いところが結構ありますので、5年度以降については各集落の区長さんとの協議をして、そういうところも勘案しながら5年度以降のこういう事業の取組ができないか、総務課長に伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

先般の補正予算の中でも少し説明したところでありますが、既に別の事業で浄化槽のみを整備している公民館もございまして、こういったところと、あとまだそれが未整備のところ、そういったものも勘案して、それと状況、雨漏りがするとか、そういうものが先に発見されているところを優先しなければならないというふうには考えています。

それと今後、昭和56年6月以前につくられた建物についても耐震を満たしているかというところもございまして、その辺も調査をしながら今後の整備箇所の判断をしていきたいと考えております。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんでしょうか。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度歳入歳出決算における質疑をいたします。

まず、成果説明書の今の質疑に関連しますけれども、29ページ、消防防災事業の下の表のことなんですけれども、訂正の説明がありました。

現地調査をしたときに、私は下検とそれから東伊仙西宮農センター、この工事の内容等を素人ながら見ていまして、下検と伊仙の工事の内容に差があり過ぎたと。工事費は幾らかということを検福で聞いたら、検福は2,400万円強。伊仙が1,400万弱という説明を聞きまして、何で検福は工事内容からすれば伊仙のほうの方がしっかりできているんじゃないのかと、これはおかしいんじゃないのかということの説明委員に聞きましたら「確かにそうです」と言って私もそんなもんかなと思って、今の説明を聞いていましたらあまりにも説明が不十分。こういう、いいかげんと言ったらおかしいですけれども、説明も図面もしっかり見ていない、工事を管理している職員を配置して大丈夫ですかね、これ。

町長、どう思いますかね。私たち、現地調査の中で「これはおかしいよ」と。「2,400万と1,400万ではちょっと工事内容がおかしいよ」ということをみんなで議論しましたよ。こういう職員の今後の仕事、そういう設計とかそういうものの内容が分からないような人を担当職員に置くと。これはこの事業だけでなく他の事業もあると思うんですけれども、どう思いますか。お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど現地調査を行った下検福については1,567万5,000円、伊仙について、東伊仙については1,392万3,000円でございます、170万程度の違いがございます。その中身として外構がしっかりしているところと全面塗装しないといけないところ等もでございます。その業種の内容で若干工事費も違ってきます。その整備されていた、先ほど言いましたトイレ、その辺が手をかけないでいいところ、それから、手をかけなければならないところという違いもございまして、若干のその違いは出てくるものと考えております。

また、この整備についても建築専門の職員も担当していますので、中身のほうについても精査してございます。そのような中で事業を進めていますので、外から見た目の違いは多少あると思うんですが、中身の工事の量と積算については合っているものと確信しております。

○14番（美島盛秀議員）

私が言っているのは、それはそれでいいでしょう、きちんと最後まで工事ができていますから。現地で説明した担当の職員が私に言ったことが「2,500万弱。伊仙が1,400万強」というような話を聞きました。

検福のあの工事費、伊仙の工事と比較したときに相当その工事内容に差があるような気がします。かえって、検福の安いほうが私は工事内容も良かったと。伊仙のほうが良かったと。外の外構まできちんと塗装している。

そういう内容からして、現地の説明職員、この内容が分かっとして、今、総務課長の話では建築士の資格のある職員がいると。配置しているということなんですけれども、これ、工事を着工するときにきちんと打合せをして確認をして、そしてやると。そして、工事監理人といいますか、係がいるはずですので、そういうことをしっかりとしないと本当にいいかげんですよ、このことは。これがもう他にも蔓延化しているんじゃないかと私は考えている。もうちょっと職員の指導、こういう係、こういうことをしっかりと説明しないと、自然にこれをうのみにして下検と伊仙の工事費はそうだったのかなと思いますよ、普通の町民が。

そういう辺りをしっかりとこれから精査しながら職員の仕事をやっていただくことをお願いします。

それでは、他に成果説明書を中心にして質疑をいたしたいと思います。

まず、成果説明書の37ページ、くらし支援課の税務行政事務についてでありますけれども、ここに農業収入の収入額、税務関係の収入額ですかね、20万6,773万2,608円、農業所得の収入があります。町長は「50億が達成できた」と。「54億、56億の所得が上がった」と言うんですけれども、実際に申告をしている農業申告をしていけば、所得、この収入ももっともっと増えてくるだろうと思いますけれども、この20億と50億達成のその違い。数字が大きく違うんですけれども、そこら辺りの説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

成果説明書37ページ、個人町民税の中に記載されている農業収入の合計額についてなんですけど、あくまでもこちらの課税のほうで把握した農業収入額、個人に対する部分なので確定申告書と、それから通常の申告書、個人分の累計額のこちらのほうで把握できた数字であって、まず、農業法人化された法人の収入等はこれの中に含まれていないので。近年、多頭飼育の畜産農家であったり、それから、ばれいしょ生産をされている方々が法人化をし、法人税の中で法人の収入として申告してくる部分はこの20億の中に含まれておりませんので、法人サイドの収入額がこちらのほうで農業収入の総額までの把握ができていないので、この表の中の記載では、あくまでも個人が一般で申告して収入額を全部記載してきた部分の農業収入の合計額になります。

法人等の申告書の中でも、収入額の合計、農業分が幾らであるとかという集計のほうはこちらのほうでもまだ全部集計が取れておりませんので、法人部分を含むと経済課のほうに報告が上がっている農業生産額、法人・個人全部の合算額が50億を超えていっているという報告になっていると自分のほうでは認識しております。

農業収入の件についての説明は、以上になります。

○14番（美島盛秀議員）

この20億は個人の確定申告等によって証明できる20億だと。実績だと。それで、あと50億ということになりますと、あと30億ぐらいだと。法人、あるいはそういう人たちが法人税として納めている税になってくるといって受け取り方でよろしいですか。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらのほうでも認識している部分は法人のほうで申告している収入額で、それに応じて所得額が確定し、その所得に対して全部法人町民税等を課税していくので、その中に全部含まれているものと認識しております。

○14番（美島盛秀議員）

そこら辺りを経済課あるいは税務、くらし支援課と話し合い等をして、どれぐらいの税収が見込めるのか、農業所得収入が見込めるのか。そこはやはりお互い連携して話を進め、どうしていけば税金の徴収ができるのか、そういうようなこと等をやらないと自然に、確定申告をしないで税金を逃れる、滞納やあるいは税金を払わないという人が増えてくると思いますよ。

ですから、ある程度、ある程度ではなくて、経済課、耕地課、あるいは税務課、くらし支援課がしっかりと連携をして取り組む必要があると思いますのでお願いをいたします。

成果説明書の上から順番にやりたいと思います。

66ページ、「ほーらい館」の決算について。まず1番目に、水泳教室事業、スイミング会員が354人とありまして、コロナの関係で歳入が減っているという説明でありますけれども、このスイミング会員354人というのは学童から学生、一般を含めてだと思っておりますけれども、この中でスイミング教室に通っている学童生徒18歳未満ですね。この人数は何人ですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

スイミング会員は、今、354名となっていますが、こちら、令和3年度の実績になります。今年度に関しては、今、継続して会員になられている方もいますが、今、実際にスイミングが実施できていない状況なので、今後、この精査が必要だと考えているところがございますが、18歳、学生に関しては、今、4名になります。

○14番（美島盛秀議員）

私が聞いているのは、児童生徒含めて18歳以下ということですよ。何名かということですよ。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

児童生徒合わせて426名と学生会員が4名で430名になります。すみません。

すみません。スイミングの会員は354名です。それと別で、それと合わせて学生の4名が含まれます。子供の……。そうです。354名が会員数となって学生が4名になります。すみません。お願いします。

○14番（美島盛秀議員）

314名のうちの4名が学生でということは、314名がスイミング教室に通っている人たちだと。残りの354人、これを引いた残りが一般のスイミング教室に通っている人ということですね。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

354名です、スイミング。令和3年度の会員となっております。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

すみません。先ほどのスイミングの会員ですが、354名全員が18歳未満になります。3歳から18歳までで354名が会員となっております。

○14番（美島盛秀議員）

354名の会員で1人の会費は幾らですか。それと、全体のそのコロナ等で教室が開けなかったと、そういう関係で95万減少したという受け止め方をしているんですけども、実際の会費、そして、現在の令和4年度への見込み、そういう辺りの認識をお願いいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

会費については1人3,500円になります。今年度の見込みについては、今、スイミングの指導者等

の育成を行っているところでありますが、令和3年度の会員の皆様に引き続き会員になってもらえるように進めていく計画でございます。

○14番（美島盛秀議員）

そこで、下の2番目地域おこし協力隊により新規レッスン導入をやっているということで「通常利用としても町外からの利用者が増えてきた」と書いてありますけれども、この地域協力隊によるこの新規レッスンプログラムですか、この成果、これは出ているのでしょうか。

それと同時に、下の助成、大規模事業、運動支援業事業、これの助成金は幾らなのか。そして、1名で今やっているということなんですけれども、「半年後、開始して3名として研究を行う」と書いてあるんですけども、2番と3番目を勘案して説明をお願いいたします。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらの地域おこし協力隊によるキックシェイプアップとしましてレッスンを行って導入して実施しているところでございます。

こちらは、地域おこし協力隊により実施しまして今年度も実施しているところでございますが、また、それ以外の教室も併せて開いていき、参加者も増えている状況だと認識しております。

次のその大規模実証事業に関してですが、こちらは人数を確認させてください。今、3名の方に研究を行っているのですが、こちらが24万円の収入で実施している事業になります。

○14番（美島盛秀議員）

2番目の地域おこし協力隊による新規レッスン、これは継続してやっているということですね。そして、成果は出ていると。

それか3番目の助成金が24万。この24万というのはその3名に対する入浴料、そういうことを助成するための事業というふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

はい。参加されている方の利用料金等になります。「ほーらい館」のレッスン、ジムの利用だったり、プールの利用だったり、そちらになります。

○14番（美島盛秀議員）

分かりました。

それと3月議会で一般質問を、私、したんですけど、そのインストラクターが退職したということなんですけど、現在はきちんとインストラクターがそろっているのでしょうか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

インストラクターについては今8名です。8名いまして、スイミングの指導者として今1名研修に行っているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

インストラクターが8人で、水泳の指導者が研修に行っているということによろしいですね。健

健康増進施設でありますのでぜひ伊仙町民の町民が健康であるような取組を今後も続けてほしい。

また、最近、若い人たちが、高齢者が亡くなるというのがありますけれども、若い人が増えてきているということで伊仙町の健康の増進というのは非常に大切な問題、件でありますのでぜひしっかりとこの増進施設の運営に取り組んでいただきたいと思います。

そして、その次の67ページ、これは月別会員数が載っておりますけれども、上の表の最後の年間利用だと思っておりますけれども、8,107という数字、これは年間の「ほーらい館」を利用している人数だと、利用数だと考えてよろしいですか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

はい。年間の利用人数になります。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、今、「ほーらい館」ができて15年、16年ですか、になると思うんですけども、目標を立てて運営が黒字がとんとんになるぐらい、黒字にはならなくてもいいと思っておりますけれども、赤字にならないように、財政を圧迫しないような、そういう運営の方法を考えて目標を立てて、何年後には100万人達成だとか200万人達成だとか、そういう大きな目標を立てて努力をしないと目標が。ただ健康増進を目標にしていますとかいろいろ目標にしていますとは言えますけれども、やはり人数、会員の人数で行きますので、利用者の。そういう目標等などを立ててやるように、また審議委員会のほうでも検討等を重ねていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、一般の会員の月の会費は今どうなっていますか。幾らになっていますか。

○健康増進課長（伊藤晋吾君）

月の会費は7,000円になります。グループですと6,000円になります。

○14番（美島盛秀議員）

この会費の件も月7,000円、これは普通の銭湯へ行ったり、あるいは家のガス代、水道代、いろいろなことを勘案してみると、月の月曜日を除いた日はいつでも入れるわけですから、安いなど。安いということはもちろんですが、そういうことをもっともっと一般町民が知って、広報活動と「ほーらい館」の広報などもありますけれども、そういうように広報して会員を増やして、そして、とんとんぐらいで、赤字運営でないような方法等も一つ一つ考えて解決していかないと、ただ単純な数字、あるいは単純な思いで運営をするんじゃなくて、もっともっと目標を持って経営計画に沿った運営の在り方、あるいは、公設民営ということでありますので民営化の方向にも向けてもっと努力する必要では必要があるのではないかなと思いますのでお願いをいたします。

それから、次のページ、68ページ。経済課の目6糖業振興費。この糖業振興費の国庫事業を活用した堆肥の散布事業を実施したとありますけれども、この詳しい実績、あるいは、さとうきび緊急支援事業、肥料、薬剤等、この詳しい数字等が額面に、そして、農家がどれだけ量できているか。

産地生産基盤パワーアップ事業、これは990 a、大体10町歩だと思っておりますけれども、それと、下の環境にやさしい農業推進事業、散布量600 t の20haで計算をして、反当たり3分の2補助。農家負担

が1万円なんですけれども、ここら辺りの実績を。そして、反収アップにつながっているのかどうか。そして、さらにこの事業でどれぐらいの農家が、農家の何%ぐらいがこの事業に関連をして成果があるのか。恐らくこれだけの予算では、私は農家の1割ぐらいではないかなと思いますけれども。前の一般質問でも質問しましたけれども、やはりこういうところに農業生産額を上げるということからすれば、こういう事業をもっともっと増やして、あるいは、国や県の補助金、負担金が足りない場合は町の単独でもやるという、そこら辺りの見解をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。堆肥助成の実績についてでございますが、記載のとおり、産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、対象999 a、32筆に対しまして300 tの堆肥を散布したところです。

環境にやさしい農業推進事業に対しましては、散布面積20ha、43戸の農家に計600 tの堆肥を散布したところでございます。

これとは別にさとうきび増産推進事業といたしまして、さらに600 tの散布、また、南西糖業の資金におきましても150 tの散布を昨年度行っているところでございます。

農家の面積に対する割合でございますが、様々な品目があるということで必要数量には全く達していないのが現状でございます。

○14番（美島盛秀議員）

この事業を実施するに当たって農家の何%ぐらいがその事業を受けられたのか。そして、その成果ですね。実際にそういう報告等ができるような資料があるのかどうか。反当たりの収穫とか農家の報告とか。そういう報告ができるようなことができるのかどうか。やっているのかどうか。

それから、恐らくこの3分の2補助。他の個人負担分、3分の1は個人負担になると思いますけれども、去年、昨年、1,400万の使途不明金が発覚しました。こういうような中から個人負担金の分が使い込みされたという認識だったんですけれども、その問題についても今解決をしたのか。そういう補助事業等を使っているのに解決したのか。重ねてお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本事業といたしまして収量の報告等は求めてはおりません。しかし、産地生産基盤パワーアップ事業、こちらにつきましては、本年、春植え、植付け前に散布、来る収穫期において収穫をするわけでございますが、植付け前と収穫後の作土層の調査、そこまでは実施する事業となっておりますのでそういった調査は進めてまいります。

また、農家の散布の割合でございますが、こちら品目によりまして、さとうきびだと植付けの3年に1回、4年に1回程度しか散布することができませんので、そういった割合についてお答えは差し控えさせていただきます。

また、使途不明金の問題についてでございますが、こちら昨日説明いたしました、8月5日を

もって民事訴訟のほう、訴訟の提起をいたしております。そういった中身の件につきましても訴訟案件であるということですので説明は差し控えさせていただきます。

○14番（美島盛秀議員）

私がなぜこういうことを聞いたかという、この堆肥を入れて地力をつけるということで、土壌検査を実施しないと、土壌を持ってこないと補助金が受けられないと。補助を受けられないということで、私も8か所だったですかね。春植えを持っていったんですよ。そうしたら、その結果の報告がないですね。私も聞きに行けばよかったですけれども忙しくて聞きに行けなかったんですけども。

やはりこういう町が実施している、そういう事業に対してこういう結果が出ましたからこの土地にはもともと地力を上げるために必要ですよとか、そういうアドバイスを、それが農業支援センターの私は役目だと思います。だから、土壌検査の結果等もやはり報告をしていただきたい。

忘れてついつい聞くのができなかつたんですけども、他の人は報告を受けたり、あるいは、聞いているかもしれません。私はそういうことがなくて、どれぐらい石灰を入れればいいのか、あるいはどれぐらい肥料を追加すればいいかということ等がなかなか見当がつかみませんので、そこら辺りまでしっかりと行政側としては農家を、糖業を振興する上で、あるいは農業振興する上で農家に対しての施策の説明、成果の説明等をしっかりやっていただきたいということをお願いいたします。

それから、1,400万の使途不明金については提訴してあるということですね。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

土壌診断につきましては、美島議員が少々勘違いしているところがございます、本堆肥散布事業につきましては土壌の診断は行っておりません。糖業振興会で行う化成肥料等の事業につきましては、国のほうで土壌診断が必須となっておりますので土壌をお持ちいただいて診断を行っているところでございます。

また、糖業振興会の使途不明金でございますが、刑事告訴のほうが本年4月の中頃において徳之島警察署により受理。民事訴訟のほうが8月5日をもって鹿児島地方裁判所名瀬支部のほうへ提出いたしましたところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

私の理解がなかなかできなかつたわけなんですけれども、やはりそういう理解、私ができないから農家のお年寄りなんか余計分らないと思いますよ。だから、そういうのをちゃんと指導したり、お手伝いしてあげるのが行政の仕事だと私は考えますので。

ぜひ農業振興においては、堆肥助成、あるいは肥料、農薬、そこら辺りの事業実施についてはもっと真剣に詳しく農家にお伝えしていただきたいということをお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀議員）

同じく68ページの目7有機物供給センター管理運営についてお尋ねをいたします。

現地調査をしたときも感じたんですけども、これは5、6年前にも現地調査をして非常に老朽化しているということが見受けられます。

そういう観点からしますと目的を達成するにはなかなか難しいのではないかなど。安全で衛生的な液体肥料を製造して農地に還元するという、作物に還元できると思いますけれども、まともな液肥が醸成できていないのではないかと思います。

そこら辺りで考えてこの施設の建て替え、あるいはこの施設の液肥の散布状況。それから、散布をするときに一般の畑に散布するのか、あるいはもう散布する場所がなくて普通の、何ていうんですか、山へ行って捨てているのか、あるいは人に迷惑をかけるようなことなどないのか、そこら辺りについてまずお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まともな液肥ができていないのではという意見ですが、先週視察していただいたとおり、臭いもなく高品質の液肥ができているものだと認識しております。

また、散布した農家におきましても、畜産の草地であれば通常3回程度取れるところが4回収穫可能であるとか、そういった効果も著しく伸びてきているところでございます。

また、散布量につきましても、前年度比71万5,400ℓ、約20%の増加となっております非常に効果的な液肥ができているものだと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

建て替えのほうを。

○経済課長（橋口智旭君）

建て替えにつきましては本施設をまず現在の事業者さんに対しまして10年間持たせるような計画を立ててくれと申出を行っているところでございます。

そういった中で、今後、し尿の処理として環境省等の事業を用いるのか、また、同じような効果的な液肥を製造するという事で農林水産省等の事業を用いるのかを検討しているところでございます。

あと、山林等への廃棄、そういったものは一切ございません。

○14番（美島盛秀議員）

有機物ですので、やはり畑に還元できる肥料を生産して畑にまくと。確かに液肥を散布すると作物にいい成果がある、結果が出るということは私も聞いております。

ぜひ希望する人がおればなるべく農家に還元できるようにいい液肥を生産できるように施設自体も早急に建て替えができるような予算措置、あるいは、補助事業等を申請してやっていただきたいと思えます。

その下の69ページ、園芸振興費。先ほど糖業振興で堆肥の問題を言いましたけれども、やはり園芸についても私は堆肥が必要だと思えます。この堆肥にも3分の2補助の助成が出ているのか、あるいは、出せるのかお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

環境にやさしい農業推進事業といたしまして、600 t 散布しております。こちらの中には園芸農家も含まれております。

○14番（美島盛秀議員）

堆肥も助成しているということで。

○経済課長（橋口智旭君）

はい。

○14番（美島盛秀議員）

分かりました。ぜひカボチャ、あるいは実エンドウ。私もショウガをつくっていて、この堆肥を入れて非常に結果が去年出ました。また、今年もいい結果が出ると思っておりますので、堆肥の有効活用はしっかりと考えて今後取り組んでいただきたい。堆肥センターの運営状況等もしっかりとさせていただきたいと思えます。お願いをいたします。

その69ページの下9畜産振興。9月競りで、相当、先月の競り値より価格が低迷したんじゃないか、低くなったんじゃないかなという話を聞きました。私の知り合いでしているので、9頭持って行って、8頭売却して1頭は持って帰ったと。非常に予定していた価格より低かったということでショックを受けて帰ってきていましたけれども。

そういう観点でこの競り値が何でもかんでも、もうコロナだから、コロナだから、あるいは、ウクライナだ、ウクライナだということで意欲さえなくなっている。そういう現状が畜産農家にはあるんじゃないかなという気がしてなりません。ここら辺りをしっかりと畜産農家の皆さんとも話し合い等、振興会あたりを通して話し合いたい議論を深める。今後、畜産農家の、畜産の振興に努めていただきたいと思えますけれども。

その競りが下がって、飼料の高騰等によって飼料への補助金、これも国の70%、あるいは県の15%、町長も「町の15%は実現したい」と、糖業振興にも言いましたけれども、この畜産にもそういう飼料等の補助ができるのかどうかお尋ねをします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

畜産の飼料につきましては国庫の対策におきましても異常補填への積立てということで対策が練られているところでございます。

また、今月の競りにおきましては50万円を下回ったということで肉用の子牛奨励金、農水省のほうの事業なんです、この発動基準の見直し等も検討されているところでございます。

また、今回の競りでちょっと感じたのが、品質のいい牛、血統のいい牛、こちらにつきましては80万以上の高値で取引されてもございまして、今後、優良素牛導入保留事業などを活用した母牛の更新、また、各種資機材の導入による使用管理の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、肥料につきましても、肥料高騰対策の中で畜産に関する費用も全て含んだ形で申込みを行っております。

○14番（美島盛秀議員）

基盤整備事業でいろんな器具等、スタンションといいますか、こういうのも補正をして支援をしているわけなんですけれども、この優良素牛、これを導入するための貸付け1頭30万と。そして、例えば言われた80万の牛が出た、そうするとあとの50万は手出しになる。ですから、貸付けですので、いずれは帰ってくるお金ですので、ぜひこの貸付けももっと上限を上げて優良の牛を買うんだから、そして、農家所得を上げて畜産農家の振興になるんですから、1頭当たり50万であるとか、その基金の額を増やして農家の手助けをしていただきたい。

貸付頭数が11頭ということですが、30万でも高いから11頭で収まっているんじゃないかと。

私はこれが40万50万になれば20頭30頭にもなるんじゃないかと思う。そして、ババ牛と入れ替えて肉質のいい牛ができて、また、品質のいい牛ができて、そして、高値が続くと、そういうことも考えられますので、ぜひこの貸付金の増額等も考えていただきたい。それをどう考えているのか、お尋ねします。

また、この前の、審査の結果及び意見書の差し替えで、高齢者等肉用牛導入基金、また25頭残っていると。そして、決算ではもう何頭いるか分からないようにゼロ頭と。決算年度で25頭で595万3,000円という結果があつて。牛が25頭で595万3,000円、現金が621万8,000円。合計で1,217万1,000円という審査の結果が出ているんですけれども、この内容と実際に25頭いるのか。現金が実際に残っているのかどうか併せてお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、優良素牛導入保留事業につきましては、農家さんが自己の牛を保留した際に1頭10万円の助成を1農家2頭を上限として支出しているところでございます。

また、家畜導入事業。貸付け、こちら、いわゆる町有牛の導入に係る事業でございまして、1件当たり、1頭に対しまして30万円の貸付けを行っているところでございますが、こちらについては

3町の中で協議をただいま持っておりまして、上限を50万円に変更するなど、基金の中で対応してまいりたいと考えております。

また、高齢者等肉用牛につきましては決算年度で25頭残っていることにはなっておりますが、こちらは廃用されていないだとか、滞納が残っている等で25頭という頭数が残っているところでございます。

現金の621万8,000円につきましては再計外のほうに残っている状況でございます。

こちらの基金につきましては現在運用されていないということで廃案に向けて作業を進めているところでございまして、当時の導入者の血族等を当たっているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

優良素牛の補助については30万から50万に上げるという。

○経済課長（橋口智旭君）

町有牛は。

○14番（美島盛秀議員）

町有牛を30万から50万に上げる。

○経済課長（橋口智旭君）

検討しています。

○14番（美島盛秀議員）

計画をしていると。分かりました。ぜひお願いします。

じゃあ、その高齢者等肉用牛導入基金、これは実際にその基金が残っていますけれども、これは私が議員になって当初の頃から問題になっていたという感じがします。20年以上このままにほったらかしになっているということなんですけれども、そこら辺りも20年もすれば何とか結論を出さなければいけないと思いますので、早急に関係する、25頭に関係する人たち、いる人はいる、いない人はいない、不納欠損でも出して、きちんと精算をする考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この高齢者等肉用牛導入基金につきましては、現在、滞納処理を進めているところでございまして、廃案に向けて作業を行っているところでございます。

条例についても廃案に向けて作業中でございます。

○14番（美島盛秀議員）

この件に関しては、いろんな牛の話、畜産の話が出ると、もう昔といいましょうか、ちょっと年齢のいった人たちの中には必ずこの話も出てきます。あれを、牛についてはどうなったのか、こうなったのかと色々な話が出ます。

ですから、そういうこと等がないように、きちんとすれば、もうこれはけりがついたよという説明ができますので、そういうふうに関心する人も真に受けます。ですから、そういうことが表面化した

り聞かれたりしないように、一つ一つこういうものについては解決して落としどころを見つけて、きちんと結果を出していただきたい。これは早急にやるべきことだと思いますのでお願いをいたします。

その下の10番目、生活改善センター運営費。これは生活改善センター、農林水産物を生かしたものを加工するというのが生活改善センターだと思いますけれども、これはこの前の補正第4号で農山漁村発イノベーション事業の活用という新規事業がありましたけれども、これについては個人ではできないけれども、役場を通して団体とか法人とかこういうものには出せるというお話でした。

伊仙町には加工センターはこれしかありません。ふるさと納税の返礼品にも向こうでは大分活用されているようでありまして、以前から「備品が古くなって使い勝手が悪いから新しいのに変えてくれ」ということは言われております。その生活改善センターにいろんな研究グループがおります。地域女性連合とかJ A女性部とか、ファームングとかと書いてありますけれども、こういうところにそういう機器とか、あるいは、ふるさと納税の返礼品の加工などができるための利用はこの事業でできますか。お尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、美島議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税の返礼品につきましては、今、青果物が主に取り扱われていますが、他自治体におきましては加工品が大分、何ていうんですかね、主要な製品としては返礼品として取り扱って、それが納税額に反映されているところもあります。常々、生活改善支援センターの機材について老朽化が進められているということで、我々ももうそろそろふるさと納税の財源を使ってそういったところの設備投資を考えて、またそれを含めて加工品をつくるためのそういったノウハウとかも全て網羅した形でこ入れができたかなと思っています。

いかんせん、その機器もどのような状態なのかというのを経済課と一緒に把握して、どういったところに設備投資をしないといけないかということもじっくり把握した中で、ふるさと納税の基金の状況も踏まえて、また、適宜対応していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

この件に関しては、成果説明書の中でも「新しくボイラーを設置した」と。また、「他のものも改修する、修繕をする必要がある」というふうに書いてありますので、思っておりますので、ぜひ経済課と打合せをしてこの事業が使えるのであればこういうグループの加工品の製造にもっともつとふるさと納税の返礼品がいい加工品等ができるように取り組んでいただきたいと思っております。

それから、84ページ、成果説明書の84ページ。耕地課の下に受益者分担金。これは馬根の中部ダムを活用した畑かん、あるいは中部辺りの土地基盤整備事業に関わる負担金の滞納だと思いますけれども、非常にこの滞納額が大きい。この負担金が発生をした、その事業が完成した年度は何年度でしたかね。お尋ねします。

○耕地課長（稲田良和君）

中部地区でよろしいですか、畑かん。

○14番（美島盛秀議員）

ちょっとマスクを取って言って。

○耕地課長（稲田良和君）

中部地区ですか、それとも全体を。

○14番（美島盛秀議員）

中部全体。この伊仙町の土地改良区のこのことだけ。

○耕地課長（稲田良和君）

詳しい資料を持っていないんですが、終了から30年以上は経過しているかと思います。

○14番（美島盛秀議員）

30年度ですか。

○耕地課長（稲田良和君）

いや、30年以上経過しているかと思います。

○14番（美島盛秀議員）

30年度に完成して。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

以上と言った。

○14番（美島盛秀議員）

30年以上経過しているということで、30年以上まだ滞納が残っていると。30年前はこれだけ億単
位で負担金はあったと思いますけれども、もう30年たっても負担金が徴収できないということにな
りますと、徴収額は、令和3年度が7,324万858円、700万程度、徴収率が13.2%。これは令和2年
度。令和3年度が679万、徴収率が12.5%。令和2年度より去年は1%程度下がってきて徴収率も
悪くなってきている。

この下がっている理由と、あるいはまた徴収率がすごく低い、負担金を払わない人がいるという
ことだと思いますけれども、この徴収の方法、どういように徴収率を上げるために今取り組んでい
るのかをお尋ねいたします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

この滞納額に関しては中部地区のみならず今まで区画整備をした全体の調定額になっておりまし
て、今現在、台帳のほうに滞納が残っている昭和58年度から台帳のほうに滞納額が記載されて載っ
ているところでございまして、今現在、畑かん事業を推進して進めているところですが、令和2年
度、令和3年度、昨日も説明いたしました、現年度、今、畑かんの入札が7月8月に始まり、そ
の工事終了後ですが、年度をまたがっております、それで農家引渡し、業者へ引渡しが終了後に

金額が確定するというところで、今、令和2年、3年度の徴収はできていない状況でございますが、課内でも議論しているところでございますが、過去の滞納について、今、協議を進めているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

これはもう30年以上滞納が続いていると。30年間職員は何をしていたかと。職員の責任だけではないと思いますけれども、ここ2、3年はコロナでなかなか動けなかったということもあると思いますけれども、しかし、1人で、あるいは1人2人で集金に行くわけですから。団体じゃないからコロナは関係ないと私は思います。そういう関係上、これは早急に徴収率を上げて解決していく必要があると思うんですけれども。

払わない人、それはどのような人たちですかね、大体。

○耕地課長（稲田良和君）

死亡とか相続関係等、いろいろ問題等あると思いますが、職員、頑張って徴収に努めていきたいと思えます。

両町に聞いても同じような案件ということで、昭和時代の分担金が残っているということで苦労しているというのも聞いておりますので、両町のほうも共有しながらどういうふうな方向で進めていくか、また、課内でも徴収率アップに向けて努力していきたいと思えます。

○14番（美島盛秀議員）

亡くなった人とか、あるいは引き上げた人とか、あるいは、病弱で生活が困窮して支払いが不可能だとかという人、様々だと思えます。

しかし、農業をしている、あるいは、畑を貸している。収入はある程度あるだろうと思えます。一番滞納の額の多い額は幾らですか。

○耕地課長（稲田良和君）

今、手元に個人の合計等はないんですが、年度でよろしいでしょうか。その年度の大きい額を。

○14番（美島盛秀議員）

大体あんたが思っている年度で幾らぐらい。個人的な名前は要らないよ。

○耕地課長（稲田良和君）

いや、名前は。

○14番（美島盛秀議員）

うん。

○耕地課長（稲田良和君）

名前は私も全然把握していないんですが、100万ぐらいある方もいらっしゃるかと思います。

○14番（美島盛秀議員）

滞納が5,500万以上もあるということはそれ相当の人数になると思えます。最高で100万もあると。あるいは、何十万滞納している人もあると思えますので、これを徴収するためにどうすればいいか。

令和2年度、3年度、年度にまたがって、だから徴収率が悪かったという考えですけれども、やはりこの徴収率を上げるための対策会議は、他の徴収も重ねて庁舎内にそういう対策会議みたいなものを置いて、どういう対策をしていくのか。

例えば、100万あったら年間10万ずつ払っても10年かかりますと。そうじゃなくて、ずっと1万でも2万でも払っていくと。月々でも払っていくとか、何らかの方法で払わせる。100万一気に払うとか10万払いなさいとかといってもこれは払えないはず。

そういうような支払いをする人たちの払いやすいような条件等も話し合いをして決めて、そして、約束をして契約書等を取って、町民に支払いをさせるというようなことをしないといつまでたっても、私はこの滞納の問題は解決ができない。

特にこの負担金、土地基盤整備畑かん。最近、もうその畑、あるいは畑かん整備事業も続いておりますけれども、こういうのは毎年出てくる可能性があります。ですから、一つ一つそういうこと等が出ないように、そういう徴収率、何とか課で。行政審議委員会もありますので、そこら辺り検討して、どういう会合などをつくらばいいか、どういう検討をすればいいのか。それが行政審議委員会の仕事だと思いますので、それぞれの委員会の目的を達成するためにどうすればいいかということを実際に今後取り組んでいけば、私はこういう問題も解決する手だてが見いだせるんじゃないかなと思いますので、早急な解決、対策を打ち出していきたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○町長（大久保明君）

この数年間で土地改良区の問題も、それから水道課においても、この協議というのは町長も含めて担当者といろんな協議してきた中で、土地改良区は払わない人というのは農業しながらでも絶対払わない方々が5、6名ぐらいまして、その方々の自宅、畑に毎日のように行って、食事時間も必ず行って説得した結果、2人を除いて今までの滞納金を全て徴収しております。

また、これは課は違うんですけども、水道課においても徴収をできない方々に対してこれも1人の職員が必ず給水停止を断固とした形でやった結果、徴収が大きく前進したという例が今ありますので、この例は、今、3年度、徴収率が低いんですけども、今後、これはかなり滞納が解決、いい方向に向かっていくのではないかと今考えておりますし、また、このような職員をいかにやはりそれに特化した形で育てていくかということも大事だし、この2人の例を示しながら今後若い職員が徴収に対してひるむことなくやっていけるような指導も今後やっていけると思いますので。

これは非常に重要な問題でありまして、行ったらいろんな脅迫を受けるわけですね。そういうことを堂々と言う町民もいる中で、断固として昼休みに行って話をしながら、心を開いて話をしながら徴収していくということも、今後、重要ではないかと思うし、そのことに関していろいろ……。

もしいろんな事件等起きた場合は、それはもう町長が責任を持ってその対応をしますということ、絶対心配要らないというふうなことまで話をしていけば、相手もやはりだんだんだんだんこのように払わなければ、払わなくて済むということではできないなというふうに理解をしてくるような

状況に持っていけるとお思いますので、今後、そのように対応していきたいとお思います。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

いいですか。

○耕地課長（稲田良和君）

今、徴収に関する各課対策会議等を行っておりますので、さらに各課で協議をしながら、全て分担金を含め、水道税のほうも徴収率アップに努めてまいりたいとお思います。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩いたします。午後1時からまた会議を開きますのでよろしくお願ひします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開催いたします。

他に質疑ありませんでしょうか。

○10番（永田 誠議員）

決算書の98ページ、教育委員会に質問したいとお思います。

喜念小学校の新築改築事業なんですけども、今、当初であれば8月着工が始まる予定だったんですけど、この説明書の中には埋蔵文化財が出たということで工事が今遅れているとお思います。

今後、この調査が終わっていつ頃から着工になるのかお伺ひいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの永田議員のご質問にお答えをいたします。

成果説明書に書いてございますように、実施設計業務においては埋蔵文化財が発掘されたということで、この喜念小学校一帯が埋蔵文化財に当たっているということで、その調査や、それと、一番の要因が事業計画を大幅に上回ったという実施設計が出たため、設計の変更及び契約の変更を行ったということで、予算の繰越しを行ったところでございます。

当初は、令和3年度で設計のほうは終了する予定でしたが、どうしてもこういったものが事業の中で絡んでしまいまして、設計が遅れたというふうな状況で、今現在、設計委託業務を受けた業者さんのほうから設計書は上がってきていまして、今、町での書類確認、今後、また県での審査を終えて、工事入札に入っていきたいとお思います。これがいつ頃になるかというのは私のほうから直接まだ設計の段階ですので、はっきりとしたことは言えませんが、今後、ワークショップでも過去にあったんですが、喜念地区・佐弁地区を対象にしましてミニかわら版みたいなものを広報誌等に差込みをして、今後、この喜念小学校、校舎の工事の状況を示していきたいと考えてございます。

○10番（永田 誠議員）

教育委員会でいつになるか分からないということなんですけど、総務課、分かりますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります。今、教育委員会総務課長がお話ししたとおり、設計書は上がってきているものの、この県の建築審査に今かかっているところでありまして、それがまたその設計とおり行くのかどうかというところもありますので、その確認ができ次第、皆さんのほうにお知らせして、いつ着工して、いつ頃完成なのかというのをお示ししたいと考えております。

○10番（永田 誠議員）

そうですね。当初、8月で着工予定だったんですけども、集落の方々、学校のPTAですね。「何も聞いていない」とか「どうなっているのか」とかよく言われますので、さっき課長が言いましたように、かわら版を作って周知徹底していただきたいと思います。

それと、学校建築検討委員会の中で喜念小が1年遅れました。次は鹿浦小の建築だと思うんですけど、これも1年遅れるのかお伺いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

今、計画では私たちの長寿命化計画の中では、以前、大河議員の質問にもお答えしたんですが、遅れることがないように私たちも一生懸命取り組んでいかなければならないとは思っておりますので、今後、遅れないように努力をしていきたいと考えてございます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑は。

○11番（福留達也議員）

監査報告書の2ページをお願いします。これは総務課長にお聞きしたいんですけども、2ページの真ん中から1から5と振ってありますけれど、ことこの2番から5番に関して、それぞれ特別会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢とありますけれども、これの最後が全て黒字となって終わっていると。何も問題ないような書き方であるものですから、どうも違和感をいつも感じるんです。

これ、実際は。

監査報告書の15ページをお願いします。15ページの表14の5番、繰入金。介護保険に関しては、実質、9億700万くらいのその予算で運営しておりますけれども、そのうち繰入金が1億4,200万と構成比率としては15.8%も繰入金が繰り入れられて行われていると。

次の16ページの後期高齢者、これに関しても3番の繰入金のところの後期高齢者会計は1億8,000万くらいの事業でありますけれども、そのうちの1億3,000万を繰入れて賄っていると。構成比率として69.4%もかかっていると。構造的にこういったふうな運営じゃないとできていけないんだろうなど。どこの市町村を見てもこうであるんだけれども、ことこの2ページの書き方なんですけど、全て黒字で終わっているという書き方をされると、独自できちんとやっているのかなという誤解を

生みかねない書き方だと思うんですよ。

この書き方なんですけど、実際は繰入金を繰り入れないといけない、それで繰り入れた結果こうなったと。そういった書き方というのはできるんですか。総務課長をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの福留議員の質問にお答えしたいと思います。

この審査の結果の書き方については、まずはさておいて成果説明書の13ページをお開きいただきたいんですが、そちらのほうに令和3年度の歳出合計、それから財源内訳等を記載してございます。

繰入金、それから地方債、一番最後のほうに「一般財源等」として42億2,942万9,000円となっております。今、「繰入れをしないならやっていけないのに黒字」という報告書ではちょっとまずいんじゃないかというところなんですけど、特別会計においては、国保事業、それから介護保険組合事業、それから後期高齢者医療の特別会計事業において、それから水道課の一部事業については国からの法定繰入ということがございまして、これには普通交付税に換算されて交付されている財源もございまして。その他、水道課の人件費、それから借入れの償還、それには法定繰入というものは反映してございません。

それから、ほーらい館の会計については全て一般財源を繰り入れている、運営をしている状況でございまして。

それについて、また、成果説明書の14ページをお開きいただきたいんですが、そこには一番上の段に人件費、その費目ごとの人件費が記載されて、合計額が11億1,810万4,000円というふうになっています。

それから、その次のページの16ページの下段から3番目、これは決算審査初めのときに説明をいたしましたけど、令和2年度末現在高、それから、令和3年度の発行額、そして、令和3年度中の元利償還額で、その差引きをしまして、令和3年度末の借入地方債の残高75億2,813万6,000円というふうに記載されてございます。

こういったそれぞれの会計の中で水道課であれば徴収率のアップをしてこの一般財源を確保するという考えも必要ですし、「ほーらい館」においては会費の増加を見据えてこの一般財源をカバーする。

それから、コスト的なものを使わないときは電気、それから水道等もコストを削減するという考えの下、それぞれが対応していかないと号令をかけてでもそれが末端まで響かないということも考えられますので、それぞれ一人一人がこのコスト、また、何をすれば町民のために役立つかというところを考えて一般財源の確保に努めなければならないと考えております。

そのことを考えて、課長の指導の下、職員一人一人が、今、何をすべきかということを考えて提案もするし、また、課ごとにそういった取組へ向かうという協議の下、行動することが大事だと考えております。そういったことをして、この一般財源の繰入額を減少させるという取組をしないと考えると考えています。

この文言の書き方については、一般財源からの繰入れがこれだけありますよという明記はして、こういった表記、今、何をしなくても黒字ですよではなくて、一般財源はそれだけ使っているんですよという表記はできるものと考えております。

○11番（福留達也議員）

最後に答えていただいてあれだったんですけれども、要するにそういった書き方をしないと、この文言だけを、2ページのこういった書き方だけを見るとどの特別会計も順調だなと勘違いを起す可能性もある。そういった心配から聞いたことであります。

ぜひこういったことを書いて、それぞれの特別会計、まあまあ構造的に大変な部分もあるだろうけれども、また努力して減らしていける部分もあると思います。

そういったことでぜひ「実質は相当なマイナスだけれども何とか一般会計からの繰入れで行われている特別会計である」ということを認識できるような書き方にしていきたいと思います。

次に、午前中、大河議員のほうからあったところの廃棄物のことでちょっと聞きたいんですけれども、あれはきゅらまち観光課であったんですけれども、それとは別に経済課に聞きたいんです。農協さんで年2回ぐらい、農業用廃プラを回収しております。それが後どうなっているかということを知りたいので聞くんなんですけれども。

これは、実際に農協で回収する、その後、徳之島町の業者に委託して処分してもらっている。そこまでは聞いたんですけれども、その後いろんなうわさ話ではあるんですけれども、所有地に埋めているとかそういった話もあるんですよ。ここら辺りは把握できておりますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

廃プラの回収後の最初の処分でございますが、こちら産業廃棄物法に基づいた処理を行っているところでございます。

処理方法といたしましては、産廃業者のほうで各関係機関へ届出の上、埋立処理を行っているところでございます。

○11番（福留達也議員）

その引き取った業者が自分の所有地に埋立処理をするというのは、それは違法でも何でもありませんか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この埋立てに関しましても産業廃棄物法に基づきまして、各種申請の上、たしか何 m^3 ですとか何 m^2 内であれば許可が出るといった形で許可が出ていますので、適法だと考えております。

○11番（福留達也議員）

どうも感覚的にしっくりこないんですけれども、それはやはりもうちょっと調べて本当にいいのかなと思いますよ。大問題になっていかないかなと。そういった危惧もありますので、そこはもう

一度しっかり調べてやっていただきたいと思います。

こういったごみ等、こういったあれに関連して、給食センターにも聞きたいんですけども。

この前、現地調査で一緒に児童生徒に提供されている給食を一緒に食べました。

そこで、結構な残飯が残ると。それは普通に考えれば、町内の養豚業者、それとか堆肥化とかそういう形で利用できればいいなと思いながら聞いたら、保健所の指導でゴミ処理場に持ち込まなきゃいけないと。それこそ本当に有効に使えるのに無駄にして、ゴミ処理場に持ち込んで、むしろゴミ処理場もまたその処理代に金がかかると。何かおかしいことをやっているなと思うんですけども、これは改善できないんですか。

○学給センター所長（森 一途君）

ただいまの質問にお答えいたします。

給食センターの廃棄物については、議員のおっしゃるとおり、保健所の指示でクリーンセンターに持っていくこととなっております。昨今の伊仙町のごみ処理のごみの問題とかそういったのも考えて、また、そういった業者さんをお願いして、そうやって有効利用できるかどうか、活用の道も検討してまいりたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

保健所もあんまり考えずにただこれまでの規則とかそういったことでやっている可能性もありますから、行って有効活用したいとそういったことを要望して、ぜひこういったのも有効活用していただきたいと思います。終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ございませんでしょうか。

○1番（井上和代議員）

46ページのほうの。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

決算書。

○1番（井上和代議員）

成果説明書のほうの46ページ、地域福祉課のほうで2障害者対策、7指定難病者旅費助成金交付事業についてなんですけれども、こちらのほう、令和3年度より行われたということでなかなかまだ周知がなされていないということもあるかもしれないんですけども、町内には50名近く対象者の方がいるというようなことを把握されているようですが、まだ2名しかこちらの助成のほうをされていないというような書き方があるんです。こちらのほうは「周知を図る」というふうになっておりますが手続きが難しいとか、こういうありがたい助成ではあると思うんですけども、こちらのほう、受けられていないというのはどういうような条件というか、どういうような理由なのか、そちらのほうをお分かりになるようでしたら教えていただきたいなというふうに思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの井上議員の質問にお答えいたします。

こちらにも書いてあるとおり、また、議員からご指摘があるとおりに、周知の徹底がなされていないというのが現状、そして、またそれが課題だと認識しております。

この事業、5年ほど前だったと思うんですが、町に指定難病の単独の事業はなかったということで、県においてこの指定難病の事業があるものですから、町においてはなかなかなかったというところで、ただ町民からの要望があったということを受けて、この事業を令和3年度から開始したところです。

現時点でまだこの2名の方以外の申請はたしかなかったと思います。

また、その対象になる方の把握ということも県のほうに名簿等はある、詳細な把握というのは何年かに1回はこちらのほうから申請をしないと、県のほうから名簿というのは提出がされません。

その名簿に基づいて、今、把握しているのが50名ということなんですけれども、そのまた対象となる方々、申請のほうもこれといって難しい申請ではございません。

申請書があれば、こちらのほうでも受理をして、こちらのほうからその旅費に対して助成をするという制度なので、今後、また、令和4年度、5年度、これから先に向けて財源が一般財源ではあるんですけれども、周知のほうを徹底して広く町民に、また難病を抱えている方の支援をしていきたいと思っております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。困っていらっしゃる方にいらっしゃいよということではなくて、「これ、どうですか」という形でやっぱり働きかけをしていただきたいなというふうに思うんですね。

それで「周知のほうをする」ということなんですけれども、例えば、町の1か月に1回ある伊仙町誌というんですか、そういったものでお話を、周知をするという手もあるかもしれないですけれども、こういう方々には受けてほしいというような気持ちでやはりしていただくためには、こういう手続がありますよ、こういうふうな手続をしてくださいというような、個々に対しての封筒なりも送っていただいたほうがより親切ではないのかなと。

今、この部分を見ましたらいろんなものがあるわけですね。身体障害者の施設のほうに対してのものであるとか、重度の身体障害者の方々に対してのものとかというのがあるかと思うんですけれども、そういったものに対しても受けていただきたいというような気持ちがあるのであれば、一般的に、いらっしゃいよではなくて、「こういうものがありますけど」という形で文章なりを送付するような形のほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。いろんな形でやさしい取組のほうをしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○町長（大久保明君）

例えば……。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

マスク。

○町長（大久保明君）

例えば、よくある病気で、整形外科の後縦靭帯骨化症という、これは指定難病なんですけれども、伊仙町に調査をしたら100名近くいらっしゃると思います。この方々もいろいろ個々に指定難病という形で旅費もかなり助成されておりますけれども、そういうことの方から知らない、知らない方々もいっぱいいらっしゃると思いますので。

そういう方々をちゃんと調べて把握していけばどういうことが起きるかということ、この旅費といえますか、この前、私、申し上げましたけれども、若い子供たちで意外と症例が多いのは口唇口蓋裂という病気があって、この方々はもう中学生ぐらいまでに4、5回ぐらい手術をやるわけなんですけれども、その方々のチェックへ行ってレントゲン撮ったとか、その費用は、今、2回ぐらいしか出ないんですけれども、かなりの割合で、当初、術後すぐは毎月行かなければいけないということなどがありますので、これは、この前、このことで大学と交渉したら、10月から徳之島に先生が来て診察するということになりますので、これはもう絶対的に旅費が浮くわけでありまして、後縦靭帯骨化症の方々も都会で手術して、その後のフォローのために頻繁に手術した病院に行くということもあるし。

それから、いろんな膠原病という病気があって、血液検査を頻繁にしなければいけないと。ホルモンを何回も何回もステロイド剤の飲んでいてどうなっているかということをチェックするのも。

例えば、血液検査に関してはもう病院間で連携を取って、地元で血液検査をしてそれを搬送して、病院間で先生方で島の主治医、大学の主治医とか、そういう形でやっていけば、旅費は相当縮減できるわけでありまして、そのことを私もこの前から徳之島徳洲会病院に産婦人科医が3人いるんで、この不妊治療に関しても、これは指定した病院でなければできないということに原則なっていますけれども、島のほうで、採取した卵子等を凍結して向こうにまたそのデータを送るとかということなどであれば。

私は、近い将来、不妊治療というのはこれから多く出てまいります。

これのちょっと話をしますと、外国ではもう技術がどんどん進んで、20代の女性は凍結卵子という形で。これは日本でも始まっていますけど、凍結卵子を保存して、それで、40代、30代後半から出産をするというふうなことなどが進んでおりますので、そういった医療もこの徳之島でもできるように、それは十分可能性があるので、そういうことをまた病院と連携を取ってやっていきたいと思っておりますので、指定難病の患者さん、指定されているけれども、よくある病気とか大変厳しい病気とか、いろいろあるのを分析していけば、この分野での自治体の負担というものは劇的に減らすこともできるし、どこにおってもいろんな医療は平等に受けていくということは十分可能ではないかと思っておりますので。

話は長くなりましたけど、今、質問の補足としてまたそのような可能性について説明しておきます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんでしょうか。

○7番（清 平二議員）

令和3年度歳入歳出決算における決算書について質問したいと思います。

成果説明書97ページ、学力向上プログラムについてお尋ねします。

小学生で漢字検定435名、算数検定20名。435名というのは延べか分かりませんが、この数に開きがありますけれども、何かあれば。中学校も一緒ですね。英語検定が9回で171名、漢字検定7回で105名、数学検定5回で46名。何か伊仙町では算数、数学検定が非常に少ないような気がしますけれども、何かこれに原因があるのか。これは延べ人数なのか実人数なのか。ここのところを説明していただきたいと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの清議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度までは、小学校・中学校に関しましては英語検定と漢字検定しかございませんでした。令和3年度から数学の検定を入れたところでございまして、実績といたしまして、今、こちらのほうに書かれているような状況でございます。

○7番（清 平二議員）

7回で435名というのは実人数なのか延べ人数なのか。小学校の算数検定は1回で20名ということが、これは20名だと思います。中学校の数学検定5回で46名とありますけれども、延べ人数なのか。この英語、漢字検定、数学であると非常に開きがある。何かこれに原因があるのかどうか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

この検定にはそれぞれ級がございます。何級、何級というのがございますので、そういったのがその受験をして1級受けました、さて、2級を受けますか、3級を受けますかといった場合に落選した子に関しましては次また受けられないとか、そういった級の違いがあるのでこういった誤差が生じているものだと思っております。

○7番（清 平二議員）

その級があるんだったらまたその級、何級を何名受けた、そういうものを調べて報告していただきたいと思います。

その下のほうに、令和4年度から小中学生の給食費の無料化がなっています。今後、令和4年度から給食費の要保護・準要保護、こういう方々の国・県の補助金がどうなっているのか。

○学給センター所長（森 一途君）

令和4年度からののでよろしいですか。令和4年度については全世帯無償化ということなので、こ

ちらの準要保護児童生徒のものについては該当しないと考えております。

○7番（清 平二議員）

そうするとこの補助金は県からないということですね。やはり、こういうのは無償化であっても、この選定というか、お願いして、県・国の補助金をもらえるのをもらわないと、町単独でやると一般財源が非常に苦しくなると思いますけれども。

総務課長、この辺のところをどう思いますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

清議員のおっしゃるとおり、この補助が入って全体の給食費を無償化ということでないと、逆に補助があるのに受けないということではできません。また、一般財源を多く使うということになりますので、使える事業、それから、過疎債等も活用しながら令和4年度以降、この給食費無償化を進めていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

無償化になるということは非常にいいことですけれども、県・国の補助金があるものがありますので、こういう分はきちっと補助申請をして、一般財源をなるべく使わないようにしていただきたいと思います。

それと、令和3年度伊仙町上水道会計他かな、意見書が出ていると思います。

令和3年度伊仙町監査委員から伊仙町歳入歳出決算審査意見書が出ていますけれども、この中の3ページ、①、いろいろ収納率何とかかんとかやってあります。最後のほうに「町税その他、徴収率向上に向け関係課で法的滞納処分の実施に取り組まれない」とあります。

次のページ、4ページ、それぞれ収入未済額、不納欠損等出していますけれども、この不納欠損のときに令和3年度で議会に提案したかどうかお尋ねします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時42分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この不納欠損について「法定手続で5年を経過したもの」ということもありますので、議会のほうに提案して議決事項ということではなく、この決算書にお示しをして認定を頂くということで、

今回、決算書等に記載してございます。

○7番（清 平二議員）

これは私の勉強不足か分からないんですけども、不納欠損するときはやはり議会にも報告してこの中に載せてくるというのは、もしよければ県の指導を受けていただきたいと思います。

私の考えは間違っていたら申しわけないけれども。

○総務課長（久保 等君）

この不納欠損については債権の放棄とは違うものでして、議決事項とはならないということであります。報告というところでこの決算書に記載をして、今、報告をしているところでございます。

○7番（清 平二議員）

というのは、不納欠損もむやみやたらに不納欠損、不納欠損としてはいけないと思うんですよ。だから、そういうことで議会の中に報告してこれに載ってくるんじゃないかなと思いますけれども。

やはり執行部の中でこれは不納欠損なのということによって上がってくる。そのところをむやみやたらに不納欠損しないで、滞納するのを防ぐ、こういうのもあると思うんです。そのところを私は聞いてほしいんですよ。

不納欠損をむやみやたらにしたら、もう滞納している方々、全部不納欠損にきなさいという具合にむやみやたらに受け取られるので、これでいいのかどうかということをもしよければ県のほうに指導を受けて、私の間違いだったら間違いでいいですけども。

○総務課長（久保 等君）

このことについて県の指導ということもありますが、これは県の指導を受けて、最終本会議でも報告をできるように対応したいと考えています。

先ほど福留議員の質問でも答えたんですが、むやみやたらに不納欠損ということにならないように、次からの新規事業の申請、それから、今、問題となっている肥料の高騰、資材の高騰、そういったことに対しても、この徴収、使用料、それから分担金、もろもろ徴収というところに力を入れて、また町民のサービスにすぐできるような徴収率を上げるということが一番大事だと考えていますので、こういった不納欠損にならないように、今後、ずっと努めていかなければならないというふうに考えています。

先ほどの答弁については、また調査をお調べしてお知らせいたします。

○7番（清 平二議員）

では、調べて。

これに関連しますけれども、「町税その他徴収率向上に向け、関係各課で法的滞納処分の実施に取り組みたい」と監査から意見書が出ていますけれども、その右のほうにある収入未済額、それぞれの課でどういう対応するのかをお願いします。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

清議員、各課に聞くのですか。

○7番（清 平二議員）

各課に。

○地域福祉課長（大山 拳君）

清議員の質問にお答えいたしたいと思います。

地域福祉課、介護保険料、そして、後期高齢者医療保険、それぞれ扱っているんですけども、今、この直近3年間、徴収率はわずかではあります、ずっと上がっている状況です。

引き続き催告等の徹底、そして、納税相談をやりながら今後も上昇していくように努めてまいりたいと考えております。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

各課で町税等、いろんな未収金、未済金について、やはりかなりの比率を持っていて、これからもいろんな改善をしないといけない点が多くはなっていますけれども、くらし支援課としても税等徴収、今、体制を2名体制でやっていますが、また、さらに体制を組み直して。

すみません。成果説明書の40ページをお開きください。

そちらの中段の表のほうに、元年、2年、3年と財産調査等の結果の数字とその下に差押え件数です。元年、2年、3年と、実際、強制執行を行って差押え等で徴収した部分の金額を表示しております。

元年、金額で386万5,000円、2年、金額で143万6,000円、3年度に関しては預貯金等のみの38万4,000円等々、年々、強制執行した分の金額は減ってはいますが、コロナの影響であったり、いろんなもので臨戸をして個人と直接話をする機会が少なかった分や搜索等を行うために個々の家を訪問して、いろんな調査をしたりするものが減っていたので、このコロナの中でも対応できる滞納処分を実施していくためにも、またこちらのほうでいろんなことを勉強し、去年から収納対策としてアドバイザーも入れていますので、アドバイザーのほうと話をし、どのような形で徴収率を上げていくか、頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援課関連としまして、保育所に入所している保育料がございまして、滞納分に関しましては、通知書、納付書を随時発送し、督促に努めております。

○耕地課長（稲田良和君）

午前中には美島議員の質問にお答えしましたが、まだ2年度、3年度分の負担金が確定しないという状況ではございますが、確定後、速やかに納付書を発送し、徴収に努めていきたいと思いま

す。

○建設課長（福島隆也君）

清議員の質問にお答えします。

先日もお話ししたとおり、滞納者に対しては民事調停などを行うとともに、志望者等に関しては不納欠損処理を行っていきたいと思っております。

○経済課長（橋口智旭君）

清議員の質問にお答えいたします。

経済課におきましては、肉用牛等の基金による滞納が残っております。

これにつきましては各農家さんから競りに出すごとに幾ら差し引く等、通知を出して滞納管理を行っているところでございます。

また、高額滞納者から順次訪問するなど、ターゲットを絞った収納管理にも取り組んでいるところでございます。

○水道課長（富岡俊樹君）

水道課のほうにつきましても給水停止等を実施いたしまして、徴収率向上に向けて頑張っているところでございます。

現在、牛舎・倉庫等を合わせて47件ほど給水停止をして、納付というか、納めていただく交渉を進めているところでございます。

○7番（清平二議員）

ぜひ各課で滞納等、早く徴収率を上げて取り組んでいただきたいと思います。

国民健康保険についてお尋ねします。

74%、令和3年度。令和2年度が72.1%、元年度が65.6%。今は徴収率が低ければ、これに国の特別調整交付金、こういうものにペナルティがあるのかどうか。

やはり、今、保健所は県全体で見ているんですけども、市町村単位で見るときは86%満たないと、特別調整交付金かな、これが非常にカットされる、90%以上になったら調整交付金が上がるといのがあったんですけども、現在は、健康保険が鹿児島県に統一されていますので、それには関係なくて、その辺のところは、制度上、どうなっているのか、お尋ねします。

○決算審査特別委員長（佐田元議員）

特別会計でしますか。

いいですか。

他に質疑ありませんでしょうか。

○5番（牧本和英議員）

令和3年度収入決算書の18ページ、款2項1目5男女参画事業費で268万5,000円組まれていて、報酬で1万2,000円で委託料で267万3,000円組まれているんですが、ここの内訳を教えてくださいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの牧本議員の質問にお答えします。

この委託料については、令和3年度男女共同参画の基本計画の策定員が必要でありましたので、その委託料として267万3,000円を支出してございます。

この1万2,000円の報酬についてはまたお調べしてお知らせいたしたいと思っております。

○5番（牧本和英議員）

今、策定委員会ですでにしていると思っておりますが、これは新庁舎を建設しながら長寿命化計画の中にも載っているのかどうか分からないですけど、青写真で庁舎の県道側のほうに消防署が建てられるような青写真を見たんですが、消防署をつくる計画、どうなるのか、あと何年ぐらいで建て替えをするのか、分かればお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、新庁舎建設をし、現庁舎を取り壊す計画であります。それと消防車庫につきましては、この後10年を目処に計画等を立てて、この庁舎前になるのか、その辺もまた皆さんと協議をし、また、この消防車庫が県道に面していたほうが出入りがしやすいという意見等もございまして、その計画については、今後、建て替えの時期としましては10年後を計画してございます。

○5番（牧本和英議員）

何でこの質問をしたかといいますと、全国的な大島郡内でも女性の消防職員が誕生して話題となっている中、今ある消防署では問題っちゃうのかな、改善するところが多々見受けられる状態で、更衣室とかトイレ、そして、また休憩する場所も。女性職員が入った場合ですよ。やはりそういうことを踏まえてこういう計画事業を進めているのかを聞きたいんです。

今の職員体制も見えますと職員が少ないと。もしそこに女性隊員が入るとなれば、やはりその体制が女性なので産休を取ったり、いろいろした場合に、職員が不足するという意見等も出ていますので、その点に関して募集をかけたら、男性だけっちゃうわけではないと思います。もし女性が入ってきた場合のその対応中の対応などはどのように考えているのか、お聞かせいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの松本議員の質問にお答えします。

今、消防のみならず、役場の職員としても女性の比率が高くなってきているところであります。

その中で、今、おっしゃったように、育児、産休等も増えてはいるんですが、逆にそれが伊仙の人口増につながることでございますので、また、お互い、職員としてそちらをカバーして、うまくこの町民サービスが滞らないように取り組んでいるところであります。

新庁舎におきましても、そのようなことを鑑みて、男性用・女性用のシャワー室、更衣室等も計画してございますので、今、その点から言いますと約30年経過してのこの消防署の建物については、そこが考慮されていないとは思いますが、今後、その女性隊員が誕生したときにはまたそれ

に対応できるような改修等も考えていかなければならないというふうに考えております。

○5番（牧本和英議員）

そのときになってからでは遅いんじゃないかなという思いがするんですが、とにかく消防署だけではなく、そういう特殊な資格を持った人たちが働いている場所については、もうちょっと真剣に考えて、人員増なりを。人員増をまずして、その体制づくりは、あと10年後の計画ということなので、やはり今の段階で準備というか、ちゃんと方向性を見つけてしていったほうがいいと思います。この点についてはよろしく願いいたします。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

すみません。先ほど男女共同参画事業の中の報酬であります。これはそれに係る委員報酬でございます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

いいですか。

他に質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

○7番（清 平二議員）

保険料の徴収の率は75%だった。ところが今は。前は伊仙町で発行していたんだけど、今、鹿児島県になっているけれども、それがそれに反映されるのか反映されていないのか。現状は。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

清議員の質問にお答えします。

保険料の徴収率によってのペナルティがあるかどうかという件でありましたけれども、保険料の徴収のほうは、賦課徴収のほうはくらし支援課のほうでしております。いろいろなものに対してのペナルティ料等は現在ございません。徴収率の低下によってのペナルティは現在受けていないです。

以上です。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

よろしいですか。

他にありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これから、認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（大河善市議員）

最後の町長の見解を聞いて終わりたいと思いますが、上水道の事業会計決算について水道決算審査意見書や先般行われました水道水原水保護の条例等でもありましたが、伊仙中部地区の町民の方はダムよりの給水が原水と現在なっているわけですが、町民の安心安全な水を確保してほしいという意見書、要望等もありますので、伊仙中部地区、町民の中部ダム以外からの原水確保について、今、大きな事業であります調査等も終わりましたが、基金積立等を行って、次にはぜひあの中部ダム以外からの原水確保等ができないか、最後に町長の所見を伺って終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

このことはこの4代前の水道課長のときから計画は、水面下というか、そういう形で進んでおります。そのことが正式に議論の場でなかったということが今この前の質問の中で露呈しましたので、このことを強力に推進している、現福島建設課長のほうから説明をしていただきます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

いいですか。

○建設課長（福島隆也君）

今の大河議員からの質問にお答えします。

以前、私が水道課長のときに、今、建設課が工事をしていきます阿権馬根線、この改良と同時に配管をしていこうという計画をして、今、犬田布岳から中部ダムまでの配管を計画しておりました。今、阿権馬根線がちょっと道路事業をこう着していますので、その辺を解決しながら、また、水の確保を一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑は。

○7番（清 平二議員）

令和3年度伊仙町水道事業決算書、21ページ。合計で17億534万2,084円。これだけ、今、基金があるというか、現金があるわけですか。

○水道課長（富岡俊樹君）

この21ページに関しまして企業債明細ということで、今おっしゃった17億円なんですけれども、7ページのほうの負債の部の固定負債企業債というのが16億と流動負債の企業債というので1億。この合計がこちらのほうに企業債ということで明細を載せておるところでございます。これは負債であります。

○7番（清 平二議員）

では、現在、水道課のほうで現金があるとか予算があるというのはどのぐらいなのか。

○水道課長（富岡俊樹君）

すみません。今、6ページのほうの資産の部ということで「2、流動資産」というところで現金預金ということで4億4,000万ほどございます。

その現金の流れというのが昨日もお話ししたとおり、15ページのキャッシュフロー、今年度の現金の動き、お金の動きを記載したものの一番下、資金期末残高と金額がこちらを示したものでございます。

○7番（清 平二議員）

では、資金期末残高ということで4億4,186万8,998円あるということによろしいでしょうか。

今、大河議員も質問していましたが、やはり中部地区、あるいは東部地区を含めて原水を持ってきて町民に安心安全な水を飲ませてほしいと。これは私たち議員の皆さん全部そう思っていると思うんですよ。

やはり昔は「水を制する者は国を制する」ということわざがあったと思うんですけれども、町長、どうですか、この辺のところは。町長のご意見をお伺いします。

○町長（大久保明君）

取水、水量に関して、犬田布岳の、今、西部のほうから引いてきますけれど、以前、徳之島町境の白水川の水量を調べてありますので、そこも含めて取水していけば非常にこの量としては維持できるのではないかと思いますし、また、長寿の要因であるカルシウムとかいろんなマグネシウム、亜鉛などが多いということは、この地下水でも土壌汚染がないような地下水があると思いますので、そこも含めて、やはりカルシウムを摂取してここは骨も強くなり、そして、いろんな微量元素があるということが長寿の要因でありますので。

もちろん犬田布岳の水にもカルシウムは豊富にありますけれども、他の微量元素に関してはまだ確認してから。あの水だけで十分できるのであればそうですけど、もし足りなかったら山岳部に近い地下水などをこれに入れていくということが大事だと思います。

○7番（清 平二議員）

大事であるとかじゃなくて、実際にそれを計画して、中部・東部の皆さんに示されているかどうかということを私はお尋ねしているんですよ。

だから、計画があるのか、あるいは、またこの前の話によりますと水量が足りないから中部ダムということだったんですけれども、できるだけ原水を取ってきて、そして、足りないときは足りないときで中部ダムとするようにしないと、この前のあの条例を出したとき、非常に私は憤慨したと言えばあれですけども、ぜひこれはそういうのを実行に移していただきたいんですよ。その辺のところを町としての計画はあるのかどうか、示してほしいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります、先般、水道水源確保に関する条例の制定につきましては可決していただきましてありがとうございます。そういったことをしないと水源をどこから引くかという計画にもならないわけですので、そういったことも鑑み、水量、その辺も考えて、今後、今現在ではどこからどれだけの水を引っ張ってきて、それを制限するということの計画が立てられて事業化されていないわけですので、この水源、また水量ともに調査をして、早めに安心して飲める水の提供ができるように計画を立てていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ計画を立てて実施に向けていただきたいと思います。

水道課の特別会計として4億4,000万もありますので、この一般財源も取り込んで、早急に私は取り組んでもらいたいという要望をいたしまして質問を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認

定することに決定いたしました。

これで、当特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算審査は全て終わりました。

当特別委員会に付託されました6会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会は、これをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

異議なしと認めます。したがって、令和3年伊仙町一般会計歳入歳出決算他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することにいたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 2時35分

令和4年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和4年9月14日

令和4年度第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

令和4年9月14日（水曜日） 午後3時20分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 追加日程第1 同意第8号 伊仙町監査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第1 認定第1号 令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 令和3伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 議会事務局書記 芳田勇也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記次長	春島弘明君
総務課長補佐	佐寶永英樹君		

△開 会（開議） 午後 3時20分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま、伊仙町長から同意第8号、伊仙町監査委員の選任が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。同意第8号、伊仙町監査委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 同意第8号 伊仙町監査委員の選任について

○議長（前 徹志議員）

追加日程第1 同意第8号、伊仙町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

追加議案の提案理由の説明をいたします。

令和4年第3回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました同意第8号につきまして、提案理由の説明をいたします。

同意第8号は、伊仙町監査委員として新たに琉 理人氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定より、議会の同意を求めらるるものであります。

琉 理人氏の住所、生年月日については、記載のとおりであります。

職歴の中で、伊仙町議会議員、また伊仙町議会議長としてその役職を全うしておりました。その期間、議会の監査代表という形での経歴を、書いてありませんけれども追加したいと思っております。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

同意第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第8号、伊仙町監査委員の選任を採決します。この採決は、申合せにより無記名

投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（前 徹志議員）

ただいまの出席議員は、議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に牧本和英議員、佐田 元議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（前 徹志議員）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（前 徹志議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	井上 和代議員	2 番	久保 量議員
3 番	大河 善市議員	4 番	杉山 肇議員
5 番	牧本 和英議員	6 番	佐田 元議員
7 番	清 平二議員	8 番	岡林 剛也議員
9 番	上木千恵造議員	1 0 番	永田 誠議員
1 1 番	福留 達也議員	1 3 番	樺山 一議員
1 4 番	美島 盛秀議員		

○議長（前 徹志議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

牧本和英議員、佐田 元議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（前 徹志議員）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対2票。

以上のおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第8号、伊仙町監査委員の選任は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△ 日程第1 認定第1号 令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第2 認定第2号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第3号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第4号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第5号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第6 認定第6号 令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前 徹志議員）

日程第1 認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第2 認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3 認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の6件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（佐田 元議員）

令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。去る、令和4年9月7日に当特別委員会に付託されました令和3年度伊仙町一般会計他5特別会

計歳入歳出決算は、9月9日から9月13日までの5日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月9日に町長をはじめ、担当課長及び職員出席の下、現地調査を行いました。

現地調査場所につきましては、伊仙町堆肥センター、伊仙町有機物供給センター、徳之島愛ランドクリーンセンター、伊仙町歴史民俗資料館、喜念浜海浜公園、面縄港、下検福生活館、伊仙営農センター、鹿浦港、前泊港、西犬田布団地、崎原団地の12か所と、農業支援センターにおいて給食センター運営に係る意見交換会を行いましたので、主な事項について報告いたします。

1件目に、伊仙町堆肥センター運営状況について、本年4月より新たな指定管理者の下、運営されている状況であります。順調に堆肥の製造、または農家へ供給されているようでありました。

委員から、現在きゅらまち観光課で進めている生ごみの堆肥化も今後、同施設を活用して行えないかとの質疑がありました。説明では、前事業者により搬入され、積み置き状態となったままの物品処理に苦慮されているとのことであり、処理を終えるのにまだまだ時間を要するとの説明でありましたが、この件につきましては、前事業者及び現事業者と経済課の三者協議を行い、適正な対策を講じるよう要望いたします。

また、使用不能となっている堆肥の攪拌機を撤去し、施設内がさらに有効活用できるようにとの意見もありましたので、今後の検討課題として申し添えます。

次に、有機物供給センターについて、現業務委託事業者が受託された時点において、ほとんどの機械が使用不能状態であり、現在攪拌プロアーのみを使用し、活性汚泥化を図り製造された液肥を散布しており、農家からの評判もよく、年々散布要望も増加傾向にあるとの説明でありました。

しかし、同施設は老朽化が著しく、新設には多額の費用が見込まれることから、今後いかに延命化しながら使用していくかが課題とのことでありました。昨今のSDGsや化学肥料の急激な高騰を鑑みると、今後の本町の農業振興発展において非常に重要な施設であり、早急に今後の方策を検討する必要があると思われまます。

次に、徳之島愛ランドクリーンセンターにて、徳之島3町の令和3年度ごみ搬入実績の説明がありました。種別として、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ、段ボールとなっており、徳之島町は前年比約120tの減量、天城町は前年比約27tの減量、伊仙町においては前年比約14tの増量でありましたが、資源ごみ、段ボールが増量したことが要因であることから、少しずつ町民の意識に変化が出てきたのではないかとの説明でありました。

また、当日は伊仙町の資源ごみ搬入日であり、状況確認を行いました。一部分別がされていない部分もありましたが、ペットボトルについてはキャップとラベルがしっかりと剥がされた状態で出されていました。

令和3年度の徳之島3町全体のごみ総量としては約6,900tとなっており、愛ランドクリーンセンターとしましては、令和5年度から始まる基幹改良工事に向け、今後5,000tまでの減量を目指して

いるとのことから、担当課におきましては今後一層、市町民への周知・啓発活動を行っていただくよう要望いたします。

次に、農業支援センター会議室において、学校給食の試食並びに教育長、教育委員会総務課長、給食センター所長との意見交換会を行いました。当日の献立は、十五夜ということでセルフ豚みそおにぎりと沢煮椀であり、おいしくいただきました。

給食センターの課題として、施設老朽化に伴い機械類の維持管理や修繕、調理員の不足により人員確保に苦慮されているとのことでありました。

また、アレルギー対策に関しては、学校、給食センター栄養士、保護者との協議を重ね、9月中旬頃よりひと月に数日の弁当対応を除き、しっかりとした対応が取られるとの説明でありました。

委員からは、令和4年度から給食費無償化となったことに関し、早急にアンケート調査を実施し、効果検証を行っていただきたいとの要望がありましたので申し添えておきます。

次に、伊仙町歴史民俗資料館において、令和2年度より明許繰越しとなっている映像産業を軸とした観光・産業振興と地域ブランディング事業について説明を受けました。当該事業は、歴史館が所蔵する資料のデジタル化、町内にある文化財や海底遺跡などの映像制作、歴史民俗資料館ホームページを作成しデータベースで閲覧が可能となることで、町外・島外からでも映像を通じて伊仙町の歴史を学ぶことができるとの説明でありました。

実際に見せていただいた映像は私たち委員も大変勉強となるものであり、現在はユーチューブの伊仙チャンネルでしか閲覧できないとのことでありましたが、ぜひ町ホームページからも閲覧できるように対応していただきたい。

また、アクセスカウンターをつけて視聴数を把握することにより、ニーズに沿った住民サービスの提供が可能になることから、併せて対応を要望いたします。

次に、令和2年度繰越防災関連施設整備事業により整備された、下検福生活館、伊仙営農センターについて、それぞれ防水工事、外壁塗装、トイレの改修工事、床の張り替え工事、空調工事、発電機の設置などが行われていました。

委員からは、発電機や空調設備等については、緊急な避難時に備え日頃から保守点検などを行い、いつでも使用できるような管理体制に取り組んでいただくよう要望がありました。

また、以前にも指摘したように、徳之島は台風の常襲地帯であることから、同事業においては雨戸の設置までを含め整備されるよう要望いたします。

続いて、9月12日から9月13日にわたり、町長をはじめ教育長、各担当課長の出席を求め、決算書並びに成果説明書、決算審査意見書に基づき審査を行いました。

審査の過程では、令和3年度の決算に係る事業の成果、課題、また今後の方策などに関し質疑や要望がなされましたのでご報告いたします。

まず、認定第1号について、決算書33ページ、4款1項8目海岸漂着物地域対策推進事業に関し、収集された漂着物の処理は産廃業者へ委託し処理されているとの説明でありましたが、長崎県対馬

市の取組を参考に、海洋プラスチックなど資源ごみとしての可能性を模索されるよう要望いたします。

次に、経済課主幹の町有牛貸付事業について、ここ数か月の子牛競り価格の低迷や飼料などの高騰により、畜産農家は苦しい経営を余儀なくされている状況であることから、現在30万円となっている貸付上限額の増額を要望いたします。

また、同課において運用されている高齢者等肉用牛導入基金については、平成23年度を最後に運用がなされていない状況のようであり、早急な基金の整理と条例の廃止に向け検討されるよう要望いたします。

次に、生活改善センターについて、同施設は町内の地域女性連やJA女性部などの活動グループを中心に様々な加工品製造に利用されていますが、機材の更新時期や施設の老朽化が進んでいると考えられます。先般の補正予算でもありました農山漁村発イノベーション等整備事業など有利な補助事業を詮索し、新たな施設の建設や地元食材を使ったふるさと納税返礼品などの商品開発に向け、未来創生課と連携した事業計画の検討を要望いたします。

次に、畑地帯整備事業や畑地かんがい整備事業による受益者負担金の滞納状況については、徴収率も低く、30年以前からの滞納が残っている状況のとのことではありますが、地権者との十分な協議を行うなど徴収するための努力は言うまでもなく、このことにつきましては、徴収業務を持つ全課において協議を行い、全庁的な徴収対策を実施するよう申し添えます。

次に、喜念小学校新築工事について、当該事業に関しては当初の予定が大幅に遅れ、いまだ県による建設審査中との説明でありましたが、新校舎を楽しみにしている子供たちをはじめ、学校側や集落住民への状況説明がなされていないことから、集落説明会や町広報誌により早急な対応を要望いたします。

次に、指定難病者旅費助成金交付事業について、令和3年度より新規導入された事業であり、実績として述べ2名分の支出となっている状況でありました。新規事業であり、まだまだ町民への周知が不足していると考えられますが、町内には50名近くの指定難病者が把握されていることを踏まえると、広報誌だけでなく、対象者に対し直接案内するなど、町民に寄り添った住民サービスを行い事業を推進されるよう要望いたします。

次に、認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、令和3年度決算では一般会計から約6,866万円の繰入れであり、前年比33.8%もの増額となっており、新型コロナウイルスによる影響を考慮しても依然として厳しい運営状況であります。

また、開館から12年が経過し、老朽化も進行していることを踏まえると、設備の更新など今後も多くの支出が懸念されることから、指定管理委託や民営化を含め、目標を設定し計画的な運営に努めるよう要望いたします。

次に、認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について、現在中部地区及び一部東部地区に供給されている水道水の約80%が伊仙町中部ダムよりくみ上げられ、給水されてい

る状況となっております。決算監査意見書にもありますとおり、一刻も早く新たな水源の確保を模索しつつ、安定した質の良い水の供給ができるよう、計画的な業務の遂行に努められるよう要望いたします。

なお、その他詳細な質疑や指摘事項につきましては、皆様ご承知のとおりでありますので省略させていただきます。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと特別委員会の要望意見改善状況につきましては、今後議会において検証いたしますので、執行部におかれましては改善対応を要望いたします。

令和3年度一般会計歳入歳出決算他5特別会計決算について、本委員会ではそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月14日。決算審査特別委員会委員長、佐田 元。

○議長（前 徹志議員）

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和3年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和3年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

△ 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 福 留 達 也

伊仙町議会議員 樺 山 一